嵐山町議会平成２９年第１回定例会会議録

目　　次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号　（３月１日）

議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
本会議に出席した事務局職員……４
説明のための出席者……４
開会の宣告……７
開議の宣告……７
会議録署名議員の指名……７
会期の決定……７
諸般の報告……８
行政報告……９
常任委員会所管事務調査報告……１１
広報広聴特別委員会所管事務調査報告……２３
施政方針表明……２９
議案第１６号～議案第２１号の上程、説明、質疑……３４
予算特別委員会の設置、委員会付託……５９
予算特別委員会委員の選任……５９
発言の訂正……６０
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告……６１
議案第２２号、議案第２３号の上程、説明、質疑、委員会付託……６２
請願の委員会付託について……６４
陳情の委員会付託について……６４
休会の議決……６５

散会の宣告……６５

第　２　号　（３月３日）

議事日程……６７
出席議員……６８
欠席議員……６８
本会議に出席した事務局職員……６８
説明のための出席者……６８
開議の宣告……７１
諸般の報告……７１
一般質問……７１
３番　佐久間　孝　光　議員……７１
２番　森　一　人　議員……９０
６番　畠　山　美　幸　議員……１０４
４番　長　島　邦　夫　議員……１３４
散会の宣告……１５２

第　３　号　（３月６日）

議事日程……１５３
出席議員……１５４
欠席議員……１５４
本会議に出席した事務局職員……１５４
説明のための出席者……１５４
開議の宣告……１５７
諸般の報告……１５７
一般質問……１５７
１番　吉　本　秀　二　議員……１５７
８番　河　井　勝　久　議員……１７７
５番　青　柳　賢　治　議員……１８６
９番　川　口　浩　史　議員……２０２

散会の宣告……２１９

第　４　号　（３月７日）

議事日程……２２１
出席議員……２２２
欠席議員……２２２
本会議に出席した事務局職員……２２２
説明のための出席者……２２２
開議の宣告……２２５
諸般の報告……２２５
一般質問……２２５
　１３番　　渋　谷　登美子　議員……２２５
　１０番　　清　水　正　之　議員……２５９
　１２番　　安　藤　欣　男　議員……２８５
散会の宣告……３０９

第　５　号　（３月９日）

議事日程……３１１
出席議員……３１３
欠席議員……３１３
本会議に出席した事務局職員……３１３
説明のための出席者……３１３
開議の宣告……３１５
諸般の報告……３１５
同意第１号の上程、説明、質疑、採決……３１５
同意第２号の上程、説明、質疑、採決……３２２
議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２５
議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２９
議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３５
議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３７

議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３９
議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４２
議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４５
議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４９
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３５２
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３５４
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３５６
延会の宣告……３７３

第　６　号　（３月１０日）

議事日程……３７５
出席議員……３７６
欠席議員……３７６
本会議に出席した事務局職員……３７６
説明のための出席者……３７６
開議の宣告……３７９
諸般の報告……３７９
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７９
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８５
議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８７
議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９２
休会の議決……３９７
散会の宣告……３９８

第　７　号　（３月２４日）

議事日程……３９９
出席議員……４０１
欠席議員……４０１
本会議に出席した事務局職員……４０１
説明のための出席者……４０１

開議の宣告……４０３
諸般の報告……４０３
議案第１６号の委員長報告、質疑、討論、採決……４０４
議案第１７号～議案第２１号までの委員長報告、質疑、討論、採決……４２２
議案第２２号、議案第２３号の委員長報告、質疑、討論、採決……４２９
請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……４３２
陳情第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……４３５
議員派遣の件について……４４２
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について……４４３
日程の追加……４４３
発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４３
発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４６
発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４７
発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４９
発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……４５２
発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……４５４
発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……４５９
発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……４６３
発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……４６９
発言の取り消し……４７２
町長挨拶……４７２
議長挨拶……４７３
閉会の宣告……４７４

署名議員……４７５

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第３７号

平成２９年第１回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２９年２月１６日

嵐山町長　　岩　澤　　勝

１．期　　日　　平成２９年３月１日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　大　野　敏　行　議員

○不応招議員（なし）

平成２９年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

３月１日（水）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（大野議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　岩澤町長）

（行政報告　　小久保教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　広報広聴特別委員会所管事務調査報告

日程第　７　施政方針表明（岩澤町長）

日程第　８　議案第１６号　平成２９年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第　９　議案第１７号　平成２９年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第１０　議案第１８号　平成２９年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第１１　議案第１９号　平成２９年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第１２　議案第２０号　平成２９年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について

日程第１３　議案第２１号　平成２９年度嵐山町水道事業会計予算議定について

日程第１４　議案第２２号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）

日程第１５　議案第２３号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）

日程第１６　請願の委員会付託について

日程第１７　陳情の委員会付託について

○出席議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　大　野　敏　行　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田　泰夫
書記	新井　浩二

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
中嶋　秀雄	総務課長
青木　務	地域支援課長
山岸　堅護	税務課長
村田　朗	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
山下　次男	長寿生きがい課長
村上　伸二	文化スポーツ課長
植木　弘	環境農政課長
山下　隆志	企業支援課長
小輪瀬　一哉	企業支援副課長
菅原　浩行	まちづくり整備課長
深澤　清之	上下水道課長

金　井　敏　明	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
藤　永　政　昭	教育委員会こども課長
植　木　　弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第１回嵐山町議会定例会第１日は成立いたしました。

これより開会いたします。

（午前　９時５８分）

◎開議の宣告

○大野敏行議長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第４番　　長　島　邦　夫　議員

第５番　　青　柳　賢　治　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○大野敏行議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

長島議会運営委員長。

〔長島邦夫議会運営委員長登壇〕

○長島邦夫議会運営委員長　皆さん、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第１回定例会を前にしまして、２月の22日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員会委員並びに委員外議員出席者としまして大野議長

に、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長に出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案につきましては、人事２件、条例10件、予算11件及びその他２件の計25件ということでございます。そのほか議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第１回定例会は本日１日から３月24日までの24日間とすることに決定をいたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、３月３日に１番の佐久間議員から４番の私まで、３月６日に５番の吉本議員から８番の川口議員まで、３月７日に９番の渋谷議員から11番の安藤議員といたします。

以上、議会運営委員会から、決定しましたことについて報告をいたしました。

以上でございます。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日３月１日から３月24日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月24日までの24日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○大野敏行議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、人事２件、条例10件、予算11件及びその他２件の計25件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配

付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成28年12月から平成29年２月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成29年２月２日、吉見町のフレサよしみにおいて、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員12名が出席いたしました。平成29年２月10日、さいたま市の埼玉県県民健康センターにおいて、埼玉県町村長・町村議会正副議長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発委第１号　建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出についての件につきましては、内閣総理大臣、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第１号　「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願の写し及び陳情第１号　２項道路に関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○大野敏行議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日、ここに平成29年嵐山町議会第１回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用な中、ご健勝にてご参会を賜り、平成29年度予算案をはじめ町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

さて、本議会に提案をいたします議案は、人事２件、条例10件、予算11件、そのほ

か２件の計25件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

ところで、気になる人口の動きですけれども、本日３月１日現在の数字が出ました。人口が１万7,981人、前月に比べて27人減ということで１万8,000人をついに切りました。27人の減の中には、２月末日、職権によっての抹消ということで10名が含まれております。

そして、世帯数なのですけれども、１月の世帯数が7,573、２月が7,650世帯、そして３月１日、7,642世帯ということで、世帯が前月に比べて８世帯少なくなりました。今まで世帯はふえてきたわけですけれども、世帯も減少のところに入ったかなというふうな感じがしております。そして、高齢化率は31.0となりました。このような状況で人口のほうは推移をしております。

また、味菜工房とも力を合わせまして嵐山産小麦、農林61号を使用した新生「めんこ61」の販売を開始をいたしました。いよいよ活性化事業も動き出します。この懐かしい味を広めながら、地産地消による地域活性化の事業を町民全員参加を目指してパワーアップしてまいりたいというふうに思っております。

そのほか、平成28年11月から平成29年１月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧を願いたいと思います。

議員の皆様の一層のご指導をお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長　教育委員会関係につきまして、ご報告させていただきます。

こども課、（２）、会議等開催状況。１月28日、第３回嵐山町いいとこスピーチコンテストでございますが、小学校５年、６年、中学校１、２年より535名の応募がございまして、代表者12名が発表いたしました。広報３月号に２ページにわたって掲載されております。詳細につきましては、安藤議員の一般質問の中でお答えさせていただ

きます。

学校教育関係、（１）、平成29年度の小中学校入学予定者の入学通知送付者数でございます。菅谷小学校69人、七郷小学校10名を９人に変更願います。健康診断の折には10名でございましたが、その後、１名転居になりました。志賀小学校36人、合計114人、前年度マイナス13人でございます。菅谷中学校90を85に訂正願います。玉ノ岡中学校62人、計147人、訂正願います。昨年度比17名の増でございます。

（２）、委託関係、菅谷中、菅谷小、志賀小、七郷小の立木伐採委託でございますが、既に志賀小、七郷小学校は終了してございます。３月に入りまして、菅谷中学校、菅谷小学校の作業に入り、３月17日までに終了の予定でございます。玉ノ岡中は伐採の立木はございません。

（３）、物品関係及び３、児童福祉関係につきましては、記載のとおりでございます。詳細は後ほどご高覧いただければと存じます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長

平成29年３月１日

嵐山町議会議長　大　野　敏　行　様

総務経済常任委員長　佐　久　間　孝　光

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

ここで、ちょっと１点だけ訂正をお願いしたいと思います。この報告書のほうの５ページになりますけれども、５ページの下から５行目、「関係者の意識と意欲の向上に大いな」、「い」が「き」にかえていただけたらと思いますので、よろしくお願いい

たします。

記

1　調査事項

町の経済の活性化について

2　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「町の経済の活性化について」を調査するため、１月30日及び２月15日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）１月30日の委員会について

当日は植木環境農政課長、環境農政課渡辺農業活性化アドバイザー、空家対策担当新井主幹に出席を求め、千年の苑基本計画、空き家対策の進捗状況について、概要説明を受けた。

①千年の苑について

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構によって策定された嵐山町「千年の苑」づくり計画では、以下のような報告・提言がなされた。

本計画地（ラベンダー苑）は、関連施設等から1.5キロメートル以内にあり、歩いてめぐることができる位置にある。これらを見据えた仕組みを検討すべきである。嵐山町の近隣には熊谷市、東松山市、川越市などの人口集積地があり、また、首都圏東京から車や電車で１時間程度の距離であることを考えると、当施設のポテンシャルとして20万人の来場者が見込めると想定できる。そこでＰＲ、交通インフラ、駐車場や附帯設備等の整備により当初の来場者を7,000人から３万3,000人と目標設定した。

駐車場の確保、駐車料金と入苑料の金額や徴収方法等の検討課題はあるが、ドライフラワーと生花については、既に生産者組合花卉部会の方が挿し木で苗を育て始めていることから、開花時期とあわせて商品化できると考える。

「見て、食べて、買って、体験する」の４つが必要で、バランスよく計画、運営することが大事である。

○説明後の主な質疑応答

（問）お客さんが来たときの対応は。千年の苑の苑長の選任や運営組織は。

（答）来た人が路上駐車をしないように、苑内で２筆、約3,000平方メートルの農地を一時転用し、来場者の臨時駐車場にする。今年の状況を踏まえ、来年は臨時駐車場をさらに広げて、物を売るスペース、休憩所、仮設のトイレ等の設置もしていきた

い。そして、全て植え終えた後、駐車場を苑の中だけにおさめてしまうのか、外にも求めるのかを判断する。

責任者となる苑長は、今の段階では絞り切れていない。本格的にお客様を受け入れる体制となると、別の組織を立ち上げなければならない。官主導ではなく民間主導で、どんな組織がいいのかこれから検討する。また、観光会社、鉄道会社等とも協議をさせていただき、具体的な戦略を考えていきたい。

（問）バーベキュー場の駐車場との連携は大切。県道を越えた西側にも駐車場を確保すべきであると考えるが。また、オープンも早いほうがいいのでは。

（答）駐車場の問題が一番のネック。できれば観光協会には積極的にこの事業に加わっていただいて、バーベキュー場と千年の苑を一体的に経営していただくことも期待をしている。バーベキュー場の繁忙期には、個人的にその場所を臨時駐車場として使っている土地所有者もいる。千年の苑の南側にも農地があり、そこを利用することも検討していきたい。

前倒しのオープンに関しては、平成30年を考えているが、花の状況からは可能だと思う。どこまで本格的なプレオープンにするかは検討課題。多くの人に来ていただいても、体制が不十分で、かえって不愉快な思いをさせてしまったのでは逆効果になってしまう。

②空き家対策の進捗状況について

これまでに３回の嵐山町空家等対策協議会が開かれ、空家等対策の推進に関する特別措置法、嵐山町空家等対策計画（案）、嵐山町空き家バンク設置要綱（案）、町の現状等の説明をした。第４回の会議は２月７日に予定され、嵐山町空き家等対策計画を正式決定していただく予定。

町内空き家の実態調査を平成28年５月30日から同年12月22日まで実施した結果、空き家の件数が454件。平成25年の調査では291件、増加率56％となっている。

国の空家対策の推進に関する特別措置法には、特定空家の判定ガイドラインが示されており、所有者が町の助言、指導に従わなかった場合は、勧告され、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地特例の対象から除外される。また、空き家を解体し更地にして、譲渡する場合は、3,000万円の譲渡所得の特別控除がある。国は税制面から空家の処分、流通の促進を考えている。法定協議会設置済み市町村は、埼玉県内では９市町村、嵐山町はこの中に含まれている。

嵐山町空き家バンク設置要綱は、第14条において、「売買又は賃貸借等の契約が成約するまでの維持管理及び、それに係る費用は空き家バンクに登録申し込みされた所有者等の負担において行うものである」と規定されており、維持管理は登録者、所有者、あるいは管理者であることを明記した。

嵐山町空家等対策計画（案）は、平成28年12月７日から平成28年12月21日までの２週間パブリックコメントをとったが、パブリックコメントは１件もなかった。

○説明後の主な質疑応答

（問）大字別の空き家件数はわかるか。

（答）菅谷が一番多く95件、次に多いのが志賀（１区、２区）で89件、川島が59件、平沢が47件となっている。前回は、６割が市街化区域、４割が市街化調整区域で、今回は、市街化区域の割合が64.1％、市街化調整区域の割合が35.9％となっている。前回の調査に比べると市街化区域の空き家がふえている。

（問）今回の調査でふえている要因として、調査のやり方の違いがあるのか。特定空家候補のものはどの程度あるのか。広く空き家バンクのことを知っていただくツールは考えているのか。

（答）ふえた原因ははっきりわからない。国が示している「空家」の定義は、おおむね１年間住んでいない空き家となっている。転出情報、水道の停止状況から空き家調査を行った。現在は、特定空家に当てはまる空き家に関する情報はない。知っていただく一つの方法として、空き家の所有者へ空き家バンクのパンフレットを送付する。

（問）農村地域はバンクを利用する人は少ないと思う。その方たちへの情報提供は。

（答）空き家バンクの要綱の第４条には「町長は、登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる」と規定されている。

（２）２月15日の委員会について

当日は、植木環境農政課長に出席を求め、千年の苑基本計画、めんこ61事業、空き家対策の進捗状況について再度説明を受けた。

①千年の苑基本計画について

国の地方創生加速化交付金は、ハード事業に充てることが認められていない。今後、平成30年のプレオープン、平成31年の正式オープンに向けて、駐車場や苑路の整備などハード事業の実施が必要とされるので、平成29年度にはハード事業に使途可能な国

県の支援制度導入を模索していきたい。

○説明後の主な質疑応答

（問）水辺再生整備地に沿って舗装された道路が都幾川の千騎沢橋まで延びているが、この場所への路上駐車が多く発生する可能性がある。それに対する注意喚起等の対策は。

（答）この地域の農地利用集積が100％になれば、耕作者が１人となり、警察署との協議でイベント開催期間中は道路使用をさせていただき、封鎖することも可能になる。

（問）町はこの件に対し、安易な考え方である。この場所は、観光協会の営業にとってはかなり大きな問題であった。観光協会とは話し合いをしたのか。

（答）この道路を舗装する際、観光協会と協議をさせていただき、槻川橋から数十メートルのところに止められるとバーベキュー場の営業にも影響が出るが、それより東側は営業に支障がないので、環境農政課の計画どおりでよいとの同意をいただいた。

（問）千年の苑事業の波及効果は。

（答）来場者がどうすれば嵐山町にとどまり、お金を使っていただけるか、その波及効果が大切な狙い。ラベンダーを見たら、バーベキュー場や町内のお店でお昼を食べていただくとか、農産物直売所に寄って買い物をしていただくなどが想定できる。ただ、直売所には、６月、７月の梅雨の時期に出せる品物が少ないため、ハウス栽培やトンネル栽培によって、この時期に出荷できるものをつくっていただかなければならない。

②めんこ61について

１月末から週末、祝日に限っての仮店舗での営業が始まり３週間、１日200食分の麺を用意して、完売できている状況である。味菜工房のメンバーの対応について、作業の流れ、お客様への対応は、まだまだ戸惑っている部分が多い。

農林61号の小麦粉の生産に関しては、平成29年度には協議会を立ち上げ、製粉した粉を町内飲食店や製菓業者に試していただく。使える見通しが立てば、生産者は農協に出荷するよりも高く売れ、買う方は、製粉業者から買うよりも安く仕入れられるような価格設定をしていく。現在は、嵐山町古里の北田地区で農業法人らんざん営農に農林61号をつくってもらっているが、ここを種子圃として、農林61号を利用する方と生産農家のマッチングを行い、生産者農家をふやしていくことを平成29年度は試みた

い。

○説明後の主な質疑応答

（問）商標登録も「めんこ61」で新生するのか。

（答）「めんこ」は既に、登録されている。「61」は数字であり、商標の対象にはならない。「嵐山めんこ」とか、意匠をつけるとかであれば可能なようだが、今後考えていく。

（問）人気が出てきた場合、対応は十分できるのか。

（答）小麦に関しては種を滋賀県から買っている。嵐山町内の北田地区が種場としての一定条件を満たせば、そこから種をとって供給することを考えている。

○委員からの意見

・お試し期間であるということが不明確。お客様にわかる表示などもするべき。そうすれば不満なことがあれば言いやすいし、改善の見込みがあることで期待も我慢もできる。

・仮称「味・サービス向上委員」というような腕章を、給仕される方がつける等、お客様が意見を言いやすい雰囲気をつくることが必要。改善点の指摘を待っているのではなく、こちらから積極的に伺う姿勢を持つべき。

・のぼりの「めんこ61」だけでは、何だかわからない。「地粉うどん」というような、言葉を加えるべき。

・嵐山町産の農林61号を使っての「めんこ61」であることが基本である。

③空き家対策について

平成29年２月７日の協議会にて嵐山町空家等対策計画の最終的な承認をいただいた。

○説明後の主な質疑応答

（問）特定空家と認定するに当たり、国と嵐山町との認識のギャップはないのか。

（答）大きな違いはないと考えている。嵐山町内に特定空家と考えられる空き家は、現状ではない。すぐに所有者を特定できない、あるいは、所有者が施設に入っている場合等で、危険性、緊急性等がある場合には、必要最低限の措置を町が講ずることができる条例を準備している。特定空家の場合は、助言、指導、勧告等もできるが、かなりの時間を要するので、臨機応変に町が対応できる条例を制定し、迅速かつ円滑に法の運用ができるようにしたいと考えている。

（問）空き家対策として、町が寄附を受けることはあるのか。

（答）公有財産として活用ができるか関係各課と協議、調整をし、多少費用をかけても、それ以上の効果が見込めると判断したものはお受けする。

３　委員会としての意見

（１）千年の苑について

千年の苑事業の基本構想は、農業の６次産業化である。しかし、今回嵐山町が進めている千年の苑事業は、単なる農業振興のみならず、観光や商工業の発展、地域おこしにつながり得る大きな可能性を秘めた、失敗が許されぬ一大プロジェクトである。この事業の成否には、嵐山町と嵐山町民の夢と未来がかかっていると言っても過言ではない。このような観点から、総務経済常任委員会としての意見をここに述べさせていただく。

この事業は、一過性で終わるものではなく、今後長きにわたって嵐山町を象徴する地域振興政策である。事業を継続するには、しっかりとした経営体制のもと、適切な利益を上げていかなければならない。また、それが町の稼ぐ力にもなり、自主財源にもなっていく。意欲的な人たちに加わっていただき、起業ができる状況になれば、町の活性化にもつながる。それには、町外からも多くの人が訪れ、お金を落としていただけるだけの魅力ある環境、趣向、商品、サービス等を提供しなければならない。

残念ながら現時点では、ほとんどの町内の事業者、団体は、まだ他人事として見ている。町が率先して具体的に「こういったものをつくっていただきたい」と示していかなければ進まない。組織の代表にお願いしたからといって、組織が動くわけではないことを十分認識すべきである。

ラベンダーを使った６次産業化としての想定できる商品に関し、平成29年度には、専門家を招聘し、どうすればできるのかも含め、組織ではなく個々の事業者に働きかけ具体的取り組みにつなげていく試みは、関係者の意識と意欲の向上に大きな期待が持てる。町職員も視察に行って、ふさわしいものがあれば、帰町後にはその開発に業者とともに取り組むくらいの意気込みが欲しい。さらに、団体や組織が潤うことだけでなく、携わっている個人の収入増につながるよう配慮すべきである。個人に還元されることで「やらされている」から「もっとやりたい」へ変わり、事業推進の原動力となるからだ。

平成29年の開花時期には、できることは全て実施していくべき。臨時駐車場を確保

できるとのこと、テントや簡易トイレを設置すれば、商品も充分販売できる。例えば、花卉部会のドライフラワーや苗、味菜工房の「めんこ61」のうどん、岡松屋の嵐丸人形焼きや芋ようかん、観光協会には嵐丸グッズやほかの商品もある。さらに、地元でとれたタケノコ等も考えられる。最低限こういったことに関しては、平成29年度からスタートし、その体験から改善の糸口を探っていくべきである。やることによって見えてくるものがあり、かかわり、実践することで各自の自覚が芽生えてくると考えるからである。

以上、中間報告といたします。

○大野敏行議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森　一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森　一人文教厚生常任委員長

平成29年３月１日

嵐山町議会議長　大　野　敏　行　様

文教厚生常任委員長　森　　一　人

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告をいたします。

記

１　調査事項

「嵐山町の環境美化について」及び「文教厚生常任委員会に関わる施設の点検について」

２　調査経過

本委員会は、閉会中の特定事件として「嵐山町の環境美化について」と「文教厚生常任委員会に関わる施設の点検について」を調査するため、１月18日、１月31日及び２月17日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（１）１月18日の委員会について

調査事項の「嵐山町の環境美化について」、武蔵嵐山駅周辺と滑川町との行政境の現地視察を行い、その後にポイ捨て等禁止条例（仮）制定についての具体的な進め方について協議いたしました。次に「文教厚生常任委員会に関わる施設の点検について」は、６月ごろにＰＴＡ連絡協議会の皆さんの都合に合わせ、懇談会をお願いしたとの報告をいたしました。

【武蔵嵐山駅周辺の現地視察を終えて、委員からの意見等】

・現状、ごみが多いと感じた。

・グレーチングの中もひどい状況。

・線路内は民有地だが、ごみが多い。

【ポイ捨て等禁止条例（仮）制定についての具体的な進め方について】

委員からの主な意見等は以下になります。

・条例制定に向けてのタイムスケジュールを作成するべき。

・行政視察を行った柏市と東松山市の条例を比較できるような資料が必要。

・嵐山町に近い人口規模で条例制定をしている自治体はないのか。あれば資料が欲しい。

以上の意見等を踏まえ、次回の委員会時にタイムスケジュールの作成を行うこととしました。また事前に、必要な資料等を用意することになりました。

写真は、嵐山駅周辺と滑川との行政境を回ったときに１時間もたたないぐらいですが、拾ったごみの状況であります。

（２）１月31日の委員会について

当日は、タイムスケジュール作成から行いました。その後、時間もあり、ポイ捨て等禁止条例（仮）の素案作成まで進めることができました。また、過日において議長、委員長、事務局長で陳情第４号においての対応として、東日本明星株式会社が排気口延長工事を行ったので、現場を見させていただいた内容について委員に報告いたしました。また、次回の委員会において、素案内容について環境農政課よりヒアリングを行うことといたしました。

【ぽい捨て等禁止条例の素案】

〇嵐山町ぽい捨て禁止条例（仮）について、朗読させていただきます。

（目的）

第１条　自然豊かな嵐山町の環境を保全するため、ぽい捨て、路上等喫煙及び禁煙

等強化区域の指定その他必要な事項を定めることにより、町、町民、事業者等の協働による清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ぽい捨て　道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等をみだりに捨てることをいう。

（２）空き缶等　飲料又は食料が入っている、又は入っていた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、包装紙その他これらに類する散乱性の高いごみをいう。

（３）路上等喫煙　第８条第１項に規定する禁煙等強化区域（以下この号において「強化区域」という。）外の道路又は強化区域内において喫煙することをいう。ただし、第８条第４項に規定する指定喫煙所における喫煙を除く。

（４）町民等　町内に居住し、若しくは滞在し、通勤し、若しくは通学し、又は町内を通過する者をいう。

（５）事業者　町内で事業活動を行う全ての者をいう。

（６）土地所有者等　町内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（町の責務）

第３条　町は、この条例の目的を達成するため、ぽい捨て等の防止のために必要な施策を実施しなければならない。

（町民等の責務）

第４条　町民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することなど、自らの責任において適正に処分しなければならない。

２　町民等は、町が実施する環境美化の促進のためのぽい捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

３　町民等は、ぽい捨て等、路上等喫煙に対し、相互に注意し合い、及び協力し合うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、空き缶等の散乱の防止につ

いて、啓発その他必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、町が実施する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第６条　土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　土地所有者等は、町が実施する環境美化の促進のためのぽい捨て等の防止施策に協力しなければならない。

（ぽい捨て等の禁止）

第７条　何人も、指定区域において、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）ぽい捨て

（２）路上等喫煙（ただし、公共の場所を管理する者が指定した場所においては、この限りでない。）

（禁煙等強化区域の指定）

第８条　町長は、公共の場所において環境の美化の推進及び歩行者等の安全の確保のため特に必要があると認める区域を禁煙等強化区域（以下「強化区域」という。）として指定することができる。

２　町長は、強化区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

３　前２項の規定は、強化区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

４　町長は、第１項の規定により強化区域を指定するときは、必要に応じて当該区域内に指定喫煙所を設けることができる。

（指導、勧告及び命令）

第９条　町長は、禁煙等強化区域において第７条の規定に違反した者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

２　町長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（嵐山町行政手続条例の適用除外）

第10条　前条第２項の規定による命令については、嵐山町行政手続条例（平成９年嵐山町条例第２号）第３章の規定は適用しない。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

（過料）

第12条　第９条第２項の規定による命令に違反した者は、１万円以下の過料に処する。

（弁明）

第13条　町長は、前条の規定による過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

附則については、この時点では、まだ決めておりませんでした。

（３）２月17日の委員会について

当日は、ご多用のところ、植木環境農政課長に委員会出席をしていただき、ぽい捨て等禁止条例（仮）の素案についてヒアリングを行いました。

【環境農政課からの、ぽい捨て等禁止条例（仮）の素案について】

◇環境条例について県下の状況を確認していただいた。(63市町村)

・ぽい捨てに特化したもの　26市町

・エリアを絞ったもの　16市町

・自販機を含むもの　27市町

・過料を科しているもの　28市町

委員からの主な質問については以下になります。

（問）エリア指定については条例に入れるべきなのか。

（答）路上喫煙区域・禁止区域として指定できる。また、自治体においては、携帯灰皿についても禁止しているところもある。

（問）過料を科すとなると、具体的にはどのようになるのか。

（答）過料を科すとなると、検察庁に告知した上で、周知に６カ月ほど必要となる。

ヒアリング終了後に、次のような意見・感想が出されました。

・平成30年４月１日施行であれば、告知・周知に十分、可能だと思う。

・柏市や東松山市と規模が違う中、過料を科すことが必要なのか。

・最初から過料については明記するべき。罰則は必要。

・過料については、３年後に見直すと明記するというのはどうか。

・過料については、最初からは要らないのでは。見回り活動等にも人件費がかかる。

・指定喫煙所の設置は必要。

・小中学校に周知を兼ねて、条例の名称公募とパブリックコメントをお願いしてみれば。

以上の意見等をまとめ、特定事件「嵐山町の環境美化について」は今後、タイムスケジュールに沿って、ぽい捨て等禁止条例（仮）制定を進めていく上で、３月の議員全員協議会で皆さんのご意見等を聴取させていただき、条例素案の修正を考えていくこととしました。また、エリア指定でかかる行政区においてもご意見聴取と説明が必要であるということから、４月に説明会を予定し、開催していくことといたしました。

以上、中間報告とします。

○大野敏行議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長　日程第６、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳広報広聴特別委員長。

〔青柳賢治広報広聴特別委員長登壇〕

○青柳賢治広報広聴特別委員長

平成29年３月１日

嵐山町議会議長　大　野　敏　行　様

広報広聴特別委員長　青　柳　賢　治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記の下でございますけれども、この１ページ目でございますが、調査結果のアのところでございますが、「三芳町、高根沢町に対する質問事項」、ここのところの点の２点目のところでございますが、点が入ったことによって、三芳町の「三」が抜けてしまいました。これを追加をお願いいたします。さらに、それから１行下のところですが、広報広聴の「広」の字が、この点によって抜けてしまいましたので、「広」の字

も追加をお願いいたします。

それでは、調査事項でございます。

広報広聴特別委員会視察研修、広報広聴特別委員会の論点及び広報広聴特別委員会の取り組みについて

２　調査結果

本委員会は、12月20日、１月25日、１月26日、２月２日に委員会を開会した。

（１）12月20日の委員会について

①広報広聴特別委員会視察研修の質問事項について

平成29年１月25日、26日の広報広聴特別委員会視察研修に当たり、視察先に対する質問事項を取りまとめた。視察先に議会報編集の所管もあることから、議会報編集委員会からの質問事項も一緒にまとめる。

ア　三芳町、高根沢町に対する質問事項

・三芳町議会広報広聴常任委員会について、常任委員会として設置されている理由について

・広報広聴常任委員会の取り組み内容について

・広報広聴常任委員会としてどのような研修を行っているか

・委員会の編成・交代についてその方法

・本会議のＤＶＤ貸し出しの実施の経緯と利用状況

・高根沢町議会広報広聴特別委員会について特別委員会として設置されている理由について

・議会報告会におけるテーマの決め方について

イ　栃木市、大田原市に対する質問事項

・ＩＣＴ化を進めた経緯について

・導入後の効果、課題について

・タブレットの利用で会議の効率は

・タブレット利用に関する取り決め、問題点

②広報広聴特別委員会の論点について

委員長より広報広聴特別委員会の論点として、下記のことについて提案がなされ、議論し、検討した。

ア　広報広聴特別委員会について

・議会報告会における資料作成など部門を区分すること

・ＩＣＴ活用による議会力の向上を図ること

「現在の資料作成と報告会での担当は、明確に区分して、任期まで進めては」という意見もあったが、１月の視察研修後に検討することになった。

イ　議会モニターと議会のあり方について

・議員報酬・議員定数に関すること

議会基本条例に基づく取り組みが望まれるとの意見が大勢で、今後、議会運営委員会において検討することを、議長に預けることで全員賛成となった。

・モニターの職責明確化について

モニター要綱に記されている職務について、浸透を図り、理解を深めることによって、明確化を進めていくこと。モニターとの年度末における対応については、中間年でもあることから、広報広聴特別委員長中心で対応する。

・議会報告会や報告会における意見交換会について

「意見交換のやり方の検討が必要ではないか」との意見が出て、研修後に検討することにした。

（２）１月25日、26日の広報広聴特別委員会視察研修についての報告

①「三芳町議会広報広聴常任委員会の取り組み状況」について

ア　常任委員会として設置されている理由

委員会全体の構成、所管の見直しがあり、議会広報広聴常任委員会の設置の必要性を検討する。議会広報誌の編集を含む、広範囲の広報広聴を所管する委員会としての継続性も重視して常任委員会を設置。

イ　広報広聴常任委員会の取り組み内容

・議会報に係る予算

製本費173万円、配布委託費87万円の260万円で１万5,700部。

印刷業者を３年契約の入札制にしたことでコストカットに成功。

・編集方針、発行までの手法

平成26年６月に議会だより発行要領を定める。

・「ＳＮＳ」による議会広報活動も積極的に進めている。

ウ　広報広聴常任委員会としての研修は

常任委員会化により所管事務調査が実施可能となり、議会中継などインターネット

を活用したさまざまな広報活動や、「市民意見交換会」、「議会フォーラム」などの先進事例を研修している。

エ　委員の編成・交代について

議会運営委員会の６名を選任、議長と議運の６名を除く８名が広報広聴常任委員会に就任、任期は２年。

オ　図書館での本会議のＤＶＤ貸し出しの経緯と利用状況

図書館では貸し出しではなく、視聴のみ行っている。平成25年度より実施しているが、現在まで利用なし。その後、住民よりＤＶＤ貸し出しの要望があり、事務局において貸し出しを行っている。

カ　夜間・休日議会等について

住民の議会傍聴の機会をふやすことを目的として、平成20年９月定例会より、夜間議会、平成21年３月定例会より休日議会を開催。

夜間議会は、議員の一般質問を午後６時から午後９時30分まで、３名実施し、休日議会は予算特別委員会の審査で実施している。傍聴者は横ばいで推移している。議会報告会は土日のいずれか１回で実施し、町民の意見を聞く機会としている。

②「高根沢町議会広報広聴特別委員会の取り組み状況」について

ア　特別委員会として設置されている理由

議会委員会条例に基づき、特別委員会が設置されている。また、議会広報広聴規則に基づき、議会広報広聴特別委員会を置くとなっている。平成11年先進地視察後に、議会広報特別委員会に変更。

イ　広報広聴特別委員会の取り組み内容

・議会報に係る予算

製本費94万2,000円、新聞折り込み委託料91万9,000円の186万円で9,240部。

・編集方針、発行までの手法

委員会での取り決め事項を持ち、定例会終了後の翌月20日に発行。

ウ　広報広聴特別委員会としての研修は

特別な研修は行っていない。町村議会広報のコンクール入賞の宮城県川崎町と、山形県川西町に視察研修。

エ　委員の構成・交代について

常任委員会は３つあり、各常任委員会の副委員長と、委員から１名を選出し、６名

体制で任期は２年。

オ　議会報告会のテーマの決め方は

議会報告会の内容は前段、予算・決算での「議会報告」を行い、住民との意見交換をし、後段として各常任委員会においての日常調査テーマや、さまざまな課題に対して住民の意見をいただく「お知恵はいしゃく」との２つの内容で開催。「議会報告」では議会全体にかかわることをテーマとし、「お知恵はいしゃく」のテーマでは常任委員会で所管している内容で自由に決めている。

③栃木市、大田原市におけるＩＣＴの活用について

ア　ＩＣＴ化を進めた経緯

議会選考で、議員にアンケート調査を実施し、経済性、汎用性を優先した栃木市においては、議員一人一人の操作習得にご苦労があった。執行部が端末導入を決定した大田原市では、同期システムを採用したことにより操作習得は容易であったとのこと。

イ　効果と課題

・栃木市、大田原市における整備費概要

会議システム124万8,000円（栃木市）

162万8,000円（大田原市）

タブレット40台225万円（栃木市）

タブレット31台０円・通信費92万円（大田原市）

通信環境整備1,170万円（栃木市）

無線ＬＡＮ設置初期導入費用253万円・市役所全体の通信費月額約28万円（大田原市）

・タブレット導入による節減額

栃木市約53万円、大田原市約41万円

ウ　会議の効率の変化は

紙データと電子データの併用であるが、タブレット中心で会議を進行。

議会と執行部が同じ条件で本会議に臨め、机上も整理され、タブレット１台で会議に臨める。ただし、メモ機能などの操作によっては、操作に手間取っている間に会議が進んでしまうこともある。

エ　取り決めや問題点等

ＩＣＴ化は、費用対効果という観点だけでなく、時代のニーズと向き合うという進

取な一面もあり、議員の意識改革こそが大切。

（３）２月２日の委員会について

①広報広聴特別委員会視察研修報告について

委員長より視察研修報告書が示されたので、報告書について検討をした上で、委員から出された意見等を集約し、報告事項の追加・補正を行う。

②ＩＣＴ活用の方向性について

視察研修後のＩＣＴについて次のような意見や感想が出された。

「費用対効果の観点から、慎重に進めていくように思っていたのだが、わかりやすく、机上が整理整頓されていることなどよい面も理解できた。事務局負担が軽減されているなど、執行と一体となった導入が肝要ではないか。現代は電子化が進む時代となっており、議会においても取り入れていかなくてはならないことと思う。ただ、初期投資が必要になるが」という意見などであった。今後、ＩＣＴ化に向けて、執行との意見交換も視野に入れていくべきとの結論に至った。

③議会運営委員会への諮問事項の報告について

議会モニターから提言された、議員定数等に対する検討結果が、議会運営委員会より報告されたが、議員定数に関することは、重要な課題であり、町民から理解が得られるような形の検討委員会などの設置が望ましいのではないかとの意見が多数を占め、議会運営委員会において、全員参加による検討を行う委員会の設置を再度諮問することにした。

④広報広聴特別委員会の検討事項について

平成29年５月20日に第11回の議会報告会を予定し、班編成をもって当たることにした。議会モニターに対しては、３月定例会に議会傍聴をお願いし、その際、お礼として、議長交際費でお礼の品を郵送することにした。広報広聴特別委員会の委員会のあり方については、広報広聴は議会にとって重要な仕事であり、常任委員会化すべきとの意見もあるが、常任委員会を３委員会にした場合の課題も多く、特別委員会でも継続性は確保できるとの意見もあり、嵐山町議会に合った方向性を引き続き検討していくこととした。

以上、委員会報告といたします。

○大野敏行議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

それでは、皆さんのご要望ございますので、暫時休憩いたします。

再開時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５８分

再　　開　午前１１時１０分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針表明

○大野敏行議長　日程第７、町長の施政方針表明を行います。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　平成29年度予算案及び関係諸議案を提案するに先立ちまして、町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

嵐山町は、昭和42年４月15日に町制を施行し、平成29年度は50周年を迎えます。町長として、今日の町発展の礎を築かれた先人たちの英知とご尽力に、改めて感謝を申し上げます。

私は、昨年８月の選挙におきまして、無投票にて町長４期目の大任を任せていただくこととなりました。無投票ということで安泰ということは全く考えておりません。これまで以上に危機感を持ち、嵐山町のかじ取りをしたいと考えております。町政の運営は、議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力が必要でございます。これまで以上にご支援、ご協力をお願いをするものでございます。

さて、平成29年度も引き続き人口減少社会に対応するための地方創生の取り組みである「嵐山町人口ビジョン及び総合戦略」に基づき、「活力と生きがいを創出する」、「子供たちの未来を創出をする」、「住みよい豊かな環境を創出する」という３つの基本方針のもとで施策の推進を図ってまいります。

また、第５次嵐山町総合振興計画につきましても着実に推進をし、これらの計画に基づき「地方創生」とともに、国が進める「一億総活躍社会」を実現するための諸事業を展開をしてまいります。

さらに、国の補正予算に対応し、地方創生拠点整備交付金を活用をするなどの諸事業を進めるための補正予算を計上し、平成29年度に繰り越して事業を進める予定でございます。

平成29年度事業全体につきましては、４期目就任に当たり掲げたマニフェスト、「日本一の教育の町”嵐山”の実現」、「駅周辺の活性化10年計画のスタート」、「稼ぐ力・若者の定住（産業振興)」、「安全・安心な町（コミュニティにさらに磨きをかける)」、「健康長寿のまちづくり」、この５つを実現すべく、町制施行50周年に当たり、嵐山町のこれからの50年の未来を展望し、めり張りのある予算編成を行ったところでございます。

次に、平成29年度予算の概要を申し上げます。

平成29年度の一般会計当初予算は、58億7,900万円と前年度比3.1％減の予算を計上いたしました。このほか、国の平成28年度補正予算に合わせ、町も補正予算に関連事業を計上したところでございます。このうち、地方創生拠点整備交付金事業につきましては、国の事業認定を受け実施をするところでございます。

国民健康保険特別会計は、23億5,479万9,000円で前年度比1.7％増、後期高齢者医療特別会計は、１億8,667万7,000円で前年度比3.4％増、介護保険特別会計は、11億3,763万4,000円で前年度比2.5％減、下水道事業特別会計は、６億2,610万4,000円で前年度比4.1％増、水道事業会計は、７億9,183万円で前年度比10.5％減を計上いたしました。予算全体では、109億7,604万4,000円で前年度比2.2％減でございます。

一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

平成29年度の町税は、固定資産税は伸びるものの、個人、法人町民税の減収税、また町たばこ税の落ち込み等が予想されることから、前年度比1.2％増で見込んでおります。

地方交付税は、おおむね前年並みでの推移で試算をし、当初予算比では1.4％増を見込んでおります。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金、地方創生推進交付金、防災・安全交付金が増加しているものの、保育所緊急整備事業補助金、臨時福祉給付金等給付事業補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等の減によりまして、前年度比１億1,523万2,000円、15.2％減で計上をいたしました。

県支出金では、子どものための教育・保育給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金、重度心身障害者医療費支給事業補助金、青年就農給付金給付事業費補助金、農村地域防災減災事業補助金、里山・平地林再生事業補助金等は増加しているものの、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金、農地中間管理事業補助金、地域づくり提案事業費補助金等の減によりまして、前年度比5,662万3,000円、13.8％減で計上をいたしました。

地方債につきましては、投資的経費の減少に伴いまして、前年度比１億4,840万円、27.9％の減となりました。基礎的財政収支につきましては、昨年度に引き続き元金ベースで約２億6,900万円の黒字となり、厳しい中でも財政の健全化に資することができました。

平成29年度も多額の財源不足を解消するため、財政調整基金から２億6,500万円を繰り入れ、予算編成を行ったところでございます。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明申し上げます。

歳出の性質別では、人件費が180万3,000円、扶助費が2,054万円、公債費が2,628万7,000円増加をし、義務的経費全体では4,863万円の増となっております。

投資的経費では、生活道路整備事業費、幹線道路整備事業費、川のまるごと再生事業費等の減少に伴い、１億9,762万6,000円の減となりました。

物件費では、林業振興事業、学習支援教室運営事業、学校給食運営管理事業の委託料等の増加によりまして1,371万3,000円の増、補助費等は、保育所緊急整備事業補助金等の減額により4,146万6,000円の減、繰出金につきましては、829万3,000円の減で計上をしております。

以下、４期目就任に当たり掲げた５つのマニフェスト「１．日本一の教育の町”嵐山”の実現」、「２．駅周辺の活性化10年計画のスタート」、「３．稼ぐ力・若者の定住（産業振興）」、「４．安全・安心な町（地域コミュニティに磨きをかける）」、「５．健康長寿のまちづくり」に沿って、平成29年度の主な事業について申し上げます。

「日本一の教育の町”嵐山”の実現」につきましては、「人づくり、学力向上対策」及び「人口減少・少子化への対応」でございます。

「人づくり、学力向上対策」につきましては、平成29年度の新規事業といたしまして、小学校５・６年生対象の日本語検定及び中学校全学年を対象とした英語検定の受検料の補助事業を計上いたしました。さらに、学力向上を図るため、少人数指導によ

る学習支援教室の開催経費につきましても予算化したところでございます。教育は最大の投資と言われております。嵐山町の未来を担う子供たちに、町制施行50周年を機に、これからの50年を託し、最大の投資をしてまいります。

次に、「人口減少・少子化への対応」でございます。

少子化への対応といたしましては、平成29年度新規事業で、不妊治療支援事業を予算化し、高額になる治療費の助成を行ってまいります。また、こども医療費、ひとり親家庭等医療費につきましても、窓口払いの廃止を継続をし、子育て世帯の負担軽減を図ります。さらに、継続した子育て支援の充実が図れるよう、平成29年度から「子育て支援課」を新設をし、妊娠期から18歳まで切れ目のない子育て支援を行ってまいります。

人口減少の対応といたしましては、子育て世帯等転入奨励事業を継続をし、転入促進を図ってまいります。また、人口減少に伴う児童生徒数の減少を考慮をし、教育施設の適正規模による統合準備を進めてまいります。

「駅周辺の活性化10年計画のスタート」につきましては、「情報発信拠点の整備」でございます。

武蔵嵐山駅東西連絡通路の内装イメージアップができ上がり、平成28年度国の補正予算を受け、地方創生拠点整備交付金の対象事業として、「駅周辺の活性化10年計画のスタート」にふさわしい、地域活力創出拠点整備事業を実施することとなりました。平成29年度は繰り越された事業の実施と、完成後の施設を活用した駅周辺の活性化をさらに進めてまいります。また、同時に地域活性化コーディネーターの活用により、地域資源の掘り起こし、また嵐山町の魅力アップへの取り組みを積極的に行ってまいります。

「稼ぐ力・若者の定住（産業振興）」につきましては、平成29年度新規事業といたしまして、担い手育成らん丸塾運営事業を予算計上いたしました。らん丸塾を活用をし、新規就農者が300万円の収入を得るため、経営技術等の取得を支援をしてまいります。

また、企業誘致や花見台工業団地の拡張につきましては、平成26年度に企業誘致条例を制定し、平成27年度に事業規模拡大を図る企業からの申請が出されるなど、効果があらわれてきております。今後さらに雇用の創出、また税収の確保を図るため、平成28年度に実施をした花見台拡張予定地区産業団地予備調査、またインター周辺地区

現況測量等の成果を活用し、さらに県からの職員派遣を受け、実現に向けてまいります。

「安全・安心な町（地域コミュニティに磨きをかける）」につきましては、「防災ハザードマップ、避難所マニュアルの策定」、「交通安全・防犯」でございます。

平成29年度、防災対策事業といたしまして、非常用持ち出し袋共同購入補助金を計上いたしました。また、「防災ハザードマップ、避難所マニュアルの作成」につきましては、防災行政の経験を持つ任期付職員を採用し、災害発生時に速やかに対応できるよう、実際の避難行動に即した避難所マニュアルの作成、また防災ハザードマップの作成を進めてまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、防犯モデル地区事業をはじめ、これまでと同様、継続して交通安全に対する啓発、また自主防犯組織の活動を積極的に支援をしてまいります。さらに、平成29年度につきましては、高齢者の交通事故に対応すべく、高齢者運転免許証自主返納支援事業についても予算計上をいたしました。

「健康長寿のまちづくり」につきましては、「健康長寿プロジェクト」を継続をして実施をしてまいります。

町民の健康増進に対する取り組みといたしまして、平成27年度から「健康長寿埼玉モデル事業」を活用した「健康長寿を延ばそう！！プロジェクト事業」を実施をしてまいりました。平成29年度は、さらに多くの町民の皆様が事業に参加をしていただけるよう事業を展開し、健康寿命の延伸を図ってまいります。また、県が実施をする健康マイレージ事業にも参加をいたしてまいります。

平成29年度の財政全般につきましては、平成28年度に続き基礎的財政収支が黒字となりました。しかしながら、予算編成に当たり大幅に財政調整基金を取り崩すなど、決して楽観できるものではありません。平成29年度も引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、平成29年度町政運営に関する基本的な考え方と平成29年度予算の概要を、４期目就任に当たり掲げた５つのマニフェストに沿って申し上げました。

今後も、町民福祉の向上に、議員の皆様並びに町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力をお願いを申し上げ、平成29年度の施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。これにて施政方針表明を終わります。

◎議案第１６号～議案第２１号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長　日程第８、議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第９、議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第12、議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件、日程第13、議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上６件を一括議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第16号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成29年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,900万円と定めるものであります。このほか債務負担行為３件及び地方債４件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第17号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第17号は、平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成29年度の国保会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,479万9,000円と定めるものであります。このほか一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第18号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第18号は、平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成29年度の後期高齢者医療会計を運営をするため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,667万7,000円と定めるものであります。

次に、議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第19号は、平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。平成29年度の介護保険会計を運営をするため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,763万4,000円と定めるものであります。このほか歳出予算の流用について定めるも

のであります。

次に、議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第20号は、平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成29年度の下水道会計を運営をするため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億2,610万4,000円と定めるものであります。このほか債務負担行為３件及び地方債３件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額について定めるものであります。

最後になりますが、議案第21号について提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第21号は、平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成29年度の水道事業会計は、業務の予定量を給水戸数7,697戸、年間総配水量272万4,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を５億1,988万1,000円、事業費用を４億8,300万8,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入84万円、資本的支出３億882万2,000円とするものであります。このほか一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

次に、担当課長に細部説明を求めます。

まず、議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定について細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長　それでは、議案第16号の細部について説明をさせていただきます。

最初に、平成29年度予算案の参考資料のほうをごらんいただきたいと存じます。参考資料でございます。最初に２ページをお願いいたします。

予算額等の推移の表でございます。下の表をごらんいただきまして、平成29年度当初予算額につきましては58億7,900万円で、対前年度１億8,900万円の減額となっております。また、町税は対前年度1.2％、3,205万4,000円の増額でございますが、普通建設事業費は５億1,033万6,000円で、対前年度１億9,762万6,000円の減額、町債につきましては３億8,310万円で、対前年度１億4,840万円の減となっております。

次ページの３ページをごらんください。歳入の財源別の内訳表でございます。29年

度予算額と28年度との比較をしておりますが、最初に自主財源でございますが、32億9,930万4,000円で構成比は56.1％でございます。町税、寄附金、それから繰越金等の増額を見込んで、対前年度8,445万5,000円の増となっております。

次に、中段のところにございます依存財源でございますが、25億7,969万6,000円で構成比は43.9％でございます。国庫支出金、県支出金、町債などの減によりまして、対前年度２億7,345万5,000円の減となっております。

５ページのほうをごらんいただきたいと思います。５ページは、歳出の性質別内訳表でございますが、まず義務的経費でございますが、28億8,670万1,000円で、扶助費、公債費等の増額により対前年度4,863万円、1.7％の増となっております。一方、投資的経費につきましては５億1,033万6,000円で、普通建設事業費の減により対前年度１億9,762万6,000円、27.9％の減となっております。ただし、地域活力創出拠出整備事業２億4,673万3,000円など、今回補正予算で計上させていただいております繰越事業も、実質29年度に行わせていただくことになりますので、その分は29年度の建設事業に加わってくるというものでございます。

８ページをお願いいたします。歳出の目的別内訳表でございます。款ごとの予算額と構成比を前年度と比較しております。増額の主な款といたしましては、農林水産業費、教育費、公債費等でございまして、減額の主なものは総務費、民生費及び商工費等でございます。

以下、９ページからの資料につきましては、後ほどご高覧をいただきたいと思います。

続きまして、予算書のほうに移らせていただきます。予算書、最初に８ページをお願いをいたします。８ページは、第２表、債務負担行為の表でございます。事業といたしましては、記載の３事業について、それぞれ期間、限度額を定めて設定をお願いするものでございます。

この中で一番下のスポーツ施設用地公有化事業でございますが、鎌形野球場及び総合運動公園の現在借地で借りている部分につきまして、公有地化を図るために設定をお願いするものでございます。

続いて９ページでございますが、地方債の設定でございます。起債の目的となる事業は４事業でございまして、それぞれの限度額を合計いたしますと３億8,310万円となります。この内容につきましては、町債のところで説明をさせていただきます。

16、17ページをお願いいたします。16ページから歳入でございます。まず第１款の町税でございますが、第１項の町民税は、個人、法人ともに減となる見込みでございます。一方、第２項の固定資産税につきましては、償却資産税等の伸びを見込みまして増額とさせていただいております。

続きまして、20、21ページをお願いいたします。21ページ一番下の第10款の地方交付税でございます。普通交付税につきましては、昨年度から1,000万円の増額と見込んでおります。昨年度の実績等を見込みまして1,000万円の増額とさせていただきました。

続いて、30、31ページをお願いいたします。第13款の使用料及び手数料でございますが、第２項の手数料といたしまして、節の４開発許可等申請手数料、こちらにつきましては平成29年度より開発許可申請が権限移譲されますので、これに伴います手数料を見込んで62万3,000円を計上しております。

続いて、32、33ページをお願いいたします。第14款の国庫支出金でございます。その中で、総務費補助金の中に地方創生推進交付金265万円を見込んでおります。こちらにつきましては、地域活性化事業の地域活性化コーディネーターの補助金として充当するものでございます。

次に、民生費国庫補助金の中で、対前年度減額が１億8,311万1,000円と大幅に減額になっておりますが、こちらについては昨年度は年金生活者等支援臨時福祉給付金及び東昌第二保育園の移築に対します事業費の補助、こういったものがございましたので、この減額が要因となっております。なお、歳出におきましても、対前年度の減額の要因となっているものでございます。

続いて、４目の農林水産業費補助金、この中で地方創生推進交付金1,653万円につきましては、千年の苑づくり事業及びめんこ61事業に対し交付されるものでございます。

38、39ページをお願いいたします。第15款の県支出金、うち民生費補助金でございますけれども、こちらについても大きく3,343万7,000円の減額となっております。この理由については、昨年度ひだまりの丘グループホームの整備費補助金、こういったものがございましたので、本年度その分が3,758万9,000円の減額の理由となっております。

続いて、40、41ページをお願いいたします。中段の３目の衛生費県補助金、その中

で早期不妊治療費等補助金135万円を計上しております。こちらについては新規事業でございまして、早期不妊治療費等助成事業に要する経費として、県から補助金として交付されるものでございます。なお、また歳出で若干説明をさせていただきます。

42、43ページをお願いいたします。この中の中段の節の４の林業振興費補助金、里山・平地林再生事業補助金で1,500万円を計上させていただいております。こちらについては、28年度補正予算で計上させていただきまして、本年度については当初予算より計上させていただいております。

続きまして、44、45ページをお願いいたします。目の１総務費委託金でございますけれども、この中の統計調査費委託金で、この中で商業統計調査事務交付金、就業構造基本調査事務交付金並びに住宅・土地統計調査事務交付金、それぞれ新規事業でございまして、歳出についても実施のための経費として計上させていただいております。

48、49ページをお願いいたします。第17款の寄附金でございます。目の１で一般寄附金として、対前年度700万円の増額をさせていただいております。こちらにつきましては、ふるさと納税の寄附金、こちらについて増額を見込んでの計上でございます。

続きまして、第18款の繰入金でございますけれども、財政調整基金の繰入金、新年度２億6,500万円を取り崩して繰り入れることと予算計上をしております。なお、この取り崩しを行いますと、財調の残高につきましては約１億7,000万円となるものでございます。

続いて、56、57ページをお願いいたします。第21款の町債でございます。内容といたしましては、土木債、臨時財政対策債でございますけれども、まず土木債の中で狭あい道路整備等促進事業債として810万円、防災・安全事業債として１億1,820万円、道路整備事業債として680万円の計上でございます。それぞれ対象路線の整備並びに橋梁修繕の経費に充当する目的で計上しておりまして、この充当率につきましては90％を予定をしております。なお、それぞれの対象事業につきましては、国庫補助を見込んだ事業でございます。なお、臨時財政対策債につきましては、２億5,000万円を見込んで計上してございます。

続いて、68、69ページをお願いいたします。歳出に移らせていただきますけれども、歳出の中の第２款の総務費、事業項目で20番の財政管理事業でございます。この中で需用費として消耗品費、それから役務費として手数料を見込んでおりますけれども、こちらにつきましては対前年度316万2,000円となっております。この増額につきまし

ては、先ほど歳入で申し上げましたふるさと納税、こちらの寄附額の増額、これに対応するものとして返礼品並びに代行手数料等の増額を見込んでいるものでございます。なお、13の委託料の中で財務書類作成支援業務委託として、新公会計制度財務書類の作成支援業務の委託料を280万1,000円計上させていただいております。

70、71ページをお願いいたします。目の２文書公務費の中で、下のほうをごらんいただきますと、７の情報発信事務事業といたしまして、役務費並びに使用料を計上させていただいております。こちらにつきましては、武蔵嵐山駅東西連絡通路のデジタルサイネージの運営及びコンテンツの制作のための経費といたしまして、コンテンツ制作手数料及び映像配信のサービスの使用料、こちらについて計上させていただいているものでございます。

78、79をお願いいたします。一番上のところの事業項目の子育て世帯等転入奨励事業につきましては、本年度も300万円を計上させていただいております。こちらについては、引き続いてこの事業について、28年度で３年を経過をいたしましたが、29年度以降も引き続いて実施をさせていただくものでございます。

それから、事業項目11の地域活性化事業といたしまして、補助金が地域活性化人材費補助金でございます。先ほどの地域活性化コーディネーターの活動に要する経費でございまして、人件費及び必要な旅費、研修参加費等を見込み、530万円でございます。

86、87ページをお願いいたします。中段のところの事業費で各種相談事業、対前年度216万円の減額になっております。こちらにつきましては、迷惑相談員の人件費でございまして、近年の迷惑相談件数の減少に伴いまして、29年度につきましては一旦停止をさせていただくこととしたものでございます。

その次の事業費の６町制施行50周年記念事業といたしまして、総額で324万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては50周年式典に要する経費、あるいは自治功労表彰の必要な経費、それから一番下の記念事業実施団体補助金といたしまして、50周年記念事業として各団体が自主的に50周年を祝い、イベントあるいは事業を行っていただけるような補助事業として、１団体10万円で15団体分を計上させていただいたものでございます。

96、97ページをお願いいたします。96、97ページにつきましては統計調査費でございます。先ほど申し上げました歳入の項目、５番の商業統計調査事業から７番の住宅

・土地統計調査事業につきましては、29年度新規事業として実施するものでございます。

108、109ページをお願いいたします。第３款の民生費でございます。第１項の社会福祉費の中で、事業項目としますと12番の高齢者運転免許自主返納支援事業でございます。こちらにつきましては、新規事業といたしまして運転免許証の自主返納された70歳以上の方、この方に対してタクシー料金の一部を助成するための経費でございます。これに関連する経費といたしまして、助成券の印刷費、タクシー実施委託料、またその返納された方の運転免許証の経歴証明、こちらの補助をするための経費といたしまして、それぞれ計上させていただいております。

続きまして、目の３の介護保険事業費でございますけれども、事業項目２の介護保険総務事業の中で13委託料では、第７期介護保険事業計画策定委託料といたしまして321万9,000円を計上させていただいております。

122、123ページをお願いいたします。こちら第４款の衛生費の中で、保健衛生費でございますが、事業の（５）の健康づくり事業、こちらについては502万円の対前年度同額となっております。こちらについては、事業概要を見ていただきますとおり、本年度も昨年度に引き続いて健康長寿埼玉モデル事業の継続を行うとともに、健康マイレージ事業への参加に要する経費として計上をさせていただいております。なお、昨年度実施された方についての継続についても予算計上しているところでございます。

126、127ページをお願いいたします。事業項目の（５）不妊治療支援事業でございます。180万円を新規事業で継続させていただいております。これにつきましては、出産を希望する方の不妊治療のための経済的支援を行うという目的で、県の補助金を受けながら行うものでございます。なお、この対象でございますけれども、婚姻後３年以内の方を対象に60件分、それから35歳未満の方を対象に３件分、以上が県の補助対象でございまして、町の単独事業といたしましては、さらに35歳から45歳未満を対象として３件分で計上しているものでございます。

136、137ページをお願いいたします。第６款の農林水産業費でございます。目の３農業振興費の中の事業項目（２）農業者支援事業の中でございますけれども、第13の委託料、千年の苑事業推進計画策定業務委託料、それから工事請負費、それから19節の水道加入金等につきましては、千年の苑事業整備費の推進を図るために行うもので

ございまして、事業の策定委託料として238万円を、また工事請負費の内容につきましては、仮設駐車場の整備工事費を108万円、さらに管理用水道の加入金として16万5,000円、こちらを予算計上させていただいております。

次ページをごらんいただきまして138、139ページ、補助金の中で千年の苑事業補助金として2,994万5,000円の計上をしております。こちらについては、ラベンダー２ヘクタール分の苗代、その他植栽の経費、またその管理用の散水、除草等の管理用経費、それから視察研修等の補助経費、こういったものをこの補助事業として計上しているものでございます。

続いて、事業項目５の担い手育成らん丸塾運営事業でございます。252万9,000円を計上させていただいておりますが、こちらについては新規就農者への指導報酬、あるいは種子や肥料等の資材料、それからパイプハウス等の建設に対する補助として252万9,000円を計上しております。

続いて、事業項目６の地域六次産業化推進事業につきましては、委員報酬として、仮称でございますけれども、小麦農林61号利用促進協議会の委員報償を15名分、さらにポスター、チラシ等の印刷経費として需用費を計上しているものでございます。

140、141ページをお願いいたします。農業費の中の事業項目の（２）農業用施設整備事業、中段のところにございますが、この中の委託料で測量設計委託料1,188万円につきましては、摘要欄にございますように、ため池の２カ所の測量、平面測量、土質調査、解析調査を行うための費用でございます。

その下の林業費でございますけれども、林業振興事業として委託料で1,620万円を計上しております。こちらについては、里地里山・平地林の再生事業補助金を充当し行うものでございます。それからさらに、林地台帳等の整備業務委託料で184万7,000円につきましては、林地台帳に附帯する地図の作成委託として計上しているものでございます。

144、145ページをお願いいたします。第７款の商工費でございます。事業項目の（６）の地域活力創出拠点整備事業、土地借上料として４万2,000円を計上しております。こちらについては、地域活力創出拠点の土地借上料として計上しているものでございまして、150平米を予定しているところでございます。

150、151ページをお願いいたします。第８款土木費の中で道路橋梁費、（２）の道路修繕事業ですが、国庫補助対象事業といたしまして本年度１億5,391万5,000円を計

上しております。なお、予定箇所につきましては、事業概要のところに掲載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、次の道路改良費の中の（３）の生活道路整備事業1,860万1,000円、（４）の幹線道路等整備事業１億3,156万円につきましては、町債のところで説明申し上げましたとおり、国庫補助事業の対象事業として実施をし、町債の起債もこれに対応する起債を予算化しているというものでございます。

続きまして、162、163ページをお願いいたします。第９款消防費でございます。第９款消防費の中の目の４防災費、（１）の防災対策事業の中で、19節で非常用持出し袋共同購入事業費200万円を計上しております。こちらにつきましては、50周年を契機といたしまして、さらなる町民の安全安心を強化するために設ける補助制度でございます。

170、171ページをお願いいたします。第10款教育費でございます。第１項の教育総務費の中で、事業項目の第16でございますけれども、新年度、新たな事業といたしまして検定受検料補助事業を創設いたしました。こちらにつきましては、小学５、６年生対象の日本語検定及び中学生全学年を対象の英語検定の受検料について補助を行うものでございます。

次の17の学習支援教室運営事業1,116万8,000円でございますが、こちらにつきましては小学３、４年生及び中学３年生を対象に、少人数指導による学力支援教室の開催を行うものでございまして、７月からの開催を予定をし、月４回、土曜日に２時間ずつの開催を行うということで予定しているものでございます。

その下の18番、小中学校適正規模等検討委員会運営事業といたしまして、15人分の委員報償を計上させていただいているところでございます。

174、175ページをお願いいたします。第２項の小学校費の中でございますが、13の委託料を見ていただきまして、小さな金額ですが、委託料の一番下の中にハチ駆除委託料３万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、新年度各小中学校並びに幼稚園について、この駆除経費をそれぞれ計上させていただいております。

206、207ページをお願いいたします。

○大野敏行議長　中嶋課長、あと何項目ぐらいありますか。

○中嶋秀雄総務課長　あと２～３分で終わります。

○大野敏行議長　わかりました。続けます。

○中嶋秀雄総務課長　206、207ページをお願いいたします。第６項の保健体育費の中で、右側のページを見ていただきまして、一番上の13委託料でございます。この中で、土地評価鑑定委託料31万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、先ほど債務負担のところでご説明を申し上げました総合運動公園及び鎌形野球場借用地の公有地化、これを図るための鑑定委託として計上しているものでございます。

210、211ページをお願いいたします。以上、説明を申し上げましたけれども、最後に第13款の予備費でございます。こちらにつきましては、本年度1,717万8,000円を計上をさせていただいております。

なお、212ページ以降に給与費明細書等について掲載をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましてはご高覧をいただき、以上で説明とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

細部説明の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０３分

再　　開　午後　１時２８分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

山下企業支援課長が体調不良のため、本日午後より小輪瀬副課長が代理として出席することになりましたので、ご報告をさせていただきます。

続いて、特別会計等の細部説明を担当課長に求めます。議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件及び議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について細部説明を求めます。

村田町民課長。簡潔にお願いいたします。

〔村田　朗町民課長登壇〕

○村田　朗町民課長　議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部について説明申し上げます。

最初に、平成29年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。22ページをお開きください。１、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は23億5,479万9,000円であります。

構成比の大きな順に、前期高齢者交付金７億1,535万5,000円で構成比は30.4％、次に共同事業交付金５億3,729万5,000円で構成比は22.8％、次に国庫支出金４億4,215万8,000円で構成比は18.8％となっております。

次に、23ページ、２、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に、保険給付費14億596万4,000円で構成比は59.7％、次に共同事業拠出金５億3,370万8,000円で構成比は22.7％、次に後期高齢者支援金等２億6,568万9,000円で構成比は11.3％となっております。

24ページをお開きください。３、世帯数・被保険者数の推移ですが、平成29年度の見込みは世帯数2,900世帯、被保険者数4,700人で、前年度比較ではそれぞれ若干の減少となっております。

次の25ページ以下は、年度別医療費の推移等の資料ですが、説明は省略させていただきたいと存じます。

なお、25ページの一般及び退職被保険者のグラフ及び26ページの資料は、実績額及び見込み額をもとに作成しておりますので、そのようにごらんいただければと思います。

また、27ページでは、一般及び退職被保険者の平成28年度月別１件当たりの医療費状況が記載してございますので、後ほどご高覧ください。

それでは、これからは予算書によりご説明させていただきます。234、235ページをお開きください。２、歳入ですが、１款国民健康保険税、１項１目一般被保険者国民健康保険税は３億9,463万1,000円で、前年度比較917万4,000円の減額となっています。積算内訳ですが、１節から３節まで現年課税分につきましては、それぞれの収納率を調定見込み額の92％と見込んだもの及び被保険者数の減少を見込み計上しております。

次に、２目退職被保険者等国民健康保険税は、前年度比較1,107万1,000円の減額となっています。これは、１節から３節までの現年課税分について、収納率を28年度と同じ調定見込み額の99％で見込んでおりますが、27年度からこの制度が廃止になり、新たに退職該当になる被保険者がいないため、被保険者数が減となることによるものです。

236、237ページをお開きください。３款国庫支出金ですが、１項１目療養給付費等負担金は３億3,237万1,000円で、前年度比較1,301万6,000円の減額となっております。

現年度分につきましては、一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費等の所要額の32％が交付されるものです。

次に、２目高額医療費共同事業負担金、３目特定健康診査等負担金は、国、県よりそれぞれの交付基準に基づき交付されるもので、国負担分の金額であります。

次に、２項国庫補助金ですが、１目財政調整交付金は8,546万3,000円で、前年度比較2,718万2,000円の増額となっております。このうち１節普通調整交付金8,546万1,000円は、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものです。

238、239ページをお開きください。４款療養給付費交付金ですが、前年度比較2,353万1,000円の減額となっております。これは、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用として交付されるもので、27年度からこの制度が廃止になったため、退職被保険者数が減少することを見込んでの計上となっております。

次に、５款前期高齢者交付金ですが、７億1,535万5,000円で、前年度比較4,436万円の増額となっており、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じ、保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されるものです。

次に、６款県支出金ですが、１項１目高額医療費共同事業負担金及び２目特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同様にそれぞれの県負担分として交付されるものです。

次に、２項県補助金、１目第一号県調整交付金ですが、減少分として補填されるその割合を7.7％として見込んでの計上となっております。２目第二号県調整交付金は3,273万1,000円で、前年度比較1,742万8,000円の減額となっており、主な要因として生活習慣病重症化予防対策事業、埼玉県コバトン健康マイレージ事業の実施で増となっておりますが、定率国庫２％分の交付が見られずに、その増を上回ったため減額となっているものです。

240、241ページをお開きください。７款１項１目共同事業交付金、２目保険財政共同安定化事業交付金は、それぞれの交付基準に基づき交付されるものです。この２つの交付金は、どちらも国保連合会で試算をした金額が示されましたので、その金額を計上しております。

次に、９款繰入金ですが、１項１目一般会計繰入金は7,695万5,000円で、前年度比較295万1,000円の増額となっております。主なものは、１節保険基盤安定繰入金2,867万7,000円は、一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるもので、この財源の負担割合は、県が４分の３、町が４分の１となっております。３節国保財政安定化

支援事業繰入金631万3,000円は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために地方財政措置されたものを繰り入れるものです。５節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金1,887万2,000円は、一般被保険者の保険税の軽減対象人数に応じ、国が４分の２、県、町が４分の１の負担割合で繰り入れるものです。

244、245ページをお開きください。３、歳出ですが、１款総務費の計1,268万2,000円となりますが、１項総務管理費は国保制度関係業務準備事業を含む事務的な経費、２項徴税費が賦課徴収に要する経費などをそれぞれ計上しているものです。

246、247ページをお開きください。２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費は11億9,010万5,000円で、前年度比較1,444万6,000円の増額となっております。各年齢区分による人数に過去５年分の実績を案分して算出しておりますが、29年度の予算額も大変厳しい状況となっております。

次に、２目退職被保険者等療養給付費は、前年度比較2,199万5,000円の減額となっています。退職医療制度は27年度から廃止となりましたが、これまで該当となっていた人が65歳になるまでは対象となるため、被保険者数130人分を見込み計上しております。

248、249ページをお開きください。２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費、２目退職被保険者等高額療養費は、それぞれ被保険者の一部負担金が一定限度額を越える場合にその越える額について負担するもので、過去数年間の実績に基づき計上しております。

252、253ページをお開きください。３款後期高齢者支援金等、１項１目後期高齢者支援金は、前年度比較1,028万2,000円の減額となっています。これは、加入者１人当たりの後期高齢者支援金負担額5,088人分と27年度の清算分を見込み計上しております。

256、257ページをお開きください。中段の４目保険財政共同安定化事業拠出金は４億4,531万3,000円で、県内の市町村国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図る制度であります保険財政共同安定化事業交付金に要する費用として、一定割合を国保連合会に拠出するもので、交付金と同様に国保連合会で試算を行い、金額が示されましたので、その金額を計上しております。

次に、９款保健事業費、１項１目疾病予防費は2,427万9,000円で、このうち主なものとしては、人間ドック350人分、併診ドック70人分、その他各種がん検診等の委託

料1,868万7,000円、新たに生活習慣病重症化予防対策事業280万9,000円となっています。

258、259ページをお開きください。２項１目特定健康診査等事業費は1,421万8,000円で、主なものとしては特定健康診査等委託料1,167万9,000円であります。

260、261ページをお開きください。最後に、13款予備費は306万9,000円を計上しております。以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部につきましてご説明申し上げます。

予算案の参考資料には、歳入歳出の構成、被保険者の推移及び年度別月別医療費の状況等を載せさせていただいておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどご高覧いただければと思います。

それでは、予算書の272、273ページをお開きください。２、歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は１項１目特別徴収保険料及び２目普通徴収保険料で、合わせて１億4,760万7,000円を計上しています。この保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合で見込んだ１人当たり平均調定額に基づき算定した額を、特別徴収保険料と普通徴収保険料に分けて計上したものと滞納繰越分を計上しております。保険料率は２年ごとに見直すこととされており、平成28年度に見直しされ、平成29年度も同じ均等割額４万2,070円、所得割率8.34％、賦課限度額57万円となります。

次に、４款繰入金は１項１目事務費繰入金、２目保険基盤安定繰入金、合わせて3,836万7,000円を計上しております。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が４分の３、町が４分の１の割合で負担するものです。

276、277ページをお開きください。３、歳出ですが、１款総務費、１項１目徴収費は、保険料徴収に係る事務経費として122万7,000円を計上しています。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金は１億8,474万8,000円で、前年度比較593万7,000円の増額であります。これは、被保険者から特別徴収、普通徴収により徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものです。

278、279ページをお開きください。最後に、４款予備費ですが、60万円を計上するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

続いて、議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての細部についてご説明申し上げます。

初めに、平成29年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきたいと思いますので、参考資料の38ページをお開きください。３、被保険者数の推移ですが、平成19年度からの被保険者数及び高齢化率の推移を示しており、平成29年２月１日現在の第１号被保険者数は5,451人で、平成19年10月時点の3,906人と比較すると1,545人、39.6％の増となっております。また、第２号被保険者数については6,106人で、平成19年と比較すると838人、12.1％の減となっております。

高齢化率については、総人口の減少や団塊の世代の人たちが65歳に到達したことにより、平成19年に20％であったものが本年２月には30.8％となり、約９年半の間に10.8ポイントの増となっております。町では、平成20年に超高齢社会と言われる21％を超え、その後もほぼ年間１ポイントを上回る割合で高齢化が進んでおります。こうした状況を踏まえ、平成29年度の第１号被保険者数については、前年度比1.4％増の5,458人と推計し、予算編成を行いました。

次に、39ページをお願いいたします。４、介護認定者の状況ですが、平成28年11月末現在で758人の方が介護認定を受けており、平成19年の504人と比較すると254人、50.4％の増となっております。介護度別に見ると、要介護１の方が174人と最も多くて、全体の23％を占め、次いで要介護２の方が131人で17.3％となっております。また、認定者の総数は毎年増加していたものが、平成25年と26年は同数で、平成27年は増加、平成28年は減少と、ここ数年は増加するだけではない状況となっております。

40ページをお開きください。５、給付額の推移ですが、平成28年度の12月サービス分までの合計額は８億2,058万6,120円となっております。この額を平成27度の同時期と比較すると約155万円、0.2％の増額で、ほぼ同額となっております。平成29年度の保険給付費の総額については、第１号被保険者数や認定者数の推移及び平成28年度の実績見込み等を勘案して前年度比4.3％減の予算計上をしております。

それでは、これからは予算書によりご説明をさせていただきます。292、293ページをごらんください。２、歳入ですが、１款保険料は２億8,664万6,000円で、前年度比399万円の増額となっております。１節現年度分特別徴収保険料は収納率を100％、２節現年度分普通徴収保険料は88％として計上いたしました。３節滞納繰越分普通徴収保険料については63万9,000円を計上をしております。

次に、２款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金は１億8,969万6,000円で、前年度比860万7,000円の減となっております。平成29年度の保険給付費の予定額となる標準給付費を10億6,900万円と推計し、そのうちの居宅介護サービス費分として５億8,692万2,000円の20％、１億1,738万4,000円を、また施設介護サービス費分については４億8,207万8,000円の15％、7,231万2,000円を見込んでおります。

次に、２項国庫補助金、１目調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するため標準給付費に対して全国平均で５％が交付されるものですが、各市町村の後期高齢者の割合と所得階層の状況等により交付割合に変動があり、29年度は1.62％と見込み、1,791万8,000円を計上しております。

２目の地域支援事業交付金は、28年度より始めた介護予防・日常生活支援総合事業費の20％、742万5,000円が、また３目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業、任意事業費の39％、270万6,000円が交付されるものであります。

次に、３款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金は２億9,932万円で、前年度比1,356万4,000円の減額となっております。

294、295ページをお開きください。２目地域支援事業支援交付金1,039万6,000円は、28年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業に対して交付されるものであります。これらの交付金は、40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料相当分が社会保険診療報酬支払基金より対象経費の28％が交付されるものであります。

次に、４款県支出金、１項１目介護給付費負担金は１億5,772万8,000円で、前年度比713万8,000円の減額となっております。これは、保険給付費のうち居宅給付費分12.5％、施設給付費分17.5％が交付されるものであります。

次に、２項県補助金は国と同様で、１目地域支援事業交付金が29年度に開始した介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5％、464万1,000円が、また２目地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業、任意事業費の

19.5％、135万3,000円が交付されるものであります。

次に、６款繰入金、１項１目介護給付費繰入金１億3,362万5,000円は、標準給付費の12.5％を、２目、３目の地域支援事業繰入金は県と同様に介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5％、464万1,000円と介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括支援事業、任意事業費の19.5％、135万3,000円を、４目その他一般会計繰入金1,818万1,000円は、介護保険制度の事務執行に要する経費及び介護認定審査会等に要する経費を、次ページになりますが、５目低所得者介護保険料軽減繰入金178万5,000円は、低所得者の介護保険料軽減分をそれぞれ町負担分として一般会計から繰り入れるものであります。

300、301ページをお開きください。３、歳出ですが、主なものとして、１款総務費の１項総務管理費121万2,000円と２項徴収費190万7,000円は、介護保険の事務的経費、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているものであります。

３項介護認定審査会費、１目介護認定審査会費は477万3,000円で、前年度比101万1,000円の減額ですが、これは比企広域市町村圏組合で行っている介護認定審査会に要する負担金の減額によるものであります。

２目認定調査費等は995万9,000円で、前年度比335万3,000円の増額ですが、認定調査員を臨時職員の増員により対応するため賃金の増額が主な要因となっております。

302、303ページをお開きください。中段になりますけれども、２款保険給付費、１項１目居宅介護サービス給付費は、居宅で生活する要介護者が受けたサービスに対する保険給付に要する経費で、４億2,667万9,000円で、前年度比235万2,000円の増額となっております。

３目地域密着型介護サービス給付費は１億4,926万6,000円で、前年度比564万8,000円、3.6％の減額となっております。これは、27年度実績及び28年度の支払い見込み額等から見込み計上をしたものであります。

304、305ページをお開きください。５目施設介護サービス給付費３億5,481万円は、介護保険施設から受けた介護サービスに要する経費で、前年度比3,764万3,000円、9.6％の大きな減額となっておりますが、これも27年度実績及び28年度の支払い見込み額等から見込み計上したものであります。

７目居宅介護福祉用具購入費218万3,000円と８目居宅介護住宅改修費512万5,000円については、28年度予算とほぼ同額を見込み計上をしております。

306、307ページをお開きください。９目居宅介護サービス計画給付費は4,925万5,000円で、前年度比396万8,000円の増額ですが、要介護者のケアプラン作成に要する経費として、延べ4,104人分を計上しているものであります。

次に、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費は1,772万6,000円で、前年度比1,170万3,000円、39.8％の減額となっております。これは、総合事業の開始に伴い、介護予防訪問介護及び通所介護分が３款地域支援事業費、１項介護予防・日常生活支援総合事業費へ移行したことが主な要因となっております。

３目介護予防福祉用具購入費33万8,000円と、次ページになりますけれども、４目介護予防住宅改修費376万円につきましては、28年度予算とほぼ同額を見込み計上をしております。

５目介護予防サービス計画給付費293万3,000円は、要支援者のケアプラン作成に要する経費、延べ708人分を計上しているものであります。前年度比191万3,000円の減額となっていますが、これも総合事業が開始されたことによるものでございます。

７目地域密着型介護予防サービス給付費は、認知症の方が共同で生活するグループホームに係る経費529万7,000円で、延べ24人分を計上しているものでございます。

310、311ページをお開きください。中段になりますけれども、４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費1,653万8,000円は、介護サービスを利用した場合の自己負担額が高額にならないように負担軽減を図るための経費で、第６期の介護保険計画に基づき計上しているものでございます。

312、313ページをお開きください。中段になりますが、６項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス費は3,053万1,000円で、これは低所得者の施設利用に当たり負担が重くならないように、居住費と食費の負担軽減を図るための経費で、こちらも第６期の介護保険計画に基づき計上しております。

314、315ページをお開きください。３款地域支援事業費、１項１目介護予防・日常生活支援サービス事業費は2,523万1,000円で、前年度比1,094万1,000円の増額となっていますが、これは総合事業のサービスを拡大したことによるものであります。主な内容は、第１号訪問事業931万4,000円、第１号通所事業1,506万5,000円、第１号生活支援事業77万5,000円となっております。

316、317ページをお開きください。中段になりますけれども、２目介護予防ケアマネジメント事業費349万1,000円は、利用延べ人数696人分を計上しているものであり

ます。

３目一般介護予防事業費844万6,000円は、介護予防を必要とする人を把握するための、また各種講座、教室を実施するための費用等を計上しているものでございます。

320、321ページをお開きください。２項包括的支援事業・任意事業費、１目総合相談事業費は115万円で、前年度比112万円の増額となっておりますが、これは４目の任意事業費から高齢者見守り事業等を移行したことによるものが主な要因となっております。

322、323ページをお開きください。２項包括的支援事業・任意事業費、４目任意事業費246万5,000円は186万3,000円の減額で、高齢者見守り事業と配食サービス事業で減額となっているのが主な要因となっております。

６目認知症総合支援事業費は62万円で、55万6,000円の増額となっていますが、これは認知症カフェの運営経費や認知症初期集中支援推進事業で、認知症初期集中支援チームを設置するための認知症専門医の委託料及び看護師報償などが主なものとなっております。

326、327ページをお開きください。最後に、第６款予備費につきましては601万2,000円を計上をしております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

最後に、議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について及び議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定について細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。簡潔にお願いします。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長　議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について細部説明をさせていただきます。

予算書の334ページをお願いいたします。債務負担行為についてご説明させていただきます。公営企業会計業務委託について、平成29年度から平成31年度までの３年間にわたり、限度額4,130万円の債務負担項を設けるものでございます。

次は、水洗便所改造資金利子補給について債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成29年度から平成32年度までの間で、限度額につきましては水洗便所改造資金融資あっせん条例に基づき利子補給する額でございます。

もう一件は、水洗便所改造資金損失補償について債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成29年から平成33年までの間で、限度額につきましては下水道事業のため水洗便所の改造をしようとする者が金融機関から借り入れた資金のうち、その元本及び利子について、最終弁済期到来後６月を経過しても償還できない額を限度額とするものでございます。

次に、335ページをお願いします。第３表、地方債ですが、流域下水道事業債について限度額を2,260万円とするものでございます。起債の方法は、普通貸付または証券発行でございます。利率につきましては、４％以内でございます。償還の方法ですが、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるとしています。

次に、浄化槽市町村整備事業債について限度額を2,510万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、流域下水道事業債と同様でございます。

次に、公営企業会計適用債でございます。下水道事業特別会計につきましては、集中取り組み期限を定めて法適用会計へと移行することが求められています。公営企業会計の適用に直接必要な経費について、公営企業債の対象となるものです。今年度の事業費として1,190万円を限度額とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、流域下水道事業債と同様でございます。

次に、342ページ、343ページをお願いします。歳入ですが、１款１項１目浄化槽事業分担金でございますが、565万6,000円としています。前年度より86万円の増でございます。内容は、転換浄化槽35基、新築、増改築浄化槽15基、全体で50基に相当する分担金を見込んでおります。

２項負担金、１目下水道事業受益者負担金ですが、172万7,000円としております。

次に、２款１項１目下水道使用料ですが、２億4,414万6,000円を見込んでおります。前年度の実績から予算計上をしております。

次に、２目浄化槽使用料ですが、2,958万3,000円を見込んでおります。前年度と比較し339万2,000円の増でございます。

第３款国庫支出金ですが、１項１目浄化槽整備事業費国庫補助金でございますが、2,770万2,000円は前年度より15万2,000円の減でございます。内容は、転換浄化槽を

35基、新築、増改築浄化槽15基分に応じた補助金を計上しております。

第４款県支出金ですが、１項１目浄化槽整備事業費補助金1,794万3,000円を見込んでおります。内容は、転換浄化槽35基分に応じた配管費と撤去費の補助のほかに、浄化槽本体設置分が拡大補助されたものでございます。

次に、第５款繰入金の１目一般会計繰入金ですが、２億3,440万円としております。

344ページ、345ページをお願いいたします。６款繰越金でございますが、500万円を見込んでおります。

８款町債ですが、１項１目下水道事業債として4,770万円を見込んでおります。町債の内容は、流域下水道事業債2,260万円及び浄化槽市町村整備事業債2,510万円でございます。下水道事業債としては、前年度より790万円の増でございます。

次に、第２目として、公営企業会計適用債として1,190万円を計上しております。公営企業会計適用債でございますが、下水道事業につきまして国から地方公営企業法の適用拡大の方針が示され、今後法適用の会計へと移行していく必要があります。法適用の企業会計へ移行するための準備費用について地方債が認められており、この額は準備費用に充当しております。

次に、346ページ、347ページをお願いします。歳出でございますが、第１款公共下水道費、１項公共下水道総務費、１目一般管理費は3,286万9,000円でございます。前年度より117万6,000円の減額でございます。主な減額の理由としまして、下水道使用料等の取り扱いに付随する27節公課費の消費税の減額分が1,280万円を計上しております。

348ページ、349ページをお願いします。２項公共下水道事業費の１目建設事業費は2,265万1,000円となっております。建設事業費の内容は、主に市野川流域下水道事業建設負担金でございます。

次に、２目維持管理費でございますが、１億5,149万3,000円でございます。前年度より910万1,000円の増でございます。主な支出としては、委託料が1,368万7,000円となっております。内容は、清掃委託料等でございます。15節工事請負費333万円の内容ですが、志賀２区及び花見台工業団地内公共汚水ます修繕工事を予定しております。19節負担金補助及び交付金の主なものは、市野川流域維持管理負担金でございまして、流域の負担金は１億3,060万8,000円でございます。前年度と比較し755万7,000円の増でございます。

次に、３目公営企業会計適用化事業費でございますが、下水道事業につきまして地方公営企業法の適用拡大の方針が示され、今後法適用の会計へと移行していくための委託事業を行うものです。委託料として1,190万円の予算でございます。

350ページ、351ページをお願いします。第２款浄化槽費、１項浄化槽総務費、１目一般管理費は458万4,000円でございます。町管理型浄化槽事業を推進するための費用でございます。

第２項浄化槽事業の１目建設事業費でございますが、7,795万7,000円でございます。１目建設事業費の主な内容は、17節の公有財産購入費で5,685万6,000円でございます。内容は、転換浄化槽35基分、新設、増改築等浄化槽15基分、合わせて50基分の浄化槽買い取り費用でございます。19節の浄化槽配管費補助金1,500万円につきましては、転換分、新築分を合わせて50基分でございます。浄化槽撤去費補助金につきましては、45基分を見込んでおります。浄化槽推進地域補助金といたしまして160万円を予算化しております。地域で浄化槽事業の取り組みに対し、平成28年度より合併浄化槽への転換の推進に対する配管費の上乗せ補助を行っているものでございます。

352ページ、353ページをお願いします。次に、２目維持管理費ですが、4,549万円でございます。主な内容は、13節委託料4,430万8,000円でございます。町管理型浄化槽の適切な維持管理を行うため、浄化槽の保守管理委託料及び浄化槽内部の清掃委託料などでございます。

次に、３款公債費ですが、１項１目元金が２億1,119万8,000円でございます。前年度より755万6,000円の増でございます。内容は、公共下水道事業及び流域下水道事業の元金償還金でございます。

２目利子は6,295万9,000円でございます。内容は、公共下水道事業、流域下水道事業及び浄化槽事業の利子償還金でございます。

354ページをお願いします。予備費でございますが、503万円を計上しております。

○大野敏行議長　深澤課長、単位を読み間違えないように。503万円と言ったけれども、500万3,000円。

○深澤清之上下水道課長　500万3,000円。失礼しました。

○大野敏行議長　前にも２カ所ぐらいちょっと間違っているので、単位をよく読んでください。

○深澤清之上下水道課長　はい、失礼しました。

○大野敏行議長　どうぞ、続けてください。

○深澤清之上下水道課長　予備費でございますが、500万3,000円を計上しております。

356ページにあります給与費明細書以降の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして、議案第20号、下水道事業特別会計予算の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定について細部説明をさせていただきます。381ページをお願いいたします。平成29年度水道事業会計予算執行計画につきましてご説明させていただきます。収益的収入及び支出でございますが、初めに収入でございます。第１款営業収益、１項営業収益、１目給水収益でございますが、水道料金収入を４億6,603万円と見込んでおります。前年度と比較し1,579万1,000円の増額となります。内容は、年間総有収水量を259万4,000立方メートルと予定しております。

次に、２目その他営業収益でございますが、1,524万5,000円と見込んでおります。２節雑収益の新設加入金の収入といたしまして702万円を見込んでおります。前年度と比較し901万8,000円ほど減額と見込んでおります。

次に、２目長期前受金戻入につきましては、会計基準の見直しから設けられた項目でありまして、償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金や一般会計負担金等につきましては、長期前受金として負債に計上した上で減価償却見合い分を逐次収益化することになっております。減価償却費見合い分として3,717万6,000円を長期前受金戻入として収益化するものでございます。

次に、383ページをお願いいたします。第１款事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費でございますが、１億470万1,000円と予定しております。主な支出といたしましては、人件費関係費用及び９節委託料が2,010万円、12節動力費が2,200万円、14節県水受水費が4,537万5,000円となっております。

次に、２目配水及び給水費でございますが、7,496万6,000円でございます。２目配水及び給水費の主な支出といたしましては、人件費関係費用及び384ページをお願いします。７節委託料が1,290万3,000円、漏水調査委託で577万円を計上しております。８節修繕費が4,142万2,000円としています。

次に、３目総係費ですが、8,635万7,000円を計上しています。総係費の主な支出と

いたしましては、人件費関係費用及び385ページをお願いします。13節委託料を2,668万1,000円としております。

386ページをお願いします。４目減価償却でございますが、１億6,946万3,000円を計上しております。内容は、建物からリース資産までの有形固定資産減価償却費を計上しております。

次に、５目資産減耗費でございますが、1,235万6,000円を計上しております。内容は、老朽管の布設替え等に伴う固定資産の除却費でございます。

次に、２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、768万4,000円を計上しております。内容は、企業債の利息及びリース取引に係る支払利息でございます。

次に、３項特別損失ですが、1,936万円を計上しております。特別損失といたしまして、退職給付費を計上しております。

４項予備費でございますが、700万円、前年度と同額を計上しております。

次に、387ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。１款資本的収入でございますが、２項負担金で消火栓の設置にかかわる工事費負担金84万円を計上しております。

次に、388ページをお願いします。支出でございますが、第１款資本的支出、１項建設改良費、２目事務費でございますが、974万2,000円でございます。主な内容は、人件費関係費用でございます。

次に、２目浄水場施設費2,815万6,000円の内容は、第１浄水場ナンバー１送水電動弁更新工事、第２水源取水ポンプ等取水機器制御盤更新工事、第２水源ポンプ更新工事を予定しております。

３目配水場施設費4,158万円の内容でございますが、第３配水場計装盤、テレメータ盤及び給水電動弁等の更新工事を予定しております。

次に、４目配水本管施設費１億9,813万円でございます。工事費の内容でございますが、主に老朽管の更新工事を予定しております。なお、工事場所につきましては、後ほど別紙の予算参考資料の52から53ページをごらんいただければと思います。

次に、389ページをお願いします。２項企業債償還金でございますが、予定額は2,883万8,000円でございます。

次に、戻りまして378ページ、379ページをお願いします。平成29年度嵐山町水道事

業予定貸借対照表ですが、資産の部でございます。１、固定資産の（１）有形固定資産のイ、土地からリの建設仮勘定までの有形固定資産合計が41億2,087万4,850円となります。（２）無形固定資産でございますが、イ、電話加入権、ロ、ソフトウエアの無形固定資産合計が2,105万6,900円となります。（３）投資その他の資産合計は計上はございません。固定資産合計は41億4,193万1,750円となります。

次に、２、流動資産ですが、（１）現金預金から（４）貯蔵品までの流動資産合計は10億7,683万6,584円となります。

資産の部の１、固定資産の合計と２、流動資産合計を合わせた資産合計は52億1,876万8,334円となります。

続きまして、379ページ、負債の部でございますが、３、固定負債として（１）企業債、（２）リース債務及び（３）引当金までの固定負債合計は５億3,816万3,501円となります。

４、流動負債ですが、（１）企業債から（８）浄化槽使用料までの流動負債合計は5,082万7,782円となります。

５、繰延収益ですが、（１）長期前受金と（２）長期前受金収益化累計の繰延収益合計は７億8,515万9,872円となります。負債合計は13億7,415万1,155円となります。

次に、資本の部でございますが、６、資本金ですが、（１）固有資本金及び（２）組入資本金の資本金合計は33億1,287万9,747円となります。

７、剰余金ですが、（１）資本剰余金は、イの受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金合計が２億3,376万124円となります。（２）利益剰余金ですが、イ、減債積立金からニ、当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計が２億9,797万7,308円となります。（１）資本剰余金合計と（２）利益剰余金合計を合わせた剰余金合計が５億3,173万7,432円となります。

６、資本金合計と７、剰余金合計を合わせた資本合計は38億4,461万7,179円となります。負債合計13億7,415万1,155円と資本合計38億4,461万7,179円とを合わせた負債資本合計が52億1,876万8,334円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

次の380ページ、重要な会計方針に係る事項につきまして記載しております。また、369ページ、平成29年度嵐山町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、370ページ以降にあります給与費明細書等の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして、議案第21号、水道事業会計の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

これにて平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか５件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案６件を一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○大野敏行議長　お諮りします。

本予算議案６件の審査に当たっては、委員会条例第５条並びに会議規則第39条の規定により、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案６件は13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案６件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算議案６件につきましては今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○大野敏行議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時３４分

再　　開　午後　３時０１分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○大野敏行議長　深澤上下水道課長から訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長　先ほど平成29年度嵐山町水道事業予定貸借対照表ということで読み上げた数字だったのですけれども、28年度の予定貸借対照表のほうを、私よく確認せずにちょっと読み上げてしまったということがございました。大変申しわけありませんでした。再度29年度嵐山町水道事業予定貸借対照表につきまして、訂正させていただければと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　ページ数をお願いします。

○深澤清之上下水道課長　まず、ページ数ですが、374、375ページをお願いいたします。

○大野敏行議長　安藤議員。

○12番（安藤欣男議員）　今発言の中で、28年度嵐山町水道事業予定貸借対照表と言いましたけれども、ここには損益計算書となっているのですが、これはどうなのですか。28年度は損益計算書、予定損益計算書ですよね。今、先ほど説明したのは。

先ほどは、そうか、貸借対照表。

○深澤清之上下水道課長　先ほど説明申し上げましたのが……。

○大野敏行議長　ちょっと待ってください。今、質問をちょっとしていますので。

○12番（安藤欣男議員）　28年度の損益計算書と貸借対照表が、説明をしたのは28年の貸借対照表ということですね。

それが本来は29年度をやるべきだったのを28年度を説明してしまったと。

○大野敏行議長　そういうことです。

○12番（安藤欣男議員）　はい、わかりました。

○大野敏行議長　では、お願いします。

○深澤清之上下水道課長　平成29年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございますが、資産の部の有形固定資産合計の金額ですが、42億46万9,850円となります。２、無形固定資産でございますが、この合計が1,801万4,900円となります。固定資産合計でございますけれども、42億1,848万4,750円となります。

次に、流動資産ですが、その合計が９億7,630万173円となります。資産の部の合計でございますが、51億9,478万4,923円でございます。

続きまして、負債の部でございます。固定負債合計が５億3,091万3,759円となります。流動負債合計でございますが、5,354万7,113円となります。繰延収益ですが、７億4,876万872円となります。負債合計13億3,322万1,744円となります。

資本金の合計でございますが、33億1,287万9,747円となります。資本剰余金の合計でございますが、２億3,376万124円となります。利益剰余金合計でございますが、３億1,492万3,308円となります。剰余金合計でございますが、５億4,868万3,432円となります。資本合計38億6,156万3,179円となり、資産合計と負債資本合計51億9,478万4,923円とが一致するものでございます。

以上で、貸借対照表につきまして説明を終わらせていただきます。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○大野敏行議長　休憩中に先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に畠山美幸議員、副委員長に森一人議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

〔畠山美幸予算特別委員長登壇〕

○畠山美幸予算特別委員長　ただいま予算特別委員長に就任しました畠山です。皆様のご協力で真剣にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

○畠山美幸予算特別委員長　集中審議って言おうと思ったので、すみません。

◎議案第２２号、議案第２３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○大野敏行議長　日程第14、議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、日程第15、議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、以上２件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　初めに、議案第22号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、町道路線を廃止することについての件でございます。道路台帳整備に伴い、道路法第10条第１項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第23号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第23号は、町道路線を認定することについての件でございます。道路台帳整備に伴い、道路法第８条１項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長に細部説明を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

〔菅原浩行まちづくり整備課長登壇〕

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、議案第22号、議案第23号について細部説明をさせていただきます。

議案第22号は、町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書をごらんください。川島88号線と川島93号線でございますが、各路線の終点から先の私道区間の寄附に伴い、私道区間を追加して改めて認定するために、全区間を廃止するものでございます。

次に、将軍沢の92号線でございます。区間内の上高城橋が老朽化に伴い、現在通行

止めとなっており、来年度撤去工事を予定していることに伴い、橋を除いた区間を改めて認定し直すために全区間を廃止するものでございます。なお、改めて行う路線の認定については、次の議案第23号において提案させていただくものでございます。

それでは、議案第23号について説明をさせていただきます。議案第23号は、路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。まず、川島88号線と川島93号線でございますが、先ほど議案第22号で説明をさせていただいたとおり、寄附された私道区間を追加いたしまして、改めて認定をさせていただくものでございます。

続きまして、川島の213号線でございます。こちらにつきましては、公衆用道路として登記されている町有地を新規に認定するものでございます。

続いて、将軍沢92号線でございます。こちらは、議案第22号で説明をいたしました廃止される路線のうち、起点から撤去される橋での区間を改めて認定するものでございます。

将軍沢125号線につきましては、廃止される路線の終点から撤去される橋までの区間を新規に認定するものでございます。

なお、議案書に各路線の参考図面を添付させていただいております。また、議場の出入り口に同様の図面を掲示させていただいておりますので、ご高覧いただければと思います。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、以上２件につきましては会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第

22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、以上２件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎請願の委員会付託について

○大野敏行議長　日程第16、請願の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました請願第１号　「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願は総務経済常任委員会に、会議規則第92条第１項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第１号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、請願第１号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎陳情の委員会付託について

○大野敏行議長　日程第17、陳情の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました陳情第１号　２項道路に関する陳情書は総務経済常任委員会に、会議規則第95条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。陳情第１号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○大野敏行議長　お諮りいたします。

議事の都合により、３月２日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月２日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時２１分）

平成２９年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

３月３日（金）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第３番議員　　佐久間　孝　光　議員

第２番議員　　森　　一　人　議員

第６番議員　　畠　山　美　幸　議員

第４番議員　　長　島　邦　夫　議員

○出席議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　大　野　敏　行　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田　泰夫
書記	新井　浩二

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
中嶋　秀雄	総務課長
青木　務	地域支援課長
山岸　堅護	税務課長
村田　朗	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
山下　次男	長寿生きがい課長
村上　伸二	文化スポーツ課長
植木　弘	環境農政課長
小輪瀬　一哉	企業支援副課長
菅原　浩行	まちづくり整備課長
深澤　清之	上下水道課長
金井　敏明	会計管理者兼会計課長

小久保　錦一	教育長
藤永　政昭	教育委員会こども課長
植木　弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第１回嵐山町議会定例会第３日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５７分）

◎諸般の報告

○大野敏行議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、山下企業支援課長におかれましては、体調不良のため、本日の会議は小輪瀬副課長が代理として出席することになりましたので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎一般質問

○大野敏行議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め、100分以内となっております。

◇　佐久間　孝　光　議　員

○大野敏行議長　それでは、本日最初の一般質問は受付番号１番、議席番号３番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項１の新設子育て支援課についてからです。どうぞ。

〔３番　佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○３番（佐久間孝光議員）　議席番号３番、佐久間孝光、議長にご指名いただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

大項目１、新設子育て支援課について。平成28年第４回定例会において、子育て支援課創設が決定をいたしました。ますます多岐にわたるであろう子育て支援策へ柔軟な対応をしていく上で大変有効であると考えます。

また、教育委員会も学校教育、生涯教育が一体となり、子供は家庭でしつけ、学校で学び、地域で育つことを実践しやすい環境が整うことになり、その進展に大いに期待をいたしております。

（１）といたしまして、新設子育て支援課設置の経緯と目的は。

（２）といたしまして、子育て支援に関する施策の拡充はあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○大野敏行議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　それでは、質問項目１の（１）についてお答えを申し上げます。

現在のこども課は、平成21年４月の機構改革により教育と福祉の垣根を取り払い、子育て支援の窓口一元化を図ること、並びにさらに町民からわかりやすく使いやすい形を目指すことを目的として創設をいたしました。また、同時に教育委員会事務局も３階から１階へと移転をいたしました。以来、この組織体制で子育て支援の充実を図ってまいりました。

本年４月の子育て支援課の創設は、今まで以上に子育て支援に重点を置き、町民目線に立ってさらにわかりやすく、しかもより実質的に子育て支援の窓口一元化を図るために行うものでございます。現在、健康いきいき課で担当している母子保健、子供に関する各種健診や予防接種等の事業も子育て支援課に移すことにより、児童、福祉関係事務との一体化が図れることとなり、妊娠・出産・子育てと切れ目ない支援体制が構築できるものでございます。また、現在の幼稚園や小中学校との連携についても、より強く図っていけるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、小項目（２）について、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、私のほうからは質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

子育て支援課創設により、妊娠期から就園後の相談、予防接種、こども医療費、親子教室及びレピの開催が１つの窓口で対応でき、子供の経過を長く見守ることができ

るようになります。また、平成29年度には、子育て世代包括支援センターの設置に向け検討していく予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、（１）から再質問のほうをさせていただきたいと思います。

昨年の６月の定例会におきまして、子育て支援課の創設を提案をさせていただきました。そのとき、今課長のほうからもお話がありましたけれども、こども課のほうには教育の部分とそれから福祉の部分、これが混在をしているわけですので、そういった意味において仕事を進める上で何か問題はありませんかというような質問に対しまして、特に支障はありませんというようなお答えであったかなというふうに思います。にもかかわらず、６月から半年たつかたたないかの12月の定例会において、この子育て支援課の創設が決定をしたわけであります。

これは、総務課長のほうのお話もありましたけれども、さらに嵐山町としては子育て支援を充実をさせていく、積極的に取り組んでいくのだという意思のあらわれであるというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　そのとおりでございます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　ぜひそういった方向性でお願いいたしたいと思います。

それでは、（２）のほうの再質問に移らさせていただきます。

先ほど課長からもありましたけれども、母子手帳をいただいて、その後長い期間ご指導いただける。また、１つの課でそういった形で相談も指導もしていただける。これは保護者にとっては大変わかりやすい、またすばらしいシステムかなというふうに私も思っております。

ちょっと視点を変えますけれども、28年度４月の段階において、残念なことに待機児童がかなり発生をしてしまいました。もう一度確認をさせていただきたいのですけれども、28年の４月の段階で何人の待機児童が発生したのか。そしてまた、今回、29年の４月……

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　今、関連のあれでございますのでちょっと。

○３番（佐久間孝光議員）　この29年の４月の段階で何人くらいの待機児童が発生する見込みになっているのか、お伺いいたしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　待機児童の数ですが、平成28年の４月１日現在においては15人でございます。29年の４月１日現在の見込み、今の現在ではまだ調整しているところもございますので、見込みとしては25人程度の待機児童数かなというふうに予定しております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、28年で15人、それからあとは29年の４月で25人の予定というか、少しふえてしまう、そういうような報告がありましたけれども、私はこの４月から……

〔何事か言う人あり〕

○３番（佐久間孝光議員）　４月から子育て支援課が創設をされるわけであります。しかしながら、待機児童はふえてしまう。これはやっぱりこういった状況を見たときに保護者はどういうふうに思うのか。やはりそこのところには大きな失望につながる可能性もあるかなと思います。では、この間、町が何もしていなかったかといえば、数年前は若草保育園を建て替えて、そのときには定数もふやしていただいている。企業さんが設置していただいた保育所のほうにも、本来地域枠としてある以上にお子さんを受け入れていただいている。また、今は千手堂のほうに東昌第二保育園の保育所をつくっていただいて、そしてそれでも定数をふやしていただいている。にもかかわらず、これだけふえてしまった。その原因はどのように分析をしておりますでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　あくまでも事務方のほうの想定といいますか、そういった形にはなりますけれども、人口のほうの増減を見ますと、最近はちょっと横ばい状態かなというような状況が見られます。その中で保育所のほうの希望が申し込み

がふえたということは、それだけご夫婦で働くという家庭がふえたのかというのが一番の要因かなということで、担当内では分析はしております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　これは嵐山町だけではなくて東京も、それから全国的にもそういった傾向は見られるというようなことは、私も承知しておりますけれども、例えば嵐山町の人口の規模、あるいは今後の人口動態等を考えますと、やはりこういった問題を解決していくには小規模保育、家庭的保育、そういった事業を積極的にもっと進めていくべきではないかというふうに私は思います。

2015年度、法改正によりまして市町村の認可事業ということになったわけでありますので、そこで預ける保護者にとっても19名以下ということになると、保育士さんの目が一人一人の子供にしっかりと目が届きやすくなる。そしてまた、経済的な負担も保護者の方は軽減をしていただくことができる。

また、そういった保育所を設置をしようと考えている方からすれば、行政的ないろいろな例えば施設整備、あるいは運営費の補助を受けることができる。それからまた、大規模ということになりますと大変時間が、２年、３年かかってしまうというケースも珍しくありません。ですから、こういった小規模であれば半年以内で大体できるというような統計上の数字も出ていますので、また何といっても認可事業ということでやられる方の社会的な信用、これは非常に高まるかなというふうに思います。そういった意味におきまして、嵐山町においてはもっともっと積極的にこの小規模保育を推進していくべきだと考えますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。状況は今議員さんおっしゃったような状況なのですけれども、今年度の場合は別ですけれども、昨年度までは県内の中で待機児童がいる町というのは嵐山だけなのです、ふえているのは。それでみんなほかのところはゼロ、ゼロ、こう並んでいた。ここのところに来て、ほかのところもふえてきている、ゼロでなくなってきている。足りなくなってきている。滑川町さんなんかもそのようですけれども、そういうような状況が出てきている。

それで、何が原因かというお話がありましたけれども、全くそれもわからないというのは無責任なのですけれども、ちょっとどういう状況なのかはっきりしない。しかし、今経済状況、雇用状況というのが一番大きく影響しているのは間違いないと思いますので、そういう状況かなと。それが商工会だとか、あるいは県のいろんな雇用状況を調べたときに、そのパートタイマーの雇用の値段が上がってきているというような状況が見られる。これは確かに雇用が逼迫して人が足りなくなってきている状況なのかな。そういうような中にあってゼロ歳児でも、ゼロ歳、１歳が嵐山町多いのですけれども、こういうような中でも働きに行くというような状況が生まれているわけですけれども、そういう中にあって小規模保育のお話がございました。嵐山町でも小規模保育をお願いをしてやってきているところもありますし、また保育園を新しく建て替えたりするたびに人数をふやしていただいて、嵐山町は毎年正規の人数がふえてきているわけですけれども、それを超える希望者がふえている、そういう状況でございます。

そして、一つ一番大きな問題というのは、子供が減っているということなのです。これから将来的にも子供が減っていくという状況の中で、私立、民間の場合にどこまで投資ができるかというのがあると思うのです。ですから、しっかりと設備をつくって、それで雇用を、雇用というか先生を確保して、それで人数がこれから先見込んでいるような形に減ってきた場合にどうするのだということで、保育の現場の足りない待機児童対策の一番大きなところというのは、民間の話も出てきていますけれども、公立が多いわけです。市がやる、都がやるということなわけです。民間がというような大きな話も一つあるようですけれども、そういうのもやっぱりなかなか地域の中で民間がここのところにまたつくって、そして先生を確保して、それで減ってきたとき先生はどうするのだ、建物どうするのだ、そういうような状況が今見られている。ですから、そういうところに投資ができる状況に、非常に判断が厳しい状況のところにある。ですので、小規模保育、余りお金をかけないで現場を当座をしのいでいこうというような考え方が今では主流かなと。

それで、嵐山町においてもその小規模保育がお願いできないだろうかということで、今の状況をさらに拡大をする方向でお願いをしている状況でございます。確たることは言えませんが、そういう状況を対応がやっていただけることが起きるかもしれませんので、そういうところまで来ている。しかし、おっしゃるとおり、待機人数はふえ

ているという状況は、本当に行政として申しわけないという感じがしているところでございます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、待機児童がふえているということで、全部が全部これは私は悪いことかなというふうには思わないです。やっぱりそれだけ働いてみようというふうに考えるお母さん方がふえてきているというようなことにも裏を返すと言えると思いますので、そういった意味では全てが悪いということではありません。

また、そういった設置を考えている方もおられるかもしれませんけれども、もう少し積極的に、またこういったことを後押ししていく、行政が一体となってやっていくということになれば、もう少し多くの方たちが手を挙げてくれるかなというふうに思います。

小規模保育事業を推進をしていくというようなことでは同じような方向性で町長も考えていただいているなというふうに思ったのですけれども、仮に例えばそういった小規模保育のやってくれる方が出てきて受け入れをしていただくと、次の段階としてやはり考えていかなければならないのは、３歳児になったときであります。これは、小規模保育というのは基本的にはゼロ歳児から２歳児ぐらいでありますので、３歳になったとき、もう一度保育所を見つけなくてはいけない、あるいは受け入れ先を見つけなくてはいけないというような問題が出てきて、どうしてもそこのところで二の足を踏んでしまうという保護者の方もいるわけです。

いわゆる受け入れ先として考えられる連携施設というのは認定こども園、ただ認定こども園は嵐山町にはありませんので、そうすると大規模保育所、ただ保育所のほうも今お話があったように待機児童が逆にふえている段階でありますので、３歳になったら受け入れ枠ができましたということはなかなか考えづらいかな。

もう一つは幼稚園、幼稚園の場合には嵐山町の場合には２年保育でありますので、３歳児の受け入れというのが難しいかな。そういったことを考えると、やはり３歳児の受け入れを嵐山町の幼稚園として考えていくことができれば、小規模保育のほうにもっと積極的に保護者の方たちがお預けをしたいという気持ちが高まるかなというふうに思うのですけれども、その辺は町長、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ただいま答弁のほうで述べさせていただきましたけれども、人口の子供の推計というのが大きな基礎になるわけです。その状況を見ていったときに、これから普通に考えるとどうなるのだということになると思うのです。しかし、今起きているのはこういう状況が起きている。しかし、これがいつまでどう続くのかというのは全くわからない。そういう中にあって、どうするというのが今求められている一番難しい課題であるわけです。そういう中にあって、今おっしゃるように違った形の選択を嵐山町がとっていく。そこのところで職員を確保をしていくというようなことというのが、今ここでやらなければいけないのかな。やらなければいけないのですけれども、それが将来にわたって嵐山町の状況にどういうことになっていくのかということを考えたときに、大変厳しい選択をしなければいけない、苦しいところでございます。ですので、そうでなく、小規模保育というようなものを開拓をしていくという方向を今とらせていただいているという状況でございます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　人口推計、特に子供たちの数、そういったことを考えると民間がなかなか大きな投資がしづらい環境ではないかというようなお話もありました。だからこそ、私はその期間、これはずっとということではなくて、景気が上向いたり、あるいはお子さんの数がふえてくる、そういった局面になったときには徐々に民間のほうに任せていく。こういうときだからこそ、やはり私は行政側が主導的にそういったニーズを抱え込んで、そしてリスクも少しとりながら、やっぱり運営をしていくということが必要なのかなというふうに思います。

　予算のことに関しては、これから徹底して議論を深めていくわけでありますけれども、先日いただいた予算書を見ますと、小学校あるいは中学校の学年費補助が今回は全廃になるような形になっています。これは最終的にどうなるかはわかりませんけれども、そうするとこれはある意味では嵐山町の売りというか、子育て支援、本当に大きな成果を上げた一つの事業かなと思います。私も多くの方々に嵐山町はこういう形で支援をしてくれているのですということを、相当多くの方たちにお話をして理解をいただいた経緯もありますので、４月から子育て支援課が創立をされる。でも、待機児童はふえてしまっている。学年費の補助はなくなってしまう、そして３歳児の受け入れは今のところ難しいということになったときに、やはり保護者の人たちが嵐山町はどこまで本気で子育て支援に取り組もうとしているのかどうか、やっぱりそこのと

ころに疑念を抱く方たちがふえてしまうのではないかという不安を持っていますけれども、町長、再度お願いいたします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ご心配といいますか、ご提案といいますか、そういうような状況のことを担当も含めて検討を進めてきているわけであります。そういう中にあって、今やっていただいている民間の業者等と相談をしながら、そして新しく広げていける部分というのはないのかというようなことも含めて検討を進めているところであります。

そして、緊急事態ですので、先日も近隣のところの町長さんにお願いに行って、数名入れていただくとかいうようなところもありまして、入れていただけるところもあるわけなのです。オーバーをしていないところも。ですので、そういうようなところにお願いをしたり、それから３歳児ということですけれども、３歳児も含めて待機児童全てでこういうことですので、さっきから言いますけれども、どこまでゼロ歳児、１歳児の人が３歳、４歳ずっといくのかなというのも大変流動的だと思うのです。ですから、そこのところで確たる形のものをとってしまったときにどうなのだ。例えば人的な形にとったときに公務員ですから、町で人を確保するということは、余ってきたからというような状況は許されないわけですので、やはり町で計画をしている人員計画の中に沿った形の中で、そこに人員をふやすとしたら、今抱えているこの役場の庁舎の中のどこかを減らしていくというような苦しい選択をしないとやっていけない、これからの時代を乗り越えていけないというような状況もありますので、大変人の面については苦しい選択をしなければいけないな、今はそういう状況だと思うので、議員さんのご意見、しっかりと受けとめてこれからの子育てに対応していきたいというふうに思っています。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　子育て支援課創設の意義、そしてまたそれに期待する保護者の方たちもたくさんおられますので、ぜひそういった期待に応えられるように子育て支援策を打ち出していただきたいと思います。答弁は結構です。

それでは、大項目２のほうに移らさせていただきます。大項目２、水道管破裂などの緊急時の対応体制について。

これは昨年の６月の定例会におきまして、吉本議員が水道系のことに関しまして大

変詳細に、また長期展望に立ってすばらしい質問をしていただきました。私は、少し視点を変えて質問をしていきたいと思います。

嵐山町の水道事業は経常収支比率、有収率、料金回収率等において高い評価に値する運営がなされているものと認識をいたしております。お配りをしておるかと思うのですけれども、参考資料の１を見ていただきたいと思います。この左上ですけれども、経常収支比率、これはもう１年間の収支でありますけれども、100％を超えれば黒字である、それ以下であれば赤字の経営だということでありますけれども、東松山を含めても嵐山町は断トツのトップであります。

それから料金回収率、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかという指標でありますが、これに関しても全体的に、ただこれは余りにも高過ぎると料金の設定がいかがなものかというようなことにもなりますので、非常に適正な数字かなというふうに思います。

それから、あとは給水原価、これは１立方メートル当たりにかかるコストですけれども、これは５位ということですが、ほかの市町村と比べてもそんなに多くかかっているわけではない。そして、嵐山町のお水は何よりもおいしい、本当にいろんな名水を私も飲ませていただくのですが、嵐山町の水道水は本当にそういうもの以上においしいかなと私は個人的には非常に感じています。ですから、それだけのすばらしいお水を供給していただいておりますから、これも許容範囲内であろうというふうに思っております。

それから、あとは有収率、配水した水のうち料金につながった割合を示すものでありますが、これは漏水等が多ければどんどん、どんどん下がってしまうわけです。これも全体で１位でありますので、やはりこれは担当課が日ごろからしっかりと維持管理をしていただいているということのあらわれだと思いますので、そういった面で大変高い評価に値すると私は思っております。

または、北部地区へ供給されている県水とのバランス、また都幾川沿いの取水場からの地下水を県水とブレンドし、よりおいしい水道水を提供すべく工夫している点など随所に努力が見られる。しかしながら、嵐山町内においても水道管破裂や破損をする案件もゼロではありません。

（１）といたしまして、町内水道管のうち、耐用年数を超えた老朽管はどれくらいあるのか。

また、（２）といたしまして、緊急時の連絡、対応体制はどうなっているのか確認をさせてください。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　質問項目２の（１）についてお答えいたします。

一般的に老朽管と言われております法定耐用年数40年を経過する管類につきましては、管径75ミリメーターの硬質塩化ビニール管で355メーターでございます。水道管総延長、約180キロメーターに対しまして、約0.2％の割合でございます。

続きまして、（２）についてお答えいたします。緊急時につきましては、緊急連絡網を作成し、常に連絡がとれるような状態を保っております。課長以下、施設担当４人には個別に携帯電話を常時携帯しているところでございます。また、水源や浄水場の水道施設で何らかの異常が確認されますと、その携帯電話に警報が入るような仕組みとなっており、水道施設の稼働状況もインターネット回線を通じて情報が得られるようになっております。さらに、施設管理の委託業者との連携体制も強化し、常に迅速な対応ができるような仕組みが確立されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、（１）の再質問をさせていただきたいと思います。

この老朽管の定義というのは、国のほうでも40年と言ったり、それプラス10年、20年というふうな感じでもいいですというようなこともありますから、一概にどうということはありませんけれども、今のお話だと0.2％、ほぼゼロに近いという認識でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　現状の状態では老朽管というものについては、お答えしましたとおり、本当に嵐山町の中でごく一部ということになっておりますので、老朽管につきましては、地方公営企業法の中にうたわれている老朽管と言われているものは本当に少ない値というふうな状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　ぜひそのようなすばらしい維持管理を続けていただきたいと思います。

それでは、（２）のほうの再質問に移らさせていただきます。先ほど課長のほうからいろいろな体制について、こういう形でもやっている、こういう形でもやっているというお話がございました。これは、私が昨年12月半ばにちょっと散歩をしていたのです。それで、千手堂のほうから菅谷のほうに帰ってくる。その途中に254号線の国道がありますので、あそこに来たときに左手にコンビニがあるのですが、駐車場のほうから水がどんどん、どんどん流れてくるわけです。12月の半ばで夕方ですから、水をまくというのはおかしいなということで、ずっとたどっていきましたら、バイパスとそれから駐車場の間に歩道があるのですが、歩道の真ん中からばあばあ水が噴き出しているのです。これは大変だということで、すぐに役場のほうに私は連絡をいたしました。

しかし、誰も対応はありませんでした。放置しておくわけにはいきませんので、そしたらそこのところにちょうど水道事業の受けた会社の電話番号がありましたので、そちらのほうの会社に連絡をさせていただきました。そしたら、土曜日だったのですけれども、社員の方おられて、「わかりました、すぐ行きます」ということで５分というか10分かからずぐらいでしょうか、４～５人の方がすぐ駆けつけてくれたのです。そのときに言われたのは、「佐久間さん、申しわけないんだけれども、我々は役場の職員の指示がないとこれはいじるわけにはいかないのです」、「えっ」、そうこうしているうちに警察の車両は来る、消防車は来る、もうあの一帯が結構にぎやかになったということがありました。

どうしようかなと思ったときに、たまたま私はある課長さんのご自宅のほうの電話番号がわかっていましたので、そのご自宅のほうに連絡をさせていただいて、そしたら「すみません、課長さんいますか」と言ったらいるということで、それでその課長さんのほうから深澤担当課長のほうへ連絡をしていただいて、それで来ていただいた。来た後は深澤課長が非常にスピーディーにその場の収束を図っていただいたということです。ただ、私が最初に連絡を役場のほうに入れた時間から多分40分以上もたっていたかなと。私がもう発見したときには誰もいませんでしたので、そうするとあの状態が１時間程度続いていた可能性はあると思います。夕方ですし、また結構広い歩道

ですので、あれ知らずに自転車なんかばって来たときに突っ込んでしまったら、これはバイパス沿いに転倒した場合には本当に人身事故、最悪の場合には死亡事故にもつながりかねない、私は事案であるというふうに認識をしております。

ですから、やっぱりこういった予期せぬ突発的な事案が発生したときに何が大切かといえば、やはり迅速な対応なのです。ですから、迅速な対応をすることによって二次災害、三次災害を防ぐことができるというふうに思いますので、もう一度これは嵐山町全体の危機管理体制、あるいは緊急時の連絡体制をもう一度確認をする、その必要性が私はあるのかな。一般の人は連絡すれば役場しか多分ないと思いますので、そういったことも含めてやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　お答えいたします。

まず、役場のほうから私のところに既にある課長さんより先に電話情報は入ってきておりました。ただ、私もその漏水現場にいち早くということももちろんあるのですけれども、まずは部下の育成ということもございますので、まず何人かの職員に連絡をとって、それでできるだけ若い職員にもそういった現場にもどんどん対応していただくというような考え方を持っていたものですから、もちろん既に役場から連絡が来たとき、これはもう消防署に連絡をとってください、それから私からも部下に連絡をする、それでもちょっとなかなか難しかったので、私も場所が場所ということを聞きましたので、極力早目に行かなくてはいけない、それでも30分ぐらい、議員さんが現場にいてから漏水状況を経過してしまったというようなことがあったのですけれども、極端に放置しておいてひどい状態で何時間もその状態を置きっ放しにというような状況になっていたわけではないというふうには感じているのですけれども、どうしても警察であるとか消防、こういったところにつきましては緊急な連絡が入りますと動きがとても早い、大体10分前後で現場に到着している。どうしても私どもといたしますと、日ごろ平常時間帯でいればそれほど長い時間かかることはないのですけれども、土日になりますとどうしても経過を要したり、役場に来てまた地図情報を、状況を見て確認した上で現場に行かなくてはいけない。そういうようなこともございまして、若干の時間をとってしまっていることは紛れもない事実でございます。

議員さんにも本当にその場にいていただいて、いろいろとご連絡いただいたことを

本当にありがたく思っておる次第でございます。今後も漏水対策につきましては十分な、私以下４人に対しましては、その漏水に対する意識、いつも高く持っているつもりでおります。いち早く修繕に心がけて皆様方にご迷惑をおかけしないように対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今ちょっと課長の答弁を聞いて、部下の育成ですとか、平常時だったらもう少し対応できるとかということがありましたけれども、これは危機管理という観点からいくと、これは災害は時間帯を、あるいは曜日だとかというのは選んでくるわけではりませんので、それだけはちょっとどうかなという疑問は大いに持ちました。

だから、先ほども言ったように、私は今回は水道管のふぐあいでそういったことが起こりましたけれども、そうではなくて、要するに役場全体、嵐山町全体の危機管理、もう一度チェックする私は必要がある。このことだけではなくて、ほかのことも当然突発事故というのはありますから、そういった意味においてどうかということをお聞きしているのです。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　このたびのバイパス沿いの事故への対応については、深澤課長からも報告を受けていまして、佐久間議員さんに大変迅速、的確なご協力をいただいていたということでございまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

水道課の対応については、もう一度再点検をして、なお的確に迅速に今後対応ができるように改善をしたいというふうに考えております。

それから、全体の危機管理でございますけれども、東日本大震災のときだったでしょうか、あの震災を受けまして、各課が所管をしている公共施設等の事故に遭った場合、ああいうふうな災害に遭った場合にどう迅速、的確に対応し、町民の生命、財産を守っていくか。この危機管理体制を改めて庁内で検討して連絡網もつくって今日に至っております。そういった面では一応町では緊急対策、危機管理体制はできております。ただ、実際にこれを発動というか、事故が起きたり、震災が起きたときにどうそれに的確に対応できるかという訓練は今後も続けていきながら、今申し上げたよう

な町民の生命、財産を守れるような対応を的確にできるように我々も考えてまいりますので、ぜひ今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　土曜日、日曜日、どうなんでしょうか。庁舎のほうには警備の方はおられるのかなというふうに思いますけれども。先ほど一番最初に深澤課長からもこういうシステムで、こういうシステムでと何重にもなっている。そういうことがありましたけれども、実際は機能しなかった。ここのところにやっぱり着目する。例えば警備員に警備をお願いする。しかし、あなたの対応が少しおくれれば、これだけの被害がこんなに大きくなるのです。これだけの人数で済むものがこんなに多くの人たちに迷惑がかかるのです。そういうところまでしっかりと認識を持っていただくような引き継ぎをしているのか。お願いするにもそこのところがマニュアル上の真ん中をつないでいく私は役割だと思うのです。そういうことも含めてぜひお願いをしたいと思います。

雪ですとか、あるいは台風ですとかというのは今気象情報が刻々と入ってきますから、そのあれに従って、その参集規定もある中でレベル１だったらこう、レベル２だったらこうという形はできると思うのですけれども、やはりこの突発事故というのは本当に待ったなしで来ますので、そして必ず想定外、想定を超えるということが当たり前であるということを認識をして、念には念を入れてぜひお願いをいたしたいと思います。答弁は結構です。

それでは、大項目３のほうに移らさせていただきます。大項目３、「日本一の教育のまち嵐山」について。

本年１月１日発行の広報において、岩澤町長は新年の挨拶の中で「日本一の教育のまち嵐山」の実現を第一に掲げられておられました。教育の重要性は私も大いに同感するところであります。教育の方向性がその地に暮らす人々の考え方や行動の仕方、物事の捉え方に対し大きな影響を及ぼすからであります。

１といたしまして、どのような価値基準、方向性を持って日本一の教育と考えるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

教育については、佐久間議員さんに改めて言う必要もないわけですけれども、私どもに決められているのは、教育基本法に書かれております。「教育は、人格の完成を目指し」ということで、旧法も新法もこれが変わりなく書かれているわけです。嵐山町が目指すのも、まさにこの目的に沿った形で「日本一の教育のまち嵐山」を目指してまいります。

そして、新年度に何をというのがありますけれども、今までやってきました内容がいろいろあるわけです。教育委員会でやってきていただきました。それらは全く間違っていなかったというふうに思っておりますし、それらをさらに進めていきたい。そして、新たな取り組み、方向ということですけれども、それらを目標をさらに高く持って学校、地域、家庭、子供たちにかかわる関係者の協力により「日本一の教育のまち嵐山」を目指してまいりたい、これが方向でございます。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、町長がおっしゃった冒頭にも「人格の」という言葉がありましたけれども、本当にそういったことが私も基本中の基本、人としてどうあるべきかということがまず根本になければいけない。これは決して難しいことは要らないと思うのです。例えば挨拶をしっかりしましょう。嵐山町は子供から大人までこの挨拶運動は本当にすばらしくできているなと思います。ただ、人に迷惑をかけるのはやめましょうとか、ルールは守りましょうとか、個性を育てることと利己的な言動は全く違うのですよということを私は子供たちだけではなくて、大人も含めてもう一度意識の形成をしていく必要がある。それには、１人ではどうしてもできませんので、ワーキングチームみたいなのを立ち上げてそういうところから発信をしていただく。

各自治体には青少年健全育成のようなものがありますけれども、これはなぜ青少年かといえば、その段階は子供から大人になる段階で不安定に精神的にもなりやすい。そういうところから道を外す人が多いわけですから、そういうことでとなりますけれども、私は今はもう青少年だけではなくて、大人も含めてもう一度そういった基本的なことを確認する。

例えば保護者に対しては、何か問題が起こった、先生のせいだ、学校は何やっているのだ、そういうことを言っていれば本当にその問題は解決するのかどうか。最終的に自分のお子さんに対してプラスになるのかどうか。親としてしっかりと子供たちに伝えるべきことは伝えているかどうか。もう一度考えていただく。また、先生方に対

しても授業をやる分においては十分な知識をお持ちでしょうけれども、その子たちの後ろにはやっぱり保護者がいますから、今の保護者というのは学歴もある、いろんな知識をお持ちの方、たくさんおられますから、そういった方たちとしっかりとコミュニケーションができるかどうか。その裏づけとなる人間力を持っているか。もしないならば、つけるための努力をしているかどうか、もう一度考えていただく。

また、地域の中にもいろんな指導者がいますから、そのすばらしい指導者の各分野の指導のプラス、嵐山町としては今こういうことをやっているのだと、ぜひ指導に追加してこれも伝えていただきたい。また、企業さんのほうからは、このグローバル社会の中でどういう人材が求められているのか、そういうメッセージを発していただく。つまり一人一人がそれぞれの立場の中でもう一度自分自身を見詰め直す、考え直す、そういった時間や機会をつくっていく、そういったワーキングチームを立ち上げるということは非常に最初のお話と合致することかなというふうに思いますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろご意見をお伺いをいたしました。全くそのとおりでございます。それで、この通告書にもありますけれども、教育の重要性、私も同感するところだと、そして教育の方向性というのは、その地に暮らす人々の考え方、行動の仕方、物事の捉え方、これらに大きく影響を及ぼすというふうに書かれております。まさにこのとおりだと思うのです。

ですので、嵐山町の教育というのは、ここがベースだと思うのです。嵐山町の町民、嵐山町のアイデンティティーというのはまさにこれだと思うのです。そして、嵐山町が嵐山の町史にもありますけれども、縄文の時代から槻川、都幾川に沿った形のところに、縄文から弥生から、そこのところで弥生でなくて縄文のときからも稲作が出たかもしれません。まさにこの稲穂の時代なのです。そういう中にあって、何を目指すかということなのですけれども、まさにそこのところだと思うのです。この地方で生活をしてきた方、そして自然とのかかわりがあったわけですので、自然との対応、そして今言った悠久の歴史がある嵐山町の中で歴史とのかかわり、そして衣食住、この文化をどう継承をしていくか。そして、里山の生活を通して守られてきた感謝の精神、そして祈りの心、こうしたものを大切なものを継承していく教育、これが教育の方向

性の一つだと思います。

そして、もう一つ激変をする情報化社会、これに対応ができないことにはこれからどうしようもないと思うのです。ですので、それらに対応ができる基礎、基本の基礎教育を嵐山町が義務教育の中でしっかりやっていかなければいけないのではないだろうか。この二本立てが方向性の基本だというふうに私は思っております。あとの細かい部分といいますか、それの枝先の部分、いろいろ町民に対して、あるいは何に対してご指導をいただきましたけれども、それらについては教育委員会の教育内容によっていくものだというふうに思います。

そして、今回、教育委員会制度が変わりまして、新しく教育委員会の町長が顔出しができる部分もできたわけですけれども、基本は教育委員会制度というものがしっかりとあって、その中で町が言えること、やれることというのはしっかり法律に書かれているわけですので、その範囲内に沿って町としてやるべきこと、そして教育がしっかり行われるような環境整備、施設管理、そういうものをしっかりと捉えていくのが私のほうの責務かなというふうに考えております。

ですので、議員おっしゃるとおり、１人や２人でやるのが教育ではなくて、地域全体みんなで取り組んでいくのがこの嵐山町の教育をさらに充実をしていく基礎、基本だというふうに、まさにおっしゃるとおりだと思います。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今の町長の話の中にも感謝する気持ちだとかということも出てきました。本当にこういった啓発活動を通して、やっぱり一人一人がもう一度謙虚な姿勢を持ったり、感謝のある気持ちを持つ、それからあとは嵐山町においてはいいとこスピーチコンテスト、３年目を迎えました。私も子供たちの斬新な切り口、捉え方、そういうのを聞くと毎回いろんな面で気づかされることもありますので、例えばああいったお子さんの言葉もあの場で終わらず、きょうなんかは広報にも載っておりましたけれども、実際に地域の中に出ていって、そして彼らからもう一度改めて地域の方たちにメッセージをお伝えする。つまり子供から大人たちも学ぶということを私は大変いろいろなことがあろうかと思います。そして、何よりも大切なことは、ああ、そんなことわかっているよ、でもわかっていることと実践をしていること、理解できることとできることは違うのだということをもう一度認識を持っていただく。

私も個人的なことになりますけれども、英会話を30年以上教えております。大人の

方が来る、高校教科書を見ると、「これくらいはわかります」、「そうですか、じゃ伏せていただいて、Ｗｏｕｌｄ　ｙｏｕ　ｔｅｌｌ　ｍｅ　ｉｎ　Ｅｎｇｌｉｓｈ　ｐｌｅａｓｅ？」、英語で言ってみてください。言えないですよね。だから、わかることと、それからできることは違う。本当に単純なことだけれども、そこのところにしっかりと命を吹き込んでいく、やっぱりそこまで私はやっていくべきだと。つまり人としてどうあるべきか。それをしっかりと基本に置きながら、先ほど町長も申された今は情報の時代ですから、情報に対するいろいろな知識だとか技術だとか、あるいは国際的ないろいろな視野を含め、広げる知識も必要だと思います。そのバランスが本当に町長が言うように大切かなと。どちらに偏っても私はいけないと思います。

申しわけないですけれども、再度町長のご所見をいただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　おっしゃるとおりなのですけれど、いろんな教育のやり方、内容については教育委員会が行うべき内容だと思うのです。それで行政府、町のほうが行うというのは教育を取り巻く施設整備を一番の問題であるわけです。そういう中にあってこの人口が大きく動いている中にあって、行政のほうのやるべきことというのはどういうことかというのがあるわけです。それを教育委員会と新しい今度の会議の中で話し合いをしていくのかな、それでその話し合いをする内容についても法律できちんと決められておりまして、教育委員会制度を動かすような、政治的中立性を動かすような問題についてはその議題にすべきではないとしっかり書かれておりますので、そういうものは外して教育委員会が行う教育についてどうサイドから応援ができる、施設整備の整理ができるか、ソフトの応援ができるか、そういうようなことだと思います。やるべきことは、議員さんおっしゃるとおり、そういうことをしっかり教育委員会のほうにやっていただければありがたいというふうに思っています。

○大野敏行議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　平成28年に嵐山町教育大綱が制定をされました。私はあの大綱をやっぱり理解するだけではなくて実践をしていくということであるならば、私は今町長が掲げている「日本一の教育のまち嵐山」に大きくやっぱり前進をするというふうに思っておりますことをお伝え申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時とさせていただきます。

休　　憩　午前１０時５２分

再　　開　午前１１時０１分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　森　　一　人　議　員

○大野敏行議長　続いて、本日２番目の一般質問は受付番号２番、議席番号２番、森一人議員。

初めに、質問事項１の「日本一の教育」を目指す嵐山町についてからです。どうぞ。

〔２番　森　一人議員一般質問席登壇〕

○２番（森　一人議員）　議席番号２番、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

私の質問は、大項目で１点になります。「日本一の教育」を目指す嵐山町について（地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正を含む）ということになります。それでは、質問をさせていただきます。

平成27年４月１日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正が施行され、本町も今後これに準じていくということであります。また町長は、嵐山町の今後について教育に力を入れていく、「日本一の教育」を目指していくと話されました。特色あるまちづくりにおいて、教育の充実は大変魅力的だと思います。また、今後町は花見台工業団地の拡張など、企業誘致をしていくという中で、企業が進出先を選ぶ条件の一つとしてその地域の教育水準の高さがあると聞いたことがあります。嵐山町の子供たちのために、そして嵐山町をアピールするためにも、学校を支援する施策や教育環境を充実させていく必要があります。そこで、以下について質問させていただきます。

（１）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について。ア、教育委員会と教育長の関係は今までとは異なってきます。教育長の責任が重くなれば、その権限も強くなると思いますが、どのようにお考えか、町長に伺います。

イ、権限が大きくなる教育長へのチェック機能についてはどのように町長はお考えか伺います。

（２）です。格差社会の問題、ひとり親家庭や貧困家庭の子供への学習支援として放課後教室開設のお考えを伺います。

（３）、教育環境の充実を図るため、町費負担教職員制度の活用のお考えについて伺います。

（４）、安全・安心なまちづくりを掲げる本町においてＩＳＳ（インターナショナルセーフスクール）認証を目指すお考えがあるか伺います。

（５）、「日本一の教育」を目指すという嵐山町において、何をもって特色ある、特別な教育としていくのか、町長のお考えを伺います。

（６）、本町で進めている小中一貫教育の成果と今後においての課題について、改めて教育長に伺います。

よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（５）について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

質問項目（１）のアについてお答えをさせていただきます。

法の一部改正により、従来の教育長と新教育長とを比較し変わった点は、首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化されたこと、会議を主催するほか会務を総理し教育委員会を代表するものは教育長であるということが明確化されたこと、教育長の身分について、一般職であったものが特別職となったことなどが挙げられます。

そして、今回の法改正の趣旨は、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域を代表する首長との連携の強化などを目的とするものであると考えております。新教育長並びに教育委員会の皆様には、この法改正の趣旨のもとに教育行政のさらなる進展にご尽力いただきたいと願うものでございます。

質問項目１の（１）イについて、お答えをさせていただきます。法改正による新教育長へのチェック機能の強化の制度としては、教育委員の３分の１以上からの会議の招集の請求ができること、教育委員会規則の定めるところにより、教育長が委任され

た事務の管理、執行状況等を報告する義務について規定されたこと、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成、公表することなどが定められております。いずれにいたしましても、今回の法改正により教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップ、これは高まるものと思いますが、委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりであり、私としては教育長並びに教育委員皆様の協力体制の中で嵐山町の教育行政がさらに進展するものであると期待するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、（５）も続いてお願いいたします。

○岩澤　勝町長　はい。質問項目１の（５）についてお答えをさせていただきます。

佐久間議員の一般質問でも答弁させていただいており、「日本一の教育」を目指すための方向性は、教育基本法の目的を実現していくことであると考えております。そのためには、子供たちにかかわる多くの関係者に協力をいただき、高い目標を掲げ、これに向かって積極的な取り組みを進めることが必要だと考えております。

町といたしましては、今定例会においてご審議いただく平成29年度当初予算におきまして、予算上で見える取り組みといたしまして、新たに小学生の日本語検定、中学生の英語検定、受験料の補助金と学習支援教室等運営委託費の予算を計上しております。これにより学力向上に対して積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、小中学校適正規模化等検討委員会を立ち上げ、これまでも取り組んでまいりました小中一貫教育を充実をし、義務教育９年間の継続した教育が教育委員会の意向に沿った形で進められるよう環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、小項目（２）から（４）について、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

学習支援としての放課後教室開設につきましては、平成29年度予算で学習支援教室運営事業として委託料を計上し、今議会でお願いする予定でおります。事業の内容としましては、小学３、４年生及び中学３年生を対象に学習支援教室を予定しております。

続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。教育環境の充実、学力向上に関しましては、各自治体でさまざまな対策がされているところでございま

す。その中で教職員を増員することは大変有効であると思います。しかしながら、質問１の（２）で答弁させていただきましたが、来年度は学習支援教室を実施していきたいと考えております。

続きまして、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。ＩＳＳ認証を取得することは、安全な学校づくりのための仕組みが確立され機能しているということになりますので、当然のことながら認証を取得できるとよいというふうに考えております。町では、平成29年度に小中学校適正規模等検討委員会を設置し、今後の教育施設について検討していく予定です。今後は検討結果に基づき、認証を取得できるような施設を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、小項目（６）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目１の（６）につきましてお答えいたします。

本町では、平成25年度より嵐山町小中一貫・小中連携教育推進委員会を立ち上げ、小中学校９年間の学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視することにより、児童生徒の学習意欲の向上と、いわゆる中１ギャップの解消に向けて取り組んでおります。２つの中学校区では、それぞれ小中共通目標を設定し、９年間を通して子供を育成しております。菅谷中学校区では「自ら考え判断し、正しい行動のできる児童・生徒」、玉ノ岡中学校区は「夢を持つ児童・生徒～気づき　考え　行動する子～」であります。

成果といたしましては、１、小中一貫教育推進教員や中学校教員による専門性を生かした授業の提供により、複数の教科、領域において９年間を見通した系統的な学習の機会を確保することができるようになった。２、小中学校合同の研修会や学校行事、小中学校互いの授業や学校行事に参観する取り組み等により、各校の児童生徒の学習、生活の様子を把握し、指導に生かすことができるようになった。３、中１ギャップの生徒がほとんど見られない。４、生徒間の人間関係の成長が見られ、仲がよい。５、学力の向上が見られる等でございます。

今後の課題としては、１、すぐれた人材の確保、２、小中一貫教育推進担当の授業時数の確保、３、教職員間の打ち合わせ時間の確保、４、児童生徒間の交流を図る機会の充実等でございます。小中学校が共通の目標のもと充実した取り組みを実施し、より一層の小中一貫、小中連携を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　それでは、順次再質問させていただきます。

まず、（１）のアになります。先ほど町長のご答弁の中で、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築ということがございました。教育委員長と教育長の一本化により権限と責任がより明確化され、適切かつ迅速な事務執行、そのためには事務局機能を支える専門性を持った職員の配置、育成をすることが求められてくると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。お聞きします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

議員さんからお話をいただきました内容でございますけれども、教育全般にかかわっておりまして、それぞれの部署でしっかり取り組んでいかなければいけないなというふうに思っております。そして、町のということでご質問を寄せられております教育長の責任ですとかいうようなことからして、この教育会議ですけれども、ご承知のように一番これができた原因というのは津の、そこのところで大きな事件が起きてしまったわけですけれども、それに対する教育委員会の対応が甘かった、緩かったというようなことから、この法律改正に進んだわけですけれども、そういうことを考えると今度の法改正の中で一番のあれは責任が明確化をされた、教育長がしっかりやるのだということになった。それと、機動力といいますか、スピーディーな対応がしっかり求められたということだと思います。そして、それらを行っていくのに住民の人たちに何を教育委員会やっているのだというのを情報公開をしっかりとこういうふうに位置づけられた、そういうことだと思います。

そして、もう一つ大切なこと、この法改正で一番の根底にあったものというのが教育委員会の活性化、教育委員会というのが何やっているのだい、誰が教育委員なのだいというような、教育委員会というものが表に出ていなかった。それが表に出てもらって、それでしっかり地域と一体となった教育に取り組んでいくような形にすべきだというのが今回の法改正の一番大きなもとのあれだったと思います。

そういう中での教育長の責任ということですけれども、一番のベースである教育委

員会法というのは変わっていない。その中で委員が教育委員会を開く、そういう権限が出たとかというのはありますけれども、教育委員会の中の決め方というのは変わっておりませんので、教育委員長の責任というのは変わりがないのかな、やれることは法に決められておることはできますけれども、全体として何が変わったという変わり方はなかったのではないかなというふうな感じがいたします。それで、そこのところを見ていく、チェックといいますか、そういうものを見ていくというのも、やはり教育委員会の活性化というのが一番のベースで言われてきていますので、委員同士、教育長さんも含めて委員同士の中で活発な議論を展開をしていく中で教育長の責任もあるでしょうし、チェックに関してもいろんな形で出てくるのではないだろうかというふうに考えております。

○大野敏行議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　あともう一点だけ質問をさせていただきます。

首長、町長は、総合教育会議をやれること、首長が担当することという、先ほど佐久間議員の質問の中でもありましたけれども、教育の条件整備や環境整備、または少子化の問題などいろいろ具体的に課題があると思うのですけれど、町長の思いの中ではどのように取り組んでいきたいというのがあるか、お考えをお聞かせください。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　教育全般ですけれども、課題というのはいろんな見方があって、いろんな十人十色といいますか、いろんな形があると思いますけれども、やはり一番なのは関心の薄さというものをもっと濃くしていけたら、自分の子供が学校に上がったよとか、幼稚園に入ったよというと親に、あるいはじいちゃん、ばあちゃんは関心を持つかもしれませんけれど、隣の家の人はどうなのだろうというようなことを考えると、教育というものに対する関心度というものはちょっとどうかな、そういうようなことを町全体で考え、あるいは国全体で考えたときに、教育に対する考え、思いというようなものが薄くなりつつある部分もあるのではないかな、そういうものを少しずつではありますけれども、みんなで教育のほうにいろんな関心を持ってもらって、そして嵐山町の教育は、あるいは埼玉の、あるいは日本の教育は、そして我が家の子育てはというようなことを中心議題として話が出るような、そういうような状況が出てくるといろんな形で教育に関心を持つ人が多くなる。多くなってくるといろんな意見が出

る。それで関心を持っている人は教育に対してそういう目で見るというようなことになってきて教育がもっと前面に出てくるのではないかな、そういうふうになってくると自然と教育というものが今まで以上に違った形の教育になってくるのではないかというふうに思っています。

○大野敏行議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　地域ぐるみで教育を考え、共有していく社会形成を目指すということだと思います。

イに移ります。首長みずからが議会の同意を得て行うと、教育長の任命でございますが、そして任期が任命権者である首長、同意をする議員の任期よりも１年短い３年というところでも任命手続のチェック機能、これまで以上に働くものと考えております。丁寧なご答弁をいただきましたので、（１）のイについては、これで結構でございます。

それでは、（２）に移らさせていただきます。本町においては新年度予算において、私の質問では学習支援としての放課後教室開設のお考えということでしたが、今年度、新年度予算で学習支援教室運営事業、小学校３、４年生及び中学校３年生を対象に進めていくとなっておりますので、これについては予算に関連しておりますので質問はいたしません。よい事業成果が出ることを切に願っております。

では、（３）に移らさせていただきます。（３）については、町村費負担教員制度というものがございまして、人事異動は町内のみとなるので、地域の特性に応じた学校教育の充実や特色のある学校づくりがこういった職員を雇えば推進できると思っております。もちろんデメリットもありますし、予算の面、そういったものもかなりあると思いますが、また県費負担教職員と町費負担教職員との円滑な人事交流だったり、また町費で雇う教員の研修の機会を適切に設ける必要もあると思いますが、私としてはメリットのほうが断然あると思っています。先生方がより業務に集中して、子供へのきめ細やかな対応ができるようになると思っています。この制度を活用していくことで、私は学力向上が全てではございませんが、「日本一の教育」を目指す嵐山にとって必ずプラスに働くと思っています。限られた予算ではあると思いますが、町単独事業のあり方を検討していく中で、ぜひ研究していただけたらと思いますが、町長いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　教育の内容に入ってくるかなというような感じもするのであれなのですけれども、基本的に指導者の確保、教員の確保というものを町で今の状況と違った形で指導者を考えていったらどうかということだと思うのです。全くそういう点というのは必要だと思います。それで、現在でも町費の負担というのはゼロではないのです。これから長期的に考えていく中で、教育現場の中で教員を確保していくというのは、教員というのはどういう形で県から来るのかというのが一番のベースになると思うのです。クラスの数なのです。ですから、クラスの数が少なくなってしまうと先生の数も少なくなってしまうということなのです。ですから、クラスの数を確保するというのも学校の規模という、建物のほうは、ハードのほうが先に来るわけですけれども、ソフト面でもやっぱり一定の規模というものを確保していく、それでその中でこれだったら先生は何人来るのだろう、これだったらどうなるのだろうというようなことというのは、ハードの面と同時にこのソフトのほうもそういうような感じというのは必要だと思うのです。

それで、小学校なんかの場合にはクラスがえができるものは規模はどうしても欲しいという現場の先生方は多いわけですけれども、少なくともそういうような規模まで持っていかないといけないのではないか。中学校においては、教科が10教科だそうですので、その教科担任の最低限度10人の先生、そして授業時数の多い国語ですとか数学ですとか、そういうような多いものについては複数の先生が必要になってきますので、これもやっぱり学校の規模、教室の数ということを考えると、そっちもソフトのほうでやっぱり考えていかなければ、そういった形で教員の数を確保していく。それでその上で議員さんおっしゃるような、ここのところちょっと弱いよなというようなことになったときにどうするかということだと思うのです。当面はこの教員を確保する、それでこれを県費の教員として来ていただくということがあれかな。長期的なことになりますので、やっぱり嵐山で、地域でというのは限られた中で考えていくのはできるかもしれませんけれど、主たる形のものというのは長期にわたってはどうかなというふうな感じがしております。１番は、やはり教育のソフト面のほうの数を確保するということかなというふうに思っています。

○大野敏行議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　ここでぜひ実践している自治体の具体的な話をさせていただ

きたいと思います。

近隣ですと埼玉県行田市で、ちゃんとプランを持ちまして特区といたしまして浮き城のまち人づくりとして人材育成に熱い教育風土を目指し、行田市の地域特性に応じたきめ細やかな指導を図るために市費で教員を任用しています。

また、志木市ではハタザクラプランとして学校教育に寄せる市民の関心と期待が大きい学年に応じた学級規模によるきめ細やかな指導を展開するため、市費で教員を任用しております。先ほど挙げたこの自治体は、あえて少人数学級をつくってきめ細やかな指導、授業を行って学力向上と学習意欲向上に成果を上げているそうです。そういったところも今後検討していただきながら、また教員ＯＢの活用であるとか、また教員免許を取得していてもなかなか先生という職につけていない、情熱は持っているのだけれども、つけていない若い人の人材の活用などもご検討いただければと思います。これについてはご答弁は結構です。

では、（４）に移ります。ＩＳＳ（インターナショナルセーフスクール）についてですが、少しだけ説明をさせていただきます。認証を受けることは大変難しいことだと言われております。通学路や学校区内も含めて児童生徒にとって安全な仕組みが確立され機能している学校であることが国際的に認められるということです。平たく言えば、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、ミシュラングルメガイドですか、それの三ツ星の小中学校みたいな、そういう認証を受けたみたいなことになる、評価が得られるということです。

地域ぐるみで安心、安全を実践している学校という評価が、このＩＳＳを取得することによって評価が与えられるということなのです。認証条件としては大きく５つありまして、ここでは省略させていただきますが、大変厳しいものになっております。費用も当然多額の費用がかかりますし、３年に１回は見直しも入ってまいります。

また、身近なことというかあれですけれども、有事の際と平時に分けてお話をさせていただくと、大災害時においては児童生徒、教職員ではなくて地域の方々も小学校であったり中学校に避難をしてくる。震災や大型台風、そういったところの避難場所としての安全性を確保すること。学校だけではなく、保護者を含めた地域住民と一緒に高める取り組みを行うこと。

また、平時の際、例えば嵐山で起こっていませんけれども、最近ニュースで余り聞きたくないですが、高齢者の方が歩道に、通学路に突っ込んで亡くなられる児童生徒

が結構ニュースで取り上げられることって多いと思うのですけれども、そういったところでも日常の暮らしの中で児童生徒が危険に巻き込まれやすい場所を把握して対策を講じておくと、想定外のリスクを減らすことというのを目的としているのです。まさに今後先ほど言った地域ぐるみという話がありましたが、このＩＳＳの取得達成には地域の協力が必要不可欠なのです。特にＰＴＡのバックアップが大変重要となっておりまして、今後人口減少、少子化等の問題により学校選択制などがふえていくと仮定すると、他市町の学校との差別化という点でも結構魅力的な制度ではないかなと私は思っております。

長々と話しましたが、さっきから同じことを言っていますが、予算面、大変厳しいとは思いますが、すぐすぐということではございません。「日本一の教育」を目指す嵐山においては、本当に近隣では、東京には多いのですが、近隣では全くない大変特色ある試みになると思います。今後において前向きに調査研究をしていただきたいのですが、いかがですか、町長。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

子供たちの安全を守るというのは、これこそ至上命題でどうやっても守っていかなければいけないわけですので、議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。そして、これが今そういう形でセーフティースクール、ＩＳＳというのですか、不勉強でこれ知らなかったのですけれども、お恥ずかしい話で調べたら埼玉県の中でも北本の中学校が入ったりというようなことで、まだ全国的にも少ないようですけれども、そういう取り組みをしているところがある、やはりこれからこういったものがどういうところを取り組んで、どういうふうにやっているのかというのをしっかり勉強していって、嵐山町でも取り組めるところは取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

そして、これにそっくり入ってということになりますと、町でやっていたＩＳＯと同じような形でいろんな義務が出てくるのです。これは報告を、これはどうする、これはこういうのをつくってというようなことがある。ですので、そこのところでＩＳＯの経験で学習をさせてもらったことにすると、かえって逆に仕事がふえる分もあるのです。報告書をつくらなくてはいけない。調査をこういう形でしなければいけない。

つくったからどうなのだいということまでなってしまうのですけれども、そういうような状況。ですから、これは確かに必要なことだと思いますので、しっかりこの内容をチェックをして全国でも取り組んでいるところがあるわけですので、嵐山町でもしっかり取り組んでいかなければいけないな。

それで、こういう中での学習というか勉強ですけれども、お隣の松山市では大きな事件が起きてしまいました。そして、今度その教育全般の中で学校の校長先生を経験したような方を特別に市で雇って、それでいろんな学校を見て歩いたり何かをして相談業務だとか、あるいは指示をしたりとかというものを置くのだというような新聞記事もありました。これも、その町の教育の特性、特徴、子供たちの安全、安心、そして命の大切さというのをしっかり違った形でさらに教え込むのだということをすると、それはやっぱり東松山市の教育の特徴になってくると思うのです。嵐山町でもですからこういうのも参考にしたり、いろんなことを検討しながら、嵐山町の特徴ある、そして生徒をしっかり守っていく教育が取り組めるように取り組んでいきたい、やっていきたいというふうに思います。

○大野敏行議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　先ほど町長がおっしゃるとおり、このＩＳＳの認証をとるにはプログラムの作成から本当に大変な業務があると思います。先ほど町長がご答弁の中で、ＩＳＳではなくてもいいのです、参考にしながらやはり嵐山町は嵐山町独自の安心、安全のまちづくりをうたっている町でございますから、特に子供たちにもそこを浸透させていただいて、教育に安心、安全、プラスした嵐山町らしい教育をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。（５）の再質問になります。さきの佐久間議員の質問、また町長からご答弁をいただきある程度ではございますが、町長が思う「日本一の教育」を目指す嵐山が理解いたしました。私自身の感想としては、私は学力向上だけは重要ではない、それだけは「日本一の教育」だとは思ってもおりません。教育基本法第４条にうたわれているとおり、教育の機会均等を図らなければなりません。必ずしも断定はできませんが、親の年収格差や子供の学力が比例する傾向にあるという研究成果も悲しいながらあるということでございます。家庭環境が子供の学力や学ぶ意欲に与える影響はあると思います。学力結果の平等を求めることはできませんが、学ぶ意欲のある子供に支援はすべきです。学力はあくまでテストではかられる一つの結果であ

って、こればかりに捉われられると少し疑問符は残すのですが、大事なのは学ぶ意欲を持ち、学びを楽しめることであると考えております。そのためには、固定概念に捉われない多種多様な教育支援事業を確立することが重要だと私は思っております。

嵐山町の教育大綱です、嵐山だからできる嵐山の誇れる教育、またスポーツに親しみ、世界に羽ばたくグローバルな嵐山っ子を育てますと、嵐山町の教育大綱でうたっております。町長、佐久間さんを含めると４回目ぐらいになると思うのですが、もう少しだけ、「日本一の教育」を目指す嵐山、またその町長の強い思いをいま一度お聞かせいただければと思います。

よろしくお願いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

先ほど来話をさせていただいておりますけれども、この教育大綱をつくるに当たって教育委員さんといろんな形で議論を出し合いました。そして、嵐山町の町民憲章、これは大変よくできている、これはいいよ、これでいきましょうという教育委員さんの多くの意見が出ました。そして、それをベースにしてつくっていこうということで今回のあれができました。

それで、先ほどからお話をさせていただいておりますけれども、逆に今特色ある教育をどうやっていくのかということですけれども、何が今欠けているか、嵐山町に。そういうようなことを考えたときに、欠けては困るというものを、先ほども佐久間議員さんのお答えをさせていただきましたけれども、そういうようなものをしっかり教育の中に取り組んでいく必要があろう、それが嵐山町のアイデンティティーといいますか、意思といいますか、考え方というか、人の根本といいますか、そういうものがつくられていくんではないか。

それにはさっきから言っているようにいろんなもの、学力ももちろんあります。しかし、家庭で父ちゃんと母ちゃんと話をしたのを聞いていることだとか、隣のおじさんから話を聞くことだとか、地域の中の石ころが転がっていて雨が降ったらどうなるとかというようなことも親から、そして自分も経験する中で、そういうささいなこと、そういうものがここの嵐山の町民、子供たち、私たちがつくられてきているのではないか。そういうものをこれから何となく軽視をするというか、そんな感じがしてなら

ないのです。

そういうものはしっかり持っていく。それが嵐山町の一番の基本、根本、それが嵐山町民になるのではないかな、そんな感じがするわけです。そのための教育をやっていく。それには社会教育の重要性というようなこともありますけれども、いろんなさっき言いました生活の基盤、文化、衣食住から始まって産業、かかわっている親の仕事、そういうようなことだとか、それからいろんな厳しい環境を長い年月乗り越えてきた地域住民の私たちの祖先の知恵というものを受け継いでいるわけですので、そういうもの全てを持っていく必要があろう、それが「日本一の教育」のベースになるのではないか。それを持って教育委員会でしっかりご指導をいただくというのが必要なのではないかなというふうに基本的には考えております。

○大野敏行議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　理解いたしました。ぜひ嵐山町の子供たちに嵐山っ子という、その強い思いというかアイデンティティーを植えつけられるような教育体制の環境整備をぜひお願いしたいと思います。

（６）に移ります。ご丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。私も小中一貫教育のメリットとしては、中１ショックを和らげるのが一番の目的で効果も上がっているのではないかと思っております。

少しちょっと教育面とは変わってＰＴＡの話にも少し入ってきてしまうのですが、ちょっと保護者の話を伺いますと、菅谷小中一貫においては、ＰＴＡも一緒に活動をしています。小中と一緒に活動している中、現状全てがうまくいっているという話はなかなか出てまいりません。ＰＴＡのポイント制度というのがございまして、それがなかなか評価をいただいていないという話を聞いております。また、このポイント制度の狙いというのはよく理解はしているのですが、全ての保護者が平等にＰＴＡに携わり、学校行事に参加するということであると思います。もう一度ＰＴＡも含めてですけれども、小中一貫教育についての重要性、学校、家庭、地域が再認識することが必要だと私は思っております。

嵐山町教育大綱にも最後にうたってありますが、学校、家庭、地域の連携に学ぶとあります。これについて小久保教育長、どのような感想をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　森議員の質問に対しまして、お答えいたします。

ご承知のとおり嵐山町は小学校３校、中学２校で、私は小中一貫教育を進めるには適正な規模だと思っております。つまりどういうことかというと、菅谷小と菅中、１校１校の小中一貫、それから志賀小と七郷小の２小と玉ノ岡中の一貫。つまり嵐山町は平成24年度に県から委嘱を受けまして小中一貫教育をやっていただきたいという町に選ばれたわけです。それは、２つのやり方がありまして、そのときは菅谷小中だけで始めたのです。つまり１校で１校がやりやすかったのです。近くにあるということ。それで、もう一校のほうは２つを１つに中学校でということですので、これも県下でそういった研究をしてほしかったのですけれども、嵐山町は１、１だったのです。しかし、１、１でやった結果、いい形が出たということで、今度は玉ノ岡中校区が志賀小と七郷小のいい面を合体して玉ノ岡中教育をより一層よくしていく、小中一貫ということで連動して、先ほど申しましたとおり、２つの形で考えてきました。

その結果といたしまして、今森議員からＰＴＡのあり方そのものについてはポイント制度はＰＴＡの皆さんがより多く、森議員さんも副会長をされておりましたので、ご苦労をされた一人だと思うのですけれども、より多くの方が、会長とか副会長の役員だけが骨を折るのではなくて、みんなでやっぱり６年間のうちに、あるいは何年間のうちにはやっていこうよというところから始まったのかなというふうに私考えております。嵐山幼稚園では全員の保護者が２年間のうちに必ず役をやりましょうと、そういう流れが菅谷小中にも来てＰＴＡも１つになってしまったわけです。結局県下でもＰＴＡが小中一貫でなっているところは例がありません。これについても今後、今森さんのほうからの意見も踏襲しながら、ＰＴＡ全体で、嵐Ｐ連全体で小中一貫をもう一度地域と連携して考えていこうといういい機会になるかなと。

私は、先ほど町長が日本一を目指すために学力だけでなく、そういった地域一体となった教育をどう進めたらいいかという提言、私もそういうふうに思っているのです。そうしますと、今後この小中一貫教育をさらに進めていきながら、この地域との連携をどうしたらいいかということを、例えば町制施行50周年を記念して、ここで新たな50年のスタートということで一緒になって教育のどこがまずいのか、小中一貫のどこがまずいのか、いいのかということを改めて町民全体で検討し、みんなで嵐山町をいい日本一の町にしていくという、そういう考え方を町民全体で進めていければいいか

なと思います。

そのためには若者をもっともっと導入すべきだと思っています。やはり小中学校だけでは、ＰＴＡの保護者だけではだめです。それをどう構築したらいいかというのは、これから教育委員会でも、例えば総合教育会議の中で考えてもいいと思いますし、いろんな方に傍聴していただいて意見を後ほど聞かせていただいて進めていくのも一つの方法かな。そういった意味では未来が開けているかなと。私は嵐山町の小中一貫は埼玉県一と思っております。これを日本一にするためにはどうしたらいいか。これは一つのいい提言ということで、これからもまた一緒に考えていければいいかなと思っていますので、いろんな面でご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　まさしくこれからは本当に地域ぐるみで若者、ぜひ導入していただきまして、お手伝いできることがあれば何でもいたしますのでよろしくお願いいたします。

ぜひとも嵐山町長が施政方針でおっしゃった「日本一の教育」を目指す嵐山、加えて教育大綱にある「嵐山だから出来る、嵐山の誇れる教育」の実現をご期待申し上げ質問を終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○大野敏行議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号６番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の飼い主のいない猫（地域猫）対策についてからです。どうぞ。

〔６番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　議席番号６番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて一般質問を行わさせていただきます。

今回は４項目にわたっての一般質問ですけれども、まず第１項目め、飼い主のいない猫対策について質問をさせていただきます。

地域猫ボランティアがおととし立ち上がり、資金不足の中、地道な活動をしてまいりました。昨年、地域猫対策補助金40万円が県から補助していただけることになり、

これで飼い主のいない猫の去勢、避妊手術が賄え、かわいそうな命が生まれることがなくなるとボランティアの方々も喜んでおり、活動がしやすくなったと言っております。しかし、子猫の対策には県の補助金が一切使えないのが実態であると聞いています。そのような中、聞いた話によると、子猫が生まれたらすぐビニール袋に入れて沼や池に捨てている方がいるとの話がありました。現在もそのようなことをなさっている方がいるのかという驚きがありました。今では虐待であり、罰金または処罰に当たります。周知不足を感じます。それでお伺いします。

（１）、今年度補助金支出の内訳について、来年度予算と活動内容については。

（２）、子猫は何匹で、里親保護された頭数は何匹だったでしょうか。

（３）、野良猫について問い合わせがあった場合、窓口担当者はいますか。また、野良猫がふえたなどの相談があった場合の対応はどのようになさっておりますか。

（４）、地域猫・動物愛護の周知について伺います。ア、地域猫についての周知は、イ、動物虐待ポスターの掲示場所はどこですか、ウ、子猫などの里親周知は。

以上です。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。地域猫活動モデル事業につきましては、むさし嵐丸地域猫の会が埼玉県の支援を受けて本年度より実施をされております。今年度の予算は、県からの補助金40万円及びその他の収入により賄われているというふうに伺っておりますが、本年度の実績報告につきましては、まだ私のところにメモ程度の数字しかいただいておりませんで、詳細が確定をしていないという状況でございますので、活動のどんな活動をされているかという、その活動経費の区分について申し上げたいと思いますが、まず１つ目としまして、捕獲費として捕獲箱、そういった用具等の購入費、それから２番目が不妊あるいは去勢費として獣医さんで手術をする経費、それから３番目には獣医さんまで搬送するためのその交通費等、それから４番目としましては地域猫の餌やり、その餌代あるいは用具等の購入費、そして５番目としてその地域猫のためのトイレ等の設備費あるいは砂や清掃用具等、それから６番目に地域猫活動の啓蒙活動費として啓発用品あるいは腕章やチラシ等の作成費、それから７番目としましてボランティアの方の加入していただく保険費、そ

れから最後に８番目として捨て猫の防止対策としてチラシや看板等の作成費というふうになっております。

支出額はまだ確定はしていないというところでございますけれども、この中で２番目の不妊あるいは去勢のための費用、それからそのために関連して搬送するための費用というものが半分以上を占めているというふうに伺っておるところでございます。また、来年度の活動につきましては、このモデル事業は３年間の県の事業でございますので、ほぼ同様の予算、それから同様の活動が予定されているというふうに考えております。

続きまして、（２）につきましてお答え申し上げます。地域猫の会が捕獲した子猫につきましては、15匹となっておりまして、平成28年９月に６匹、10月に７匹、12月に２匹を保護されて、そのうち14匹については里親が決まり保護されたというふうに、譲渡されたというふうに伺っております。なお、１匹については会員の方のお宅で保護されているというふうに伺っております。

続きまして、（３）についてお答え申し上げます。野良猫に限らず、動物一般に関する問い合わせ、あるいは相談につきましては、環境農政課のみどり環境の担当窓口で受け付けをさせていただいておるところでございます。その対応につきましては、特に野良猫につきましては動物愛護及び管理に関する法律に基づきまして、それぞれのケースがあると思いますので、それに応じたアドバイスあるいは情報提供というような形で対応をさせていただいているところでございます。

続きまして、（４）についてお答え申し上げます。まず、アの地域猫についての周知でございますが、昨年は川島地区、１、２、３区をあわせた川島地区を対象とした地域猫活動モデル事業が開始されたのにあわせて、川島地区へ回覧を２回、それから町の広報紙へ１回、さらにホームページへの掲載をさせていただいたところでございます。

次のイの動物虐待防止ポスターの掲示につきましては、川島地区に合計９枚、それから駅前に１枚、そして町内の幼稚園と小中学校にそれぞれポスターを配付をさせていただいております。掲示をお願いしたところでございます。

次に、ウの子猫の里親周知につきましては、地域猫活動モデル事業の中で行っていただいているというふうに伺っておりますけれども、町もこの事業の支援をしておりますので、会から子猫が里親を探しているよというような情報をいただければ、その

都度町の広報紙あるいはホームページなどを通じて里親探しのそういった情報提供、活動の紹介というものがさせていただけるのではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　少し時間は早いのですが、暫時休憩をしたいと思います。

再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時２９分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の再質問からです。どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　（１）から再質問をさせていただきます。

先ほどご答弁いただきました本年度の予算ですけれども、県からの補助金40万円をいただき、８項目にわたっての支出ができるということでお話がございました。また、来年度も同じような形でこの８項目、捕獲費、不妊、去勢費、病院搬送費、飼料費、トイレ施設整備費、地域猫活動啓発費、保険費、捨て猫防止対策費という８項目がまた来年度も使えるのか確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

来年度も同様の経費については、使途が可能だというふうに聞いております。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今言いました捕獲器なのですけれども、こちらは今年度５基を購入したというのはちょっと伺っているのですけれども、今まで皆さんがお持ちになっていた捕獲器がつり下げ式という形式のもので、ちょっと使い勝手が悪かったのだけれども、なるべく避妊、去勢のほうにお金を回したいということで我慢をしてそれを使っていたようでしたけれども、やはりここにきて頭数が、ある程度目鼻立ちが立って、お金を戻すぐらいなら捕獲器を買ったほうがいいのではないかということで、今度はつり下げ式ではなくて踏み板式というものを購入したようでございます。ですので、また来年度はこれがたくさん必要であれば、また購入することもあるかもしれ

ませんけれども、この中で不必要になってくるものが何点かあるのかなとは確認しております。

しかしながらなのですけれども、決算といいますか、締めが去年の10月の９日、とにかく10月の上旬に入金があってお金を支出させていただいているところなのですけれども、２月の末で締め切られてしまうというところが大変問題点でございまして、猫というか動物は春に割と繁殖期がございまして、そのときの予算が、では私たちが実費で出すのかしら、それとも来年度に回したらいいのかどうなのかというのをすごく悩んでいらっしゃるのですけれども、その辺のことは２月で締め切られてしまって、どのような対応をしていったらいいのか。また、来年度はいつこれ入金になるのか、一応確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　いつというのは、今ここではちょっと即お答えはできないのですけれども、県のほうに確認をさせていただきたいと思いますが、昨年は年度の途中から事業が認可になってスタートされていたかと思うのですが、この事業は３年間の継続事業でございますので、恐らく事業の継続性というものが認められるというふうにも考えられますので、その辺は県と確認をしまして、できる限り継続して事業が実施できるように確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひタイムラグがないような形でやっていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

それと、今回埼玉新聞の１月18日の日付のものなのですけれども、ここに地域猫ということで、一番最初の紙面に一面に大きく掲載されておりました。埼玉県では、この取り組みが2012年度から開始をされているわけですけれど、私先日動物支援センターのほうにもお話を伺いにちょっと行ってきたのですけれども、県の補助金というものは県で支出しているわけなのですけれども、このお金というのは、そもそもが民間の企業さんからの寄附によって賄っているお金なのですよというご説明がございました。ああ、なるほどなと。何か２団体の企業さんが県のほうに積み立ててきたお金を、募金してくださったお金を、こちらの県の殺処分ゼロを目指す補助金として、各市町村で手が挙がったところに出しているというお話を伺って、それは本当にありがたい

なと思って帰ってきたところなのですけれども、しかしながらここにもうたってあるのですが、野良猫の去勢、不妊手術費、トイレ資材や清掃用具の購入、病院輸送費、活動啓発費などで年間40万円を３年続けて補助している。

しかし、本年度までに事業を実施した自治体は、上尾市や入間市、所沢市や吉見町、嵐山町など13市町村にとどまっているという残念な記事が載っていたわけなのです。本当に私たちもこの補助金をもらうためにはボランティア団体をつくらなくてはいただけないというお話を聞いたので、本当に日ごろ個人で活動していらっしゃった皆様をつなげて、こういうボランティアの団体をつくったわけなのですけれども、そういう中で今回はもう団体をつくるのまでにやっぱり時間がかかってしまうと。なので、個人にも補助金を上げるのですよということがうたってあるのですが、例えば今嵐山町、むさし嵐丸地域猫の会の皆様が補助金をいただいているのですけれども、例えば嵐山町の別の地域で、これを個人としてやりたいのだという人がもしいたのなら、そこにも補助はおりるのかどうなのか、もしわかれば教えていただきます。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　確かに新聞報道等で来年度からは個人も受けられるというお話を伺っておりますけれども、その詳細な要綱についてはまだ示されておりませんので、今後県のほうに確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　それでは、（２）のほうに移りたいと思います。子猫の件ですけれども、今回は14匹の子猫たちが里親に出され、１匹は会員のお宅で今保護されているという答弁がございました。この14匹の猫たちなのですけれども、今回本当に先ほどの（１）にあったように、支出できるものの中に、子猫の項目がないがために大変ボランティアの皆様にご負担になっているところであるのです。一応会の方からいただいた支出表、どういうものに使ったのかなというのをちょっといただいておいたのですけれども、やはり子猫を保護するために、一時保護して、それを里親に出すという場合に、その保護させていただいているお宅の、現在いる犬や猫にノミとかダニがうつってはいけない。あとはその猫の健康状態はどうなのかなどを病院に連れていくと必ず健康チェックが入るそうなのです。それにあわせて、ノミ、ダニの駆除があって、保護する里親を探すための一時保護をしていただくお宅に保護していくわけ

なのですが、それが今回15匹に、ここに12万程度の金額が上がっております。これは本当に皆さんがお金を捻出しなくてはいけないので、もうこの会の方々は、昨年の６月にはＮＷＥＣのほうでコンサートを開いて資金稼ぎをしたり、または夏の嵐山まつり、秋の嵐山まつりで出店をして、何とかお金を捻出しようという努力はしているのですけれども、なかなか売り上げ的にも大変な状況で、本当に今皆さんがお金をちょっと出し合って負担しているような状況もございます。

子猫の関係なのですけれども、今後県の補助金の中には、先ほどこの８項目ですというご答弁ございましたけれども、県の補助金の中にお願いをできることができないのかどうなのか、まずお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　ご指摘のとおりでございまして、町のほうでも県の担当のほうに確認をさせていただきました。このモデル事業の趣旨は、県の申すところによりますと、あくまで捕獲をして避妊をしてまた放すと、管理をしていくというのが中心であるということでございまして、子猫は基本的に含まれていないという答弁でございました。

しかし、野良猫を減らしていく、あるいは地域猫をふやさないというようなことが、この事業の大きな趣旨でございますので、当然子猫がそのまま残れば野良猫になっていくわけですし、地域猫になっていくわけですので、少しでも減らすためには、里親として新しい飼い主を探して引き取っていただくということが活動の大きな柱、一つの大きな柱になってくるかと思います。ですから、それには当然先ほどご指摘があったとおり、そのほかにワクチンの接種とかそういったことも必要になってきますので、大きなお金がかかるということも十分承知しております。現状では、県に確認したところでは、含まれないということでございますが、これは町のほうとしても必要な経費だろうというふうに考えておりますので、県のほうに使えるように今後も要望をしていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　駅に捨ててあった、捨ててあったというか捨てられていた子猫がいたりとか、今回本当に地域猫の、先ほど答弁にありました川島というところで、地域猫のそこのところの親猫たちを捕獲しようと思うと、必ずその場には漏れなく子

猫たちが２～３匹いるような状態で、その２～３匹の子を６カ月待って手術に充てるのかというのは、ちょっとそれも趣旨が、先ほど課長も言っていただきましたけれども、ちょっと趣旨が違うのかなと、本当にこのかわいい３カ月、もう本当にあっという間なのですよね。あっという間に子猫って親猫になってしまうので、このかわいい時期にもらっていただける方がいたら、もうその猫たちも幸せになれると思うし、その地域もやっぱりふえなくて済むわけですので、何らかの対策を考えていくわけなのですけれども、県のほうにぜひ要望していただきたいと思います。

また、この予算のことにつきましては、この後いろいろとまた追及していきたいと思いますので、子猫の件につきましては以上で、次のところに移りたいと思います。

次に、（３）ですけれども、野良猫についての問い合わせがあった場合の窓口ということで、現在みどり環境課の窓口、環境課の担当の方が窓口になっていただいているということで、本当に今回も２名の職員の方が、本当にボランティアの方々と綿密にいろいろ打ち合わせしてくださったりとか、協力をしていただいたおかげで、本当に助かったなと。ただ、本当にこれ、ちゃんとした窓口に担当課ってついているのかしらというご心配があったものですから、再度確認のためにお聞きしたところではございますけれども、そうしましたらこのみどり環境担当が常に猫の、地域猫の皆様との窓口ということでよろしいのか、再度確認したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　そのとおりでございます。広報等にも担当連絡先ということで掲示させていただいておる、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひまた引き続きよろしくお願いしたいと思います。

あと野良猫がふえたなどの相談があった場合の対応ということで、今動物の、それぞれのケースに応じたアドバイスや情報の提供をさせていただいているということで、ボランティアの方にもつなげていただいたケースも何点かございます。

その中の幾つかをご紹介いたしますと、きょう本当は皆様にこの地域猫の会が発足して活動したおかげで、本当に皆様喜んでくださっているお言葉を、皆様のテーブルの上に配付をしたかったのですけれども、ちょっと午前中からの質問になってしまいましたので、皆様にはお手元に置けなかったのですが、まずＭさんという方から、突

然我が家に痩せこけた猫があらわれた。見かねて面倒を見ていましたと。近所で年金暮らしの方が野良猫に餌をやりふやしたものだった。９匹の猫がいて、全て栄養状態が悪く、私も心を痛め、ノイローゼになる寸前で、むさし嵐丸地域猫の会に出会った。今まで悩んでいたことが１週間で避妊、去勢手術をしていただき、解決したということで、もう本当にありがたかったというお声とか、あとＡさんという方が、最初はかわいそうで餌を上げていた。どんどんふえていくのを食いとめたかったのだけれども、捉え方もわからずふえてしまった。母も猫のことを心配して、このお母様ちょっと亡くなられたそうなのですけれども、猫がふえてしまって、これどうするのかしらって、本当心配されて亡くなっていったと。今回、むさし嵐丸地域猫の方に避妊、去勢手術をしてもらいありがたかったということと、あとＯさんは、最初は１匹の雌猫に餌を与え、そのうち子猫が生まれ、雌猫は避妊手術をしたが、今度は子猫がどんどん大きくなって、またふえてしまった。自分も仕事が忙しく、病院に連れていくことができずに、今回皆さんのおかげで助かりましたと、もう本当皆様、感謝の声なのですね。

あとやはり猫に餌を上げないでくださいって書いてあるのですけれども、昨年の11月号に、本当にタイムリーに、県の補助金をもらってタイムリーに、11月の広報紙では、猫の正しい飼い方についてですとか地域猫の活動についてということで、環境課のほうから広報紙のほうにお知らせという形で載せていただきましたけれども、本当に最初餌を上げないでといっても、やっぱりそこに命があると思うとついつい与えてしまう。まさかそんなにふえてしまうと思わないで、最初本当に上げてしまっているのですよね。

本当、この３人のお話のケースも、本当に餌を上げてしまったら、どんどん、どんどんふえて、途中で気がつくのだけれども、どういうふうに手を施していいものやらわからなくてふえてしまっているということなので、私前回一般質問したときに植木課長がこの県の３年間の成果を見て、いろいろ取り組みをしていきましょうというお話がございましたけれども、半年やっていろいろ成果が見えてきたのです。やはり悩んでいる方がいるのだなと。地域の中に猫をどうしたらいいのだろうというのをわからない方がいるので、今現在みどりの担当の方がそういうようなお悩み相談があってときに、多分ボランティアの方につなげて相談に乗っていただいたのが、何個かこの中にケースがあるのかなと思うのですけれども、やはり今の県の補助金を使いながら、同時進行で全町をやっぱりやっていかないと、ちょっと時期がずれてしまうのかなと

いうのが、今私たちというか、ボランティアの方々からも声が出ておりますけれども、いかがなのでしょうか。３年間待ってからでいいのでしょうか。それとも今の時点である程度見えてきたものがあるので、ここでもうそろそろ動き出してもいいのだと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

まず、野良猫については犬のように登録ですとか、そういった鑑札ですとかという義務がございませんので、野放しになっているから野良猫になるということなのですけれども、この地域猫活動そのものはそうした猫が最終的に殺処分されるのを少しでも減らそうというのが一つの目的、目標になっているわけなのです。殺処分ゼロという目標があるわけで、その意味では今活動していただいている成果というのがどんどん上がってきていることかと思います。

ただ、やはりこれも立ち上げて、むさし嵐丸地域猫の会立ち上げて活動するまでには地域とのいろいろな調整、話し合いですとか説明ですとか、そういったものがあったかと思うのです。ですから、殺処分ゼロという一つの目標がありますけれども、片方では動物愛護と相反するかもしれませんけれども、矛盾するとこあるかもしれませんけれども、野良猫によって非常に被害を受けているという方も実際にはいらっしゃるわけで、そういう方たちにこの活動の目的ですとか趣旨ですとか、そういったものをまず理解していただくということが、まず活動の大前提になってくるわけなのです。

そうしますと、今川島地区ではそういう地域の合意ができた上で活動を進めていただいておりますので、今ご紹介いただいたようなお声も上がってくるかと思います。そういったものを町のほうとしましては、機会を捉えていろいろなメディアで広報、周知をしていく中で、町全体の合意形成といいますか、そういったものをつくり上げていくということが、まず大切なのかなと思います。ですから、前回のご質問のときにもお答え申し上げましたように、このモデル事業の経過をもう少し見させていただいて、その状況を検証して、さらに発展していけるように、また町に何ができるかを考えさせていただければというふうに、もう少しお時間をいただければというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　もう少しお時間をというのですけれども、今窓口に相談があった人で、杉山のほうにも何か出向いて行ってらっしゃるのです。そこは、自分でお金を出すから、捕獲だけがやり方がわからないからお手伝いしてということで、捕獲のお手伝いをしてあげて、手術はそこの人、自分ちの猫ではないのだけれども、この金額でできるのならということで行ってくださったというケースもあるのですけれども、中にはちょっとやっぱりお金は出せないよ、あなたたちがやってくれるならとか、そういうこともあるのですけれども、ただではできないのです。

ですから、相談があって、私たちもアドバイスなり、その方に寄り添っていろいろとお手伝いができたらという方がほとんどなのですよ、皆さん、そういうお気持ちの方ばかりなのですよ、活動している人が。しかしながら、先立つものがないし、そこに住んでいて近所がふえているという人も、お金は出せないわと言われてしまうと、ただ指をくわえて見ているだけになってしまうというのがもったいないなということがありまして、本当にこのモデル事業とあわせて全町でたくさんしてやっていけたら、本当に嵐山町の成果があっという間に出るなというのもあるのです。

今回、本当にこういう活動を通じて、全然遠い川島町のほうから地域猫の会が立ち上がっているみたいなのだけれども、うちにも子猫が、川島町の人がうちのほうに電話してこられてもちょっと、それはうちのほうでは何もできませんよと言っていたら、ホームページか何かにその方もいろいろとツールを使って載せたら、すぐにもらい手がついたということで、お金もかからずにもらい手がついたって。

そしたらその方が、では子猫がもしいた場合には私も協力しますよということで、川島町の方がホームページにアップしてくれて、子猫の動画というのですか、映像を映して載せてくれているとかという話もあったり、または小川町の方が子猫をもらいに来てくれて、小川町でも地域猫の会を立ち上げたい、立ち上げるというような、すごくネットワークができてきて、いいことだなと思っているところです。本当に皆様の活動のおかげで広がっておりますので、何とかしていきたいと思いますけれども、ここでまた何言ってもあれなのですが。

今までのお話を聞いていて、町長、今本当に成果が出ているのです、半年しかやっていないのですけれども、成果が出ております。今後、今県の補助金は40万円いただいているところなのですが、いかがなものでしょうか。何か補助金的な、町としての

手を差し伸べるという、何かお考えは、今まで話を聞いていて何か感じられたか、検討していただけるかどうかお願いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　町としての話を聞いていて何か考えあるかということですけれども、いろいろご努力をしていただいているようで、成果が出てきたということですから、これが続いていくといいのかなというな感じがするのですけれども、根本の問題というのは解決しているのかなと思うのです。動物愛護というその一番基本的なことというのは、かわいそうだから餌を上げる、それでふえてしまう、それでかわいそうだからというので、その運動をボランティアの人たちが中心でやっていくというのが今の状況です。それで、猫だけではなくて、先日もテレビで大きく報道されましたけれども、カミツキガメを放り出してしまう。うちでかわいくて飼ったのだけれども、もう嫌になったと。だから、そういうのというのは、もうではそうなったらボランティアの人がこれ集めて歩くというので、もうボランティアの人がやっているわけです。だから、全部そういう状況なのです。

だから、どうしたらいいのかというふうに、私わからないですけれども、やっぱり一番元というのは、生き物なのですから、飼ったらどうなる、それでこういうふうにしてあげたいという動物愛護の基本的な考え方を持っていない人は飼う資格がない人なのです。だから、そういう人は飼わないような方向にいろいろな形でご指導いただくというの、どうなんでしょう。そうでないと猫だけではないのですよ。いろんなものどんどん、いろんなものペットショップ行くといろいろあるから、かわいくてやっている。それで大きくなってしまった、もうどっかにやるなんてできなくなってしまう。全部これやってしまう。それで被害が出た、亀にかまれた。それは行政ではどうするのですかと、こういうふうになってしまうわけですよ。どこのところがどうなるのか、全く見当がつかないわけですけれども、いい方法を逆に教えていただきたいと思うのですけれども。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　だから、本当にそこで餌を上げて大きくしたら、すぐ手術をすればふえないのです。それがわかっていなくて、どんどん、どんどん今ふえてしまっているのです。だから早い時期に、だからもう６カ月過ぎた時点で避妊手術、去勢

手術をしてしまえばふえないのだけれども、ついついかわいいから、かわいいからって餌上げてしまって、それである日おなかが大きくなって帰ってきてしまったという、そういうことでずっと続いてしまっているものが、今ある地域を決めて食いとめる。何匹いるかまだ答弁ございませんでしたけれども、１匹食いとめただけでも１年間で４回お産するというのです、最高で。１匹が５匹産むと20匹なのです。その20匹を産まなくて済んだということになるわけなので、早い段階で早く去勢、避妊手術をしてしまえば、殺処分につながるようなふえ方をしなくて済むのですよということを、今ボランティアの方々もいろいろ協力して、皆様に周知、もし町から相談があったよといえばそこにすっ飛んでいって、今こういうふうにやりましょうというアドバイスをやってくださっているのだけれども、そのためには資金が本当に、今地域が決められているところにはあるのです、お金が。それ以外のところがないから、いろんな工面をしながらでもやっていただいているところなのだけれどもという話なのです。

だから、食いとめるために早く去勢、避妊手術のそのことを皆さんに。だから、去年の広報紙にもそうやって載せてもらっているのだけれども、なかなかこれ、何％の方がこれ、町民の１万8,000人の中の何名の方がこれ見てくださっているのか、ああ、こういうことなのかって、これを見て納得してすぐ避妊、去勢手術してくれれば絶対ふえないのに、だから本当にそれが困っていることなのです。だから、私たちの活動も、別にかわいい、かわいいの動物をかわいがるだけの会ではなくて、殺処分ゼロを目指すための会なのです。ちょっといいです、先にいきます。

ですので、予算的なものはちょっと今難しいというお話ですから、また後でそこは言っていきますけれども、では（３）から今度（４）のほうに移りたいと思います。地域猫の動物愛護の周知についてですけれども、地域猫を周知につきましてはさっきご答弁いただいた、今川島地区を対象として地域猫モデル事業を開始して、ここでずっと３年間やっていくということを回覧もしていただきましたし、町の広報紙にも載せていただいたり、ホームページにも本当に掲載していただいたところでございます。なので、この周知のことは大丈夫なのですけれども、次はイで動物虐待ポスターの掲示場所ですけれども、今の時点ですと川島地区にモデル地区をやっているということなので、９枚の虐待のポスターを張っていただいている。あと駅のほうに１枚、あと町内の幼稚園、小中学校に配布をしていただいているというご答弁がございましたけれども、これを例えば、先ほども私の質問の中にビニール袋に生まれたての子猫を入

れて捨てているという、その人はこのところに関係している人ではないので、できればこうなのだというのを町内にまず、公共施設、集会所でもいいのですけれども、張っていただけるかどうか確認したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　役場等の公共施設には掲示はさせていただいております。やはり先ほどの関連になりますけれども、予算を投入するということも大事ですけれども、動物の愛護及び管理に関する法律の中で、終生飼養の義務ですとか、虐待の防止ですとか、罰則を伴う厳しい法規ができておりますので、その趣旨をこうした周知活動で徹底をしていくということを、モデル事業とともに進めていくということが大事なのかなということで、先ほども申し上げました、もう少し時間をいただきたいというのは、そういった周知をもう少し徹底をしていく必要があるだろうということでご理解をいただければと思います。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　小中学校にも張っていただいているというところで、例えば小中学校の生徒さんに動物愛護の授業って、私も前はがんの授業をやれとかいろいろと学校部門に要望しているところではございますけれども、授業とまでは言わないまでも何かの行事に合わせて動物愛護の教育実施をしていいただけないか。この間、県の動物支援センターに私行ってきたときに、県の出前講座もやっていますよというお話もあったところなのですが、そういう小中学校の児童生徒さんに、そういう場を持たせていただくということはいかがなものでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それではお答えさせていただきます。

動物愛護に関しまして、児童生徒から周知をしていくということはとても大切なことだと私も思います。先ほど来からの、ちょっと質問と答弁のやりとりの中で、まず飼う方の意識というのですか、そこの意識づけは私も個人的には大変重要かなと思っております。単にかわいいと、いっときの感情で飼って、結局責任持たずに捨てるとか放置する、そういったやっぱり根本的なものから絶滅していかないとこういった状況になっていくのかなというふうに私も当然感じますので、やはり飼う以上は責任を

持って最後まで面倒見るといいますか、ちゃんと責任を持った対応をするという気持ちを子供のころから教育していくということに関しましては、とてもいいことなのではないかなというふうには個人的には思います。

学校の中で、例えば授業だとかそういった講座、講演的なもので何か対応はできませんかというご質問の趣旨かなと思うのですけれども、授業の中で例えばですけれども、こういった関連するような内容がありましたときには、ちょっとそういった、先生方にそういう教育の話をしていただくのも可能なのかなというふうには個人的には思います。

また、講演だとか講座みたいなものにつきましては、できないことはないと思うのですが、ただ現在学校のほうも授業時間時数というのが各教科、年間何時間以上とりなさいというのが決められた時間数があります。年間の中で、行事も各学校いろんな行事をやっている中で、授業時数というのがかなり現状厳しい状況がありまして、ましてや小学校は今後英語が、最近話題になっていますけれども、そういったものも取り入れて一部新聞、最近の新聞によりますと、小学校35時間、年間でプラス授業時数がふえるというような記事が出ておりましたので、そういった中での講演だとかそういったものは、ちょっと学校とよく可能かどうかというのは確認をして、出前講座ということになれば、県の出前講座ということになれば、無料でやっていただけるのかなというふうに思いますので、無料であれば財政的な面にも絡んできませんので、あとは学校のほうでそういった時間がとれるかどうか、その辺はよく協議といいますか、投げかけて、できるようであれば、ぜひ考えていただきたいというお話はさせていただこうとは思っています。

以上でございます。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今のお話の中に、学校の先生からそういう授業のときに、その部分も話ししてもらえるというようなお話もあったのだけれども、先ほど来言っています動物支援センターでは、深谷市さんがすごくこの動物のことに関して何か熱心らしくて、夏休みの時期に学校の先生が動物支援センターに来て、昔はよくウサギだとか鶏だとか飼育していましたよね。だから、深谷市さんがそういうものをまだ継続されているのかどうなのか、そこまで私わからないのですけれども、そういう観点もあって、夏休みに先生みずからが動物愛護の部分の勉強に来ているという動物支援セ

ンターさんの方から、職員からそういうお話も伺ったので、また先生も忙しいとは思うのだけれども、ぜひ無料でお話も伺えますし、そういうところに行って勉強してくるのもいいのかなと思うので、あわせてお願いしたいと思います。答弁はいいです。

次に移ります、ウです。先ほども子猫の質問をしましたが、里親探しが本当に大変なのです。しかし、今回は先ほども言いましたけれども、川島町の方がＳＮＳで里親を探してくださったりとか、小川町の方が来て、そういうネットワークができて、あの人が欲しがっているよとかいって、そういうネットワークもできた。このボランティアの会でホームページを立ち上げればいいのだけれども、ちょっと私にもそれだけのあれもないし、メンバーさんの中でもなかなか厳しいところもあるので、まだできない状況なのですけれども、例えば先ほど課長の答弁の中に広報紙やホームページなどを通して、里親探しもやっていきますよという答弁ございましたので、これは本当にありがたいなと。この場合、広報紙に載せる場合は、記事とか写真などはボランティアの方に書いていただいたものを、いついつまでにという形で提出して載せることができるのかどうなのか確認したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　直接の担当は、地域支援課になりますけれども、これ町が支援している事業でございますので、窓口のほうの担当に相談していただければ、記事の作成ですとか、そういうところから相談に乗って、その上でお手伝いができるかと思います。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今の時代ですので、ホームページ、広報紙でもあれなのですが、あわせて今嵐山町のツイッターがあるではないですか、嵐丸ツイッター、ああいうものの活用は地域支援課としては、こういうものに情報発信してもよろしいのか確認したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

先ほど来広報紙あるいはホームページ、ツイッター、こういったもので町のほうから情報提供ということでお話があります。それぞれこういったものを活用するに当た

りまして、一定の基準を設けさせていただいておるところでございます。ツイッターについては、町のホームページの更新情報、町または教育委員会が主催、共催するイベント、観光情報、災害防災、防犯に関する情報、こういったものを例示をさせていただいております。それと、また別にそれぞれの町の担当課から依頼があったものについては、こういったものでツイートしていくと、このような基準になっているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そうしましたら、先ほどホームページに載せていただいたり、環境課が担当だということなので載せていただけるということだと思いますので、こちらの質問は以上で終わらないです、まだ。

この事業をやってわかったことですけれども、本当に最初は１匹、２匹の猫にかわいそうで餌を上げているうちにふえてしまっていることが確認できたと。手術をしたほうがいいのはわかっているけれども、捕まえ方がわからない、お金は幾らかかるのかわからないということで、早期にアドバイスさえすれば食いとめられるということが今回の活動の中でわかったことですので、これからは本当に皆さんの相談に乗っていきながら、食いとめていく活動を皆さんがやっていただけると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。大項目２番です。転入促進事業について。平成26年４月１日から嵐山町子育て世帯等転入奨励事業を実施してきて３年が終わろうとしています。ホームページやパンフ等で周知され、成果が出ていると思います。

（１）、何名の方、何世帯の方が嵐山町に転入されましたか。そのうちの15歳以下の方の人数の内訳について教えてください。

（２）、今後の転入奨励事業についてお考えは。

（３）、実施を継続された場合、周知方法は現在と同様ですか。

以上です。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、お答えをさせていただきます。

まず、質問項目２の（１）でございます。子育て世帯等転入奨励事業を開始いたし

まして、平成26年度から現在までの実績につきましてお答えをいたします。本事業を活用し嵐山町に転入されたのは、３カ年の合計で33世帯、103名でございました。そのうち15歳以下の方が37名となります。なお、転入されました33世帯のうち、比企地域からの転入が約半数の18世帯、県外からの転入が３世帯でございました。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。平成28年度が本事業の最終年に当たることもあり、事業実績の評価のため、昨年11月利用された世帯の方にアンケートをお願いをいたしました。アンケート用紙を29世帯の方に送付をし、17世帯の方から回答をいただき、回答率は58.6％となりました。そのうち、本事業を実施していることにより嵐山町に住宅を取得した方は３世帯、17.7％という結果となりました。この結果につきましては、意見が分かれるところはございますが、担当課といたしましては、嵐山町への転入の理由はさまざまであり、事業実施が転入の一つのきっかけとなったのではないかと考えているところでございます。

また、平成28年度に策定をいたしました嵐山町総合戦略においても、当該事業は平成31年まで実施と位置づけていることから、今回上程させていただきました平成29年度当初予算において、平成28年度と同額を計上させていただいているところであります。

次に、（３）についてお答えをさせていただきたいと思います。昨年実施いたしましたアンケートにおいて、本制度をどこでお知りになったかをお聞きしたところ、45％が嵐山町のホームページであり、次いで不動産業者からが25％となっておりました。今後の周知法でございますが、平成29年度当初予算が議決されたとしての前提でお答えをさせていただきます。

まず、ホームページの更新や武蔵嵐山駅のデジタルサイネージに掲載することはもちろんのこと、昨年10月に公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と行政区、自治会の加入促進に関する協定書を締結させていただいておりますので、職員が作成したＡ４判の簡素化したパンフレットを修正し、協会会員に対して依頼したいと考えております。

また、これまでも町内では嵐山渓谷バーベキュー場、町外では東武東上線池袋駅、埼玉県こども自然動物公園、東京都有楽町のふるさと回帰支援センターなどにパンフレットを配置してきております。引き続き町外の方が多くいらっしゃる箇所に配置することを検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　（１）からお伺いします。33世帯、103名の方で、そのうちの37名ということなので、３分の１余りの方が子供さんがいたということで、すごい成果が出たなと思います。引き続き頑張って、今年度３年間また引き続きやっていって、300万の予算でまたやっていくということですけれども、（１）のほうは成果が出たということはここにうたってありますので、（２）のほうに移りたいと思います。

（２）のほうでは、どのように今年度、今まではたしか40歳未満の方で子供さんがいたらプラス５万円とか、何かそういう形でなっていたと思うのですけれども、出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間のお子さんがいる方に、プラス１人につき５万円の加算で、新築の場合は20万円、中古の場合は10万円という、そういう内容でしたけれども、来年度も同じような形のこの内容でやっていくのかどうなのかお伺いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁を申し上げましたが、平成29年度の予算の中では、今年度と同額300万円をお願いをしているところでございまして、その補助の内容につきましても、現行制度を踏襲するということで考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　子育て世帯の転入奨励事業ということで、今回も引き続きということなのですが、新聞に２世帯近居に補助しますということで、兵庫県の伊丹市が、うちの町は親子の２世帯で補助しているタイプだと思うのですが、この伊丹市さんは３世帯、親子孫までの補助をしますよということを取り組んでらっしゃるのです。私も、文教厚生常任委員会の委員長やっていたときに、見守りの関係でいろいろやっていたときに、やはり災害があったりとかしたときには、やはり身近に身内がいるというのはすごく心強いよねという話がありました。

そういう中で、今ここに、おじいちゃん、おばあちゃんが住んでいて、例えば外から入ってきたときには、そのおじいちゃん、おばあちゃんと同世帯になるために、こ

こに来たという方々には、またプラス５万円とかという形で、これ25万円とかという補助をしているのですけれども、多分そうやって読み解いていいのだと思うのですけれども、転入促進事業の狙いは子育てや介護などの自助、共助を促進し、２世帯親子や３世帯親子孫にわたるきずなの再生強化、住民の転入、定住化による地域の活性化を進めるだろうと書いてあるので、こういう観点でのお考えはなかったのかお伺いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

こういった転入奨励に対する考え方というのは、それぞれの自治体でいろんな考え方をされておるかというふうに思います。今議員さんがおっしゃるように、一つの視点として介護ということを捉えて、親子で近居するあるいは同居する、こういったことに対して助成をするという自治体も、最近見受けられるようになってまいりました。本町のこの制度を構築するときに、いろんな意見があったというふうに聞いております。その中で、今議員さんのご質問の中にもあったように、高齢の親と同居する、あるいは近居に対するそういった助成も一つの考え方としては検討がされたというふうに思っております。

そういったいろんな方法がある中において、やはり嵐山町が抱えている、今解決しなければならない問題、少子化、こういったところをやはり一番の重点と捉えて、やはり若い方に嵐山町においでをいただきたい、こういったところにポイントを絞って、この制度を設けたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そういうお考えであるのなら、今後また、来年度はある程度決まってしまっていることですので、この３年間のうちでどこかで気が変わったときには、またこの介護の関係もちょっと検討していただけたらなと思います。

それで、まだ（２）なのですが、きのうは町おこしディレクターの紹介をしていただきました。若くて発想がおもしろい、町道を利用した流しめんこ61を何か発想されて、すごい発想力だなと思ったところではございましたけれども、地方に新たな人の流れをつくるチャンスに、こういう方々に今後期待をされているところなのですけれ

ども、この地域おこし協力隊、急速に拡大していて、2016年には参加者が4,000人を突破しているということが、全国ですけれども、新聞に載っておりました。実際３年の任用で、この方も多分３年間の任用かなと思うのですが、働く場がなくて５割の方がまた地元に帰ってしまうというような記事を見ました。

この方、きのう東久留米から来ていらっしゃるというお話でしたけれども、こういう地域おこし協力隊の方々にも、やはりこの場に住んで定住してもらって、引き続きの町おこしをやっていただくというためには、こういう方にこそまた定住促進を促したほうがいいと思うのですけれども、何らかの対策はやっていらっしゃるのでしょうか、こういう地域おこし隊の方々には。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今回のまず国の制度としての地域おこし協力隊、これについては配置ができる地域というのが決まっておりまして、嵐山町は国の制度下における地域おこし協力隊は配置はできない地域というふうになっております。今回町がお願いをした方については、これは町の独自の事業として、地方創生の加速化交付金という事業を使って、財源を使ってお願いをしている、町が独自でやっている事業と。内容的には、国が定めている地域おこし協力隊に似たような制度というふうにお考えをいただいていいかと思います。

この方をお願いするに当たって、確かに今おっしゃられたように嵐山町に移住をしていただき、こうして活動していただく、これも一つの方法かと思いますが、今回の募集に当たってはそこまでに要件というのは全く考えず、あくまでも都心というのでしょうか、ここにはないいろんな知識だとか経験だとか感覚を持っている、そういった方に嵐山町で活躍をしていただきたい、こういった思いから、定住ということまでは設けませんでした。ただ、将来的には何かしらの形でいずれは嵐山町で起業、何か業を起こしていただく、こういったことをしていただければ、それはもうありがたいなと、このように思っているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、今回はこの方は定住しないで通ってくるということで

いいのですよね。ではなかったっけ、あれ、もう一度すみません。

○大野敏行議長　転入奨励事業についてお尋ねしているので、その個人の方については……。

○６番（畠山美幸議員）　では、これはもうわかりました。

　では、次の（３）に移りたいと思います。今の周知方法は、不動産会社さんとホームページ、不動産会社さんが25％で、ホームページが45％だったとありました。私、きのうホームページ確認しましたところ、今さっき言ったツイッターと、「Ｉ❤（ラブ）比企」というフェイスブックがページにくっついておりまして、どのくらいの方がいいねをされているのか、リツイートされているのかなと確認したら、がっかりする数字で、ちょっとここでは申し上げられないような状態だったのですけれども、ただ唯一黒川淳史君が載っていたときだけは３桁いっていましたけれども、それ以外のところは、もう２桁、１桁のリツイートとかしかなくて、ありゃまあと思ったのですけれども、これでは活用してくださいといっても、ちょっとなのかなと思ったのですが、しかしながら不動産会社さんでも、今スマートフォンからいろんな不動産屋さんが入っていけるアプリがあって、うちの娘も引っ越してくるために、今北海道の地からアプリでどこに引っ越そうかなと見られるようになっているのですけれども、ああいうものなども本当に今の現代の人というのは、やっぱりスマートフォンを使ってのいろんなそういう情報で来る方が多いと思うので、ぜひスマートフォンを活用したアプリ、イロドリでしたっけ、ああいう中にもぱっと出るようにしておいたらいかがかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

　町のツイッターのフォロワーの数はごらんをいただいたということでございます。ただ、数的には少ないのかもしれませんが、以前に比べたらかなりふえてきています。これというのは、町のほうでも以前もたしか長島議員からご質問いただいたこともありましたけれども、やっぱりもっとこれ使おうではないかということで、非常に載せるようにしておりますので、そういった地道な努力を今後も積み重ねていこうというふうに思っています。

　また、今スマホでというお話いただきました。時代に合ったそういった対応を、今

後できるところからやっていきたい、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　次の大項目３番に移りたいと思います。

ふるさと納税についてです。今年でふるさと納税は10年目に入ります。2015年度の利用額は、前年度の４倍の1,652億円になったとの新聞報道がありました。自治体の競争も激しく、総務省では家電や商品券というような換金性の高い返礼品は自粛するように求めています。国民負担の増加や財政規律のゆがみなど影の部分もありますけれども、ここでお伺いします。

（１）、ここ数年の寄附金額は幾らですか。

（２）、寄附金控除額は幾らですか。

（３）、現在の返礼品は、どのようなものですか。今後の返礼品についてのお考えは。

（４）、周知方法は。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　それでは、（１）からお答えをさせていただきます。

嵐山町へのふるさと納税の寄附金額でございますけれども、平成25年度には１件、20万円、平成26年度にも１件、20万円、平成27年度に16件、93万円でございました。また、平成28年度、本年度でございますけれども、２月末現在で96件、414万円の寄附をいただいております。

（２）についてお答えをさせていただきます。平成28年度課税におけるふるさと納税にかかわる寄附金税額控除の適用状況についてでございますけれども、嵐山町から他市町村に対しふるさと納税をされた方は119人で、寄附金額は約863万円です。その寄附に対する町の税控除額、こちらが約389万円でございました。

（３）についてお答えします。返礼品については、地域や地域産業の発展につながり、また観光客の誘致と人的交流が期待できるものとの観点から、地元企業や商店の協力をいただき選定をしております。現在の返礼品といたしましては、らんざん営農で生産をしておりますお米、セイメイファームで生産をしおりますプリン、卵、マヨネーズ、岡松屋で販売をしております史跡最中、嵐山芋ようかん、嵐山いちご農園の

観光いちご狩り招待券、スキー・スノーボードの練習施設埼玉クエストの滑走券、嵐山さくらまつりのメッセージつき花火の打ち上げ、さらには丸広百貨店とのコラボによりまして、嵐山町、川越市、毛呂山町の特産品を商品化いたしました彩小箱などでございます。

また、今後の返礼品についての考え方でございますけれども、町といたしましてはふるさと納税制度の設立の趣旨に踏まえ、嵐山町の魅力を広く発信することにより、多くの方から応援したい町として選んでいただけるよう進めることを重要と考えております。この点からも、返礼品を通して嵐山町の魅力を知ることができるようなもの、こういったものを町だけではなく、商工会や事業者等とも連携をとりながら、互いに知恵を出し合い、今後も開拓を進めてまいりたいというふうに考えております。

周知方法についてお答えをいたします。現在町では、全国1,788自治体が参加をしておりますインターネットによる民間のふるさと納税総合サイト、ふるさとチョイスを活用し、ふるさと納税についてのＰＲ及び募集を行っておりますが、インターネットを利用できない方もいらっしゃいますので、今後は広報用のチラシやしおりなどの作成、配布についても検討をし、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　一般質問の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時３１分

再　　開　午後　２時４１分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸君のふるさと納税についての再質問からです。どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　（１）から順次質問させていただきます。

嵐山町のホームページからふるさとチョイスに入りまして、私も確認をさせていただきましたけれども、本当にたくさんの品物が掲載されていまして、その中ではもう売り切れ、品切れになっているものもあって、その中でも特に人気があるのはお米なのだなというのを確認したところでございます。

嵐山町は、この税金の目的が掲載してありました。嵐山町で選べる使い道ということで、４項目にわたって選べる使い道がありまして、福祉の充実に関する事業、子育

て支援など福祉事業に役立てます。２つ目には、教育、文化の振興に関する事業ということで、教育環境の充実など教育や文化の振興に役立てます。３つ目には、スポーツの振興に関する事業をということで、スポーツの振興に役立てます。４項目めには、その他町長が必要と認める事業、使い道を決めない場合はこちらを選択してくださいと、そういう４項目が掲載をされていました。

やはり納税をされる方は、返礼品目的で納税をされる方ももちろんいると思うのですが、私がいろいろインターネットを見ているところによりますと、昨年からずっとこのふるさと納税と地域猫のことといろいろ質問してきている中で、前回もお話ししたと思うのですけれども、広島県の神石高原町さんの殺処分ゼロを目指すというふるさと納税、それが目的、私たちは殺処分ゼロを目指すためにシェルターを１億円かかるので、それを集めるのですよという目的を明確にして、それでそこに納税をして、あっという間に３億まで納税されたというのを見ています、私。こういうものが非常に納税者の方に興味を引くのだな、何にこの町は私の税金を使ってくれるのというところを見ているのだなというのをすごく思ったところであります。では、納税をした人のコメントが書かれていたのですけれども、もうやっぱこういう動物愛護、こういうのほかにはなかなかなかったとか、１匹でも多くの動物を救ってほしいだとか……

○大野敏行議長　畠山議員、今質問している内容ですと、もう（１）、（２）、（３）も含んだ形の質問内容のように聞こえるのですよ。

○６番（畠山美幸議員）　納税のところですから、ここ数年の寄附金額は幾らかの……では、これはちょっと変えます、では視点を。

ここ数年の寄附金額が、先ほど答弁があったときに４倍に、前回が93万円で今回が414万円ということで４倍近くに、４倍以上になっていて、来年度は1,000万円まで納税見込みをなさって予算を立てているというのは確認をしております。この納税をしてもらうためには、こういう目的も記載すると納税者がより納税をするのかなと思いますので、ぜひともこの殺処分とかそういう目的のものを、もうちょっと明確に載せるというお考えはあるのかないのかお伺いしたい。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えをさせていただきます。

先ほどの議員から４項目について内容が載っておるということで、嵐山町では嵐山

町ふるさと納税寄附金事務取り扱い要綱というものを定めておりまして、これに基づいて一応こういった金額、寄附金を実施する事業は次のとおりとして、先ほどの４事業を載せさせていただいております。

議員のご質問については、さらに明確に目的を記載したらどうかと、一つの町の例を言っていただきました。ふるさと納税の今後の嵐山町のほうの考え方も、今はおおむねこういった事業にということで指定をしていただいておりますけれども、今後は例えばもう少し具体的にこういった事業、こういったものに寄附をしていただけませんかというものを載せていったらいいのではないかなというふうには考えております。

今、地方創生で嵐山町もさまざまな事業に今後取り組んでまいります。そういった事業についても、それを目的に寄附をしていただき、そしてその成果がどうなったか、ぜひ嵐山に来ていただいて、それを見ていただくというような形の目的税といいましょうか、寄附の目的を定めていければ、さらによろしいのではないかなと、そういうことで検討してまいりたいというふうに考えております。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　（２）に移ります。今回は389万円の税控除があったということで、２月現在で414万だから、まあとんとんぐらいになっているところですけれども、ぜひとも町内の寄附をいっぱい募っていただいて、控除額がこれ以上ふえないようにしていけたらなとは思いますけれども、こういう金額がわかったんで、これは別に再質問はございません。

（３）に移ります。返礼品でございますけれども、本当により多くの返礼品を私もホームページから確認しております。そういう中で、ちょっとおもしろいものがございまして、今自治体が抱える課題の一つに、空き家対策というものがあると。空き家対策に、この返礼品を空き家点検というものを入れたらいいのではないかというような記事がございまして、これはもうまさしく今嵐山町もきのう、あれ、きのうでしたっけ、おとといでしたっけ、予算の中の空き家の数とかも報告がございましたけれども、そういう返礼品のお考えはいかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　今、議員ご質問ありましたように、本当に全国各地でさまざまな

返礼品考えられております。そういった中に、こういった空き家対策、空き家対策といいましょうか、空き家の管理というような形でやっていらっしゃるところもあるということは承知しております。本町につきましても、シルバー人材センター等と今後協議をさせていただいて、これが実効性のあるものか、実施できるものか、空き家対策の一つの考え方としてはよろしいのではないかなというふうに思いますので、その辺は協議をさせていただきたいと思っております。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひ検討していただけたらと思います。

（４）番なのですけれども、ＰＲ、1,788自治体が参加しているふるさとチョイス、本当にふるさとチョイスから入ると、どこのまず都道府県に納税したいですかというような日本地図が出たりしたり、あと項目によって選べたりとか、そういうふうになっていて、大変これは扱いやすいなと思いますけれども、先ほど課長がご答弁いただいたように、本当にインターネットが使えない方には、チラシですとか広報をしていただけたらよろしいかなと思うので、これもますますいろいろ検討してやっていただければと思いますので、この件につきましてはよろしくお願いしたいと思います。

全体としまして、とにかく先ほど町長の４番目の項目の中に、町長が決められるものがあるのだということなので、殺処分ゼロの考えもここの中でやっていただけるとありがたいなと思います。例えば100匹に2,500円を充てたって25万にしかならないので、ぜひ上限100匹までとか、そういう形でもよろしいので、ぜひふるさと納税の活用も考えていただければと思いますので、４番に移ります。

４番目ですが、振り込め詐欺防止についてです。急増する振り込め詐欺を防ぐために、比企管内被害件数、被害額について。

（２）、迷惑電話防止装置などの防犯機器の導入のお考えは。

以上です。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　質問項目４の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

振り込め詐欺につきましては、高齢者を中心に不特定多数な方を狙う犯罪であり、その手口も巧妙化しており、社会問題化しています。平成28年中の比企管内の振り込

め詐欺被害件数と被害額につきましては、件数が26件、被害総額は5,224万425円となっています。その手口といたしましては、いわゆるオレオレ詐欺が全体の約７割を占め、その他還付金詐欺や架空請求詐欺となっています。

参考に、平成27年の状況でございますが、件数が29件、被害総額は9,459万2,725円であり、件数、被害総額ともに減少している状況でございます。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。振り込め詐欺の被害に遭われる方の多くは、１本の電話から始まるケースが多く、電話に着目した対策は大変有効であると思われます。こうしたことから、相手の電話番号を表示できるナンバーディスプレイの普及も進み、最近市販されている電話機の中には通話を録音できる機能や、怪しい電話を着信拒否できるなどの防犯機能を備えたものも多数あるようでございます。また、こうした機器での対策のほかには、家族間で合い言葉を決めておくなど、誰でもできる対策もあります。

ご提案の迷惑電話防止装置につきましては、モニター方式で貸与したり、費用の一部を助成するなど実施している自治体もあるようですが、町といたしましてはまずは町民の皆様に振り込め詐欺に対する意識をより高く持っていただくように普及、啓発活動をさらに実施をしてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　こちらの答弁を見まして、本当に件数が多い、件数は大した件数ではないのだけれども、金額がもうすごい金額で、27年度はもう１億に迫るような被害に遭っているということで、びっくりしているところですけれども、家にいると防災無線で振り込み詐欺に小川警察署からですということで流れたので、また電話があったのだなというので確認をしているところなのですけれども、やはり高齢者の方、本当にまさかと思う方が、やはり電話がかかってきたそうなのです。ふだんからオレオレ詐欺に気をつけましょうねって周知している人ですよ、その人に電話かかってきたときに、俺なんだけれどもって、お母さんが出先でお金落としてしまったのだとかって電話かかってきて、慌ててその人の兄弟が近くにいるものだから、うちの何々がお金を落としてしまったと言って今電話かかってきたのよって、姉さん、詐欺ではないのって、えってそのときにはっとして、ではちょっと息子に電話してみようと思ったら、今仕事しているよって。それで防げたのですけれど、ふだんから気をつけ

ましょうねと言っているような方でも、そういう不意打ちに遭ったようなことがあるのだというのを確認したところでございまして、今回新聞記事に、これが愛知県の小牧市で国の地方消費者行政推進交付金というものを活用して、購入費が全額補助できたということで記事が載っていて、あら、これどういったものなのだろう、まずこの機械はどういったものなのだろうと思って、いろいろホームページで調べましたところが、許可と拒否というような、何か電話の脇に青いランプがついたり黄色いランプがついたり赤いランプがついたりということで、警告を促すようなシステムになっていて、通信代は１カ月３～400円ぐらいするみたいなのですけれども、こういうもので、もう本当に嵐山町の高齢者の方々の安心、安全をできたらいいのかなと思って、一応提案はさせていただきました。

しかしながら、お金のかかることでもありますし、よく検討していただきたいと思うのですが、今の国の地方消費者行政推進交付金というの、私もホームページから出してみましたところが、約473億円が今までで使われているのかな。毎年30億ぐらい使っているみたいなのですけれども、これは課長ご存じだったでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのほうでお話をされました地方消費者行政推進交付金でございますが、私もちょっと調べさせていただきました。これまで嵐山町が消費者相談員さんを町のほうで置きまして相談に応じていたわけでございますが、そういった費用に、そういったことにかかる経費の一部に対して、こういった交付金をいただいていたと思います。平成28年度予算にも60数万円が計上されておりましたので、町はこの制度を活用していたというふうに理解をしています。

ただ、今議員さんがおっしゃった小牧市ですか、小牧市についてはこの交付金を使って、恐らくこの交付金というのは、消費者行政の充実強化に取り組む地方自治体を支援、これが目的として定められておりまして、７つのメニューがございます。そういったメニューの中で、その自治体でこういった形で消費者保護を行っていきましょう、そういった計画を立てて、その計画に基づいて申請をして交付をいただいているのだというふうに思います。

その取り組みの一つとして、迷惑電話の防止の装置を配ったというふうな形になっ

ています。この制度については、恐らくこれを見る限り、補助率については２分の１かなというふうに私はちょっととったのですけれども、書き方が明確に２分の１ではなくて、都道府県の消費者行政予算の総額の２分の１が上限だと、これが支出限度というふうにうたっておりますので、これから見れば２分の１の補助率で、こういった事業があるのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひ嵐山町内というか、この比企管内であったことが、先ほどのこれ比企管内の件数だから、嵐山町でどのくらいの数があるかはわからないのだけれども、やはり嵐山町民の方でやっと年金暮らしというか、今までこつこつためていたものを切り崩しながら生活をしていこうと思っていたところで、もう1,000万とか500万とかという単位が、こんな詐欺で奪われたら、もう本当その人のこれからの人生も真っ暗闇になってしまいますので、こういう方が被害が出ないような対策を、もうよりよいこういう交付金などもいろいろよく見てもらって、制度のいい交付金をもらって、こういう形で町民の方に安心、安全なまちづくりに努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいですけれども、何か答弁ありましたらお願いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

この詐欺被害に対する対策というのでしょうか、これは例えば行政だけがやればいいというものではないというふうに思っております。この嵐山町だけをとってみても、地域支援課では地域支援課のやるべきこと、あるいは企業支援課であればやること、対象が高齢者ということですから、長寿生きがい課は長寿生きがい課で、さまざまなところで取り組んでいます。現状でも、例えば老人クラブの集まりがあれば、そういったところでそういった啓蒙啓発活動を行うということもやっていますし、介護予防事業があればそういったところでチラシをお配りをしてやっています。地域支援課は地域支援課で、警察でこういった予兆電話がこの地域でありましたという報告があれば、すぐさま町民の皆様に防災無線、安心メール等々を使ってお知らせをしています。これは町の取り組みです。町以外でも、当然警察は警察でやっています。

話はちょっとそれますが、今テレビでもこういった話題というのは、本当によく取り上げています。夕方ＮＨＫのニュースを見ていますと、毎日です、「ストップ詐欺被害」でしたっけ、という形で毎日やっています。そういったさまざまな機関が、いろんなそれぞれできる取り組みを行う、こういったことを通して皆さん方に詐欺があるのだよ、手口が巧妙化していますので、こういう形というのではなくて、そういったことを知っていただく。頭でわかっていても、いざとなったとき、先ほどのお話ではないのですけれども、そうならないように、町としてはできるだけのことをやっていく、このような思いでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　もう本当に詐欺は、さっきもＮＨＫのお話にありました、ニュースで私も確認していますけれども、本当に手をかえ品をかえもう全然違うものに、きょうもフェイスブックを確認しておりましたら、これを拡散してくださいというのがありまして、封書で何とかかんとかプレジデント株式会社という会社名でなっていて、日ごろは大変お世話になります。あなた様が２年分の滞納、何か会員になっている、その滞納になっていますので72万円の振り込みをお願い、こちらのほうに振り込みをお願いしますみたいな、封書でそれが届くという、それを見る限り怪しくないのです。何か会員になっていて、あら、ではうちのお父さんこんなの入っていて、払わなくてはいけないのかしらという感じで、何かよくわからないようなしっかりした文面なので、ああ、これはだまされてしまうなというのがありました。

ですので、本当にそういうことが、今私は電話のことで申し上げましたけれども、いろんな詐欺があると思いますので、課としてもいろいろ検討していただいて、町民に安心、安全を提供していただければと思いますので、お願いします。

以上です。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◇　長　島　邦　夫　議　員

○大野敏行議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号４番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項１の小中学校での季節性インフルエンザ対策についてからです。

どうぞ。

〔４番　長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　４番議員の長島邦夫です。議長より指名をいただきましたので、一般質問を行います。

今回、私、大項目で２つお願いしましたですが、明快なるご答弁のほうよろしくお願いを申し上げます。それでは、早速ですが、質問に入らせていただきます。

大項目の１番ですが、小中学校での季節性インフルエンザ対策についてということでお伺いをしたします。この冬は、湿度が30％台の非常に乾燥した日が続いていました。現在でも続いておるかというふうに思います。国立感染症研究所によると、本年１月29日、本当にピークのときでございますが、１月29日までの１週間に、全国の医療機関から報告されたインフルエンザ感染者数はおよそ201万人と推定され、１医療機関当たり39.41人、埼玉県は全国４位の51.68人と公表されております。特に子供は高熱から体力が奪われ、重症化、感染拡大が心配されております。町の現状と対策を下記の項目におきまして、お伺いをいたします。

１番といたしまして、この冬も小中学校の学級、学年、学校閉鎖があったと聞いておりますが、現状をお伺いをまずしたいというふうに思います。

２番目としまして、学校保健安全法では、感染者に一定の出席の停止期間を定めております。さらに、感染予防のため、学校行事の延期、中止などもあり、生徒が過度に交わることを避ける対策も行っているというふうに聞いています。嵐山町の現状、対策をお伺いをいたします。

３番目といたしまして、住民はワクチン接種で感染を完全に防ぐことはできませんが、予防及び重症化を避けることをしています。もちろん任意接種でございますので、児童生徒の感染を抑えるには、希望者にワクチン接種の補助が有効かというふうに思いますが、町の現状を、またはお考えをお伺いしたいというふうに思います。

以上、小項目３つでございますが、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、質問項目の（１）につきましてお答えいたします。

今シーズンの学級閉鎖等の状況でございますが、菅谷小学校及び菅谷中学校につき

ましては、学級閉鎖等に至るような集中しての欠席者はおりませんでした。七郷小学校の状況でございますが、２月28日の火曜日から３月１日の水曜日の２日間、６年生が学年閉鎖となっており、志賀小学校の状況は、１月24日火曜日から26日の木曜日の３日間、２年生、これは１クラスしかありませんので、学年閉鎖という言い方になりますけれども、学年閉鎖、２月の14日火曜日から16日の木曜日の３日間、３年生、志賀小３年生も１クラスしかありませんので、学年閉鎖という言い方になりますが、学年閉鎖となっておりまして、２月17日の金曜日に６年生１クラスが学級閉鎖、２月の21日火曜日から23日の木曜日の３日間、４年生１クラスが学級閉鎖となっており、玉ノ岡中学校の状況は、１月23日の月曜日から25日水曜日の３日間、３年生が学年閉鎖、１月24日火曜日から26日の木曜日の３日間、１年生、２年生が学年閉鎖となっております。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。インフルエンザの感染防止のため、各小中学校で手洗い、うがいの励行、十分な睡眠をとること、早寝、早起き、朝ごはんの規則正しい生活をする等、児童生徒に指導するとともに、保健だよりにおいても生活習慣、予防、感染してしまった場合の対応等、詳細に周知しております。その他、感染予防の対策として、各学校で予定していた行事の延期、または中止、中学校では部活動を停止するなどの対策を実施しております。

続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。町では、平成24年度より受験対策として、中学３年生を対象に季節性インフルエンザワクチン予防接種の助成を行っております。今年度につきましては、接種料金5,530円のうち、自己負担額300円で接種できるよう、比企医師会と委託契約を締結しております。１月末までに対象者159人のうち106人が接種し、接種率は66.7％となっています。来年度につきましても、引き続き実施する方向で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、お聞きしましたことについて、再質問をしたいというふうに思います。順次質問しますので、よろしくお願いいたします。

（１）では、各学校での、発生していない学校もあるみたいですが、学校の状況をお聞きをいたしました。１番と２番をあわせて質問をいたしますので、関連性がありますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

インフルエンザにかかると、本人が一番苦痛なわけです。それで、なるべく本人でも、もう小学生ぐらいになれば、せきをしたりマスクをしていない子のところにはなるべく寄らないとか、そのようなことは自分で防ぐことはできるのだというふうに思いますけれども、学校というのは集団生活ですから、自分でも避けられないところが当然あるわけです。そういう中において、学校では今言ったような子供にうがいをしたり、または手洗いを励行したり、学校の中ではもうもちろんできるのだというふうに思うのですが、周知はしているということですが、家庭への周知ですとか、例えばそのほかにもせきが、熱が出た場合、一番最初にあらわれるのは熱だというふうに、熱とのどの痛みだとか、または関節の痛みがあれば、大体インフルエンザだというふうに言われています。熱でも37度以上というふうなことよく言われていますが、そういうものについての家庭に周知をしたり、こういう場合にはぜひ早目のお医者さんにかかる判断をなさっていただくような、そういう周知をしているのでしょうか。今言ったように、学校の中ではそういうものを極力やる、任意接種ですから、ワクチンについてはこの後出てきますけれども、それは別として、そういうものについては、家庭とのコミュニケーションだとかやりとりというものは、どのようにやっているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、お答えさせていただきます。

先ほどちょっと答弁のほうでも触れたのですけれども、まず保健だよりというのを毎月各学校発行しております。その保健だよりにおいて、まずインフルエンザの予防、もしくはインフルエンザにかかってしまった場合の対応、また例えば実際にかかってしまって嘔吐をしたりとか、そういった場合の嘔吐の処理の仕方だとか、そういうの結構詳細に養護教諭のほうが保健だよりにまとめて、毎月そういった保健だよりで、ここ数カ月インフルエンザに関する情報というのはまず提供しております。

また、実際に学級閉鎖、学年閉鎖等になったときに、保護者宛てにその閉鎖のご案内通知というのも差し上げておりますけれども、そのときに、一応かかってしまっている子に対しては、それなりの対応、かかっていない子に対しましては予防の対応についての文言も入れての通知のほうを配布している状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ここに保健だよりと書かれていますが、そのようなことを使ってやっているということですね。この保健だよりの中には、法定の休まなくてはならない、かかってしまったら休まなくてはならない、そういう期間も当然書かれているかというふうに思いますが、もうあなたは完治しましたよと、大丈夫ですよという、かかってしまった場合のことはわかりますけれども、学校に行って感染をさせないための、そういうふうなお医者さんからの確認もとるようなことも載っているのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

発熱してから解熱、熱が下がってから、インフルエンザの急患につきましては、これは文科省でも、厚生労働省でも出しているものと全く同じ内容なのですが、インフルエンザになった場合には、解熱した後２日を経過するまでは出席停止という措置をとりなさいということになっております。全体的にはおおむね５日間が、大体出席停止になるような期間を定めております。解熱してから２日は出席停止というのが、国の基準どおりに学校のほうもそういった形では通知等に掲載をしております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　子供さんですから、熱が下がってくれば元気になりますよ。ですから、なるべく学校早く行って皆と遊びたいと、勉強したいという気持ちがあるかというふうに思いますが、やはり余りそこでその子が学校に行ってウイルスを持っていってせきをして、皆にうつしてしまったら何の役にも立たないわけなので、やはりそこら辺のところというのも、私も一部聞いたところによると、お医者さんが診てオーケーですよ、学校のこれは登校してもいいですよというふうな許可がないと出られないところという自治体もあるそうですから、そういうのもある程度そういう町に、この町にもなければ、感染を防ぐためにはやっぱりそういう余裕を見てやっていただくことも必要なのではないかなというふうに思ったものですから、お聞きをいたしました。ぜひそういう対応も必要かというふうに思います。これについては答弁は結構ですから。

それと、再質問いきますが、当然ウイルスの感染を防ぐために、今言った対応をしますけれども、当然マスクは家庭から子供さん、寒いということもありますから、常時マスクかけている子もいるかというふうに思いますけれども、学校の中で指導としてマスクの励行ですとかそのようなものはなされているのか、その場合に持っていなければどうしようもないことですから、学校等でも多少なりとも支給する制度があるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

マスクの使用につきましては、マスクは例えばせきが出始めているようなそういった子に対してだとか、熱が出てきた子、そういった子に関しましては学校のほうでマスクをするようにという指導はしているそうです。ただ、学校のほうで予備のマスクがどの程度持っているかというのは、ちょっと確認はしていませんので、その場で、学校のほうでマスク一つ与えてマスクをしなさいとできてるのかどうかまでは、ちょっとすみません、確認はできておりませんけれども、マスクをするような指導というのはそのとき、そのとき生徒の症状といいますか、様子を見ながら指導はしていますという回答をいただいておりますので、各学校やっていると思います。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ちょっと大事なところです。感染を防ぐということが大事なので、その通信、学校だより、または通信の中に必ず予備を持たせていただきたいだとか、どういうふうに、自分がそのときに持っていなくても、ほかからうつされてしまった場合には、そこでせきが発生して、それがまたうつるということもありますので、やはり学校の中で支給をすることができないということであれば、やはり家庭の中から持ってきていただいてやっていただくと。

保健室がありますから、ある程度のものについては対応するのでしょうけれども、やっぱりそういうものというのも、細かいことですけれども、やはり学級閉鎖等なくしていくには、そういうことも注意はなさっているでしょうけれども、なかなか子供のことですから持ってきてほしいと言っても、そういうのがなかなか守られるかどうかというのがわかりませんけれども、他にうつさない、また自分もうつされないとい

う基本的なところはやっていただきたいなというふうに思いますので、検討できるということであれば検討していただきたいというふうに思います。

それと次に、もう一点お聞きしたいのですが、本当に今年はほとんど雨が降らなかったですから、どこにいても乾燥、この中でも今乾燥しているかどうかわかりませんけれども、きのう雨が降ったので随分違いましたですよね。加湿器の状況を見ていても、50％台から60％いっています。幾ら加湿しても40％いかないことが、この間でもピークのときはありました。そういう状況にいて、学校の状況を心配したのですが、私たち子供のころはストーブがあって、危ないストーブですよ、だるまストーブですから、寄ってけがすることもありましたですが、その上で加湿の蒸気を出して加湿をしているようなことも随分したのですが、今の状況、学校の状況というにはどうなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　現在の学校の状況ですが、26年度に空調の設備の工事をさせていただきまして、各教室、今空調が入っている状況でございますけれども、冬に関しましては、なるべく今まで使っていたストーブをまず利用していただきたいと、光熱水費の削減といいますか、その辺から基本的にはストーブをまず使っていただいて、その日、太陽、日が出なくて気温の上がらないような、そういった寒い一日、寒いような時期につきましてはストーブ、大体授業の１時間目、２時間目ぐらいまで、今まで空調入る前までもつけておったのですが、最初は基本的には１時間目、２時間目はストーブを使っていただいて、その後どうしても気温が上がらないような寒い日につきましては、暖房を入れてくださいという、基本的な使い方につきましてはこちらのほうでお願いをしております。学校のほうで、大体まずストーブを使って、その後寒い日は暖房を入れているというような状況でございます。ストーブも四角い灯油のストーブですので、やかんを置いて例えば水蒸気を出すとか、そういった使用はできませんので、どの程度乾燥しているかというのは、ちょっと私ども把握はできておりませんけれども、湿度的にはそんなに高くはないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　私が質問しているようなことは、ごく常識的なようなことであって、先生方の中にも自分のクラスの生徒を守るためにいろんなことはお考えになるかなというふうに思うのです。そういう中において、やっぱり加湿であるとか、マスクはなるべくしてほしいだとか、そういうものについての、マスクがなければ備品として学校に置いてほしいだとか、そのような先生からの要望というものはないのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

例えば養護教諭のほうから、そういった場合のマスクについて購入したいので、そういった予算をお願いしますという話は、私が知っている限りでは聞いたことありませんので、もし用意をしているのであれば、学校の予算の中で消耗品費というものが各学校ついておりますので、消耗品費の中で買って対応しているのかなというふうには思います。

また、先ほどちょっと私も把握はしていないので答えられませんという話もしたのですけれども、多少のマスクは買ってあるのかなというふうにはちょっと思ってはおるのですけれども、ちょっと確認はできておりませんので、何とも言えないのですけれども、そういったような状況だと思います。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　嵐山町の中で発生していないクラスの、学級閉鎖もしていない学校というのが２校あるわけです。不慮的に学級閉鎖だとか、そういうところの差というのが何かあるのでしょうか。ちょっとこの学校は全然なかったというのは、何かいい対策をしているだとか、何か学校間で多少なりとも違うことがされているような気がするのですけれども、そんなことはないのですか、全部一律ですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

因果関係につきましては、ちょっと私のほうもはっきりとわかっているわけではございませんけれども、校区的にいうと玉ノ岡中学校区が学年閉鎖なり学級閉鎖なりが発生していると、菅谷校区が学級閉鎖、学年閉鎖につきましては発生していないと。

ただ、インフルエンザに全然かかっていないわけではございませんでして、ばらついて菅谷小学校も菅谷中学校も昨年の12月ぐらいからは、インフルエンザによる欠席者数の欠席という報告は受けておりますので、そういう意味ではたまたまばらけてかかってお休みの子がいると、集中して、大体クラスのおおむね20％ぐらい欠席になりますと学級閉鎖というのが一つの基準、これは決まりはないですけれども、大体10％から30％の間ということで、各学校で判断をしてということで、嵐山町内でありますと大体20％、約２割の生徒が欠席、インフルエンザ等の感染症による欠席が出た場合には閉鎖措置をとるというような方向をとっております。

これは、学校医さんにアドバイスをいただきながら、学級閉鎖にしたほうがいいでしょうとか、その閉鎖する期間は３日間というのが大体多いのですけれども、その３日間という学級閉鎖の期間につきましても、学校医さんに相談をして決定しているという状況でございます。たまたま今回偏った形にはなっておりますけれども、特に養護教諭による指導、また通常学校のほうのインフルエンザの予防等やっている内容は、ちょっと私も書類を実際いただいて内容を確認しましたけれども、何ら変わりはないといいますか、大体同じような指導、また周知、そういった形をとっておりますので、今回特に因果関係というのはちょっとよくわからないのが現状でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　よくわからないということですけれども、やはり私も基準はどこら辺にあるのかなというふうに思ったものですから、後で聞こうかと思ったのですけれども、20％から30％、やっぱりぎりぎりのところで閉鎖に至らなかったというところもあるかというふうに思います。それはやっぱりその中の学校のやり方がちょっと違うのではないかと思う。まるきし同じではなくて、そこに達しないまでの何かもあるのではないかと思うのです。子供は毎日学校に来るわけですから、だからそこのところの差というものを何か、これから来年ももちろん毎年季節性ですから、こういうふうなことになってしまうので、やはり多少なりともそういうところの研究をなさっていったほうがいいのではないかというふうに思いますけれども、どうですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　養護教諭、そういった保健的な関連施設、そういっ

たところにもいろいろ問い合わせをしてみて、こういう因果関係なんか、例えばどういうことに気をつけている、気をつけていないとか、そういったものももしかしたらわからないところである可能性はありますので、研究はしてみたいと思うのですけれども、今回玉中校区のほうがたまたまいっときにはやってしまったのかなというふうには思っているのですけれども、今後は研究していきたいというふうには思います。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員……失礼しました、ちょっとお待ちください。小久保教育長。

○小久保錦一教育長　私のほうから一つつけ加えさせていただきます。

重忠の綱引き大会のときに、菅谷中学校は今回全部の部が欠席です。それは、閉鎖にはならなかったのですけれども、蔓延するおそれがある、と菅谷中生徒だけではなくて、町内のいろいろな団体の方が来ているわけですから、そういう形で今回は全部優勝は玉ノ岡中学校です。そういうことは書いていないのですけれども、これもこの紙面にあらわれない、学校は閉鎖までは至らないけれども、ちょうどあのときがそういう心配だという形で対応したというふうに捉えれば、賢明な措置であったというふうに考えています。

また、ただいまの長島議員さんのご質問でございますけれども、今年だけではなくて、昨年、その前等も時期によっていつ閉鎖したというのわかるわけですから、それら等も考えながら、今の件については今後も続くことでありますので、課長の答弁のとおり検討してみる必要があるかと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　自己防衛のためにワクチンを打つということはありますけれども、これは任意接種ですから、今のところでは私ちょっと申し上げないなと思ったものですから言わなかったのですけれども、やっぱり自己を防衛するというところのそういうところのあれも違うのかなというふうに思います。かかったとしても熱が余りなかった、のどが痛いけれども熱が出なかったから、ぎりぎりだったからインフルエンザではないだろうということで、そのまま過ごして人にもうつさないで済んでしまった場合だって、そういうことだってあり得ますよね。ですから、その任意接種の重要性というのも大切だなというふうに思います。

３番に行きます。ワクチンは、中学３年生には受験というか大事な時期なので、そういうふうな対応をしていますというなことでございます。きのうが受験だったです、中学生は。きょうも面接とかある学校の生徒さんはそこでやっているのではないかなというふうに思いますけれども、この受験生の対応として今パーセントも全員の方が受けているので、これもあくまでも任意で補助が出ますよということで、約70％ぐらいの方。でももう自分で打ってしまいましたよと、そういう方もいるかというふうに思いますけれども、そういう方の調査というのは、このパーセントの中には入っていないのですよね、自己でやった場合の。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをさせていただきます。

あくまでもこのパーセンテージは、接種をした方のみの数字でございまして、ほかの方の接種をしたというの把握はしてございません。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　大事な時期でそういう任意接種についても補助をしていますというふうな調査でございますが、全体の、この子はやっているとかそういう調査はやっていないのですね、３年生に限ってだけでも結構ですけれども。補助をいただかなかった方がいらっしゃるわけですよね。その方については自分でなさったかどうかって、そういう調査はやっていないのですよね。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをさせていただきます。

特に調査はしてございません。これはあくまでも、今このインフルエンザというのが12月から３月がシーズンというか、時期でございまして、10月中に３年生の保護者の方に、接種券を同封した通知を個別に送付をさせていただきまして、お願いというかお知らせをしているところでございまして、それ以外、接種をしていない方の状況等はこちらでは把握してございません。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　10月あたりからもうそういうふうなご案内を出しているということであると、全員の方が打っていると、そのようなことで受け取ってよろしいでしょうか。それともあくまでも、それ以外の方はわかりませんよというふうなことなのか、どうなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをさせていただきます。

あくまでもうちのほうでは、接種券を使って医療機関でかかった分だけを把握をできるということでございまして、その以外の方の状況というのはちょっと把握をしてございません。ちなみに、平成27年度などでいうと73.8％ということの接種率になっておりまして、割合高い数字にはなってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　これは１日の埼玉新聞の記事でございますけれども、全国にある66都道府県、政令指定都市の場合でございますけれども、公立高校に入る方については、もし入試が受けられなかった場合については、埼玉県の場合は調査書で対応するといったことでございまして、やはり県でもここまで気を使っているのだと。一生に一度のことですから、大変な大事な時期なので、県でもここまで気を使っているのだ、ありがたいものだなというふうに思いました。嵐山町の中では、なるべく３年生の方には予防接種を打って、ＰＲをしていきたいと、なるべく打っていただきたいと、負担をしますよということでやっているということ、それは了解しました。

公立高校は全国、埼玉県では一斉なわけですから、そのほかに私立の高校もあるし、私立の中学もあるわけですけれども、そういう子たちが、やはりそのチャンスの日というのは、希望の学校は１日しかございませんよね。そういう場合のときの何か対応というかはなさっているのかどうか。インフルエンザというふうなことの対応について、何かの対応をなさっているのかどうか、お聞きをしたいというふうに思いますが。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　今回のインフルエンザで玉ノ岡中学校で集中的なところで３学年とも閉鎖になったのですが、ちょうどその時期に私立高校の入試という

のがちょうど始まった時期でございまして、玉中の生徒で実際７名の方がインフルエンザによりまして、当日受験ができなかったという子が、生徒がおります。この７名につきましては、校長のほうの書類のほうをつくりまして、後日改めて受験をするという措置をとりまして、受験は無事できて、その後、当日ではないのですけれども、その後に試験を受けて、７名全員とも合格をしたという報告は受けております。ですから、私立高校も一応インフルエンザ等によるそういった配慮をあるのかなというふうには思っております。

以上でございました。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　たとえ私立であっても、そういう学校で配慮もしていますよということでお伺いを、そういうふう受けとめましたが、それでよろしいわけですよね。

それでは、２番目に移らせていただきます。大項目の２番に移らせていただきます。野焼きの必要性ということで、大項目に入れさせていただきました。従前より田畑の周辺の野焼きは、農家にとり必要とされていましたが、煙などの公害により自粛の傾向であります。以下についてお伺いをいたします。

（１）といたしまして、農家では病害虫等から田畑を守るため、わらやもみ殻等の野焼きをしておりますが、やっぱり火災ですとか、煙などの心配からできない状況であります。何人かいれば安心してできるんでしょうけれども、現状として農家では一人で農家やる方が多いですからできない状況があります。この農家の状況も理解していただき、消防機関等の警戒中の中、一定の日ですとか時間を定めて実施されてはいかがかなというふうに思うのですが、お考えをお伺いをいたします。

２番目としまして、河川においては川の再生事業で一定の整備は進んでいますが、それ以外のところでは本当に荒廃が進み、不法投棄、いろいろなものが押し込んでありますが、不法投棄の温床となっております。野鳥の保護等の理解もできるのですが、数年に一度程度の焼却であれば弊害もないと考えるのですが、河川のことですから、県への要望というふうなことになりますけれども、そのようなものをなさっているのか、または考えをお伺いしたいというふうに思います。

○大野敏行議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに小項目（１）について、植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私からは（１）についてお答え申し上げます。

廃棄物の野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例により禁止をされております。ただし、例外規定として農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却がございます。農林業者が行う稲わらや伐採した枝条等の焼却などが認められております。近隣の東松山市では、農村地域の野ネズミの駆除を薬剤と畦畔焼却の併用により行っています。実施集落単位で、消防署及び関係地域との協議を行い、日程を決めて周知し、実施しているということですが、新興住宅への煙や灰などの対策で対応に苦慮されているとも聞いております。

嵐山町では、平成12年ごろまでは防除協議会が中心となって全町的な野焼きを実施しておりましたが、煙の住宅地への影響等を考慮して実施を見合わせた経緯がございます。しかし、繰り返しますが、病害虫駆除等の農業目的で、農業者が行う農地の畦畔焼却等であれば法令上は認められております。その必要性について、地域の合意が実現することが前提条件となりますが、町も消防機関等との協力を得て、支援のあり方を検討させていただきたいと存じます。その場合、農業農村の多面的な機能の維持、発揮のために実施する多面的機能支援事業がございますので、この活動単位である各土地改良区、土地改良組合等がある町内９つの地域でまずご検討をいただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、小項目（２）について、安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、（２）につきましてお答えをいたします。

河川に生い茂る草木の野焼きは、法律及び県条例に基づきまして原則禁止をされております。河川管理者が焼却の方法以外には処理が見込めない場合などが、例外として認められておりますが、東松山県土整備事務所に照会をいたしましたところ、県が管理する河川においては、維持管理のために野焼きは実施をしていないということでございます。現在県が実施しております河川の定期的な維持管理は、年２回の堤防の除草でございます。なお、河原などに繁茂している草木の伐採は、状況に応じて適宜対応されるということでございます。ご指摘をいただいた荒廃の状況につきましては、県に相談を申し上げ、対応をお願いしてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　長島議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を３時55分といたします。

休　　憩　午後　３時４３分

再　　開　午後　３時５４分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の再質問からです。第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　野焼きの必要性についてということで、１番、２番も関係あるのですが、別々にやっていきたいというふうに思います。

随分長い間、中止をしていましたです。中止をしていたというか、できないわけではないので、やれば可能なのですけれども、やはり自分の田畑の中で火をつけるというのはなかなか怖いです。風のない日を狙ってやるといっても、やはり南部のほうでも本当に限られた人です。自信があってやるのでしょうし、フットワークがいい方だから、そういうことは可能なのでしょうけれども、やはりなかなか難しいです。難しいところがございます。

土地改良の中で試験的にですとか、または消防署については、協力を得て支援のあり方を検討させていただきますということでございますから、ぜひその方向でやって、危なくなければできるのです。ですけれども、やはり一人でやるというのは、万が一のことも考えますから、田畑のところだと水もないです。水が出せる状況のときには、もう新しい芽が出ていますから、水がとまっているときにそれをやらなくてはならないので、ぜひ一時的にこの日、年のうちの何回か、例えば地域を分けてやれば、一斉にそこのところに風が向くだとか、そのようなことはないわけでしょうし、たとえ洗濯物だとかそのようなものを、この日ですよということであれば、注意喚起をしていただいて影響が出ないようにやっていくということも可能でしょうから、できるのであればそういうふうな、１日でも２日でも３日でも何とか設定をしてできないかな、前向きに進んでいけないものかなというふうに思うのですが、ご答弁をお願いできますでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたように、あくまでも法令の例外的な規定でできるというものでございまして、できれば焼却しないほうがよいという考え方でございます。しかしながら、例外で認められておりますので、あくまでも地域がこれを必要と判断し、そしてその地域で農業者以外の皆様方にも合意がいただけて、そしてそういう前提があればということで、先ほど多面的の地域でまず検討いただければというふうに申し上げました。特に町がお手伝いできることというのは、その事前の周知ですとか広報の活動で、町のいろいろなものをメディアを利用していただくというなことでお手伝いができるかと思います。

例えば今年度なのですけれども、３月の来る21日なのですが、ただいま千年の苑として整備を進めている地域、鎌形の野戦場地域ですけれども、この地域で畦畔の刈り取った草木の枝、そういったものをまとめて３月21日に焼却をする予定ができました。これも地域にご相談を申し上げて、やってもいいでしょうという合意がいただけましたので、その際消防署も快く協力していただけるということで、当日は消防車が３台ぐらい出ていただけるということで、安全にも十分配慮した上で実施をしたいというふうに考えております。

そういうことですので、まず地域で話し合っていただいて、この地域全体で必要というふうにまず判断をしていただくというのが、まず第一なのかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　そういう手順のもとに協力はできますよということでございますから、それ以上のものはないのですが、やはり私が基本としているのは、１人でも火をつけられる体制、それにはやはり周りに何人かいて、それで万が一の火が類焼した場合には、消防署が頼りになるような、そのようなものがないとつけられないのです。だから、そのつけられるような状況と、地域の合意も必要ですが、やはりある一定の日にちを設定をしてやるということがベストでしょうから、個々で注意をしながらやるのも結構でしょうけれども、結局その日にちがないと個人ではできる状況にはないのです。

それで、例えばここに土地改良組合のことが書かれていますが、やはりそれは一定の地域ですよね。その一定の地域で、まずは検討していただければということですから、その中ではある程度やっているかというふうに思います。ですけれども、短時間

の間ですからなかなか難しいのです。千年の苑については、地域の合意が得られたということでございますから、いい見本にはなるのかな。例えば北部のほうでも中部のほうでもそういうふうな例えばあるとすれば、こういうふうな経緯のもとにやりましたよと、地域の合意が必要でありますけれども、こういう実績もありますよということで、今年はもう無理でしょうけれども、やはり一定の時間を、余り煙等でこれがいい迷惑になってしまうと、次の年がまた延期になるというふうな可能性もありますので、ぜひそこら辺のあれはクレームがつかないように、クレームがついて中止になったこともあるわけですから、つかないようなあれを考えていただいて、そういうところで検討するのは結構ですけれども、ぜひ進めていく方向がいいと思います。そのようなお考えを持っているということだというふうに思いますが、その確認だけ、もう一度だけお願いできますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、その野焼きが必要であると、農業上必要であるという判断であれば、町はこれを応援したいというふうに考えております。

それから、個人で野焼きをされる場合に、おっしゃるとおり万が一ということがあって、その心配があるということでございますけれども、その際には事前に消防署へご相談をいただければ、いついつ野焼きをしますということで、消防署のほうに相談をしていただきますと、消防署のほうでも何らかの配慮をしていただけるというふうに伺っておりますので、そのようにお願いできればと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　何らかの消防署のほうでも配慮がしていただけるでしょうから、やる場合にはぜひ連絡をしていただきたいという、そういうふうなことだというふうに確認をさせていただきました。

次に移らせていただきます。河川の関係でございますけれども、川の再生事業等で随分きれいに、槻川でも都幾川でもきれいになりました。あとふるさとのモデル事業ですか、そういう関係から手をつけられるところは県のほうでも手をつけてくれているのです。堤だけではなくて、河川の中も、何で今回堤の中をやったのだろうなと、

気まぐれなのかなというふうな感じでとるときがありますけれども、やってくれるとこもあります。でも、手をつけないところは一切手をつけないですね。

昔、川の再生事業、バーベキュー場の反対側ですけれども、もう不法投棄の温床のとこでした。何が出てくるか心配なので、とても個人では中に入れるようなところではなくて、それを県が認めてくれたことによってあそこは随分よみがえったわけですけれども、ああいうものを見ていますので、県が取り上げていただければそのようなところが随分解消されるのではないかなというふうに思ったものですから、今回はこういう質問をさせていただきました。

堤防のところについては、毎年やっていただいているものですから、何もないです。河川の中のことです。ある団体があの中を草を刈りたいのですけれどもどうでしょうかと言ったら、大丈夫ですよ、刈ってください、そのかわり刈ったものは全て撤去してくださいと、そのようなあれを言われたということが聞いております。公的な団体ですけれども、そのようなことがありますと、そこまでなかなかできないよなというふうなことになりますので、やはり一つのところに集中してやるのではなく、例えば役所のほうに、役所って嵐山町のほうに、ここの部分は危ないからぜひその字の管理をするところではないですけれども、ぜひ県のほうに伐採ですとか、焼却ですとか、何かをやってくださいというふうなことが出ましたら、それを県に上げていくことはできますでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　この野焼き、河川内も含めて、法また条例で例外が５つ定められているのです。その中に河川の管理者が、焼却の方法でしか改善ができないと、そういう場合というの一つ定められておりまして、そういうのが具体的にどういうことなのか、これは非常にまれなケースなのです。１つは、荒川ですと、荒川の熊谷、大麻生という場所がございます。あそこに大麻生公園というのがあるのです。河川内の公園です。ここは、希少な植物が生えているところだというふうな指定がされておりまして、雑草を焼却して、その希少な植物を生育を助ける、そういう大きな目的があって、自然環境上それが有効だということで、荒川流域ではそこが１カ所認められているということです。

それから、茨城と群馬、栃木、埼玉の境、渡良瀬遊水地、ここはヨシです、ヨシズ

のヨシの生産地でございまして、これを成長を阻害するような病害虫、これを駆除する目的で大々的に野焼きが行われているそうです。こういうふうな本当に例外的なところのみが、河川内の焼却が実施をされているというふうな、実際の運用はそういうことだそうでございます。

議員さんがご心配いただいている、例えば都幾川の河川敷内の、昔はあそこのところを消防団が出て焼いていたわけですから、どうしてできないんだろうと我々も考えるわけですけれども、その管理に責任を持っている県土整備事務所では、もしそういう必要性があれば、焼却ではなくて違う方法で除去するから、そういうときは遠慮なく言ってもらいたいと、こういうことでございまして、土地改良区等からお話があれば、町のほうではそのように対応したいと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　改良区に直接関係があるところではないですから、美化的なものですとか、安全性のものだとか、不法投棄の温床ということになると、区のほうの要望になるかというふうに思いますけれども、話を聞いていただけると、町のほうは話を聞いていただけるということで承りました。そのようにつなげていけば、河川の安全です、そのようなものも随分図れるかというふうに思いますので、全部が全部というふうなことではございませんから、そのようなものも、これから自分なりに活動していきたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

では、私の質問終わらせていただきます。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時０９分）

平成２９年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

３月６日（月）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第１番議員　　吉　本　秀　二　議員

第８番議員　　河　井　勝　久　議員

第５番議員　　青　柳　賢　治　議員

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

○出席議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　大　野　敏　行　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田　泰夫
書記	新井　浩二

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
中嶋　秀雄	総務課長
青木　務	地域支援課長
山岸　堅護	税務課長
村田　朗	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
山下　次男	長寿生きがい課長
村上　伸二	文化スポーツ課長
植木　弘	環境農政課長
山下　隆志	企業支援課長
小輪瀬　一哉	企業支援副課長
菅原　浩行	まちづくり整備課長
深澤　清之	上下水道課長

金　井　敏　明	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
藤　永　政　昭	教育委員会こども課長
植　木　　弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第１回嵐山町議会定例会第６日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５６分）

◎諸般の報告

○大野敏行議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　吉　本　秀　二　議　員

○大野敏行議長　本日の最初の一般質問は、受付番号５番、議席番号１番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項１の地域活力拠点整備事業についてからです。どうぞ。

〔１番　吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　１番議員、吉本秀二でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、大項目３点についてお伺いいたします。まず、第１点目、地域活力拠点整備事業について。平成29年２月３日、内閣府地方創生推進事業局から、地方創生拠点整備交付金の交付対象事業の決定がありました。嵐山町は、地域活力拠点整備事業として１億2,336万6,000円の交付金を受けることができました。交付金の決定を受けた県内20市町の中では、嵐山町が最高で破格的なものでした。

私も今回のこの決定を喜び、執行部の皆さんの努力を高く評価しております。しか

し、本交付金は補助率２分の１でありますから、事業費は２億4,673万2,000円というものであります。したがって、多くの町税の投入にもなるわけであります。この事業の初期投資が確実に生かされなければなりません。そうした観点から、基本的な点について３点お伺いいたします。

（１）、具体的な事業内容について。

（２）、地域活力拠点としての展望について。

（３）、財源確保に対する考えについて。

よろしくお願いします。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

地域活力創出拠点につきましては、嵐山町総合戦略において「活力と生きがいを創出する」という方針のうち、「人の流れをつくる」の項目において、嵐山町への来客者数の増加を図るために位置づけられた「新たな駅前情報発信拠点の整備」であります。

今回、地方創生拠点整備交付金を要望するに当たり、内閣府と行いました事前協議におきまして、情報発信拠点という名称では観光が大きく出てくるようなニュアンスであり、別に定める観光に関する国庫補助金との差別化が図れないとの指摘により、その事業内容をよりわかりやすくするため地域活力創出拠点と改めたものであります。

この施設には拠点と呼ぶにふさわしいよう、多くの機能を持たせることとしておりますが、改めてその概要を申し上げますと、１つ目の機能は、千年の苑や嵐山渓谷など、有数の観光拠点を案内をする来客者向けの観光総合案内です。２つ目の機能は、千年の苑で育てたラベンダーなど６次産業化した物品や嵐丸グッズなど、町の特産品等を販売する物産販売としての機能です。３つ目の機能は、就労の相談窓口。４つ目の機能は、嵐山町に住もうとした場合の居住相談窓口です。５つ目の機能は、地域活性化に向け、現在活動している町おこしディレクターの活動拠点であり、また嵐山町観光協会の事務所でもあります。６つ目の機能は、周辺地域の高齢者や駅を利用する方の憩いの場であり、また利用者のトイレもございます。もちろん近接しております

嵐丸ひろばと連携も図ってまいります。最後に、大災害時の帰宅困難者対策としての機能も持たせます。

以上のとおり、８項目の事業を実施する複合的な拠点施設と位置づけております。なお、これらはあくまでも現在の計画上の事業内容であり、今後協議をしながら、さらなる事業も可能と考えています。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。以前より町で計画策定のためのアンケートをとらさせていただくと、まず駅前のにぎわいづくりの必要性を多くの方から意見をいただいておりました。今回、嵐山町総合戦略を策定するに当たってもアンケートを実施をいたしましたが、やはり地方創生の一番の取り組みは、駅の活性化であるとの厳しいご意見を多数いただきました。また、各種団体との懇談会においても同様の強いご指摘をいただきました。

かつて武蔵嵐山駅前には多くの店舗が建ち並び、たくさんの人であふれていたようであります。嵐山渓谷に料亭旅館の松月楼が全盛の時代には、臨時列車まで運行され観光客が非常に多く来られていたようです。そのころの状況を再現するとまでは申し上げませんが、武蔵嵐山駅周辺に人が多く集まり、老若男女問わず情報交換ができて、そして何かイベントをやっている、そんなにぎやかで情報が満載な心温まる施設としたいと考えております。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。地方創生拠点整備交付金は、議員ご指摘のとおり補助率は２分の１であり、地方負担分の残りの２分の１については補正予算債の対象となり、充当率は100％となります。この補正予算債においては、その50％が普通交付税措置となり、また残余については普通交付税の単位費用に参入されるとされており、大変厚い財政措置を受けられるものでございます。こうしたことから、あくまでも理論上ではありますが、総事業費から起債対象外となる備品購入費を除いた本体整備費２億4,053万1,000円のうち、25％である6,016万5,000円の財源で建設できることになるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　一般質問として通告いたしましたが、補正予算に上げられ、議員全員協議会でも説明を受けたところでもあります。議案審議の中でさまざまな角度から質問もなされると思いますが、町にとって未来への投資基盤となる事業であり

ます。せっかくの機会でありますから、なるべく簡素に私のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

１から３までの質問は関連していますので、一括でお願いさせていただきます。まず最初に、駅未利用地に対する東武鉄道との契約状況について、ご確認をさせていただきます。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、東武鉄道との協議の関係につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年度から東武鉄道との協議を拠点施設の建築、建設を目的としたもの、それと駐輪の施設も一部ございまして、あわせまして協議を進めさせていただいております。こちらの拠点施設の関係につきましては、12月の末には本社の協議が調いまして、今現在は川越にございます工務管理所との協議に移ってございます。実際にそちらの協議を経まして、現地のほうを調査、ボーリング調査のほうを今現在行うというふうな段取りになっているところでございます。あわせまして設計業務を進めているところでございます。

この後、東武さんとの関係でございますけれども、土地のほうを東武鉄道から借地をします関係で借地の費用、単価的なものの調整を東武さんと３月末までの予定で実施をするところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございました。着々と進んでいっているということで、特に大きな問題はないと考えておられますか、どうですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

議員ご質問のように今現在、東武さんとの協議、ほぼ予定、若干おくれぎみではありますけれども、進んでございます。特別には問題ないというふうに認識しております。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、当初地方創生加速化交付金ということで、嵐山町は情報発信拠点整備事業として先ほど説明いただきましたけれども、図面作成に162万円、それと測量、設計料に1,080万円の交付金事業の計画を国に申請しましたが、これが認められなかった。先ほどのお話のとおりでございますけれども、お聞きしたいのはこの当時の駅周辺の活性化計画の中で、施設とそれと今回国のほうにお願いしました活性化の事業の拠点整備と、これは内容的には同じようなものでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

加速化交付金を活用いたしまして、設計ということで交付決定いただきまして実施をしておるところでございますが、当初からどういった施設をつくるべきかということで、庁内でいろいろ議論を積み重ねてまいりました。ただ、今回この拠点整備交付金をいただくに当たりまして、先ほども答弁申し上げましたが、国との調整というのでしょうか、協議をする中で、よりいろんな機能を持たせるという形で若干変わった部分はあろうかなというふうに思っています。

ただ、この事業につきましては、国が定めている採択化される事業費の目安として、市町村の場合には最大でも１億2,000万円が上限だと、こういった形で目安が定められていました。ただし、より先駆性があり、地方創生に寄与できる部分が高いと判断されるものについては、それに限らないと、こういった条件がついておりました。先ほど議員さんのご質問の中にもございました、県内でも一番高い事業費、こういったものが採択をされた。そういったものに嵐山町としてはチャレンジをさせていただいたと。国の基準よりも、それを上回る地方創生に大きな部分で資することができる。そういった質を目指して、それが決定をいただいたと、このように考えているところでございます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　そうしますと、情報発信拠点基地整備事業よりも地域活性拠点整備事業のほうが、グレードアップさせた形になっているということでよろしいでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

基本的な考え方自体は変わってはおりませんが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、より多くの機能をその中に盛り込まさせていただいたと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　そうしますと、グレードアップしたものであれば最初の、当時の情報発信拠点整備のハード事業の予算規模とか、そういったものはどの程度に考えておられたのか、おわかりになりますでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

手元にその加速化交付金を申請したときの基本的な考え方の資料ちょっとございませんで、細かい部分はお答えできませんが、内容といたしましては、その事業費としてはそう大きくは変わっておらないというふうに思っております。ただ、機能的にはより多くのものを盛り込んだと。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　当初の情報発信拠点整備事業の中での施設、どのくらいの予算を考えておられたのか。あるいは、その財源をどのように考えておられたのか。その辺がちょっと知りたいなと思ったのですけれども、それほど変わらないということであれば財源についてはあれでしょうか。また、いろんな有利な交付金等の事業を見ながらということで考えておられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今、自治体が何か箱物をつくるといった場合に、国から補助金がさほど有利なものがないというのが現状なのです。過去であれば、例えば義務教育施設をつくります、

一定の補助がございました。そういったものも、だんだん縮小されてきているというものがございます。そういった中で、今回のこの地方創生に関する事業、拠点整備交付金、大変財政的には有利な制度だというふうに、これほど有利なものはないというふうに捉えています。そういったことから、今回のこの施設については何としてもこの交付金をいただこうと、こういった思いで取り組んできたところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　細かいことでちょっと恐縮なのですけれども、新しい今回の構想の施設につきまして３階建てでしょうか。具体的に１階、２階、３階、１階はどういったものが入る、２階にはどういったものが入る、３階には、そういった構想とか、あるいは２億4,673万2,000円のこの積算です。そういったものの細かい資料、なければ結構ですけれども、あればちょっと概略でも結構ですから教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

あくまでも現在の段階での考え方、基本的な考え方について申し上げますが、建物について高さは３階建てくらいになってしまうかと思いますが、２階建てというふうに考えております。１階には、先ほど答弁申し上げましたように、物産の販売を行う場所、それと町おこしディレクターを中心とした地域活性化チームの拠点、それとあとそこの場所を利用して少しイベントを行うようなスペース、こういった場所を考えております。

２階には観光の総合案内、やはり駅をおりて改札を出て、ちょっとずれますが、目の前にそのまま観光案内所に行かれる。こういったことを考えて２階に観光案内所、それと就労、居住の相談場所、それと町民の憩いの場とトイレ、こういったものを設置をする予定でございます。

細かい事業費の内訳については、ちょっと私のほうでは把握はしてございません。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　それでは、町民の憩いの場というのは、具体的にはどういっ

たものを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

具体的にというか、今思い描く内容でちょっとご答弁をさせていただきたいと思いますが、例えば町民の中にはいろんな活動をされている方がいらっしゃいます。その中に文化的な活動をされている方もいらっしゃいますので、そういったものの何か作品を展示できるスペースがあったり、あるいは駅周辺にお住まいの高齢者等とそういった方たちが少しみんなで寄って話ができる、そういった場所です。

あとは当然連絡通路の中に子育て支援センターがございます、嵐丸ひろばがございます。そういったところにおいでになった方も、例えばそちらのほうに行って少し何か召し上がっていただくとか、そういったことができるスペース、こういったものができたらよろしいかなというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　町民の中にも、嵐丸ひろばができたことで、あそこでコーヒーを飲んだりとかいうことができなくなったということで、非常にがっかりしている人も中にはいらっしゃるのですけれども、そういったことがまたここでできるようになればいいかなと私も思います。

それで、この施設ができた場合に配置しなければならない職員の数はどの程度になるとか、そういったことまで幾らかお考えになっておられますか。

○大野敏行議長　予算の絡みと合致してくるところがありますので、余り突っ込んだ質問でなくて大ざっぱなところでの中にとどめておいていただきたいなとは思いますが、その点については答弁は可能ですか。

それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　この拠点に今申し上げましたようなさまざまな機能を持たせて、そしてこの嵐山町に文字どおり活力の源にするのだと、こういうことでございます。さまざまなことを担うわけですけれども、これからどういう職員配置が、しかも限られた職員で効率よく、しかも町民のご期待に応えられるようにはどうしたらいいか、こ

れから詰めていきたいと、このように考えております。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございます。

私もそのところが全く同感でありまして、やっぱり地域活力の拠点としての展望なのですけれども、この交付金の決定がやはり先ほど課長さんがお答えになられたとおり、高い先駆性や地方創生の波及効果です。雇用創出、生産額の増額、生産性の向上、移住者の増加、出生率の向上等々、そういったものに期待できる、そういうことで上限の額が交付されることになったと思います。そういうことですから、6,168万3,000円ですか、これも町の実質的な借財になるわけですけれども、こういったものを投入してやるわけです。

国も単なる箱物行政ではなく、地方総合版の戦略に基づく取り組みとして、未来への投資の基盤につながる先導的なものでなければならないということをうたっているわけです。ですから、大変期待のかかる事業だけに人件費や施設経費だけが負担として残るようにはならないように、ぜひ地方創生の波及効果につながる、まさに地域活力の拠点にならなければならないと、このように思いますので、町長にこの事業にかける決意と所見をお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。いろいろご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

お話のとおりなのですけれども、いろいろ活用方法というのはこれから詰めていくということですけれども、いずれにしても嵐山町の顔、玄関ですので、このところを利用する人、また駅周辺を利用する人、そしてそれらの人たちの利便性の向上というのが大前提だと思うのです。

そして、それらを踏まえてにぎわいづくり、嵐山町は活気があるなというような感じを、そこの周辺から発信ができるような形をとっていきたいと。それにはいろんな、これからどういうものをどうしたらいいかということになってくるわけですけれども、お話しのように何か嵐山町の人口が減っていく中で活力を出していくということをすると、そこのところに特別なものみたいな感じがあるわけですけれども、そうではなくて人口が減っていく中の一つのやり方として、そこのところがそういうふうに

なるわけですので、そこに機能がついた分のほかの労力といいますか、いろんなものというのは削っていかなければ係はどんどん、どんどんふえていってしまうわけですから、そういうものを考えた上でどういうことができるのかというのは、これから大きな課題になってくるかなと思うのです。

そして、ここだけではなくてほかのところにもいろんな仕掛けをしていきますので、そういう中で労力、役場の職員も含めて、それと多くの町民の町に対する応援のやり方というのをどういう形で応援をしていただけるのかというようなことも含めて、大変大きな問題になってくると思いますけれども、そういうものを踏まえて活気が出るような、負担がどんどんふえてしまわないようなまちづくりをしていかなければいけないというふうに考えています。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございました。

それでは次に、大項目の２点目に入りたいと思います。職員の政策力、企画力等を生かす制度の活用について。人口減少及び少子高齢化社会への対応は緒についたばかりです。見えている課題も多い中、職員の政策力や企画力に町民の期待が寄せられるところです。そこで、職員の政策力、企画力等をどのように生かしているのかについて、３点お伺いいたします。

（１）、嵐山町には、嵐山町職員提案規程、昭和63年11月１日、規程第４号、嵐山町職員の自主研究活動促進規程、平成８年10月１日、訓令第７号があります。これらの制度の活用状況及び効果的事例について。

（２）、上記に加えて、プロジェクト・チーム設置規程、平成元年１月17日、訓令第１号がありますが、現町長下での設置状況について。

（３）、（１）、（２）以外の制度等の有無、ほかにありましたらお願いしたいと思います。

○大野敏行議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、質問項目２の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、職員提案規程は昭和63年に、職員の自主研究活動促進規程は平成８年に制定をされました。記録が残っている限りでは、職員提案規程に基づく提

案はこれまでに44件であり、また職員の自主研究活動規程に基づく活動は記録として残っているものはございませんでした。

効果的事例とのことですが、次の（２）の質問とも重複をいたしますが、平成23年８月に町長の特命により、嵐山町の魅力を再発見するとともに、新たな魅力を創出することにより人口減少を抑制する施策を研究、提言するため魅力アッププロジェクトチームが設置され、その中で多くの検討を重ね、29の提案があったところです。その中では、むさし嵐丸の知名度向上、婚活の支援、公共施設のＬＥＤ化、公用車に嵐丸マグネットシート、埼玉新聞への情報提供、メールサービスなど、一部でも実現したもの、あるいは総合戦略などに盛り込んだものが多くあります。

なお、職員提案規程による制度ではありませんが、川の丸ごと再生事業などは職員説明会を開催し、関係課以外の職員からも広く意見を聴取し、計画に取り組みました。このようにこれまでも積極的に垣根を越えた職員の提案を施策に生かしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、小項目（２）、（３）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　（２）からお答えをさせていただきます。

プロジェクト・チーム設置規定に基づくプロジェクト・チームは、町行政上の重要事項について職員のグループによる創造的かつ科学的な企画、調査及び研究を行わせるため、必要に応じて設置しております。岩澤町長下では、これまで設置したプロジェクト・チームにつきましては、平成19年２月に鎌形小学校施設等検討プロジェクト、平成21年７月に幼稚園跡地等有効活用プロジェクト・チーム、平成22年４月に第５次総合振興計画策定プロジェクトチーム、平成23年８月に嵐山町魅力ＵＰプロジェクト・チーム、平成25年５月に嵐山町定住促進検討チーム、平成26年２月に嵐山町番号制度対応プロジェクトチーム、平成26年11月に嵐山町交通弱者対策検討チームなどが設置されております。

続いて、（３）についてお答えをさせていただきます。質問項目２の（１）、（２）以外で職員の政策力、企画力を生かす制度等につきましては、まず嵐山町職員資格取得及び通信教育研修助成要綱がございます。この制度は、職員がみずから能力を開発するため、職務に関連する各種資格の取得及び通信教育講座の受講を奨励、支援し、もってより高度で個性あるまちづくりを推進できる人材を育成することを目的としているものでございます。なお、これまでのこの制度の利用状況につきましては、平成

22年度に社会福祉士の通信教育講座を受講した職員２名がおります。

その他、制度ではありませんが、人材育成の中心となる職員研修への参加を促すことも積極的に進めております。主には、彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する研修への参加となりますが、職員の政策力、企画力を生かすような内容の各種研修に積極的に参加させるように努めており、平成28年度中においては政策共同研究会、想像力トレーニングなどの研修にも参加をしております。

さらに、平成19年12月に制定した嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例がございます。この制度は、地方公務員法に基づき、職員が申請した場合で公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができるもので、職員の自己啓発等休業の制度であり、本条例はこの制度に関し必要な事項を規定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　大変によく職員の政策力形成が進められているというふうに感じました。

私も、彩の国さいたま人づくり広域連合で政策形成研修テキストというようなもので、政策形成の手引というものを平成27年３月に出しているものをちょっと見させていただきました。これは平成11年３月初版以降、毎年必要な改訂を加えて発行されているということで、この広域連合で実施している政策形成に活用しているものだということがわかりました。

当町でも、どのように研修に参加しているのかなということを考えたのですが、今答弁いただいたとおり研修に行っているということなのですけれども、大体具体的に人数とか年間の開催とか、そういったものはおわかりになりますでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えさせていただきます。

嵐山町では職員の研修計画というものを定めておりまして、その中では内部研修と、それから外部研修、そういったものを毎年定めております。内部研修といたしますと、新採用職員研修あるいは福祉施設での研修、それから契約事務、メンタルヘルス、い

ろいろこういったものもやっております。外部研修として、今議員のご質問でございますが、広域連合、それから中央研修所というところもございます。そういったところに今平成28年度では現在延べで68名の職員を今年は派遣をして研修に参加をさせております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　わかりました。それと、こういった職員の自己啓発をいろいろ勤務評定に組み込むとか、そういった方策あるいは表彰制度を設けて優秀な提言を受けた人には表彰するとか、そういったことはなさっていますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　研修の参加の状況、どの職員がどのような研修に今まで参加しているかというものは全てこちらで把握をしておりまして、職員個々についての研修記録というものが残っております。こういったものに関しては人事評価といいましょうか、人事異動等についても参考にしているということでございます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございます。非常によく、はっきり申し上げまして、私の想像を超えるような取り組みをなさっているということで評価させていただきたいと思います。

次に、（２）に移らさせていただきたいと思います。現町長下において、プロジェクト・チームを物すごい数実際にやっていらっしゃると思います。本当に適切な研究をなさっていると私は感じました。私、前回の定例会でラベンダーマラソンのお話をしたのですけれども、このラベンダーマラソンにつきましては文化スポーツ課だけではなくて、地域支援課とかいろいろ絡んでくると思うのですが、そういったものをプロジェクト・チームで起こしていただいて研究していただけるというようなわけにはいかないものかと思いまして、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　吉本議員さんから前回、確かにそういうご提案をいただいて、検討したいというふうなご答弁を申し上げたと思いますけれども、先般新聞に日本の国で

さまざまな駅伝がどう変遷をしてきたかというのが出ておりまして、私が把握していたのは、なかなか新しくそういったマラソンを始めるというのは大変なことなのだというふうに私理解をしていたのですけれども、そうではなくて、ここ４～５年でもかなり全国的にはそういう開催が行われているということを改めて認識を新たにしたわけなのですけれども、前回と同様で大変恐縮ですけれども、ちょっとお時間をいただいて、できるものかどうか、嵐山町で具体的に交通上の問題はどうなのか、どのくらいの果たして対応が町としてできるのか、さまざまな角度からぜひ検討させていただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　結びになりますけれども、プロジェクト・チームの設置する意義というのですか、政策形成能力を高めるという意味もあると思うのですけれども、今いろんな専門機関というのですか、民間にいろいろ委託するものも多いと思うのです。地方創生でも、やっぱりいろんな調査ものなんかは民間に委託をしたりする。あるいは専門職員を短期的に雇用し、専門職員に行ってもらうと。そういったことが、非常に事業が多くなるとメリットとしては高度で専門的な成果が期待できるし、蓄積された地域や経験を生かしたそつのない報告書を民間とかそういう専門業者から得られるのですけれども、比較的に短時間で、ある程度の費用でそれなりの結果が得られるということがあるわけです。職員不足も回避できると。

そういったメリットもあるのですけれども、デメリットとして調査とか、そういったものが、ノウハウが委託側に蓄積されていかないと。それで人材が育たないと。また、過程がわからないので、調査の成果の応用がきかない。それから、受託側に任せっ放しになりやすいというデメリットがあるというわけです。そういうことから、プロジェクト・チームを積極的に活用して政策能力を蓄えていくということが重要ではないかなと、このように思いましたものですから、今回の質問とさせていただきました。今お答えいただいた中では、町は十分にやっているなという感覚を持ちました。そういうことで、この質問につきましては終わらせていただきます。

次に、大項目に移らさせていただきたいと思います。一般家庭の漏水事案に対する救済について。一般家庭において水道管の老朽化等に伴う漏水が発生した場合、状況によっては高額な水道料金が発生します。嵐山町給水条例第36条には、管理者は公益

上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができるとされています。

給水規程では、これを受け第30条で、一般家庭において発見困難な地下漏水のとき並びに管理者が特に減免する必要があると認めたときをいうとあります。この条例や規程に関連した水道水の漏水の扱いについては、広報嵐山2017年１月号の暮らしの情報欄において詳しく広報されていました。そこで、水道水の漏水関係についてお伺いいたします。

（１）、広報では、有効活用や陥没による事故の未然防止のため、道路や宅地内の漏水調査を毎年行っているとしている一方で、漏水調査を行わなかった年度と行った年度、平成27年度を比べると、漏水率で約11％、漏水量で37万立方メートルの無駄が省け、金額で約5,300万円節約と書いてありました。この平成27年度の数字は、何年度と比較したものなのか、これを伺いたいと思います。

（２）、平成25年度以降の漏水調査実施状況について（実施時期、実施地域、道路と一般家庭別の漏水認知件数）。

（３）、漏水調査費用について。

（４）、平成25年度以降の年度別一般家庭からの軽減申請書の提出状況及び軽減決定件数と軽減金額について。

（５）、一般家庭から軽減申請書の提出がない漏水事案の把握について。

（６）、水道料金の軽減制度における軽減にならない事由の１つに、過去に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地での漏水とありますが、この理由について。

以上、６点についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（６）の答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　質問事項３の（１）についてお答えいたします。

お尋ねの年度は、平成19年でございます。漏水調査は、平成15年度から毎年実施しておりまして、平成19年度は唯一実施しなかった年度に当たるためでございます。

続きまして、（２）についてお答えいたします。実施時期につきましては、おおむね毎年12月から３月の間で漏水調査を行っております。実施地域は、町内を南北に分けて、１年目は南、２年目は北というように２年間で町内全域の調査が完了するよう

漏水調査を行っております。

続きまして、平成25年度以降の漏水調査実施状況につきましてお答えいたします。平成25年度の漏水発見件数は20件で、内訳は公道が２件、宅地内が18件でした。次に、平成26年度の漏水発見件数は17件で、内訳は公道が４件、宅地内が13件でした。次に、平成27年度の漏水発見件数は38件で、内訳は公道１件、宅地内37件でした。

続きまして、（３）についてお答えいたします。漏水調査費用につきましては、平成25年度が388万5,000円、平成26年度が410万4,000円、平成27年度が515万1,600円でございました。

続きまして、（４）についてお答えいたします。軽減の申請及び決定件数、金額でございますが、平成25年度は申請、決定ともに７件、軽減金額合計18万2,563円でございます。平成26年度は申請、決定ともに９件、軽減金額合計26万5,301円でございます。平成27年度は申請、決定ともに８件、軽減金額合計17万4,146円でございます。平成28年度は２月末現在で申請、決定ともに11件、軽減金額合計35万7,297円でございます。

続きまして、（５）についてお答えいたします。漏水が疑われる件数は、検針ごとに平均で20件程度でございます。それらの方へは、お知らせ用紙や口頭でお知らせし、必要に応じ漏水箇所の調査を行い、利用者の方から水道指定工事店へ修理の依頼をしていただくお願いをしております。

続きまして、（６）についてお答えいたします。水道法には、地方公共団体は水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないと町の責務を明記してございます。他方、水道使用者は、水の適正かつ合理的な使用に努めなければならないと、水道使用者の責務も定めております。それに伴いまして、町の給水条例では、水道使用者は善良な管理と注意をもって給水装置を管理することを定めておりまして、その管理義務を怠ったために生じた損害は水道使用者の責任とすると定めております。

このように水道の漏水は、例えば床下などで発見が困難な場合など、善良な管理と注意をもってしても気づかなかった場合にやむを得ない状況であるとして、１回限り水道料金の軽減を認めさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　大項目３の再質問を行わさせていただきます。

（１）については、実施しない年もあったということでわかりました。

（２）と（３）についてお伺いしたいのですが、漏水調査をした年としなかった年で相当の差があるわけなのですけれども、そうすると費用対効果の関係で漏水調査を南北にいろいろ分けてやっていらっしゃるということで、範囲を広げてやると。今南北を全部やるとか、広げてやると、さらに漏水がなくなるのではないかというふうに考えるのですけれども、その辺のことはどのようにお考えになっていますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　議員さんのおっしゃっている、当初漏水調査は15年度から、15、16、17、18年度やっているときは町内全域を一括、１年ごとにやっていました。その後、漏水調査も17、18年度あたりで安定したものですから、19年度に実施しなかった。そのときに大きな漏水だと思うのですが、有収水率が低下してしまったものですから、また再度20年度から実施したということがあるわけなのですけれども、経費的に700万円、全町一遍に行いますと700万から大体750万円ぐらいの経費が１回ごとに、１年ごとに出てしまうと。この金額がちょっと、そのとき19年になぜ実施しなかったかと。経費が大きいということもございまして、19年度には落ちついたかなと、やらなかったというようなことがあって、その後もこれでは困るということで、20年度からはまた再開したわけなのですけれども、経費節減をするために南北で嵐山町を分けまして、それで１年ごとに全町、町の半分ずつ区切りまして漏水調査をさせていただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　それでは、漏水の件数についていただきましたけれども、この漏水の件数の把握方法としては、どのような方法でこの件数を把握されているのかを教えていただけますでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　細かい状況でございますが、公道上の漏水と宅地内の、うちのほうで調査するところはメーターボックスまでということなのですけれども、公道

上におきましては水道管があります道路上のところに音聴器と、大きい補聴器のような形のもので漏水音を確認していくような手法で調べているもので、公道上の漏水といいますと、25年度で消火栓が１件、給水部の取り出しで１件、それから宅地内のメーターボックスで11件、給水管のところで７件。26年度では、公道上のものとして仕切り弁のところで１件、排泥弁のところで１件、宅地内の漏水につきましては、メーターボックスのところで10件、乙止水栓という一番最初にある止水栓なのですが、そこで１件、給水管で２件。27年度につきましては、公道上にあっては消火栓が１件と、それから宅地内の漏水、メーターボックスのところで28件、それから乙止水栓というところ、一番最初の取り出しのところからの止水栓で４件、それから給水管のところで５件というふうな報告を受けている状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　漏水調査で把握した件数なのか、あるいは家庭で漏水が起きて業者が来て、業者のほうから報告を受けて漏水がわかったというふうな数字なのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　先ほど申し上げました件数につきましては、漏水調査に基づきまして報告が上がってきた調査件数でございます。そのほかに検針員が２カ月に１回ごとに各家庭の検針に回ります。そのときに必ずメーターボックスのところをあけて直接目視確認をいたします。そのときに今までの使用水量が極端に多くなっているとか、またどう見ても留守なのにこの家は、メーターボックスのところにパイロットというものがあるのですけれども、それが使っていないのに動いていると。水の動きがあるというような、これが１回当たり大体20件ぐらいあるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　一般家庭で漏水がわかる、それで工事を依頼する、そうすると工事費もかかるわけです。それで、漏水による水道料金もかかってくるわけです。そうすると、いろいろ広報にも載っていますから、見えない床下部分とか、そういったところでの漏水は救済措置があるということで町から聞いてわかるとか、あるいは

業者からこういう救済措置がありますよとか、水道の検針の方からこういう救済措置がありますよというので教わるわけなのですけれども、そのときに嵐山町の救済措置というのは、生涯で１回その救済措置を受けると２回目は受けられないということなのです。

そうすると、５万円の漏水で水道料金かかったとして、それを申請すると。申請するに当たって、１回しかできないのですよというふうに答えられますと、将来にわたってもっと大きな漏水があったときにどうするかなというような不安があるわけなのです。そうすると、漏水申請をしたくても、まあ、いいや、この程度だったら次の大きな被害に備えようということで、申請しない方がかなりいるのではないかなと私は思っているのですけれども、その点どのようにお感じになっていますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　議員さんのおっしゃっていますその内容で、今までずっと１回ということでございますが、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、やっぱり法の２条１項で地方公共団体の責務という形でもきちっと、しっかり給水をしなくてはいけませんよと。また、受ける水道利用者側といたしましても、その施設の管理にあっては十分に注意していただかなくてはいけないというようなこともございます。上下水道課といたしましては、漏水等が発生している場合には極力きちっと１回で直していただきたいと。それが原因で水道に対する、極端なことを言うと、そこが原因で本管のほうの脱水なんかを受けますと、逆に本管のほうに漏水をしたところから汚れた水等の流入等も全くもって考えられないわけではないと。

そういうことを考えますと、極力一度できちっと直していただきたいというような趣旨をもって１回というようなことで来ているのかとは思います。漏水のその状況によっても、やはり金額的に大きくなってしまいますと、どうしてもそのままになってしまっているとか、いろいろとその家の状況により申請する方、しない方、いろいろと状況が変わってくるようでございます。今後は少しそのあたりは検討していかなくてはいけないというふうには考えております。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　それでは、大分時間も終わりに近づきましたが、私幾つかの市とか町にこの救済措置について伺ってみました。

京都府の木津川市では、過去１年以内に同一の水栓で減免を受けているときは受けられないと。それから、三郷市は漏水場所が違えば何回でも救済しますよと。それから、隣の小川町ですけれども、木津川市と同じく過去１年以内であれば漏水の救済はしますよと。上里町に聞いてみましたところ、10年経過していれば救済できますよと。４件しか私やらなかったのですけれども、聞くところ聞くところ、大体こういうふうに救済措置が非常に町民に有利になっているわけなのです。嵐山の場合ですと、これは非常にためらってしまうと。有収率を上げるためにできているような制度ではないかと私は思っているのです。それで、ぜひこの辺をやっぱり検討されたほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　有収率、水道財政ということを考えると、まさにそこのところに行き着くわけです。そして、嵐山町の上下水道の大きな課題というのが、上水道については漏水検査、下水道については接続をしてもらうと。これが上水道と下水道でも長い懸案で、担当にもこれなのだよと毎年言っているわけなのですけれども、そういう状況でございます。おっしゃるとおりなのです。

そして、今まだその何パーセントという話がありますけれども、数日前にびっくりするような記事が載っていましたが、アメリカでトランプ大統領が１兆ドルの公共投資をやりますと。また、風呂敷かみたいな感じのあれがありましたけれども、１兆ドル。それがアメリカでニューディール政策をやったときにというのですから、もう70年も80年も前なわけですけれども、そこのときにいろんなところでいろんなものができて、特に水力ダムです。ダムが400カ所かと思ったら、4,000カ所ももう耐用年数が来てしまっていると。それで、あるところはもう穴があいてしまって危なくて避難勧告が出てというようなところがあるという話なのです。

これはまさにアメリカの話ですけれども、もう日本の話であり、嵐山町の話だと思うのです。ですから、そういうようなものというのは、これからどうしていったらよいのかと。今も１回とお話がありましたけれども、広いところでは確かにここのところが危ないよと言って、こっちもあるではないかということもあると思いますけれども、これからこういうような状況を迎えてくる中にあって、どういうふうな形で町の水道も、それは道路の管も、それと個人の宅地内の管も、もう宅地内にしても１回お家でつくったり、何か改修したときにやってしまうと、なかなか頭になくなってしま

うわけです。ですから、そういう調査みたいなものがないと、なかなかいざ、それでしかも金もかかりますから、そういうような状況というのはできないわけですけれども、これからそういったものをしっかりと、１回でいいのかという話がありましたけれども、そういうものも含めてどういう体制をとっていったら、アメリカのダムの4,000カ所のような形に、危ない状況にならない前にという、何かその対応がとれないかなというふうに思います。まさにそのとおりです。ですから、今をこれでよしとするのではなくて、どうしていったらいいのかというのが課題だと思います。

○大野敏行議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございました。

ぜひ町民側の立場に立った救済措置になるよう見直していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時０１分

再　　開　午前１１時１３分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　河　井　勝　久　議　員

○大野敏行議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号８番、河井勝久議員。

初めに、質問事項１の交付税策定におけるトップランナー方式についてからです。どうぞ。

〔８番　河井勝久議員一般質問席登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。議長のご指名がございましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて２点について質問をいたします。まず最初に、地方交付税算定におけるトップランナー方式についてですけれども、国は歳出の効率化を推進する観点から、民間委託の合理化業務改革を取り入れ実施している地方自治団体の経費水準

を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進するための財源保障機能を適切化し、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組むとして、地方団体の業務改革のうち単位費用に計上されている業務（23業務）についてトップランナー方式の検討対象としたが、導入に当たってはそれぞれの団体への影響を考慮し、３～５年程度をかけて段階的に反映するとしています。町の取り組み進捗などについてお伺いいたします。

（１）といたしまして、地方交付税の算定にかかわるものの需要額算入されている学校関係にかかわるものが多くありますけれども、平成28年度の16業務の取り組みについてトップランナー方式を導入し、業務改革に取り組んだ初年度の見直しを実施したものは幾つだったのでしょうか。

（２）といたしまして、28年度から導入した業務について段階的な反映、29年度における２年目の見直しの実施は何か、お伺いいたします。

（３）といたしまして、トップランナー方式からすれば交付税算定への影響は限定的なものであり、小規模自治体は段階補正が適用されるので補正の充実が図られることから相殺されてしまい、対象業務といっても経費水準が引き下げられるわけではないだろうと考えます。据え置かれて算定に影響がないものはどんな業務か、お聞きしておきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　それでは、（１）のほうからお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、平成28年度の普通交付税基準財政需要額の算定において、いわゆるトップランナー方式が採用されることとなりました。これは、算定基礎となる単位費用の一部の積算に民間委託等による合理化の要素を反映させたものでございます。町としても、この見直しは各地方公共団体の積極的業務改革を促す目的があるものと理解しております。平成28年度は、学校用務員事務、道路維持補修、清掃等の16業務が見直しの対象となりましたが、これに対しまして嵐山町として特に業務の見直しを行ったというものはございません。

（２）でございます。平成28年度見直しの対象業務について、単位費用への反映は３年から５年をかけて段階的に見直すこととされております。（１）でお答えをさせ

ていただいたとおり、現在のところこれに対し嵐山町として特に業務の見直しを行ったものはございません。その理由でございますが、見直しの対象業務の中で嵐山町に該当する業務につきましては、既に委託等に移行しているものがほとんどでございまして、本町においては改めて早急に見直す必要の業務はないものと考えているところでございます。

（３）についてお答えをさせていただきます。公園費の公園管理委託経費、小中学校費の給食調理、運搬委託経費、清掃費のごみ収集経費、徴税費の電算処理経費について据え置かれております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　（１）、（２）、（３）の質問で、既に嵐山町ではもう対処的にやっているところもあるということでありますので、一つ一つはお聞きいたしません。大変これからも民間方式の合理化を取り入れて、こういうことがされていくということで総務省なんかも言っているわけでありますけれども、とりわけこれからの問題としては、先ほどの複数年で段階的にやっていくということもあるわけでありますから、そういう形では嵐山町で今までもされてはいなかったけれども、例えばこの16項目や何かに対象するようなものが出てきたときには、それをやるということになっていくのでしょうか。そのことだけをお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたとおり、今回の地方交付税の単位費用へのトップランナーの導入、これは今国が市町村においても、各地方自治体に対しても行政改革という中で、さまざまな取り組みをしております。というのは、いわゆる人口減少、そういった中にあって各地方公共団体の職員数は当然ふやせないと。また、財政力も低下してくると。そういった中で、いかに効率的な行政をやらせるか、国からいえばやらせるかということになると思うのですけれども、それに対応した取り組みを積極的にやってもらいたいと。それを前提とした交付税の制度、単位費用についてもそれをやっているところを基本的には中心にして、そして単位費用も見直していきますよというのが今回の改正でございます。

これが交付税制度としていいのか悪いのか、この辺についてはいろいろと議論があろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても実情としては国が目指している地方公共団体にやらせようとしていることについては、これは取り組んでいかなければならない課題というように考えておりますので、嵐山町で取り組めるものについては、効率的な行政運営を考えるという点からは取り組んでいくべきだろうというふうに考えている次第でございます。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　はい、わかりました。では、以上で終わります。

続きまして、（２）についてですけれども、千年の苑（ラベンダー園）の対応についてであります。総務経済常任委員会の中で特定事件としてこれずっと検討しているわけでありますけれども、先日常任委員会報告が冒頭にありましたけれども、その中でかなりもう私もわかってきたところがあるのですが、なおかつ聞いておきたいところがありますので、お聞きしておきたいと思います。ラベンダー園の運営が30年から独立採算で始まるが、どのような事業を計画策定しているのかについて伺います。

（１）といたしましては、軌道に乗るまでは観光客の対応は柵外からの見学となるのか。対応するための施設、事務所、売店、作業所などは、いつごろまでに完成する予定なのか。

（２）といたしましては、駐車場の設置と駐車料金はどうなるのか。

（３）といたしましては、入園料金は。券の販売は管理事務所か、または売店なのか。または外部、駅前でこれから観光なんかの問題出てくるのだろうと思いますけれども、そういうところでも扱っていくのか。

それから、（４）といたしまして、売店を設置すると付加価値をつけた物品販売、土産物の類は、飲食の扱いはどうなるのか。これらについてもあったのですけれども、どういうふうになっていくのか。

それから、（５）につきましては、内部作業員、草取り、植栽管理などの外部作業員は、どのくらいの雇用がされるのか、お伺いいたします。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、質問項目２（１）からお答えを申し上げます。

今年度の千年の苑づくり計画策定業務委託が終了いたしまして、平成31年度までの

整備計画案の報告書が提出をされました。今後植栽エリア周囲や水路への転落防止柵などのほか、関係する施設整備を随時行っていく予定でございます。本格的な開園は平成31年度となる予定でございますが、既に4.9ヘクタールの植栽を終了しておりますので、関心をお持ちいただいた見学者が来場されることが予想されます。その際、路上駐車等による近隣住民あるいは農作業を行う人たちへの交通障害を予防するために、平成29年度には期間限定で臨時駐車場を計画地内に設けて対応する予定となっております。

続きまして、（２）につきましてお答え申し上げます。駐車場の設置は必要不可欠でありますが、報告書では暫定的な位置と規模を示すにとどまっております。また、駐車料金についても、先行する他の施設を参考に集客と売り上げの予想を算出しておりますが、隣接する観光協会のバーベキュー場駐車場との兼ね合いもありますので、今後早急に千年の苑事業推進協議会において検討をしてまいります。

続きまして、（３）につきましてお答え申し上げます。報告書では、入園料とした場合、駐車場使用料とした場合、それぞれのケースで課題を指摘しております。（２）でもお答え申し上げたとおり、今後近隣の施設や料金体系についても協議会で検討していく予定でございます。

続きまして、（４）につきましてお答え申し上げます。31年のオープンには、土産物や特産品等の物品販売スペースを設置する計画でございます。その準備は今年度の協議会で既に開始しておりまして、食品や雑貨等のリストを調査しております。平成29年度には、商品開発やあるいはガイドの育成、広報活動等を具体的な戦略として決定し着手できるよう、それぞれの分野ごとに専門家の指導、助言、提言が得られるよう、専門業者等への業務委託により推進をしていく予定となっております。また、地元の農産物販売や飲食店の出店も同時に準備を進めてまいります。

最後に、（５）につきましてお答え申し上げます。正式オープン後の管理運営体制につきましては、今後なお詳細についての検討が必要となりますが、ラベンダーの植栽や除草などの施設維持管理につきましては、平成28年度より農事組合法人らんざん営農にお願いをして実施をしております。今後の植栽、除草作業は、らんざん営農が作業員を雇用して実施いたします。昨年度から作業員の募集を行ったところ、現在24人に登録をしていただきました。作業は、らんざん営農職員の指導で行う予定です。既に説明会等を開催しております。今後も必要に応じて作業員等の配置をする計画です

が、これにより地元の雇用促進にも貢献できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　はい、わかりました。

幾つかお聞きしておきたいと思います。とりあえずは（１）ですけれども、まだ正式には平成31年度からということです。ただ、そういう形になったとしても、この中のいろんな通路等や何かがきちっとできてではないとなかなか難しいのかなというふうに思っているのですけれども、これもこれからの総務経済常任委員会の中でいろいろと議論をされていくのだろうと思うのですが、今のあれだと農地をそのままやってきたわけです。段差や何かがかなりあるわけです。こういうものについて、私なんかもいろんなラベンダー園なんかも見たのですけれども、ほとんどならされてしまって、ああいうふうな段差や何かがあるところというのは余りないのです。

そこでお聞きしたいのですけれども、この地権者、いわゆる地主さんはどのくらいいたのでしょうか。それで、例えば町のほうでその土地は取得したもの、あるいは賃貸料を払ってお借りしている土地になっているのでしょうか。そういう形になってくると、全く農地でありますから、それをならしてしまってそれでラベンダー園にしてしまうということはできないと。あくまでも返すときには、もとのままで地主さんにお返しするとかなんとかという形にもなってくるのかどうか、その辺のところの問題もちょっとわからないのですけれども、そこはどうなっているのか、お聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

まず、このラベンダー園につきましては、今現在の計画では農地を農地として利用するという前提でございまして、地権者の方はたしか40数人いらっしゃったかと思うのですけれども、農地中間管理事業を使いまして10年間の利用権の設定という方式をとらせていただいております。あくまでも農業上の利用権の設定ということでございます。

実際には既に4.9ヘクタールの作付、植えつけを行っておりますが、既に植えつける段階で完成後の平面プランといいますか、園路の配置を考えておりまして、園路の

部分には植えつけない、人が通る部分です。そこは設計図どおり植えつけないで、通路として植えつけを行っておりますので、段差等は実際にございますけれども、そこの部分については今後園路の段差の部分には仮設の階段をつくるとか、あるいは手すり等を設ける、あるいはスロープをつくる、あるいは水路の部分には橋をかけるというような、そういった施設整備を行っていく予定でございます。ですから、造成等は行わずに、あくまでも現地形をそのまま利用するという形で進めていく計画となっております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、大変見いいというか、私もあそこを何回も散歩なんかをして歩いて見ていて、果たしてこれは農地方式でどうなのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺はこれからいろいろと検討していく問題だろうと思います。

それから、次の３番目の関係ですけれども、この入園料の関係です。この間の委員会報告の中では、ほとんど仮設の事務所みたいになっていくだろうと思うのです。そういう中でいくと、なかなか入園料を取らないでの運営というのはかなり難しいのかなと思っているのです。その費用というのが何年ぐらいで上げられる形になってくるのかというのが、きちっと検討されていかないと難しいのかなというふうに思っているのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

入園料にするか、あるいは駐車場の駐車料金にするか等、お隣のバーベキュー場の場合には駐車料金という形で施設の維持の協力金といいますか、そういうお金を払っていただいているということでございまして、ここのラベンダー園につきましても、どちらの方式がいいのか、あるいは両方とるのかについては、最終的にはこれから最後の詰めの協議をさせていただく予定となっております。

それから、この施設なのですけれども、千年の苑という花のフラワー公園をつくるということが一つの目的ではございますけれども、これで完結するというものではございませんで、ここに多くの来場者に町外から来ていただくと。そして、その方たち

に例えば飲食をしていただくとか、お土産物や特産品を買っていただくとか、農産物を買っていただくとか、そういうことで得られる経済効果というもの、それを上げることによって町内の農業あるいは商工業、その他の産業を振興していくと、活性化をさせていく、そういった方面に波及をさせていくということが大きな一つの狙いとなっておりまして、31年のオープンまでにそうした戦略をこれから29年度から具体的に練っていきまして、その準備あるいはその体制をきちっと整えていくということになるかと思います。

お答えになるかどうかわかりませんけれども、そうしたところで全体の経済効果というものを考えながら事業を進めていくということを考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　私は、どれだけの経済効果が出るのかというのは、これからきちっと運営されていってという形で出てくるのだろうと思うのですけれども、当分の間は難しいのかなというふうに思っているのです。地主さんや何か地代等、それを払っていかなければならない問題も出てくるとなると、全くその後の補助か、あるいは単独の観光協会や何かでの事業としては相当つけていかないと、支払いや何かでも赤字経営みたいになってきてしまうのかなというふうに思っているのですけれども、そういうものを十分検討しながらやっぱりやっていく必要があるのだろうなと思っているのです。

付加価値をつけてのさまざまな物品販売というのも、ある程度多くの人に知られるようになっていかないと難しいし、そこへ行って何もなかったというのだったら、ただラベンダーを見て帰ってしまうということでは、収益というのは出てこないのだろうというふうに思っているのですけれども、そこら辺もまた検討課題だろうと思います。

次に、４番目を飛ばして５番目に行きたいと思います。営農集団を通して従業員、作業員の募集や何かをされてきていると、ああいうところでいきますと、とにかく外部作業というのがもう中心的になってくるのだろうと思っているのです。牧草地帯ですよ、半分以上は。あと田んぼで。かなり雑草が数年は出てくるのだろうと思っているのです。今度雑草取りというのはかなり大変な作業になってくるのかなと。年に数回刈り取らなければならないだろうと。

雑草をとるために除草薬等は使うのでしょうか。あるいは例えば病虫害対策としては農薬等や何かについても使われた作業になっていくのかどうか。あるいはそれを使うとすれば、夜間作業になるのか、日中作業になるのか。観光客のいるところでは農薬や何か使う場合にも大変難しいのだろうなと思っているのですけれども、そこら辺をちょっと聞いておきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

まず、花の時期というのは恐らく５月から７月ぐらい、長くて３カ月ぐらいかなと思われます。中心となるその時期に主にこのラベンダー園の入場者があると考えておりまして、その時期にはイベントの広場を設けたり、物品販売をしたり、入園料をいただいたりというようなことが発生してくるのかと思うのですが、今議員さんおっしゃる雑草の除去、そういったものについてはほぼ１年をかけて、１年を通して作業が発生してくるかと思います。

基本的には除草剤ですとか農薬等については、植えてあるものがラベンダー、これは多年草でございますので、そのまま２年後、３年後と花が同じ株から咲いていくものでございますので、うっかりといいますか、使うことはできないと考えておりますので、基本的にはそういったものは使う予定は現状ではございません。あるいは病気等が発生した場合に、その対策として使う場合も発生してくることも想定されるかもしれませんが、現状では薬剤等を使うということは考えておりません。

実際に平成27年の秋からもう試験的に植えつけを行っておりまして、その部分については人の作業によるものですけれども、小まめに除草を行っております。少し草が出てきたところで表面をかき取るとか、そういった作業を既に１年以上経過を見ておりまして、ラベンダーを植えつけた周囲では今までの農地、牧草をつくっていたときのような雑草の繁茂というのは見られませんで、徐々に雑草がその花の周辺については出てこなくなっているという状況が見られますので、そういう部分につきましては割と人間の日常的な管理の中で草の繁茂は防げるのではないかというふうに考えております。

ただ、まだまだ31年まで、これから２ヘクタールずつぐらい29年度も30年度も植えつけを行ってまいりますので、そういった部分についてはまだ何も植えつけていない

畑、田んぼの部分がございますので、そういった部分、それから段差がございまして、農地の畦畔の部分の斜面ですとか、そういった部分はやはり雑草が伸びてまいりますので、そういう部分につきましては定期的に刈り払い機等を使って除草をしていく予定でございます。

また、園路の部分につきましては雑草が生えないように、例えば木のチップを敷くとか、そういった方法も今現在考えております。そういう形で極力薬剤は使わずに人間の手でやっていきたいと。それから、ある程度の草を抑えるといいますか、管理できる見通しが少しついてきているという状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これからもいろいろと検討すべきことは出てくるのだろうと思いますけれども、とにかくこれが嵐山町にとっては観光客を呼んでいく一つの目玉になっていくのかなというふうに思っているのです。

そういう意味で成功されることを祈るわけでありますけれども、まだまだ聞きたいこともいっぱいあるわけでありますけれども、それは総務経済常任委員会の中でも十分に検討してもらって、いい報告が出されるように私どもも願っているわけでありますから、ぜひそういう面で事業が成功に終わるように進めていっていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◇　青　柳　賢　治　議　員

○大野敏行議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号７番、議席番号５番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項１の待機児童数解消に、官民一体で取り組みをからです。どうぞ。

〔５番　青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○５番（青柳賢治議員）　５番議員、青柳賢治でございます。議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１番目でございますが、待機児童数解消に、官民一体で取り組みをということでございます。平成27年、28年と県内町村におきましては、待機児童数を多く抱える町と

なっています。町も懸命に待機児童解消に向けた努力を展開中であるということは理解しております。定住促進を推進し、総合振興計画に待機児童数ゼロをうたっている町としては、短期、中期において待機児童解消への対策についてしっかりと町民に示し、理解してもらう努力が求められていると思います。町が考えられる対策やできることは何でもやっていくという、強力で現実的な取り組みは欠かせないことと思われます。最新の動向と解消に向けた町の考え方についてお聞きいたします。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、質問項目１につきましてお答えいたします。

嵐山町の待機児童数は、平成27年４月１日において21人、平成28年４月１日において15人でした。そして、平成29年度の待機児童数は25人程度の見込みとなっております。平成27年３月に策定した嵐山町子ども・子育て支援事業計画においては、計画期間である平成31年度までの５年間では、保育の必要量に対し提供体制は整っていると見込んでおりましたが、実際には平成27年度以降、待機児童が生じてしまっている状況です。

待機児童の解消には、入所の受け皿の拡大が重要でありますが、嵐山町では平成27年４月に嵐山若草保育園の増改築に伴い11人の定員増を図りました。さらに、平成28年１月から太陽インキ株式会社の事業所内保育施設のたいよう保育所に、地域型保育として５人の地域枠を確保いたしました。また、平成29年４月には、東昌第二保育園の増改築に伴い、11人の定員増を図ります。

認可定員の増を図るほか、各保育施設には弾力運用により、定員を超えて児童を受け入れていただいております。保護者の方の希望によりましては、近隣市町村の保育施設に受け入れをお願いをしており、平成29年度には23人の児童が町外の施設を利用する予定です。町といたしましては、保育の必要性がある児童の全てがいずれかの施設を利用できるよう、提供体制の整備を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　本当にいずれかの施設を利用できるように提供体制の整備ということは、もうこれは欠かせないわけでございますが、去年あたりは国会でも待機

児童の問題は大分大きく取り上げられて、国でもなかなかというような体制を整えているところだけれども、次から次へと出てきているというような現況であります。

そして、先日の一般質問の中でも、佐久間議員が子育て支援はどうなのかというようなこともありました。その中で町長の答弁もあったわけでございますが、まずこの問題を考えるに当たりまして、短期的に町でできることはないものかなと、私なりに考えてみたわけでございます。そんな中で実際にこの用紙を昨年の10月ごろでしょうか、お預けする父兄の保護者の方が入手して申請を出していくというような形になってくると思うのです、29年の４月からの部分については。そして、そういう中の29年の手引、こういったものも私なりに取り寄せて見てみました。

そして今答弁いただいたように、本当にこの町内の事業所の中でも、太陽インキさんの保育施設に５人も預かってもらっていると。それから、さらには今回４月に開園する東昌第二でも11人の枠をふやしていると、こういう努力をしているということ。まず、やはりお預けされる親御さんの方には、なかなか理解されていないところがあるわけです。そんな中で、ではどうなのだろうねと。いろいろこれから子育て支援課ができてきます。本当にある程度その子育てのところへ特化をしていくような課になるわけです。そうした場合に、やはり妊婦のおなかにいる赤ちゃんのときから18歳までというふうな流れになるのか、はっきり私も確認しているわけではございませんが、まず妊婦さんでいらっしゃるとき、そういう状況のときにやはり健診があったり、何かあるわけでしょう。

そういうときに、これからの子供さんの成長、将来はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうかねというような聞き取りをしたところで何にもならないかもしれないけれども、そういうようなことを聞くような努力とか、そういうことは今までの中でやっていらっしゃいますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　生まれる前の妊婦さんのときからの相談とかというのは、現在健康いきいき課のほうでやっておりますので、聞き取り的な会話の中でそういったものが入っているかどうか、ちょっと私のほうでは確認はできていないのですが、来年度子育て支援課ということで今度は妊婦さん、妊娠期から子育て支援課のほうで一律にずうっと見ていけるというふうになりますので、29年度からはそういっ

た調査といいますか、会話の中では聞き取り調査みたいなのは十分できるというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　私も何人かの若いお母さん方にちょっと聞いてみたのですよ。１人、２人、子供さんを産んだ経験のある方に。そしたら、そういうのは余りないなと。ある程度、私ももう、さっき町長が答弁でもされているように、子供の数は少子化が進んでいく、嵐山町もいよいよ１万8,000人を切ってしまうと。これから加速度的に進んでいくんだろうなということが想像できます。

その中で嵐山の町の中で、たかだかと言っては怒られるかもしれませんけれど、100人ですよ、生まれ出る子供たちは。この子供たちに目を行き届くようにやっていくというようなことにおいては、おなかに赤ちゃんができて母子手帳だとか何かもらいながらの中で、うちはお父さんがこの仕事をやったりこうしている、ある程度細かい対応というか、どういう家庭生活になっているのだろうとかという、支援をさせてもらうというような立場として考えていく必要があるというふうに思うので、ぜひともそういうことは、そうすればこの学年については非常に保育園に預けなくてはならない状況の人たちが多いなとか、ある程度のそういうおなかにいるときぐらいから把握されていくというふうに思ったりしますので、そういう点はひとつ努力ができたらやってもらいたいというふうに思います。

あとそれから、よく一般に言われるのは、あらゆる既存施設です。いろんな施設を利用して、佐久間議員も小規模保育、そのようなことが出ていましたけれども、その辺のところで今嵐山町には嵐丸ひろばという広場があります。こういう広場の中で、例えばこれはゼロ歳児、２歳児が非常に多いわけです。８割ぐらい占めてしまう、待機児童の。そういう中で、嵐丸ひろば自体をそういった保育を必要とするような人たちへの利用、返還というのか、そういうようなことも考えていかざるを得ないのではないかなというふうに思ったりしますが、いかがなことでございましょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　現在今嵐丸ひろばのほうも結構来所をしていただいて、ご利用もいただいておるところでございます。議員さんのおっしゃいました保育

の利用ができないかなというようなご趣旨かなと思うのですが、現在町のほうの制度といたしましてファミリーサポート制度、こういったものもあります。こういったファミリーサポート制度は一応会員制にはなっておるのですが、会員の登録をしておいていただければサポート会員の方が随時見ていただくと。

例えば急に子供を見られなくなったときにファミサポという制度を使えば１日なり、半日なり、時間単位でも結構なのですけれども、そういった利用というのは今現在でもやっておるところですので、今現在はそのファミリーサポートを有効的に使っていただいているのが現状かなというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　非常にこれはここまでやったからいなくなるというような簡単な、単純な問題ではないということは私も承知しているわけです。それで、これを今度、今ここに答弁いただいたように27年は21人、28年の４月が15人と。今回またこれだけ増設して人をふやしていても、そういう状況になっているという、これはやっぱりどこに原因があると言われても、預ける人たちがいるからなわけです。需要があるからです。やっぱりそれにしっかりと応えていける嵐山町でなくてはならないだろうということから質問させてもらっているわけですが、さてそうなっていくと、今この嵐山町の認可保育園の中で、しらこばと、若草、東昌第二、たいようさんです。では、３歳児を預かっている状況というのは約57人なのですよ。預かりを目いっぱいできるという数字の中でです。これは手引から私は拾ったのですけれども。そうすると、この辺に幼稚園との選択が出てくるわけでしょうけれども。

今、佐久間議員も幼稚園の話をされましたけれども、こういう状況が３年も続いていると。31年には何とか解消できるような状況に至ってくる中で、ここはちょっと町長にも聞かなくてはいけないのですけれども、周期的な少し長い５年ぐらいのスパンで考えたとき、この状況がずっと続いていくかどうかということは、なかなか誰にもわかりません。ですけれども、嵐山で出生する人数というのは100人前後だということは大体予想がつきます。

さてそこで、この小規模保育だと３歳の壁がなかなかあるよという中で、嵐山町の今の幼稚園の制度、この制度を認証保育園、幼稚園、保育園とあります。この制度がそれぞれ厚生労働省だったり、文科省だったり、内閣府だったりする。その中で嵐山

の幼稚園をこの待機児童対策として考えたときに、幼保一元のような、内閣府が管轄するような方向へ３歳の部分を考えていくことはできないものなんでしょうか。町長、どうですか。

○大野敏行議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

幼稚園を活用したというのは、以前からいろんな形で、しかも県からもそのようなアドバイスみたいなものがあるやに聞いております。保育園がいっぱいなので幼稚園というのは、本来的に全く違うものだから、教育施設と保育施設、保育に欠ける子供たちを幼稚園にというのは、これはちょっと違うのかなというような感じがするのです。ですので、それは一緒になった施設が今できているわけですから、そういうような考え方もあります。

それで今、盛んにここのところに数字を書かせていただいていますように、27年11名、28年度５名、29年度11名、ふえてきているのです、これだけ。それで、それに輪をかけて21、15、25という数字が上を行っているわけです。ですので、非常に難しい判断なのですけれども、しかもここのところの対象になる子供たちはどんどん減っていく。施設とすると、学校の教室はどんどんあいていくというものがあるわけです。先ほどのダムではないですけれども、活用できるものとできないもの。

そういうようなことを考える中で、今一番問題なのは指導者なのです。指導者をどう確保ができるか。それで、しかも公立で確保をした場合には任期つきのというような形でお願いをしている部分もあるのですけれども、そういう職種もありますけれども、そういう形で緊急的に頼めるかどうかです。おっしゃるようにスパンを短くやってくださいというような形で、いいですよというので確保ができるとあれなのですけれども、なかなか東京都でも厳しいようで、人数を集める。それには、その前の段階で給与を底上げしないとだめだよというような形で、上げますというような話があるわけですけれども、そういうものを兼ね合わせた中で、嵐山町がこれだけ人数をふやしていただいてきている中で、さらにそこのところだけというのは、こういうところも考慮に入れないといけないわけなのです。確保をするために緊急的に賃金をというようなことというのは、今あるものを考えないでということはできない。考えるということになってくると、全体をということになってきますし、町でということになると町の職員ということになってきますので、非常に厳しい状況に立たされているのが

現状です。

おっしゃるように嵐山町は子育てをと言っている中で、何だよというようなことなのですけれど、全く苦しい段階の状況で、町民の皆さんに申しわけなく言葉もない次第ですが、小規模とか、あいているところだとかいうようなことを検討しながら、何としても人数が１人でも２人でもふやしていきたいという取り組みをしっかりと進めていきたいなというふうに思っております。

○大野敏行議長　青柳議員の一般質問中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０１分

再　　開　午後　１時２７分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の再質問から始めます。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　先ほどは町長に中期的な視点での答弁いただきました。本当に幼稚園が今後どういうふうに動いていくかという、ひとつこれある経済研究所の研究結果なのですけれども、非常にニーズが幼稚園は減ってくるという試算が出ておりまして、そこをやはり上手な活用が待機児童を減少させるところにつなげられるていくのではないかというようなこともありましたので、町長のご所見を聞かせていただきました。

それで、担当課にちょっと戻りますけれども、一応きょう答弁いただいたこの人数ですけれども、待機、いわゆる入所承諾というのですか、なる方が25人ぐらいいるということでございますが、この人たちに対してはその通知が届くと同時に、それからまた１年間か、それとも何カ月か、どのようなその人たちの対応がなされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　いわゆる待機児童のご家庭なのですが、結局あふれた方、その後あきが出ればこちらのほうから、例えば優先順位というのが決まっておりますので、その優先順位の高い方から、例えばどこどこの保育園があきましたとい

うことでお話をしたりとかということはあります。なかなかあきも出ない状況が現実ではございますけれども、あとは待機児童であふれた方で、例えば今回も25名程度の世帯の待機が出てしまっているわけなのですけれども、その後通知をいたしましてからも、それは困るというような、そういった相談も今のところは現在は来てない状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　確かにそれをお願いして、そういうふうなちょっとここのところは４月からなかなか預かれないよといった親御さんの気持ちというものは考えてあげなくてはいけないと思うのです。それで、例えば東京都の中で、さっき町長がおっしゃったように、上物はつくったけれども、その世話をする人たちがいない、保育士不足です。全てが悪い方向のような感じになっているわけでございますが、そうも言っていられない。そんな中で千葉市というところが、かなり待機児童がいた中で、昨年ですがゼロにしたという。その中の記事があったので、どういう対応をしたかというのを、ちょっと話させていただきたいと思います。

一旦入所不承諾となった児童がいます。その一人一人について家庭の状況、入所申し込み状況を詳細に把握をしていると。３月末のぎりぎりまで徹底したあっせん、さらには調整、保護者の相談、情報提供を行うという、これはこれに特化した保活コンシェルジュみたいなものがあって、その仕事をしてくれているということでございます。保育の需要がふえると見込んでおり、保育の必要な方が必要なサービスを受けられるというハード、それからソフト、両面から取り組んで待機児童をゼロにしていってるということなのです。

だから、今お聞きしたところによると、今のところ困ったよという話はないというようなこともありますが、やはりそこに子育て支援ということを強く打ち出していく嵐山町としては、寄り添ってあげる、聞いてあげるというようなこともあっていいのではないかと思いますが、課長いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　待機児童の対策につきましては、保育所の入所の決定通知を出すと同時に、町内にあります４園、東昌、東昌第二、嵐山若草、しらこば

と、この４園につきましては、今回もかなりのオーバーな入所の申込書が来ましたので、至急園長に集まっていただきまして、こちらとしても何とかぎりぎりまで受け入れをお願いしますということで、そういった対策をまずいたしております。

続きまして、たいよう保育所、ここも先ほど地域枠５人ということでお話をさせていただきました。基本的には５人という地域枠でやっていただいているわけですけれども、29年度につきましては７人、地域枠を超えてお願いをして、そういったところも一応待機児童を減らすための交渉をさせていただいて、何とかお願いをしてきました。

また、町外の保育所関係も状況を聞きながら、何とか受け入れをお願いできないかということで、そういったところも、申し込みの方が町外の保育所でも送り迎えが大丈夫だという条件が合わないと当然だめなのでございますけれども、そういった方も、町外でも大丈夫ですという方につきましては、町外の役所のほうにも話をさせていただいて、数名は何とかお願いできたりはしております。

そういった、こちらとしても最善の努力、できる限りのことは今までしてきた結果で、おおむね25人程度をどうしても入れないというような状況になってございます。今後も何らかの対策を考えながらいろいろ、例えば認可外の保育所とかというのも近くにあれば、そういったところも通常の負担分は町が補助を出したり、そういった考え方も持ってるのですけれども、なかなかそういった認可外もない状況でございますので、そういった小規模事業所だとか、認可外だとか、そういったところができればまた対策的には少しは何とかなるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　担当の課の中で、やはりそれだけご努力されてるということは、私もきょうこの質問をさせてもらってよくわかりましたし、またそれぞれ心配している父兄の方にもお話はしたいと思います。やはり嵐山町がこれだけ取りかかって一生懸命やっているのだけれども、なかなかこういう状況であるということはやっぱり事実なわけなので、これにはなかなか妙薬はありません。ですけれども、何年も何年もそういうことを続けていくという姿というのは、やはりまちづくりとしてはどうなのだろうなという気持ちは持ちます。

そして、日本でいろいろ調べていくと、待機児童問題というのはやっぱり女性の就

労につながっていくわけです。そして、そこに就労をこれから目指すから預けたいというニーズがある。やはり何らかの形でそういったものをサポートできるようなまちづくりが、これから人口はさらに減少していく中で、少しでも解消をして、希望がかなうような形に、町長、課長、皆さんもそうだけれども、我々も含めて、また民間の事業所のそういった中でも、協力ができるところがあればお願いしたりして、せんだっても町長がある町のところに行ってもお願いしたりしているというようなこともお聞きしました。そういう努力をやはり重ねてもらいたいというふうに思いますので、ぜひ今後１人でも減るようにお願いしたいと思います。

次に移ります。２点目でございますが、地域活性化事業の人材に期待してでございます。10月から予定されました嵐山町版地域おこし協力隊として活動いただく町おこしディレクターについてお聞きいたします。

（１）、どのように選考、採用がされたのか。

（２）、町おこしディレクターが具体的に担当することとなる事業や職務とは。

（３）といたしまして、地域活性化の期待が一身にかかるところでございますが、嵐山町としてお願いしなくてはならないことは。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、質問項目２の（１）につきまして、お答えをさせていただきます。

嵐山町総合戦略の特色ある取り組みの一つである町おこしディレクターにつきましては、昨年12月26日に嵐山町観光協会から委嘱を受け、本年１月23日から本格的に活動を行っております。町おこしディレクターの募集に関しましては、昨年９月に観光協会に説明を行い、正式に了承された後、リクナビＮＥＸＴという大手の人材募集サイトで募集を行いました。通常のハローワークを通して募集をしなかったのは、町が求めている人材は東京圏で働く若くて新しい感性を持った方であったためです。リクナビＮＥＸＴからは、結果として北は北海道から南は九州、沖縄の全国及び海外を含めた312名の閲覧をいただき、31名の方が応募画面まで移行していただき、そのうち23名の方に応募をいただきました。リクナビＮＥＸＴの担当者からは、これほど広範囲から閲覧された事例は見たことはないとの話でありました。なお、同時に無料の人材募集サイトにおいても募集をいたしましたが、申し込み者はおりませんでした。

応募者の選考につきましては、年齢要件による不採用や面接に来られなかった方、面接を辞退された方など多くあり、最終的に面接を受けられた方は３名、うち第１次面接で２名となり、最終面接の結果、現在の神岡祐介氏が採用されたという経緯でございます。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。町おこしディレクターは、いわゆる嵐山町版地域おこし協力隊という位置づけであり、嵐山町の農業、観光、商業、工業、文化、スポーツなど、あらゆる分野における豊かな資源をつなぎ合わす地域の活性化に結びつける仕掛けを企画し、実行する方としております。その中で、特にアイデアがあって、若くて、動ける人を募集したものであります。具体的に担当することとなる事業と職務でございますが、事業は町の活性化につながるもの全てであり、町の活性化に資するものであれば制限をしておりません。職務でありますが、地域資源をつなげ、企画し、実行する、そのような特殊な働き方をお願いしているところであります。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。町おこしディレクターに求めていることは、いわゆるよそ者、若者、ばか者と言われるような一風変わったように思われる勇気を持ったチャレンジ精神です。嵐山町を活性化するといった本旨を踏まえながらも、自由で闊達な意見交換や、これまでにないイベントなどをやってもらいたいと考えております。

特に町おこしディレクターには嵐山町について、他の市町村や東京から見た客観的な分析をしてもらいつつ、その強みを生かすための方策を考え、実行してもらいたいと考えております。そうした場合、町民の方々には耳が痛いことや、この地域の慣例では理解しがたいことがあるかもしれませんが、私たちは本当に地方創生を行うという覚悟と信念を持って、それを受けとめていくことが肝要であると考えております。これからの人口減少、少子高齢社会で、現代の若者社会などの複雑な社会情勢を生き抜くためには、私たちは常にみずからの立ち位置や、その考え方を変えていく必要があると考えております。

町としてお願いをしていくことは、先ほども申し上げましたが、嵐山町を客観的に見て、そして本当の活性化を実現していく、そのために限られた時間でスピーディーな対応を行っていただく、こういった基本的なことをお願いするのみで、自由に動いていただきたいと大いに期待をしているものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　それでは、（１）から進めていきたいと思います。先般の全員協議会で、この新しいディレクターさんの説明もいただきました。非常に、全員協議会で挨拶をしていただいた印象を見ますと、好青年でいい人が来ていただいたなというふうに感じたのが、率直な私の印象です。

それで、まず（１）のこの選考なのですけれども、私もこれでリクナビで出ていたものがありましたので、ちょっとこれをインターネットで取り寄せてみました。この選考採用なのですけれども、いわゆる雇用、私たちが恐らく予算委員会だとか補正予算のときにお聞きしたのは、嵐山町との雇用契約をとり行っていくような説明を私は受けていたわけなのです。それで、平成28年の６月の定例会でちょっとお聞きしたときも、観光協会とか商工会には大体お話はしてあるというようなことで承っておりました。それで、その後観光協会のホームページの中に嵐山町とは何というものでしょうというような設定がありまして、そこからこの募集要項が出ているわけです。そして、ちょっと私がこの募集要項の中で、はてと思ったのがありましたのです。仕事の内容とか募集要項があって、雇用契約ではないのだと、嵐山町とも観光協会とも。ということは、どういうような契約形態になるのか、その点をちょっとお尋ねしたいのです。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今回の町おこしディレクターに関しましては、雇用の形態をとっておりません。それにした考え方でございますが、例えば町の職員として動いていただくとした場合には、やはり地方公務員という形になりますので、いろんな制約がそこに発生をしてきてしまうだろう。例えば勤務時間であったり、そういった面でなかなか動きにくい部分があるだろうと、こういったことも考えました。そういったことがありまして、今回の町おこしディレクターには雇用ということではなくて、あくまでも今回は観光協会さんから委嘱という形をとらさせていただきましたが、給与というか謝礼的に、こういった業務について動いてくださいと、その謝礼として観光協会、その財源は町から出しますが、観光協会からお支払いをいただくという形で、雇用形態ではなく自由

に動いていただき、そういった環境を整えたいという思いで、そのような形態をとらさせていただきました。

以上です。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そうすると、委託事業でもないわけです。要するにこの新しくなられた方が、１人の自分の事業として展開していくというような捉え方がまさに正しいのかどうか、ちょっとその辺を説明お願いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから１つの個人の事業として行うと、たしかそういった言い方も当てはまるのかなというふうに思います。ただ、全くもって何の制約もなくやってくださいということでは当然ございませんで、動くに当たって毎月、今月はこういったことを行います、そういった計画書を作成をいただき、観光協会と地域支援課のほうにお出しをいただきます。また、書面だけではなくて、定期的に町の職員とも打ち合わせを行います。計画書についてはそのような形でしていただきます。また、その計画に基づいてこういった活動を行いました、これについても毎週毎週基本的にはお出しをいただくというような形でお願いをしています。現に、正式に１月23日から活動を始めていただいているわけでございますが、本当に何度も何度も町のほうにも足を運んでいただいています。また、これまで嵐山町で１月23日以降に行われたいろんな行事、そういったものも、神岡さん本当に足しげく行っていただき、嵐山町の現状もよく見ていただいている、こんなところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そうすると、ここにあるように一応期限は３年の期限ということの中で、とりあえず今回その約束というか話は３月31日までと、それから先またもう１年延期するというような約束事のような形でいいのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

当初の募集の要項の中にもうたっておりますが、今回の任期については最長で３年と、このようなうたい方をしております。というのは、やはり町としては大きなかけをするというのでしょうか、大きな財源を使い、こういった職をお願いするわけでございますので、結果を出していただきたい、こういった思いが強うございます。そういったことから、最初の１年やっていただき、余り結果が望めないようであれば、それはほかの方をと、こういったことも選択肢の一つとして残したい、こういった意向がございまして最長３年と、このようなことで考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　（２）に行きます。確かに当初のもくろみどおり、３年間嵐山に携わってもらって、そして何とか起業したり、さらにはこちらに住んでもらうというようなところへ持っていければ一番いいことなのでしょうけれども、やはり何といってもこの事業というのは地方創生の活性化をしていくという事業なのです。それが本題なわけです。ですから、このディレクターさんが指揮者として、監督として、具体的にこういうことをやっていくのだという中で今説明がありました。それで、私はこの具体的に云々という話がありましたけれども、やはり一番肝心なのはこのディレクターさんと町の管轄する地域支援課、さらには観光協会といいますか、そこの話し合いというものがどの程度濃密に、こういうことなのだ、こういうことなのだ、そこの議論が大事だと私は思っているのです、地方活性化のこのディレクターの仕事としてそこに一つの成果を上げていくということには、そこがまず大事だと思いますので、その点についてはいかがだったですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今回お願いをしている神岡さんにつきましては、実は応募をなさる前に町を訪ねてこられました。今回こういった募集が出ているけれども、もう少し詳しい話が聞きたいと、そういったお話でお見えになりました。そのときにも町の担当職員が、町の思いというのでしょうか、そういったものをよく説明し、それを納得、理解をしていただき、ぜひやってみたいと、こういった本当に今回の業務に対して強い意欲を持って応募をされたという経緯もございます。採用がなされて以降、先ほども申し上げまし

たが、たびたび地域支援課のほうにも訪れていただいています。職員とも、例えば丸１日かけて町内のいろんな名所等々、そういったところを朝から暗くなるまで職員と一緒に歩き回ったりだとか、本当に積極的に活動していただいております。職員との打ち合わせも頻繁にされておる状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そのようなことが行われているということで、いいことだよねと思います。私は、この事業がやはり町民の人がある程度よくわかってもらうというのが一番大事なのだなと、この事業が。役場の一担当課やある場所がやっているということではなく、町民の、１万8,000切ってしまったですけれども、その人たちが全部一人が観光大使ぐらいの、町民一人一人が観光大使だぐらいの思いを持ちながら、その人と関係づけていくような活躍ぶりがあっていいのではないかというふうに思うのです。

それで、このディレクターさんが事業、職務、答弁にもありましたけれども、特に活性化に資するものであればいいのですよと、制限つけませんということです。ぜひそういうことを町のほうでお願いしているというか、職務としてやっていただくことになれば、当然この人のホームページではないけれども、何らかの町民から直接そこにアクセスができるようなインターネットのメールでもいいです、そういったものを明らかにしてやって、どんどん町民からも意見が来る、これだけ全国から関心があった応募だったわけです。全国からのそういったものもらうぐらいの、そこにこれから先の50年の嵐山がかかるぐらいの思いで結集していくのだというぐらいの覚悟が必要だと思うのですが、課長どうですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

この町おこしディレクターの職務、先ほどご答弁申し上げましたが、町にあるいろんな資源を発掘し、つなぎ合わせ、それを磨いていくということがございます。こういったことというのは、やはりこのディレクター１人で当然できるものではないというふうに思っております。そこに一緒に参画をしてくださるような仲間というのでしょうか、それを総合戦略の中では地域活性化チームというふうに位置づけているわけ

でございますが、やはりこうしたいろんな仲間をつくっていく取り組みが大変重要かなというふうに思います。

１月23日以降の彼の動きを見てみますと、例えば嵐山町内の企業の経営者であるとか、いろいろ、こんなことやっていますよ、そういったところに訪ねていって、どんどん自分を売り込んでいる。こういったこともしています。そういった今仲間づくりをしている最中だというふうに考えております。今後、午前中の一般質問でございましたが、駅に拠点ができ、そこが活性化チームの活動の拠点となるというふうにご答弁をさせていただきましたが、そういった拠点もできということであれば、当然今議員さんの質問の中にもあったような形で、いろんな形で情報を発信をする、あるいは町民からもご意見等々賜っていく、そういったことが行われていき、この町が目指すべく地方創生の取り組み、地方創生は再生ではないというふうにたしか前聞いたことがありますが、再生ではない創生をしていく、全く新しいことをやっていくのだと、これまでにないことをやっていくのだと、町の中にそれこそイノベーションを起こすのだと、そういった形でこの活動が一助となれば大変すばらしいなというふうに思っています。

以上です。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　ぜひとも我々もこういうものを全協のときにいただきました。やはりいち早く町民の皆さんにも、こういう人が来たぞということぐらいはどんどん宣伝してあげてほしいと。町民の皆さんからもやはりメッセージとか思い、これが本当の真の活性化につながっていくのだというふうに私は考えるのです。

３番目に移ります。この嵐山町、お願いしなくてはならないことは、ここにこういろいろ書いてあります。私たちに耳の痛いこともあるだろうと。やはりそこで人材がしっかりと育つ嵐山町でなくてはならぬと、そういう意味ではやはり厳しいこともいいこともはっきりとこのディレクターにも申し上げると、我々町民もです。そういうことが大事であって、やはり痛いことはちょっと我慢しようではない。やはりそこはこれからの本当に国からのお金が入りながら、それを今までの形態と変えて今度は観光協会に行って流れていくという形態でしょうから、やはり町民の後押し、これを我々もしっかりとやっていきたいと思ってます。

ただ、１つだけ今観光協会、それから支援課の中である程度予定表みたいなのをつ

くってやっていくというようなことを、今回私はこれをある程度町民の目の前に明らかにしていくというような姿が、まさにあってもいいのではないかと、こういうことをやっているんだと。それは出せないものもあるんでしょう。ですけれども、それだけやっていく中で、月に１回ぐらいでもいいです、こういうことをこのディレクターは考えていると、課も一緒になっているよというようなことの情報の発信、これが非常に大事だと私は思うのですが、課長どうですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり多くの町民の皆様方の協力があってのものだというふうに思っています。そういったことに関してはご理解をいただくということは大変重要かなというふうに思いますので、今議員さんがおっしゃるような情報発信、そういったものについて努めていきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　全協でご挨拶されたときに、町民の人が町を知ってもらうのだと彼はおっしゃったのです。やはりまさにそれが嵐山町の１万8,000人の真の活性化なのではないかというふうに考えます。我々も厳しいことを言わせてもらうと同時に、言われたときにしっかりと自分を振り返って、このディレクターの活躍が目覚ましいことをやっぱり期待するところでございます。何とか嵐山になじんでもらって、大勢の人と触れ合ってもらう、いい成果を上げていただきたいと思います。

終わります。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◇　川　口　浩　史　議　員

○大野敏行議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号８番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の新焼却施設についてからです。どうぞ。

〔９番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。

この新焼却施設については、何度も質問してきたわけなのですが、中部環境の焼却場を建設する段階で和解が結ばれて、その和解の中には第10項には、あそこの地域にはつくらないと、大串地区にはつくらない、飯島新田地区にもつくらない、そういうことは明記されているわけです。それなのにつくろうとしているわけですから、これは大変まずいことを地方自治体がやっているなということで、これは建設が断念するまで私は反対を表明いたしますし、反対していきたいと思っております。

それで、今一般質問の中で、佐久間議員さんから日本一の教育の中でルールを守ること、子供たちの、そういうことを話が出されました。町民憲章では決まりを守り、ともに助け合いということをうたっているわけです。だめですよ、ルールを守らなくては。和解というルールを守らなくてはだめです。そんなことを地方自治体がやってはだめなのです。それが別人格だったらつくれるのだと、和解の精神というものを考えなくてはだめです。何か法律の逃げ場として別人格というのがあるのでしょうけれども、地方自治体はだめです、そういうことをやっては。悪徳業者と全く同じことをやるわけですので、強く私は抗議したいというふうに思います。それを最初に申し上げて、質問に入ります。

（１）、小川地区衛生組合の構成自治体は新焼却場まで距離があります。中間保管場所は検討されているのか伺います。

（２）、新焼却場付近は洪水による水深が最大５メートルにもなると予測されております。焼却施設は対策をとっても、ホッパーの入り口を高くしてパッカー車が上っていくという、そういう話ですから、そこは対策とれるのでしょうけれども、道路は通行不可能になると思います。対策を考えているのか伺います。

（３）、プールをつくる計画でありますが、民業圧迫にならないのか。

（４）、新焼却施設は小川地区衛生組合管内に建設すべきではないか、伺います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それではお答えをさせていただきます。

まず、（１）につきましてお答えいたします。新ごみ処理施設の稼働に伴い、検討が必要な項目に関しましては、現在小川地区衛生組合管内の町村担当者で問題の洗い出し等を検討を始めております。ご質問の中間保管場所につきましても、現在用地あるいは積みかえ方法等の検討準備を始めたところでございます。

続きまして、（２）につきましてお答えを申し上げます。ご指摘のとおり、新ごみ処理施設は防災拠点施設としての整備を進めておりますが、周辺地域は洪水による道路の水没が予想されます。災害時のごみ処理につきましては、仮置き場への一時保管等による対応になります。詳細につきましては、今後各市町村が策定予定の災害廃棄物処理計画において、お示しする予定でございます。

続きまして、（３）につきましてお答え申し上げます。プールを含めた周辺施設整備についての協議は、地域の代表者を含めた周辺施設整備に係る協議会が本年４月ごろには発足する予定となっておりますので、施設の規模や内容が検討されることになります。また、周辺施設の運営主体についても今後の検討課題でありますが、民業を圧迫するような計画にはならないものと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、（４）につきましてお答え申し上げます。従来より説明申し上げているとおり、現在のごみ処理計画は小川地区衛生組合管内を含む埼玉中部資源循環組合の新たな広域的枠組みにて、当町を含む９つの市町村が合意し、その実現に向けて努力しているところでございます。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　まず、中間置き場なのですが、そうですか、検討をし始めたという段階ですか。そうすると、直接持っていくのがいいか、中間場所を設置したほうがよいのか、費用負担の面ではどの程度まで検討が現段階でされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　私の手元に、昨年の９月28日の担当者会議のときの検討項目がございますけれども、この中で個人の持ち込み、あるいは業者の持ち込みによる一時保管について、あるいは中継所を設けるか、それから搬入ルートをどうするかとか、車両台数あるいは委託なのか有料なのか、そのほか細かい項目が、どんな検討項目があるかという洗い出しの作業がこのときの担当者会議では行われたということでございます。この項目に沿って、今後それぞれに見積もり、積算が必要なものについては、それぞれに出していくという段階になっているというふうに聞いております。現段階

ではそのような項目の洗い出しが終わったというところだというふうに伺っております。

よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　聞いているというと、これは課長は直接の会議出ている担当ではないのですか。どの段階の人が、課長職でなければ、嵐山町の場合出ているのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　聞いていると申し上げましたが、これは担当者の会議でございます。事務担当レベル、副課長以下の担当レベルの会議でございます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それにしても、９月28日でしょう、ちょっとペースが遅過ぎるのではないですか。まだ洗い出しができたという段階までしか進んでいないということでは。平成34年末、35年でしょう、稼働するのは。34年末とこの前お答えしておりますけれども、十分時間があると、のんびり考えればよいという、そういうことで余りペースが上らないのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　そのとおりとは申し上げられませんけれども、昨年末に中部のほうの新しいごみ処理計画ができたということもございまして、次の担当者の会議は今月の末に予定されているというふうに聞いております。

以上です。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　こういう問題は、できるだけ早く議会にもお示ししていただきたいのです。そうとは申しませんだって、それではまずいです。できるだけ早く結果を議会のほうに出したいと、そういう答弁がなくてはまずいと思います。町長いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○９番（川口浩史議員）　中間保管場所の決定するまでの時間を。

○大野敏行議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

課長答弁のように、今現在担当者間で話が進んできて、ここのところまでこういうふうに来ているという報告です。それで、冒頭何かおかしな話がありましたけれども、日本の法治国家の中の自治体ですので、粛々と行っております。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　法治国家だから別人格が許されるという考えが、私はそれ自体が間違っていると思います。精神というのが、道理というのがもっと法律の前にあると言われていますよね、ご存じでしょう、道理のほうが先なんだと、法律より。和解というものを結ばれたら、その道理が優先されるのではないのですか。別人格なんていうことでつくろうなんて、よこしまな考えなんかやめるべきです、法治国家だからって許される範囲内と外があります。

それで、町長からもできるだけ早くやりますという答弁はなかったわけです。大変まずいです。これは一貫しているのです、これは。できるだけ情報は議会には出さない、町民にも出さないというものと一貫しているのです。森友学園と同じ姿勢なのです。国が国なら、自治体も自治体と、まさに一体でよくこれがあらわれているというふうに思います。こんなの早くやってくださいと言っても、やらないのでしょうけれども、もう一度伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　議会でも、議員さん毎回ごらんになっていただいているように、議会の中でもこの議会からも出席をして、ほかの議会からも出席をして、それであれだけ話し合いの場ができて、進めさせていただいている。こういうことです。それで、みんなそれぞれ熱心に取り組んでいて、今おっしゃるように予定どおりしっかり一日も早く計画ができるように、進められるように、実現できるように取り組んでさせていただいている。嵐山町も全くそのとおりでございます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　熱心にというと、議会を傍聴した範囲ですけれども、誰も質問しないわけです。そういう議会でいいのかなというより、大変私は疑問に思います。中間置き場も早期にやるという今の答弁はもう答えようともしないのですから、ただ

やはりまずいです。議員、議会にはできるだけ早く、町民にも早く、こういうやり方で嵐山町のごみ処理は進めていきたいということを示していくべきだというふうに思います。やらないのでしょうけれども、一応言っておきます。

２番目、新焼却場の洪水による関係は、この一時保管等々というのは、（１）で示している、この辺では５カ町村では、中間置き場設置した場合にはこの一時保管をそこに置かせてもらうという、そういうことなのですか。ちょっと具体的にご説明いただけないでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　中間保管施設以前の問題として、それぞれの災害時にはそれぞれの市町村が定めます災害廃棄物処理計画の中で、廃棄物の一時保管場所というのを定めることになっております。そういう意味で申し上げました。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、吉見のあの辺がどのくらい長く雨が降るかによっても違うと思いますけれども、１週間、２週間ためても大丈夫なだけの保管場所は考えていかなくてはならないというふうにお考えなのですか。どの程度まで考えているのかを伺いたい。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　具体的なものは今お答え持っているわけではございませんが、それぞれの市町村の災害廃棄物処理計画の中で一時保管、そして施設が回復するまでの一時保管ですけれども、仮にその施設の回復が長引いた場合には、県外の施設に受け入れていただくというような広域的な連携というものもございますので、またほかの方法を検討することになろうかと思います。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。その辺がしっかり解決すればいいなと思います。

プールの関係に移ります。民業を圧迫するような計画にはならないが、プールはつくりたいということですが、幾ら話し合ってもプールをつくるとなったら、民間のプールが東松山にはありますよね、これ影響しないようなプールというのが現実にできるのですか。ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　現状ではどのようなプールになるのかという具体的なプランはまだございません。先ほどお答え申し上げましたように、４月以降地元の要望等も踏まえて、どのようなプールにしていくのか、どのような運営にしていくのかということもお話し合われることとなると思います。その中で、当然民業を圧迫するようなそういう課題があれば、そこで解決していくことになろうかと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　民業を圧迫しないプールというのがあるのかなと私は思います。仮に有料であったって、そっちに行ったら民間のほうには当然入らないわけですから。それがならないというのが、話し合いでプールの大きさのことを言っているのですか、ちょっとよくわからないのですけれども、幾ら小さくても多少なりとも民業への圧迫はしてしまうのではないですか。どうですか、そうはお考えになりませんか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　例えば中部資源循環組合の圏内で、今現在その圧迫となるようなプールというものは、恐らく同じような営業形態ということであれば、ほとんど影響は発生しないというふうに考えております。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これ、地域の代表者だけで決められる問題ではないです。組合としてしっかり考えていかないとならないと思うのです。

斎場の問題が式場を廃止するということで、理由が民業圧迫だということなのです。東松山市の市議会でどの段階でそれが決定されたのかといったら、管理者、副管理者会議だと。ですから、町長も出ていた会議で決定をされたと、それは当然ですよね、最終的な判断をしたのは。ところが、今度は式場の廃止はやめたと、それは結構なのです。結構なのですけれども、民業圧迫について何も、これ町から出ている代表の広域の議員に聞いても、民業圧迫の関係は何も出ていなかったみたいです。そうすると、民業圧迫の話というのは、初めからこの問題でもなかったと思うのです。まあ、こっちはいいや。

○大野敏行議長　少し葬祭センターの話を今されていますので。

○９番（川口浩史議員）　民業圧迫では同じなのです。

○大野敏行議長　プールのほうに戻してください。

○９番（川口浩史議員）　そこが、こちらは民業圧迫だと、プールは何も考えていないのでしょう、それはまずいではないですか。両方同じ、ほとんど主体は同じなのですから、桶川入るか入らないかの違いだけなのですから。斎場が民業圧迫だという判断をしたのであれば、プールだってすべきだというふうに思うのです。今回は民業圧迫の関係ではなくて、地域からの要請でというふうに答えていたのですけれども、もしそれであれば民業圧迫の部分は多少縮小されても、地域からの要請でやったのだと思うのです。でも、民業圧迫は残っているわけです。そうですよね。ですから、プールの件は民業圧迫をしっかり研究していただいて、本当にないという段階でつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　民業圧迫というのが大分出ています。それで、斎場の話が民業圧迫という状況で変わったのか、それであると吉見も同じようにおかしいのではないかということですよね。それでお聞きになっているとおりなのです、斎場の場合も。それで、何度も検討を内部ではしてきて、担当者間で、それでそれらがいろいろ状況も報告されてきて、私どものところまで話が来てというようなことを重ねてきて、それでさらに検討を加えて、１から検討を加えて、そして今ある施設を今あるまま使ったほうがどうなのか、あるいはそれを全部取っ払ってしまってやったらどうなのかという話になったわけだけれども、今あるものを活用をしていって、そうするとこれだけの現状使っている状況の数字を使っても、これだけ利益が出ているではないかと、それでしかもそこのところの建物はまだ十分にしばらく使えるではないかという判断のもとで、それでそれだけの1,000万からの金額が毎年出るというのは、これから人口減少で歳入が上らない中では貴重なものだというのは、私も発言をさせてもらいましたけれども、そういういろんな意見の積み重ねで、結論としてそういうことになったわけです。それはお聞きのとおりだと思うのです。向こうも、ですから何がどうだとかこうだとかではなくて、１から議論をいろんな形で担当者間でも積み上げていって、それでどうしたらいい、それでこういうことをやる、それで地域の人たちはこういう希

望がある、それでそこのところにはどうだ、それ本当にそうなのかということで、議会でも視察を入れて、そういうような場所のところに視察に行って、それでその現場を調べたりというような経過を踏まえて、今話を進めている。そういう状況だと思うのです。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　課長に、ぜひこれは中部組合のほうで、これ町長に言っても全部町長は拒否しますので、民業圧迫にならないのかどうか、組合として検討していただきたいということをお話ししていただきたいのですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　現状で承知しているところでは、例えばスポーツクラブのプールですとか、あるいはスイミングスクールのプールというものが想定されるのかと思いますけれども、会員制のスポーツクラブやスイミングスクールというものと、当然今度つくろうとするプールというのは性格変わってまいりますので、そういう意味では同じ業種、事業形態としては、民業圧迫にはならないのではないかというのが今現在の考え方でございますが、仮に民業圧迫というようなおっしゃるようなことが考えられるということであれば、今後プールを検討する中で十分に配慮をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　私も会員の関係は調べて、会員と普通にぱっとお金出して入るのと、どうなのだろうかなと。ただ、我々が気がつかないものが、今度温水になりますから一年中入れるわけですから、向こうのほうが安いということになれば、これは民業を圧迫するということになってしまいますので、ぜひ申し入れていただきたいと思います。

４番目に。小川地区衛生組合のこういう答弁で前からもそうなのですけれども、小川地区衛生組合管内で手を挙げている自治体もあるのですから、和解を尊重した対応を小川地区衛生組合はしていくべきだというふうに思います。これはもう言ってもしょうがないから、次行きます。

２番目の国民健康保険の都道府県化についてであります。2018年、平成30年４月から国民健康保険が都道府県化になるということであります。

そこで（１）として、国保税の４方式のままでよいのか、伺いたいと思います。

（２）として、各世帯の税額はふえるのか。ふえるとしたらどのくらいか、伺います。

（３）、新制度では、何らかのペナルティーというものがあるのか、伺います。

（４）として、法定外の繰り入れは考えているのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　川口議員の一般質問途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２７分

再　　開　午後　２時３８分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質問事項２の国民健康保険の都道府県化についての川口議員の質問に対する答弁からです。

それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、（１）につきましてお答えいたします。現在町の賦課方式は４方式をとっております。埼玉県国民健康保険運営方針骨子案におきましては、埼玉県市町村広域化等支援方針を引き継ぎ、標準的な算定方式として２方式とするとしてあります。県への納付金仮算定の計算方法では、２方式及び４方式の標準保険料率が示され、これに基づき試算値が算出されます。国民健康保険の安定的な運営を続ける上では、保険税の状況等を総合的に勘案し、賦課方式、税率等の見直し等については、慎重な検討が必要であると考えております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。各世帯の税額につきましては、現在算出できておりませんが、埼玉県による第１回目のシミュレーションによる平成29年度における１人当たり保険税額では、10万627円となっております。平成28年度算定数値、９万223円と比較しますと１万404円、率にして11.53％の増加となっております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。新制度でのペナルティーにつきましては、現時点では示されておりません。現状のペナルティーで申しますと、普

通調整交付金及び療養給付費交付金に係るものとし、窓口払い廃止に伴うこども医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費に影響があります。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。法定外繰り入れにつきましては、決算補填等の目的として医療費の増嵩等によって歳入不足が見込まれる場合において、法定外繰り入れを行ってまいりましたが、広域化後において県への納付金に町の国保税等で不足する場合、激変緩和措置であります都道府県繰入金、特例基金など国、県の支援を仰ぎ、それでも不足する場合は、一般会計へ法定外繰り入れをお願いすることもあろうかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　４方式、慎重に検討していきたいということでありますので、ぜひそうしていただきたいというか、４方式の場合、資産割があるわけですけれども、資産持ってる人がなぜ国保税高く納めなければならないのだという理屈というか、説明できない部分があるわけなのですけれども、でも私はその資産割があることによって、この資産割をとれないアパートに住んでいる人です。この人たちが若干なりとも優遇されているというか、アパートに入るような人はさほどの収入がない人だと思うのです。中にはいるかもしれませんけれども、高所得を得ている人がいるかもしれませんけれども、基本的には少ない人ですから、その人たちを助けるという意味で、私は資産割を残した４方式がいいなというふうには思っておりますので、ぜひ４方式をできるだけ、国がだめだと言ってしまえばしようがないのですけれども、それまでは続けていただきたいというふうに思います。ぜひ慎重な検討でお願いしたいと思います。

（２）の税額の関係なのですけれども、共産党が県の梶ケ谷さんと高橋さん、ご存じですか。

〔何事か言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　ご存じね。この方が説明に来て、１月18日かな。これがそのときの資料出したものなのですが、12月27日に何か会議あったみたいです。今まで気がつかなったのですが。その方が説明に来て、９万223円、β’の0.5というところを見たのですか、それでこれはっきり言ってわかりにくいのです。それで、嵐山町というか我々にもわかるような比較で出していただきたいと思うのですけれども、例えば

300万円の所得で４人家族だった場合、今の税率から、今度このβ’0.5でいいですから、どのくらいふえるのか。３つのシミュレーションされているわけです。β’の0.5とβ1.118、それとβ’1.5です。３つともやるのでは大変ですか、大変であれば、このβ’0.5でいいのですけれども、300万円の所得で４人家族、この場合の保険税というのがどう変わるのか、これ試算されていますか。ちょっとお願いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それではお答えさせていただきます。

先ほど１人当たりのということで、β’の数値が0.5、1.118等のことでしたけれども、埼玉県につきましては、こちらβ’というのが所得水準をあらわす指数でございます。埼玉県につきましては、全国平均と比較すると、埼玉県の所得水準は高いために、それぞれ都道府県内の所得総額割る被保険者総数、そしてそれを全国平均の１人当たり所得額で割りましたのが1.118ということでして、埼玉県ではその方式をとりたいということで、現在話の方が進められております。

それに基づきまして、モデル例を試算いたしました。こちらにつきましては、収入300万円、それで家族が４人、介護の該当者数が２人ということで試算しました。現行の方法ですと、年税額が29万7,100円です。先日県のほうから第１回目の仮算定が参りまして、その標準保険税率で計算いたしますと、４方式の場合が31万1,674、２方式の場合が35万2,799です。それぞれ４方式の場合は１万4,574円増、4.9％の増です。２方式の場合は５万5,699円の増、18.7％の増です。こちらにつきましては、現行では応能分ということで約70％、応益分で30％で積算しておるところなのですけれども、県の広域化支援方針におきましては、目標といたしまして応能、応益割合を50対50ということで、それを基本とするということですので、それでそれぞれの税率が算定されてまいりました。その割合で年税額がふえたのも一つあるかと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　嵐山町も大体７・３ぐらいでしたかね、これが５・５になると、それも含めて計算すると、４方式でも29万7,000円が31万1,000円になると。１万5,000円近く上がると。２方式になると35万ですから、５万5,000円ぐらい上がるということです。いずれにしても、高いと言われている国保税がさらに高くなってしまう

わけです。これ本当に県が主体となってやるやり方がよかったのかなというふうに考えます。町長いかがですか、これだけ上がるということを現実に見せられて。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今回のこの改正についても、国保の会計というのはご承知のような状況に全国的になってしまっているわけです。壊滅状態、これをどうにかしなければしようがないということで、県がということに動いているわけですけれども、結局負担と給付なのです。かかるものを誰が出すかと、それっきりないわけです。ですので、その中でこれからどうなるか、この試算が今出てきて、その試算についていろんな議論がこれから出てくるでしょうし、そういうものを受けて一つの方向が決まっていくのかなという感じがしております。

ですから、これがいい、あれがいいというのはこれからそういうのあるかもしれませんけれども、一つの案として、方向としてこういうものが出されてきている。それを、こういうことをやらなければならないような状況になってしまっているというのが一つどうしようもない現実があるわけでして、それを認めざるを得ないわけです。ですので、嵐山町にとってはできるだけ、ソフトランディングという言葉がありますけれども、大きな変化がないような形でいきたいなという希望と期待は持っているのですけれども、これからどういうふうになりますか。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ソフトランディング、飛行機の、そんなに荒れないで着陸する。これだけ一気に引き上がるとなると、「おお」と被保険者の町民は思うと思うのです。これだけ引き上がると本当に大きな驚きをもって町民は迎えると思うのです。それで、今でも滞納者がいるわけですから、これだけの引き上げになるとまたさらに滞納がふえてくるということも十分予想されるわけですけれども、払い切れない人への対応というのを、今の減免制度だけだと不十分な面が出てきてしまうわけです、また額が引き上がってしまうのですから。そういう人たちへの対応というものを考えていかなければならないなというふうに思うのです。それはちょっと考えていっていただきたいと思うのですけれども、私も今ちょっと具体的なものがないのですけれども。

（４）の法定外の繰り入れというものを、町としてやっていってほしいと思うので

すけれども、激変緩和措置、その後法定外の繰り入れをすることも考えているという答弁ですから、ぜひそれを考えていただきたいと思うのですが、町長からちょっと答弁をいただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　現状では考えていません。そのために移行するわけですから、ですからそれを今までと同じような形に、もしみんなやるのだということであれば、何のために移ったのだかわからなくなってしまう。そうならないために方策を練っているわけですので、嵐山町では現状考えておりません。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　町民が困ってしまうということを、町長はそうするとそこには思いは至らないということなのですか。それではまずいでしょう。国保会計だけのことを町長今お考えだと思うのです。そうではないですよ、まずは町民の暮らしが第一位です。町民の暮らしがあって、そこから生み出されることで税金を納められるということになるのですから。それを超えて保険税のことだけを考えてしまったらこれはまずいと思います。町民のことを第一に考えた町政をしていっていただきたいということを私は要望しているのです。いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　町民というより国民のことを考えた中で国とするとこういう方向を出してきて、そして進んできているわけです。何も考えなかったらこんなことなんか起きてこないのです。今より、よりかかりやすいような国保体制をつくるのにはどうしたらいいのだろという、みんなそれを苦労してこの方式に移ってきているわけですので、こうなったらどうなる、こうなったらどうなるではなくて、こうしようと言っているところですから、しっかりご理解をお願いします。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　こういうシミュレーションが出されて、上がってしまうなと、そしたら滞納者もふえてしまうなと、そういうお考えに頭が働かないですか。２方式にしたら５万も上がるということですから、滞納者がふえてしまうなと、そういう考えにならないですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　答えは同じなのですけれども、その３万にしても２万にしても５万にしても、上がるわけです。だから、冒頭言ったように給付と負担なのです。だから、払うものが減ってくれば、こういう状況にはならないのです。前から議員さんの中で話出ていますように2025年問題、団塊の世代が75歳以上になります。2035年になると85歳以上になります。そうすると、医療だけではなくて介護だってそういうことになってくるわけです。それで、どうしたらいいということで、25年問題、35年問題と言っているわけです。それをどうクリアしていくのか。それの原点にあるのは、さっきから言ってますようにソフトランディング、今と大きく変わらないような形でどうにかできないものだろうか。しかし、現実にははっきりどんどん、どんどん掛かりがしていくというのはわかっているわけです。しかし、払うものを払わないでやっていくのにはどうしたらいいのだろうと。そういうことではないですか。ですから、誰に優しくというのではなくて、国民全体に優しくなるような形はないだろうかということで、策を練っているわけではないですか。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　負担と給付で、そこだけ考えていったらそうなってしまうわけです。今までの自民党政治をそのまま認めていったらそうなってしまうのです。前は医療費、事務費含めて45％の国庫負担があったわけですけれども、今は30％台です、たしか。ちょっと最近の正確な数字は覚えてないのですけれども、わかりますか。

〔何事か言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　32だということですから、45％から32に落ちているわけですから、これは大変大きいわけです。それが被保険者の負担になってしまっているわけです。そこが基本的には改めていかないと、ふやしていかないとこれは解決しません。ですが、今国にそんなこと言ったって簡単に直らないでしょう。だったら当面は町でできる範囲のことをやるべきではないですか。それができないというのは、本当に町民見捨てているという、そういうことですよ、町長は。もう払えない町民はそんなの切り捨ててって、そういうふうに言っているのと同じですよ。非常に町長の姿勢として私はまずいというふうに思います。これ以上言ってもだめでしょうから、また同じこと言うのでしょうから、次に進みたいと思います。

図書館の方向性についてです。図書館ビジョンが示されました。

そこで、（１）として、どんなビジョンで運営するのか。

（２）、司書、事務員の人数は変更があるのか。

（３）、指定管理は進めるのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　それでは、質問項目３（１）から（３）につきまして、順次お答えさせていただきます。

初めに、（１）につきましてお答えいたします。図書館ビジョンは、少子高齢化が進み人口減少に突入するなど、大きく時代が変革する中で、図書館が時代の変化に柔軟に対応するための指針として策定したものであります。そして、現状と課題を把握した上で、多様な住民ニーズに応えるべく、「すべての町民にサービスを！」という精神を基本理念として位置づけました。この基本理念を支える方針として、１、いちばん身近な「知識と情報の拠点」となる図書館、２、町民のニーズに応える図書館、３、子どもの読書を推進する図書館、４、郷土の歴史や文化を大切にする図書館、５、町民とともに発展する図書館の５つの方針を設定しました。この基本理念と５つの方針に基づき、具体的な運営に生かしていきたいと考えております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。この図書館ビジョンの策定により、司書や職員数が変更となるものではありません。限られた予算と人員で、よりよい柔軟なサービスを幅広く提供するためにも、職員の資質、能力の向上に努め、ボランティアの育成やサークルの創設等により、基本理念と５つの方針を具体化していきたいと考えております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。指定管理者制度につきましては、平成28年第１回定例会の一般質問で川口議員のご質問に答弁させていただいたとおり、導入を前提とした検討ではなく、よりよい町民サービスを目指す上で、選択肢の一つとして検討してまいりました。したがいまして、指定管理者制度につきましては導入の実態やその可否について、引き続き研究、検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　図書館ビジョンが出されて、私もこれ読みました。その中で５点、今回お答えいただいたわけですけれども、そうですか、わかりました。（１）はとりあえずありませんというか、本当はこの３月13日に筑波大の教授が講演するのですけれども、ちょうど議会で私はそこに出られませんので。何かの機会でどんな講演内容だったのか聞きたいとは思っておりますけれども、ちょっとそれまでは新しいことを提案できませんので。

（２）につきましても、司書、職員数が変更になるということはないということでありますので、なかなか大変ぎりぎりの状態であると思いますけれども、職員の方には頑張ってやっていただきたいと思います。

（３）なのですけれども、指定管理を前提とした検討ではないのだということではありますが、それでもやはり一番は経費の削減ができるかどうかではなかったかと思うのですけれども、現段階まで検討してきてまだ指定管理に進めない、私は進めたいという立場ではないです、指定管理はやめるべきだと思っているのですよ、それでもどこまでの議論過程が今できているのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　では、お答えさせていただきます。

一般的に指定管理者制度の導入につきましては、総予算的なもの、安く民間に移行できるのであればというのが当初のものだったと思いますけれども、先ほど答弁させていただきましたように少子高齢化、人口減、これがどんどん進んでくるという中で、嵐山町の人口も減る、予算も減る中で、今と同じ職員数が確保できるのかといったときに、それが厳しくなったとき、今でさえ非常に厳しい中で図書館以外も含めて、役場の中で皆我々仕事をしているわけですけれども、安くなるから指定管理がいいという問題でもないと思います。同じような額で同じようなサービスができるのであれば、指定管理者制度というのも一つの選択肢と考えます。

現段階で今指定管理を前提とした検討をしていないというのは、果たして指定管理者制度によって今回図書館ビジョンを策定させていただきましたけれども、このビジョン、こういったもの、嵐山の図書館はこういうふうに運営していくのだというものが指定管理者制度でちゃんと引き継がれるのか、そういうことがきちんとできるのかできないのか、町の意思がどのように正確に伝えることができるのか、またプロポー

ザル等で長期の契約、例えば５年という期間を設定します。５年後に違うまた会社が指定管理者制度をとった場合、それまでの嵐山の図書館の進んできたものがきちんと引き継がれるのか、さまざまな問題があるかと思われます。そういったことも踏まえて、今後も町民にとって嵐山町立図書館がどう進んでいくのが一番よいのかという意味で、研究、検討をしていきたいというお答えにさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　指定管理のどうしてもお金の面だけではない、今おっしゃったことをぜひやっていただきたいと思うのです。会社かわれば、今までの方針が変わってしまうということが十分あり得るわけですし、ちょっと興味深いのは、文部科学大臣、2008年ですから９年前です、この方が国会で答弁してるのです。図書館には指定管理者制度はなじまないと。衆議院文部科学委員会、この大臣が指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すことを決議をしてるのです。国会で決議をしているのです、これは。委員会だけでなくて、国会で。文科大臣は先ほど述べたように言っているし、国会でも決議している内容であります。国会で決議しているのですから、大変です。指定管理をあっちでもこっちでもやるようにと片方では言っているのです、国は、ご存じでしょうけれども。そういう中で、なじまないとか弊害についてもよく考慮しろということを言っているのですから、これからやるのでしょうけれども、研究するのでしょうけれども、そのこともぜひ頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

終わります。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時１１分）

平成２９年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

３月７日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第13番議員　　渋　谷　登美子　議員

第10番議員　　清　水　正　之　議員

第12番議員　　安　藤　欣　男　議員

○出席議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　大　野　敏　行　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田　泰夫
書記	新井　浩二

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
中嶋　秀雄	総務課長
青木　務	地域支援課長
山岸　堅護	税務課長
村田　朗	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
山下　次男	長寿生きがい課長
村上　伸二	文化スポーツ課長
植木　弘	環境農政課長
山下　隆志	企業支援課長
菅原　浩行	まちづくり整備課長
深澤　清之	上下水道課長
金井　敏明	会計管理者兼会計課長

小久保　錦一	教育長
藤永　政昭	教育委員会こども課長
植木　弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第１回嵐山町議会定例会第７日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５５分）

◎諸般の報告

○大野敏行議長　ここで、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○大野敏行議長　本日最初の一般質問は、受付番号９番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１のイノシシ対策についてからです。どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、一般質問を行いますが、６項目全て終わりにしたいと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。

まず、１項目めです。イノシシ対策です。この２月12日、イノシシ博士として活躍している仲谷淳さんに、嵐山町十三間沼、千手堂、遠山、杉山城跡をイノシシ生息の視点から見ていただきました。仲谷さんのお話では、嵐山町周辺の埼玉県東部の丘陵地帯は、茨城県内部や千葉県北部とともに日本有数の獣害地域（農業被害と環境被害）、環境被害というのは交通事故などもあわせます、になるのは間違いないということです。

地域的には、遠山は共存地域で、西日本はやりの集落全体をそれなりに囲う対策が有効。その一方で、イノシシの生息を分断化している地域では取り除くのがよい、空白地維持戦略って、排除戦略というのですけれども、イノシシがふえない早い段階で着手するのが大切ということです。

杉山城跡は、イノシシにはよい居住地になる予測です。早い段階で予防策を具体化することで、農業被害だけでなく、横断歩道をイノシシの親子と人間が一緒に渡る、これ九州のほうで実際にあるみたいなのです。イノシシによる交通事故などを防ぐことができます。

（１）として、現状で把握している地区別生息状況。

（２）として、今行っているイノシシ対策と評価。

（３）として、子供たちへのイノシシを含めた野生生物の教育。

（４）として、イノシシの生息の特徴を知る専門家の技術支援を広域連携にする取り組み。

（５）として、イノシシ対策特区への考え方を伺います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、順次お答えを申し上げます。

まず、質問項目１の（１）につきましてお答え申し上げます。町の行っているイノシシ対策は、農業被害に対する有害獣という位置づけでございます。毎年町へ寄せられる被害の届け出、目撃情報などを地図上にプロットしたデータをもとにしました生息状況の予測では、市街化区域を除く町内全域に及んでいると思われます。ちなみに、直近３カ年で申しますと、平成26年度が４件、27年度が28件、今年度は２月末までに47件の情報が寄せられており、急激に生息数が増加しているものと考えております。

次に、（２）につきましてお答え申し上げます。今行っている対策は、３つの方法がございます。１つは、わなや銃器による捕獲でございます。平成27年度までは町の猟友会に委託して、期間と区域を定めた捕獲を行いましたが、この間のイノシシ捕獲はございませんでした。平成28年度は、従来のくくりわなに加えて、イノシシ専用の箱わなを10基購入いたしまして、現在までに13カ所設置をいたしました。

２つ目の方法は、イノシシ専用のイノシシ用の電気柵の設置でございます。町では、予算化している農業者フォローアップ事業の補助金を利用した電気柵設置の実績は、

平成27年度が２件、28年度が１件でございました。

３つ目は、埼玉県の補助事業である里山・平地林再生事業を利用したイノシシのねぐらを排除し、生息域と農地の間に緩衝地帯を設けるための山林除伐や下草刈りでございます。平成28年度には、5.3ヘクタールの面積を実施することができました。

事業の評価でございますが、１つ目の捕獲につきましては、平成28年度までは捕獲実績を上げられませんでしたが、本年度にはくくりわなで５頭、箱わなで３頭の捕獲がございました。このほか、冬季に行われている趣味の狩猟によって、多数の捕獲があったという情報もいただいております。くくりわなによる猟で、猟期内において個人で10頭のイノシシを勝田周辺の町内で捕獲したということです。さらに、29年度からは被害があれば、ほぼ１年を通してわなによる捕獲が実施できるよう計画をいたします。

電気柵は、購入設置の施設のための費用対効果の面で、普及が進んでいないものと考えられます。

里山・平地林再生事業につきましては、現在も実施中でございまして、来年度以降の成果を検証しながら、効果的な実施を推進してまいりたいと考えております。

次に、（３）につきましてお答えいたします。子供たちへの野生生物の教育につきましては、環境教育の立場からはその保護と共存の考え方が基本であろうかと存じます。しかしながら、人為的な原因も含めた自然環境や生活環境の変化により、ますます生態系の変化が進行しており、本来日本列島に生息していなかった外来の生物がこれにかかわり合っていることもあり、一様に動物愛護の原則論だけでは立ち行かなくなっている複雑な現実がございます。

特に農業行政の立場からは、農作物や農地への被害が深刻なものとなっておりまして、有害動物、危険動物という側面もしっかりと教育の中に位置づける必要があろうかと存じます。そうした意味で、現在置かれている状況は、図らずも子供たちに考えていただくよい機会となっていると言えるかもしれません。

次に、（４）につきましてお答えいたします。銃器や各種わなによる捕獲には、それぞれ専門的な知識を習得した上で交付される免許が必要になります。また、埼玉県主催による免許取得者を対象とした技術的な講習も実施されており、もとより専門家でもある猟友会の会員や町職員も参加しております。さらに、町内の農家等を対象に、イノシシの生態や被害の防止、捕獲等の対策についての指導をいただくため、専門家

を招いての講演会も実施をしております。箱わなについては、先ほども申し上げたとおり、10頭のイノシシを捕獲された名人級の方も猟友会におられますので、今後指導をお願いする予定でございます。

広域連携につきましては、平成29年度より小川町と合同の捕獲を４月から５月、そして10月に実施する予定となっております。対象とする地区は、嵐山町遠山地区と小川町下里地区であります。

最後に、（５）につきましてお答えいたします。狩猟免許を有しない者でも捕獲事業に従事できる、いわゆる構造改革特区の制度があることは承知しております。講習修了等の一定の条件を満たせば、主に免許所有者の補助者としての作業の一部を行うことができるというものと承知しております。このうち、わなのセットやとめ刺しといった重要な部分は免許所有者が行うのが原則でありますが、餌まき、あるいは見回りといった、そういった作業の項目については、免許所有者が立ち会わなくともできるとされております。

嵐山町では、埼玉県の示す有害獣捕獲許可基準及び事務取扱要領に基づいて、嵐山町有害獣捕獲許可事務取扱要綱を定めております。この中に有害獣捕獲の実施者に関する項目がありまして、補助者を規定しております。この補助者は、特区の制度とほぼ同様に、町の講習など一定の条件を満たせば、餌まきや見回り等の作業を行うことができるとしております。したがいまして、嵐山町においては現状の制度にて十分対応が可能であるというふうに判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　現状で把握している地区別生息状況なのですけれども、これは市街化区域以外の市街化調整区域はほとんど出ているということですが、多分そうなのだと思うのですけれども、20年後、嵐山町の人口が１万7,170人になるということなのですが、イノシシの頭数というのはどの程度に予測できるか伺いたいと思います。これは町長に伺います。もともと町長に答弁者お願いしているので。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

ご承知のように今議員さんおっしゃるように、イノシシの被害が年々増加、嵐山町

だけでなくて、この近辺で増加をしております。そして、猟友会の会合等が出席をさせていただくと、嵐山町の猟友会だけでなくて、周りの猟友会の人たちも会員が減っていく、それから高齢化が進んでいくということで、いわゆる大物というものに取りかかる人が少なってきている。そういう状況の中で、こういうイノシシ被害が拡大をしております。そして、嵐山町でもイノシシだけでなくてアライグマ、ハクビシン、また鹿というようなものも出ている。

そういう状況の中でどうするということですけれども、今も答弁の中にもありましたけれども、以前から課長答弁していますように、奥山と里山というのが境がなくなってしまった。それと、里山と住まいのおうち等が一緒くたになってしまったような状況なので、そういうような状況も出てくる、地域まで出てきてしまう一つの原因ではないかというのを前々から話をしていたわけですけれども、そういう中で今ずっと答弁の中にありましたけれども、嵐山町で対応を行ってきております。それらの状況が年々成果が出てきているという状況ですけれども、それ以上にイノシシをはじめとして対象になる動物たちがふえてしまう、そういう状況で困っているという状況です。

そして、前半も５つ、６つ質問をいただきましたけれども、それらの中で一番心配しているのが、ふえてきてしまって、子供たちとか地域の中で人的な被害が出てきたら困るないうようなことを考えられます。それから、イノシシではないですけれども、アライグマなんかも家庭の中にすみついてしまう。それと、家庭の周りで金魚だとかメダカだとか、そういうようなものを飼っている水、これを飲みにうちの周りまで来てしまう。それだけ今話に出ている獣類が私どもの近くまで来てしまっていると、こういう状況です。ですので、対策は急がなければいけないということです。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　仲谷さんというの、なかなかいない、イノシシで博士号を取った人なのです。それで、嵐山町では杉山城は恐らくイノシシの遊び場になるだろうということで、タケノコも生えてきますし、ヤマユリもあるので、杉山城は多分これ観光客を呼ぶというふうな状況に今後いかないのではないかなというふうな状況です、というふうな予測があります。

そして、現状で把握している地区別生息状況というふうな形でいくと、市街化調整区域というふうな形になっていますけれども、もう少し細かく、どういうふうな形でやってきているかというのを調査する必要があると思うのですが、現状の調査ですと、

私も見せていただいたのですけれども、これだとどこに来ているかということがわからないですよね。どっから来ているか、そして、ということがあるので、これを今の評価としてはとりあえず何か被害を、箱わなとくくりわなをつくったから、たくさんイノシシがふえてきたわけですよね。

ですから、とれたからそれが成果というふうな形ではなくて、逆に町長がおっしゃったようにイノシシがふえているということですよね。その中でどれだけ早く対策をするかによって、この嵐山町がイノシシと人間がうまく何か生活できていくことになっていくかということ、これ私かなり重要だと思ってやっているのですけれども、その中でメッシュに落として、そして嵐山町の中でもう少しどこの地域にどのぐらい出てきているかというのを把握するための方策というのはあるのでしょうか、伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　ご指摘のように町内全域にわたっております。ただ、基本的なスタンスとして、これ農業被害に基づく対策でございまして、今のところ生息状況についての詳細な調査というものは計画しておりません。ただ、この地図上の分布、被害状況等の、目撃情報等の分布を見ますと、やはり丘陵地帯、背後に深い丘陵、山林部を持っている部分にかなり集中をしているということで、そこにねぐらがあるのだろうということは想像できます。単純にメッシュを組むというよりも、この地勢的な、地形的なものを加味した上での調査が、もしやるとなれば必要になってこようかなというふうに考えております。

いずれにしても、急速に今数をふやしていると。先ほど申しましたように、26、27、28の情報が寄せられる件数だけを見ても、非常に急激にここ１～２年で数をふやしているというのが実態だろうというふうに考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　地域を分けて地形的に調査をしていくって、今必要だと思うのです。それについてなのですが、何しろ杉山城跡はこのままにしておくと、観光地としてはちょっと難しいかな、イノシシの遊び場というのですか、寝場というんですか、忘れてしまった。それになっていく崖みたいなのですか、それがころころ転がる、遊ぶというのですか、遠山地区なんかにはそこに結構あったのですけれども、それと同じような状況になって、ヤマユリがあるということと、タケノコが生えていく

という形になっていくと、杉山城に関してはもう本当に、絶対にそこに入れていかないという空白地帯にしていくというところが、まず嵐山町では観光としてやっていくのならば、それが必要ですよね。

そういったものの地域的なすみ分けが必要なのですが、全町的にそういった形のことを今すぐやっていかないと間に合わないだろうというのが、この仲谷さんのお話だったのですが、いかがでしょうか、町長。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　おっしゃるとおりです。もうこれが行っていると思いますけれども、全町ですね。それで、いろんなもの、山にあるクリだとか柿だとか、いろんなものが全部入って、それが農作物が全部入っているという状況で、まさにもう農業が、やるのやめてしまいたいというような人も出てきてしまうような状況になっているわけです。ですので、もう急がなければいけない。そういうことで担当課とすると、いろんな策を練って、そしてそれでそれなりの成果が出てきているというのが、先ほど話の状況だと思うのです。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、ではそれが調査をした結果、捕獲がされたというふうに思われているということですよね。というふうに町長は考えているということで、私はそうではないのだろうなと思う。生息数がふえているから、捕獲されてきているという形になっているという。イノシシは、１頭から５～６頭子供が生まれるらしいのですけれども、３頭ぐらいは大人になっていくのです。そうすると、１年に２倍から３倍数がふえていくという形なので、ネズミ算よりもちょっと多いのかなと思うのです。くらいの感じです。それを全町的に調査するということをやっていかなくてはいけなくて、それで４月１日から全町的に何か捕獲するような形になっていくって、それで進むということなのですか、その点について伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　何度も申し上げるのですけれども、有害鳥獣捕獲というのは農業被害によって生じた被害に対する対策でございまして、情報の分布図を見ても、例えば将軍沢地区とかには点がないのです。なぜかといいますと、ここはもう恐らく

10年以上前から生息が確認をされているところなのですが、農業被害に直接結びつく情報ということでは町のほうに寄せられないということで、通常にどこにでも日常的に、極端なこと言いますと、イノシシが見られるというような場所からは、被害情報、目撃情報が寄せられないということもございます。ですから、あくまでも全町的に実施するといいましても、農業被害のある場所、その農業被害をいかに防ぐかということで対策を講じているというのが現実でございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、農業被害だけですと、例えば農業被害に遭ったとしても、報告しない人もいますよね。将軍沢は多分いるということで、杉山もいるということなのだけれども、十三間沼も、ここはもう絶対にイノシシの宝庫ですよというくらいあれなのですけれど、農業被害が余りないです。

　そうすると、そういうふうな形でやっていくと、今現状ではイノシシがどういうふうな形で生息しているかということがわからない状況ですよね。それをどういうふうにしてつくっていくかということが、これからの嵐山町の20年後に、高齢化社会で人口が１万7,000よりも多分少なくなっているけれども、イノシシは３倍の勢いでふえていくのを抑えることができるかという境目になってくるのですが、その点に対して町長どのような考え方をお持ちになるか伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今までやってきているものが、嵐山町でどんどん、どんどんふえてきているので、それでわなとか、そういうものにかかる頭数がふえているのか、そういうのもあると思うのです。それともう一つ、答弁でもあれしているように、いろんな仕掛けが進んできている。奥山と里山を分けることをやっていこう。それで、出るところを限られたような形にだんだん絞っていこう。そういう中でわなを仕掛けていこうということがあって成果が上がっているという部分もあると思うのです。

　だけれども、今おっしゃるようにこれから高齢化社会で、いろんな形でどうやったらいいかというのは、本当にこれからの大きな問題というか、現在抱えている大きな問題になってしまっているわけですけれども、現状嵐山町ではこういう状況でやっているわけです。ですので、その状況を係とすると進めていきたいと、こういうことですので、成果を見ていてもらいたい。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そこのとこで言っていてもしようがないので、子供への学習です。これは私が一番、私の近場で被害に遭ったよというのは、直売所の後ろのところの畑を持っている人です。その人が、サツマイモと枝豆を全部食べられたそうです。そうすると、そういうふうなところにも来るということは、すぐそばに子供たちと出会う場所にイノシシがもういらっしゃるというか、出てきている状況です。子供に対して、イノシシに会ったときにどうするか、イノシシの足跡はどういうものか、イノシシのふんはどういうものかということを教育していって、そして子供たちは割と元気のいい子だったら、まだ山なんかで遊ぶかもしれないので、そのときに情報をもらう、そういうふうな形を学校でもやっていくというこれ対策が、教育が必要なのですが、その点についてどういうふうに考えられるか伺います。どうしたらいいかな。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　では、お答えさせていただきます。

現在学校のそういったイノシシ対策につきましては、今年度に入りましても、秋以降にちょっとＢ＆Ｇ付近で出たという目撃情報、またその後には玉ノ岡中学校近辺でやっぱり目撃情報が出たということで、それぞれ学校のほうでもイノシシの対策につきましては、生徒のほうに指導をしているという状況でございます。

指導の内容としましては、刺激を与えないだとか、餌を与えない、危険性のある動物、これはイノシシに限らずですけれども、そういった動物を見かけたときには近寄らず、すぐ連絡をするというようなことをしてくださいということ。また、野生動物、植物でも危険なものがあったりしますので、そういうのをとったり捕まえたりとか、そういうことはしないと。また、野生生物でどっかで死んでいても、鳥インフルエンザにかかっている可能性もあるかもしれないので、そういうものはさわらないだとか、そういった指導というのは、各小中学校ともに今年度に入りましてやっているという話は伺っております。

また、授業的なものでは、中学校では理科の時間に危険な野生生物、外来種についての、そういった学習する機会があるらしくて、そういった中では一応授業の中でもそれなりの教育はしているという話は聞いております。小学校につきましては、特別授業の中ではそういった内容はないようですけれども、先ほど言いましたような注意

喚起、そういったものは指導していますと。また、保護者に対して、イノシシの対応についての保護者に対しての通知等も出しているようでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、次に行きますけれども、子供も含めてイノシシの専門家による生息の特徴をみんなで考えていくというのは必要なのですが、今現在の専門家というのは、どういう方が専門家としていらっしゃるのか。そして、地域的にどういうふうな状況になっているかということがわかるまでの専門家をいらっしゃる、ただ単に猟の仕掛け方とか、そういった形のことを知っていらっしゃる方が専門家として嵐山町で講習をしているのか、どちらか伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　今現在の対策は、急激にふえているイノシシに対して、これをふえないようにするというよりも、むしろ減らしていくための対策をまさに本格的に講じ始めたところということでございまして、箱わなを初めて導入をしたり、それからくくりわなを含めて、29年度以降はほぼ通年実施できるような方策に切りかえていくというようなことで、数を減らすための、捕獲をするための対策を始めているところでございまして、そのための専門家については、一応猟友会ということを考えております。

それから、農家へのいろいろ農業被害ですとか、イノシシの周知については、埼玉県の農林部の職員等をお招きして、実際に講演会等も開かせていただいているところです。議員ご指摘の、ご指摘のといいますか、ご紹介の仲谷先生についても、今後もし生息のあり方とか、そういうものを含めての調査、あるいはそういった指導が必要ということであれば、また仲谷先生にお世話になることもあろうかというふうに考えておりますが、今現状では捕獲を対策として進めているということでございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私、箱わなですか、くくりわなと箱わなの状況というのを一緒に見せていただいたのです。箱わな自体がもう設置が、猟友会の方が設置されたのだと思うのですけれども、これではだめだと。場所自体が悪いということと、それからイノシシというのは人間と同じなのです、段差が嫌いなのだそうです。金物も嫌

いなのだそうです。そういったこと自体がきっちり指導されていって、どこに設置したらいいかという場所です。あと、十三間沼もどこら辺に設置したらたくさん、たくさんというか、割と捕獲しやすいかとかいうふうな形とかあるみたいで、それは猟友会の方は猟が好きな方が中心なのかもしれないのですけれども、箱わなとかくくりわなとはまたちょっと種類が違っていて、どういうふうな、イノシシがどういう性質を持っているかということがわかっていないと、イノシシを捕獲して、そしてどこにすんでいるかって、どういうところにすんでいて、どのようなものを好むかということがわかっていないと無理ですけれども、それは猟友会の方はそこまでご存じでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　くくりわなにつきましては、先ほど申し上げましたように猟友会の会員の方で、もう既に11月から２月の猟期に10頭捕獲されているという方もいらっしゃいまして、そういう方であれば、相当にイノシシの生態にもお詳しいのかなと思います。それから、箱わなにつきましては、昨年の９月から設置を始めたところでございまして、まだ当初に設置した場所から移動させたのはわずかに２件、３件でございますので、これ状況を見ながら、またより効率が上がる場所を選定していくということになろうかと思いますし、その過程でまた箱わなに精通した専門家のご指導もいただくという場面もあろうかと思います。

そう申しましても、このわなの設置、特に箱わなの設置につきましては、被害が頻繁に起こる場所というものを狙って場所に設置をしておりまして、この箱わなを置くことによってイノシシが警戒して耕作地に近づかないと、そういう効果もあるのかなというふうに期待をしているところでございますので、何度も申し上げますように、農業被害とそれに合わせたたわなの設置ということを今現状では進めているということでございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は、杉山城なんかは箱わなを置いておかないと、竹やぶの中か何かに箱わなか何か置いておかないと、多分これは大変なことに、その話だと大変なことになるのだろうなということと、遠山地区を歩いたときには、仲谷さん、全部遠山地区を囲って、遠山の中にイノシシが入ってこないような形というの、囲い

柵というのですか、そういうふうな形をやっていって、そこのところだけは、それは共存というのだそうです。イノシシと人間の共存です。そういうふうに囲いわなを囲うのは。

だけれども、実際に部分的に空白地帯をつくっていくという、空白地帯をたくさんつくっていくというところで、どんなふうな形が嵐山町で必要かということがわかっていらっしゃる方が、多分見ただけで、嵐山町の地形を見て、見ただけでわかる方というのは、どうもそれほど多くはないかなと思うのですけれども、埼玉県ではそのような知見を持っていらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのかご存じでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　承知はしておりません。

しかし、仲谷先生のご指摘のあった杉山城につきましては、今までに杉山城でイノシシが目撃された、あるいはねぐらにしているという情報は一切聞いておりません。しかも、杉山城に関しては里山としての側面も持っておりまして、その里山の整備は非常にきれいに進んでおりまして、むしろ現状ではイノシシの遊び場としても、ねぐらとしてもふさわしくない場所というふうに考えております。むしろ杉山城周辺にある整備の進んでいない荒廃した里山、雑木林というものが、むしろねぐらになっているのかというふうに承知をしているところです。ですから、仲谷先生の見解と私どもが考えている見解とは食い違いもあります。

それから、遠山につきましては、農業被害が遠山からは出てきていないのです、ここ28年度に関しては。そして、捕獲実績はございます。ということは、農業被害があっても届け出ていないということも考えられますけれども、現状では遠山の場合ですと、共存とまで言えないかもしれませんけれども、そういったイノシシと人間の生活活動について、折り合いがついているのかなという見方もできるかと思います。そういう意味では、ご指摘のように専門家のいろいろな見解もいただきながら、今後の対策は進めていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　杉山城は段々があって、こうなっていますよね。そこのとこでころころ遊ぶ、あれ何ていいましたっけ、ちょっと。それはもう最適なところだそうです。一番杉山城は、整備されていたとしても人間と同じで、整備されていると

ころがイノシシは好きなのだそうです。それで、人が逃げるからという、危ないというところではなければ、人間が来て怖い思いをしていなければ、イノシシは来るのだそうです。そして、そういうふうなところなので、今現在植木課長が杉山城にはいないというふうに言われていたとしても、多分ヤマユリを食べに来るということは、タケノコが出てくるわけですから、当然ありますよね。

そして、遠山地区です。私、遠山地区で一緒に歩いていたのですけれども、イノシシのくくりわなを探しているのだけれどもと言ったら、そしたらそこに来た方が、僕のうちはイノシシにヤマユリを全部食べられてしまった。そして、田んぼの横の脇というのですか、あぜのところは全部イノシシのころころ遊ぶ場、ネトバというのでしたか、そういうふうな形になっているというのを何カ所も見せていただいて、だから遠山地区はイノシシ被害があっても出さないということです。杉山城に関しても、玉ノ岡中学で見たということがあったらば、それは出さないということですよね。嵐山町で今環境農政課長が把握しているものと、現実とはかなり違うものになっているということが言えると思うのですが、どうでしょうか。

私は、越畑のほうはどこの山から来るのだろうかというふうに考えたら、やっぱり寄居町のほうから来るのではないかというふうな感じがあります。それから、遠山とかのほうはどこから来るのかというと、小川町の山のほうからやってくるのかなという感じで、それでイノシシは大体道路で分断されるということもあるらしいのですけれども、海も泳ぐそうです。だから、川も渡るのだと思うのです。そうすると、かなりしっかりと広域的にやっていくという形が必要で、今現在小川町と遠山地区での猟銃関係のことをやっていらっしゃるのですけれども、広範囲で比企地域全体といいますか、そういうふうな形で、どういうふうな形にイノシシが生息していて、そしてどこを本当にイノシシが絶対に空白にしなくてはいけない地域、それから何とか共存して、遠山地域は囲ったら何とかなるのではないかという地域で、これどのくらいお金がかかるのかなって思って計算してみましたけれども、１億はかかるかなと思うのですけれども、それは、でも国の補助金で全額支給されるという形がわかってきたのです。

そういったことも含めた研究者という形で本当になってやっていかないと、多分嵐山町も長崎と同じ、横断歩道をショッピングカートを持った女性、私なんかそうなってくると思うのですけれども、カートを持った人とイノシシの親子が一緒に歩く、そ

ういう写真が実際にあるのです。そういうふうな状況にこれ、これからならざるを得ない、なっていく。西日本はそういう状況になっていて、もう被害を防ぐことができない。嵐山町の場合は、まだこれから始まったという状況なので、防ぐことができるという形なのですが、町長は専門家を交えて、本当にイノシシを知っている人は生態を知っていて、どういう日本全体の形になっているかということを含めた、猟友会ではないですよ、日本全体の知識を持っている人に来ていただいて、それを嵐山町や比企地域で講演、講習をして、そして農家の方たちにやっていただくという考え方あるでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　専門家という話ですけれども、先ほどから課長話しているように、結構もう専門家なのです、今やっていただいている人たちが。それで、箱わなって話もありましたし、くくりわなって輪っか、足をすくう、それなんかはここのところを通るとか、もうそれこそピンポイントでなければ入らないわけですから、そういうようなことがやって、ここにも書いてあるように、10頭もとるとかいうようなことって、なかなかできないと思うのです。どういうところ歩いて、どういうふうになるとか。

それで、課長のほうと地域との情報の差があるのではないかって、このところにちょっと今丸つけてみたのですけれども、このオレンジの丸、これ目撃情報なのです。これだけ何か地域で出たぞとか、足跡あるぞというと、これだけ担当課のほうに情報が上がってくるわけです。ですから、担当課としてはかなり実際の動きと情報が入ってくるものと近い状況に現在あるというふうに思います。

それと、専門家を招いてってお話ありましたけれども、現状で成果が全く、頑張って頑張ってやっているのだけれども、何にもだめだよということであればあれですけれども、今実際やってもらっていて、それだけの成果が出てきているというようなこと。それと、一番の根本の生息地と農地のところの境目をしっかりつけていこうということで、年々そういう県の事業をいただいてやっているということですので、もうちょっと様子を見たらどうかなというふうに思ったのですけれども。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　もうちょっと様子を見ている間に、イノシシというのは３倍にふえていくのです。それで、成果が上がっているというのを逆にいえば、くくり

わなの中にかかるくらいイノシシがふえているということなのです。くくりわなは、危険なのは錯誤されるというのですか、犬が入ってきたり、そういうふうな形で。くくりわな自身は、くくりわなは刺しとめというのですか、とめ刺しというのですか、それ非常に危険な状況であるというふうに聞いています。なので、なるべくならばくくりわなは使わないでほしいというのが、野生生物をやっている人たちの、野生生物保護の関係の人たちはそう思っています。

ですけれども、箱わなだとかからないところというのがあるので、急斜地とかそういうところは箱わなが置けないです、大きい物ですから。だから、仕方がないかなというふうに感じていますけれども、くくりわなでとれるからそれができるというのは、そこにくくりわなの、そこに通り道があるということはご存じだということですよね。それ以外に嵐山町全体で、ではどこにというふうな形、例えばそれを勝田の方でした、たしかおっしゃっていたのは。勝田の方だけで、勝田だったらそういうふうなことが、ここだというのがわかるわけですよね。だけれども、では遠山地区だったらどこなの、それから千手堂だったら、どこら辺に置いたらいいのというふうなことまでは、その方は勝田の方だから、勝田の地理に詳しいから、そこのとこでできるということです。

全体トータルとして、どういうふうな形でやっていくか、広域的にやっていかないと多分、嵐山町と小川町は続いていますし、寄居町と嵐山町も続いているから、そういうふうな形でやっていくために、すごく早い段階でやらないと、多分もう千葉県とか栃木県はもう間に合わないのだそうです、実際に。もうお手上げという感じで、イノシシ被害に対しては、お手上げな状況なんだそうです。なので、今やっていかなくてはいけないので、こう言っていて、様子を見ていてくださいという形ではなく、やっていってほしいのです。

それで次、どうでしょうか。そこのことに関して、仲谷さんという人もいますし、それから別にもいらっしゃると思うのです。だけれども、今の猟友会ではない方で、イノシシの生態を持った、しっかり博士号を持って研究をしている方が入ってこないと、ここら辺地域、滑川町もそうですし、ときがわ町も小川町もみんな、鹿もあります。それから、熊も出てきたとか言っていましたけれども、猿も出てきています。ですけれども、ここはとりあえず嵐山町はイノシシという形で専門家を呼んで講演会をしていただくという形はやったほうが、講演って、そして地域を見てもらって、実際にどういうふうなところに出てくるか、何を仕掛けていったらいいのかという形。電

気柵をするべきなのか、全体的にやっていくべきなのか、ちっちゃい畑だったらば、その畑だけは囲っていく。でも、囲っただけだと、結局いろんなところで囲っていくので、地域全体を囲うのと違って、３倍ぐらいの経費がかかるのだそうです。

そういうふうな形のものを考えていかないと、嵐山町は本当に道路を一緒にイノシシと歩く、自動車が運転していたら、イノシシにぶつかりそうになって、自動車が子供たちの列に行って交通事故を起こす。そういうのを環境被害というのですけれども、そういった事態になりかねない状況に今なっているということをお話ししているのですけれども、いや、ちょっと待ってくださいでいいですか。町長、伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　現状おっしゃるとおりなのです。それで、専門家の意見をということですけれども、今やっている、本当に熟練といいますか、状況がわかっている人たちがいろんな情報を交換をしながら、そして行政のほうに、こういうものを用意をしなさいよという話をやって、それと県等の情報も入れながら嵐山町でやっていて、頭数がとれてきているわけです、現状、今。とれていないのではなくて、とれているのですよ、これ。

それで、そういうことを進めてきているのです。県も協力をしていただいて、すみかと農地と境をしっかりつけていこうと。そして、そこのところで動くところがわかってきたら、そこのところでピンポイントでも、もうこれだけ成果が上がっているわけですから。ですから、幾らやってもどうしようもない、何やってもできない、成果が出ないよということであるとしたら、具体的にあれかもしれないですけれども、今みんながやっていただいている状況で成果が出ている、こういう状況ですから、周りの状況で。ですから、その人たちを信用して信頼をしてお願いをして、当面ちょっとやっていただくというのはいかがでしょうかね。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ずっと言っているとおり、猟友会の方たちは地域の状況というのをご存じだと思うのです。ですけれども、嵐山町全体、比企広域全体で、丘陵地帯でイノシシがどう動いているかということ。そして、どこを押さえていかなくてはいけないか、これは本当に１年間に３倍ふえていくわけですから、ちょっと前が３頭で、その次が48頭でしたっけ、２年後、今年ですか。そういうふうな形で、イノシ

シ自体もふえていくという状況で、人間が高齢化しているのに合わせるに反比例です。反比例でイノシシがふえているわけだから、今の状況でやっていかなくてはいけないと思うのですが、仲谷さんという方は、嵐山町がもし来てください、そして地域の方たちとそれを一緒に話をしていきます。それから、若い人たちも一緒に含めてやっていきますよというときには協力しますよと言ってくださっているのですが、町長はいかがでしょう。

そういうふうな形で、嵐山町や小川町、それからときがわ町、寄居町の人も、自分ちの畑にはしょっちゅうイノシシが出てきて困るのだという話をしていました。そういうふうな形全体合わせていて、そういった一度地域的に見ていただくというふうな形はできないでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　猟友会の人たち、ここにいろんな形で、それぞれの町、村でかかわっていただいている人たちが情報の交換をしているその多さというのをびっくりするぐらいなのです。鳩山町でこういうふうに鹿がいて、こうなった、ああなった。越生町でこうだった。これ、ときがわ町にこうした。そうすると、こっちのところの鹿がいなくなったと思ったら、こっちにどうだとか、横瀬町でどうだとかいうようなことというのは、もう本当に情報をしっかりみんな連携を、連携というか、何ていうんでしょうね、そういう情報をとり合っているのです。

ですから、嵐山町の猟友会の人は嵐山町だけ見ているのでなくて、そういう情報が入っている中でどうだということなのです。横瀬町の鹿の被害がこういう状況で、皮みんなむかれてしまって。いや、そこのところに今度イノシシが入ってきてどうだとか。そうすると、その鹿がどこへ移っているようだとかいうような情報というのは、本当にびっくりするぐらい連絡をとり合ってやってくれているのだなというふうに思っていますので、今一生懸命やっていただいている人たちに、もうちょっと様子を見て、お願いをしてあったらどうかなというふうに先ほどからお話をしているとおりです。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　航空地図か何か、あるいは全体の中で、ここに鹿が出てきている、ここにイノシシが出てきている、そういうふうな情報共有が、例えばウエブ

上にででもありましたら、そういうふうなことを私も言えるかなと思うのですけれども、今現在口コミですよね。口コミの中でやっていって、それがしっかりした検証になっていますか。その検証ができていないところで猟友会の方を、それはもちろん猟友会の方たちがすごく一生懸命なさってくださっていること、それは尊重して、その上でさらにどういうふうな形でやっていくのがいいかという、学術的な支援をお願いしたらいかがですかというふうに言っているのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　ご指摘のとおり今猟の専門家にお願いをしているところです。ひとつ確認をさせていただきたいと思うのですけれども、27年度までは成果が上がっておりませんでした。この一番の原因は何かというのを分析しておりまして、その原因というのは、恐らく有害鳥獣捕獲を全町的に実施できなかったというのがあるかと思います。これは、通常の猟期に銃猟の禁止の区域というのが、規制の区域がございます。その区域では、今までは有害鳥獣捕獲も控えておりました。実施を控えておりました。そうすると、イノシシあるいは有害鳥獣は、猟ができない区域に逃げ込むということがわかってまいりました。

ですから、実施ができない区域での被害が頻発するようになってきたということの反省から、28年度は捕獲できる区域を広げてまいりました。これは通常の11月から２月、３月までの猟期に実施ができるという区域と、それから有害鳥獣捕獲ができるという区域は、本来別の考え方でございますので、有害鳥獣捕獲については全町的に実施できるように改めました。その結果で大きな成果が上がってきているのかというふうに考えております。

議員ご指摘のように、対策がおくれているのではないかというご指摘ありますけれども、決しておくれているとは考えておりません。むしろ基本的に対策については積極的に取り組んでいるというところでございまして、年々反省の上に新たな方法を考えながら、着実に実績を上げているというのが今現状かなというふうに認識をしております。ただ、それでも今後さらにイノシシあるいは鹿というものがふえてくるという心配がございますので、ご指摘のように専門家の意見が必要なときには、専門家を招聘して、いろいろご指導をいただくということになろうかというふうに考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　多分私の認識と全く違うと思うのです。私、一緒に歩いてみて、これはかなり深刻な問題であるなということと、西日本がどういうふうな形で、「猪変」という本があるのですけれども、それを読むとやっぱり相当深刻です、イノシシ。それを見ていて、それで通常の状況ではない、高齢化社会になってきて、そして猟友会の方もどんどん、どんどん減っています。平成10年が4,000人ぐらいいたのが、今2,800人かとか、1,800人とか、埼玉県内でそういうふうな状況になっていることも確かです。

その中でやっていくわけですから、やっぱり広く効果的にやっていかないといけない。そういうふうなことを考えていて、猟友会の方たちにお願いしながら、なおかつ一緒に効果的なやり方をやっていくということが今後のポイントになってくると思うのですが、それは必要があればということなのか、今必要があるときに、必要になったときには、もう全てイノシシ様が嵐山町を歩いているという状況になっていると思うのですが、その点について今の段階だったらまだ間に合うのではないかというふうに言われているときに、もう少し待ってみてはというのはどうなのですか。普通の専門家が、ごくごくイノシシで博士号を取って日本中を歩いている人がそう言っているときに、嵐山町はもうちょっと様子を見てというのでは間に合わないような気がするのですけれども、いかがですか、町長。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　たびたび同じ答弁になりますけれども、一生懸命取り組んでいただいている人がいるのです。それで成果が出てきているのです。それで、それではだめなので、また違ったやり方で、あるいはほかの先生方を呼んで、それでこういう形をまた改めて嵐山町やりますといったときに、今一生懸命やってくださっている人たちはどういう感じを持つかということです。

嵐山町だけでなくて周りのところ、今言ったようにいろんな形で連携をとりながらやっていただいているわけです。そして、そういう人たちが、ここのところではどうだ、あそこではどうだということで。それで、誰もが人口が減っていって、高齢化がこれだけどんどん進んでいって、これから大変だなというのはみんな思いながらも、そういうことをやっていただいている。そして、その中で一つこれだけはしっかり、

もうあれ過ぎてしまってきたからだめなのだから、すむところと農地と、そしてねぐらを近くのところにつくらないようにしようよ、そういう取り組みも長いスパンですけれども、毎年毎年計画を立ててやってきている。

それで、去年だったのですけれども、こういうオオカミフォーラムというのがありまして、もう嵐山町で、この辺だけではなくて、日本中こういうような状況になってしまっているので、オオカミというのを放したらどうだろうという、日本オオカミ協会というのがあるの知らなかったのですけれども、こういうのも、オオカミ協会というのがあって、それでこの講習会がありました。大勢の参加者がいました。そして、ドイツではこういうことをやって、オオカミを放して、そしたら１年目がどう、これがどう、何年たってどうというような報告もありました。それぐらい全国的に困っている状況にはあるわけですけれども、嵐山町では今一生懸命やっていただいている人たちがいるので、成果も出ているので、もう少し様子を見ていったらどうでしょうか。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　言ってもしようがないのだけれども、猟友会の人を尊重しながら、それで嵐山町全体の中で野生生物、イノシシをどういうふうにして対応をつくっていったらいいかという計画をつくらなくてはいけないです。それを言っていて、それに対して、猟友会の人たちが一生懸命やってきてくれているから、そこのところはそれで間に合うでしょう。その人たちをプライドを傷つけるから、そんなことはできませんよというのが町長の答弁です。でも、そしたら人間とイノシシは、イノシシのほうがこれ勝ってしまいますよね。そういうふうなことを言っているので、では次行きますけれども、特区ですよ。

特区に関して言えば、特区では、見せていただきましたけれども、特区はやらないということでした。それはなぜかというと、猟師さんが個人でできるからということです。今要綱を改正して、２月に改正して、ちょっとどこにやったかあれなのですけれども、それってでも、地域でそしたら、ここで困っているという人たちがいますよね。猟をしていらっしゃる方は、手伝う方がいる。だけれども、地域で困っている人たちのところには、そこは入っていかないです。特区全体でやっていくというのは、嵐山町を特区にしていくということと、今の要綱とは違います。その要綱の問題を、要綱でやっていくというのが町長の考え方です。

ですけれども、そうではなくて、嵐山町全体でどういうふうな形でイノシシの対策

をしていくかということが、イノシシ特区なのです。それを間違えているから、町長もそういうふうな答弁しかしないし、嵐山町全体でイノシシと人間がどうやって生きていくか、そういうことです。それをどうやって考えていくかというと、猟友会、猟友会だけですよ。それも、特区を持っているから、特区ではなくて、その猟友会の猟師さんが免許を持っているからということですけれども、それだと猟師さんオンリーになっていって、今農協とかそういうふうな団体、法人等で猟師さんも、その中に入っていますけれども、免許を持っている方です。では、その人たちが高齢化で亡くなっていく、もう動けなくなっていきますよ。そのときにどうするのですかということを伺いたいのですが。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　まず、嵐山中を特区にというようなご指摘だったかと思いますが、既に28年度途中から、あるいは29年度に関しては、実施しない区域を設けない、制約を設けずに全町的に有害鳥獣捕獲をやっていくという方向で計画をしておりますので、特区を設ける必要がまずないだろうと。

それから、今猟の免許を持っている方が徐々に減っていくだろう、高齢化して減っていくだろうということでございますが、特区を設けても、やはりわなを仕掛けたり、とめ刺しをしたりというのは、その免許を持っている方しかできないわけなのです。その補助者を設けることできますけれども、肝心な部分については免許を持っている方が実施すると。その実施する方の補助として、一緒に作業ができるということでございますので、最初にお答え申し上げたとおり、嵐山町では現行の制度で十分にやっていけるというふうに考えておるとこでございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ちょっと時間が過ぎてしまったのですけれども、町長と環境農政課長の考え方って、非常に将来が嵐山町にとってバラ色ではないです。灰色になってきます。イノシシにとっては、バラ色になってきますけれども。

そういうふうな形で認識を改めていただきたいのですけれども、今の要綱だと多分地域の方は、補助者というのはなかなか難しいかなと思うのですけれども、例えば勝田の人だったらば、その補助者はできるけれども、地域的にはそれはできないですよね。そういうことです。それは、もう一度、再度、次のときにでも、もう一回一般質

問しますけれども、次に移ります。

○大野敏行議長　そうしましたら、ここで暫時休憩をいたします。

再開時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５８分

再　　開　午前１１時０９分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問事項２の公文書保存についてです。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　現存する公文書や写真類のアーカイブ化についての考え方を伺います。

○大野敏行議長　それでは答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　第１回目の答弁につきましては、私のほうからさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在の公文書等の保存については、年限を定めて保存書庫へ保存しております。このうち永久保存の公文書は、今後も増加することが明らかであり、現在の庁舎に移転してから既に20年が経過していることから、書庫等も収納が満杯になってきている状況にございます。今後、永久保存文書をこのまま現在の保存方法で対応していくことは困難になってまいります。このため今後の課題として、保存場所や保存方法の検討が必要であると認識しております。また、議員ご質問のアーカイブ化につきましては、デジタル化、マイクロフィルム化などについても、ともに検討してまいりたいと考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この問題につきましては、私は議会報で50周年記念号出そうと思いまして、決算書を探していったのです。昭和13年ぐらいからあったのですか。それで、決算額が2,000万ぐらいのところから始まったのですけれども、それが実にぼろぼろで薄紙で、ちょっと見てても怖いなという感じのことがありました。それは、もう段ボールに入ってぽんと置いてあるわけですけれども。

それと、あと志賀小学校、玉ノ岡中学校、それから菅谷小、当時の写真、嵐山町立

幼稚園の写真を探そうと思ったのですけれども、嵐山町でちゃんとした保存がないのです。デジタル化という形で、ｗｅｂ博物誌の中にはあったのですけれども、基本的に嵐山町の写真として、そういったものが保存されていないのです。だから、菅谷小は何かみんな字形を書いているのが何とかあったのですけれども、玉ノ岡も志賀小も嵐山町立幼稚園もなかった。

そういう状況というのはまずいなと思っていまして、そして嵐山町町歌というのをつくっているはずですから、それも多分どっかに音声として残っていなくてはいけない。そういったものがないのです。町制50周年、いろいろな事業をしますけれども、これを今やっておかないと、しっかりしたアーカイブ化してというのが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　議員さんおっしゃるとおり、50周年というのは今までの50周年経過と、これから先の50年、100年というのがある。その１年目になるわけですから、まさにそういうのを考えていくときだと思うのです。このとき、ですので、そういうようなものもどうしていったらいいのかなというふうに考えなければいけないと思うのです。今おっしゃった決算書類、それから古い学校のどうとかという、そういう古い書類、記録文書、こういうものはそのまま移らない、動かないですから、そのまま残っていくものだと思うのです、あれば。そのまま発展もしないし、減りもしない。そのまま行く。

もう一つあるのが、いろんなものが、例えば学校でも、志賀小学校だとか七郷小学校というと、七郷小学校に関連するもの、いろんなものがある。それを１つに集約をして、あるいは１つにもっと縮めてまとめていく、これもアーカイブ化だと思うのです。ですから、そういういろんなものを50周年の記念のときにどうしたらいいのかというのが第一歩で考えていく、まさにおっしゃるとおりではないかなというふうに思いますけれども。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　実はヌエックで去年の11月、これ11月の下旬から12月にかけて、アーカイブ講習というのやっていたのです。そういうのを嵐山町では、すぐそばなので、そこに行くか、あるいは博物誌の編さん、現在やっていた人にやっていた

だくかして、補修していかなくてはいけないです、普通に紙類は。それから写真はという形で、ウエブ化する必要はないかもしれないけれども、しっかりした資料室として、ある程度保存していくというふうに、担当あるいは予算をつけていかないと、これは早急にやらなくてはいけないことの一つだなと思うのですが、いかがでしょう。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　課長答弁でも話をさせていただいたわけですけれども、毎日毎日というか、もう年々再々残すべき資料というのはどんどん残っていく。それで、しかもそれが紙ベースですので、破けたりということもあるでしょうし、こすれたり、そういうものをしっかりそのまま残していく。そして、量がふえるわけですから、それをどう減らしていくのか、そういう形で保存ができないかということは、先ほども言ったようにこれからの50周年、考えていく一番の大きなあれだと思います。

それから、ヌエックの話出ました。ヌエックでもアーカイブ化、いろんなものをそういう形でやっているわけですので、嵐山町がこれから取り組んでいくのに、ちょっとやったことないから専門家に頼んでという部分もあるかと思うのですけれども、その前にそういう近くのところの教育機関でやっているわけですので、職員がいろんな形でご指導をいただいて、ある程度の部分というのを理解をした上で、もしそれ以上どうしようもないやということであれば、専門家に行っていることがあるかもしれないですけれども、そこの部分まではやっぱりこれから、この第一歩のところでやっていく必要があるのではないかなというふうに、職員でできる部分のところだけはというふうに思います。

それで、今言った記録で、このまま残せばいいものと、それでそれはなかなか量を少なくというわけには、ＩＴ化の部分で少なくなるかもしれませんけれども、そうではない、文化遺産的なもののあれを残していくということになると、それをどこまでやって、どこをちょん切って、どうやったらいいのだというのも、これ非常に難しい問題があると思うのですけれども、そういうようなところの線引きというのなんかは、ヌエックのほうではどういうふうな判断をしているのかというのは、やっぱり職員が直接教えていただかないと、それを持っていかないと、嵐山町の役場の財産として持っていかないと、これから先もできないと思いますので、そういうものもあわせてやっぱり考えて、この時期に考えるべきだというふうに思っています。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、ぜひプロジェクトチームなり、何なりをつくっていただいて検討していただきたいと思います。

次に行きます。次は、今後のＩＣＴ活用についてです。

１として、行政でのペーパーレス化の取り組み。

２として、災害対策として被害状況把握、町民と行政との情報共有について。

３番として、福祉政策として弱者への対応。

４として、民生委員、区長のＩＣＴの活用による地域把握と情報共有について伺います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、（１）につきましてお答えいたします。

役場庁舎内における主なペーパーレス化の取り組みの一つとしましては、組織内のコンピューターネットワークを活用した情報共有のためのシステムであるグループウエアの活用が代表的なものです。現在役場庁舎と出先機関、小中学校、幼稚園の全ての職員間で活用しており、職員間の情報のやりとりなど、グループウエア導入前に比べると、ペーパーレス化が図られております。

次に、（２）につきましてお答えいたします。嵐山町における災害時のＩＣＴ活用による住民と行政との情報共有につきましては、埼玉県災害オペレーション支援システム、ヤフージャパンとの災害協定、あんしんメールサービス、公式ツイッターを活用して、主に町からの情報を提供しているところであります。ご質問の被害状況の把握につきましては、従来の方法によるものが主流となっておりますが、ＩＣＴ技術を活用した事例もございますので、研究してまいりたいと考えております。

（３）につきましてお答えいたします。福祉施策としての弱者対応につきましては、国では高齢者、障害者を含めた誰もがＩＣＴを利用しやすい環境の整備、高齢者・障害者の情報のバリアフリー化に取り組んでおります。比企管内では、障害の種類にかかわらず東松山就労支援センターにおいて、ＩＣＴを活用した就労支援を実施しておりますし、ＩＣＴを活用した医療・介護現場のニーズに対応するため、比企医師会が主体となってＳＮＳを使った情報共有の取り組みも始まっています。

しかしながら、障害をお持ちの方々にはＩＣＴ端末を所持していない、あるいは所

持していても利用の仕方がわからない場合も想定されますので、障害をお持ちの方等へ、ＩＣＴを通じてどのように社会参加につなげていけるか、今後検討していきたいと考えております。

（４）についてお答えいたします。　現在民生委員や区長におかれましては、あんしんメールにご登録をいただき、防犯等の情報について共有を図っているところであります。特に犯罪情報については、小川警察署、区長会及び嵐山町の３者により、嵐山町犯罪情報の住民提供等に関する協定書を平成28年３月22日に締結し、情報の共有を行っているところです。また、地域包括支援センターでは、支え合いマップを随時更新するなど、民生委員や区長、防災会長とともに、要援護者の把握を行っているところです。さらに、嵐山町高齢者等見守り活動、通称「ミマモリ」を行い、さまざまな事業者等とも連携を行っているところです。ＩＣＴ技術は日進月歩です。大変厳しい財政状況でありますが、その使い勝手や費用対効果を十分勘案し、今後導入できるものについては取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　行政でのペーパーレス化への取り組みというのは、嵐山町の議会でペーパーレス化を考えているわけです。アイパッドの導入という形を考えていて、そうすると行政のほうの取り組みと、ほぼ同じぐらいになっていかないといけないわけなのですけれども、特に今見ていますと、議会の文書の配付というの、とても厳しい状況になっています、職員間で。そして、それを町長たち、課長さんたちがペーパーレス化にならないと、ここで、議案がそういうふうな形に進まないと、議会もなかなか進みにくいので、その点についてどのように、議会レベルにペーパーレス化を合わせることができるかということをお伺いします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　紙の消費枚数というのを調査していただきました。これ昨年に比べますと20％増、枚数にすると200万枚、金額では140万というふうなデータが出てまいりました。ペーパーレス化をどう図っていくか、これは避けて通れない課題だというふうに思います。会議も、この28年度というのは非常に計画づくりにかかわる会議、それから資料の配付、大変な量を用意をし、そして各委員さんに配付をしたのだとい

うふうに思います。これが大きく消費枚数がふえた理由だと思いますけれども、このペーパーレス化、どう進めていったらいいか、これ執行部側も真剣に検討していかなければならない大きな課題であろうというふうに考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、真剣に検討していただいて、嵐山町議会自体もペーパーレス化が進むように、行政側もペーパーレス化が進むようにお願いしたいと思います。

次に行きます。災害対策ですけれども、私が一番、３年前の雪の情報のときですか、秩父市、それから和光市、本庄市、これは首長さんがフェイスブックをやっているので、そこにどんどん上がってくるのですよ。雪の情報自体がわかってくるというのが、これとても有意義だったなと思って。嵐山町でも、私自身はフェイスブックをやっているので、鎌形の人、それから大蔵のほう、それから駅前、そういったのが情報が来るのです。そういうふうな形の被害対策としての情報共有というのは、とても必要だと思うのです。職員が来れないときに、駅前の状況がどうなっているか、そういったことを考えるための情報の共有化ということで、被害のメール配信以外にも住民の方からいただくと、写真です。それいただけるという形をとっていただきたいのですが、いかがでしょう。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　今議員さんからご指摘をいただいた部分が、これから大変重要になるし、嵐山町でも立ちおくれている部分というふうに思っています。いかにＳＮＳを使って、仮に消防団員が、例えば都幾川の水位の状況、被災しそうな現状を刻々とタブレットなりスマホで町に寄せていただき、対策本部ができていれば、スピーディーな対応、的確な対応を、そこと連絡をとってやれると。

東日本でも熊本でも、このＳＮＳが大いに活躍をしたというふうな情報も得ていまして、担当課も研究をしておりますけれども、まだ現状ではそこまで至っていないということでございまして、今これも早急に嵐山町として取り組まなければならない課題であろうというふうに考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　３と４に関しては一応、私は福祉政策としても、全盲の方

が実はパソコンを使っているとか、そういうことがあるので、嵐山町では議会報でも視覚障害の方にどういうふうにして伝えたらいいのかということがわからなくて、そこが問題になっているのですけれども、そういったことへの対応というのは、これからやっていかなくてはいけないと思うのですね。それについてはどのようにお考えになるか伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　福祉分野のＩＣＴの活用は、厚労省も総務省も国として取り組みが今始まったところというふうなことでございまして、市町村が取り組むのにはちょっと時間がかかるのかなというふうに思っています。

今、タブレットにしてもスマホにしても、障害者や高齢者がどのように取り扱っていくかというところも課題であろうし、この分野がどう進展してくるかも、我々もアンテナを高くして様子をうかがっているというふうな状況でございまして、少し時間をいただいて研究をさせていただければというふうに思います。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　民生委員のほうとかの見守り活動ではＩＣＴが使われる、ＳＮＳが使われているということですけれども、区長さんに関して言いますと、区長さん、ここの道路がおかしいよというふうなところなんかありますよね。そういうのをぱっと写真に撮って送れるというふうな形の使い方とかがあったほうが、区長さんとしてはとても楽なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　全くおっしゃるとおりでございまして、町の官庁速報というのを購読をしているのですが、アプリを使った情報提供、それから町側からの、例えば子育てをなさっている方々への一斉情報提供、相互通行のできるアプリ、そういったものも開発をされているようでございまして、今区長さんから、例えば道路が崩壊をしているとか、あるいはこういう地域で問題があるとか、写真つきで情報を寄せていただくには非常に有効でございまして、この分野についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、次に行きます。

広域行政での住民サービスの対応についてです。一部事務組合の住民サービスのあり方で、比企広域組合では新計画で火葬炉は建設するが、葬祭に係る施設は財政上新築しないというテレビ報道がありました。一方、埼玉中部資源循環組合では、利用者予測が不明な足湯、温水プール、直売所が予定されている。これは、もう既に環境アセスメントでやっていますので、住民の要望と将来的負担について、広域行政の副管理者としての立ち位置を伺います。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　質問の４番についてお答えをさせていただきます。

比企広域市町村圏組合の副管理者の職務は、比企広域市町村圏組合規約第12条第２項に、「副管理者は、管理者を補佐をし、管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序によりその職務を代理する」とあります。この規約のとおり、私としては副管理者としての責務の重さを認識をしながら管理者を補佐をし、あくまで比企広域全体の発展を真摯に考え、常に会議に臨んでおりますし、言うべきことは常に発言をしております。

一般的に人口減少社会にあっては財政は縮小し、施設については効率的な運営が必須でありまして、共同利用や広域化は避けて通れないものでございます。先ほど申し上げましたけれども、広域行政にあっては地域全体の発展を考え、これからも副管理者としての職務を遂行していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、今回の葬祭場に関してはテレビ報道もあったためか変わりました。テレビ報道がないと変わらないのですか。今回の広域行政に関して、埼玉中部資源循環組合では、利用者予測が不明です、足湯、温水プール、直売所。それなのに、それを財政負担として持ってくるわけです。それは、しっかりもう位置づけてあるわけです。それについて嵐山町の人たちは、この温水プールも直売所も足湯も多分使わないと思うのです。嵐山町の人たちがそれを財政負担していくということに関して、副管理者としてどういうふうにお考えになるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをしたとおり、嵐山町の町長として副管理者にお世話になっておりますので、嵐山町の町民の一番に幸せを考えた上での行動をとっていきたい。そして、答弁したように地域全体、広域行政にあっては地域全体のことを考えた副管理者としての責任を全うしたいということでございます。それで、先ほど細かいというか、個別のあれがありましたけれども、広域斎場、そして今度の向こうの建設予定をしているものについても、基本的にそういう考え方のもとで意見を述べさせていただきたいし、嵐山町を代表して出席をしていくということでございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　最近の議事録は読んでいないのですけれども、町長が温水プールや足湯や直売所に関して、どのぐらいの予測があるのかというのは、質問しているところは見たことないですよ、職員の人も。そういうふうなことについてはどうなのですかと言うと、全く今までも、前回の答弁です。前回の答弁では、それは吉見町中部自然保全組合のところですか、保全組合のところでやっていたことで、中部環境保全組合ではやっていないので、嵐山町ではどういうふうなことになるか予測はつかないという答弁だったと思うのです。

そうすると、嵐山町長としての中部自然保全組合の管理者とはちょっと違いますよね。そこのところは、嵐山町の人はどういうふうになっていくかというふうな予測というのは、どこで調査するのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今お話をしたとおりでございまして、嵐山町町民の福祉の向上、これが大原則で、何を発言するのも、これをベースに置いて発言をさせていただいております。そして、斎場の話もちょっと出ましたけれども、斎場の中にあっては、今ある施設を使ったらいいのか、使わなかったらいいのか、あるいはそこのところを使う、使ってくださいという意見が多いという話も聞いていますし、そうでない話も聞いている。そして、いろんな意見がある中で、嵐山町としてはこれから人口が減っていく中で、何としても歳入を考えなければいけない。そういう中で、今ある施設を使っていくだけで、そして大きな投資をしなくて済む状況の中で、さっきも言いましたよう

な金額が確保していけるということですので、嵐山町ではそこのところにくみしたと、そういうことをとっていただきたいという、比企広域の中ではそういう話をいたしました。

それと同じような感じで向こうの中部にあっても、そういうような状況にあって、発言する機会が、そういう状況が出てきたら、町民福祉の向上をベースに置いて考えていきたいというふうに考えています。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、嵐山町の町民福祉の向上をベースにしたときに、果たして温水プール、足湯、直売所というものが、吉見町の中にあるものが、吉見町につくろうとしているものが必要なのかどうか。これがなければ、３ヘクタールは減るわけです。５ヘクタールの敷地の中の、２ヘクタール、３ヘクタールはなくなっていく。そうですよね。そして、その中に全く違うバイオガスのエネルギー、バイオガス化のものもつくれたかもしれない。そういうふうなことですよね。それについて、今後町民の福祉の向上をベースにして、副管理者として発言していただきたいので、それについてはどうでしょうか。再度伺いますけれども、中部自然保全組合においても、町民福祉を前提として嵐山町は発言していく、そういうふうな町民福祉というのは財政問題です。財政問題を前提として、それを発言していくということを約束していただけますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　まさにおっしゃるとおり、町民福祉の向上を中心にといいますか、それはベースですので、その考え方で進めていく。そして、前から話しておりますように、焼却場をそこのところにつくっていただくと。つくらないと町民福祉の向上につながらないわけですので、今の状況のところでやっているのでは、いつまで続くかわからないというような状況ありますので、新しいところの場所をつくって、そしてこれから英知を結集をしてすばらしい施設をつくっていく。その中の入るものはどういうものをつくっていくのか。そして、そこのところにできるものについては、町民の皆さんも活用しやすいような状況で活用をしていただく。嵐山町にはないわけですけれども、そちらのほうに行って活用していただくとかいうことになると思いますけれども、そういうことで総体的に町民福祉の向上に資するという方向をとっていきたい

と考えています。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　なかなか難しいです、広域になったら公正さと公平さと、そして財政負担と。そこのところをしっかり見て、公正さというの、一番必要です、自治体だから。そこのところを進めてください。

次、行きます。太陽光パネルによる発電量の把握についてです。町内での太陽光パネルの設置者は年々ふえていますが、発電量を知ることが現状では難しいのです。そのため、10キロワット以上のパネル設置については、固定資産税の減価償却税を課税することができて、発電量をある程度把握できることができると思います。それで、以下を伺います。

現状での太陽光パネル10キロワット以上の課税状況。それから、それに関して無申告者についての対応を伺います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　質問項目５の（１）についてお答えを申し上げます。

太陽光発電設備につきましては、固定資産税の課税対象となります。また、償却資産の所有者は、毎年１月１日現在の償却資産について、その種類、数量、取得時期、耐用年数、取得価格等を１月31日までに申告しなければならないこととなっております。しかし、償却資産の申告書につきましては、太陽光発電設備の発電力等の記載を要しませんので、固定資産税の課税上からは設備の発電出力を把握することはできない状況でございます。

質問項目５の（２）についてお答えを申し上げます。質問項目（１）でお答え申し上げましたとおり、償却資産の所有者は毎年１月31日までに申告書を提出しなければなりません。このため、毎年500件を超える申告書を提出いただいております。申告いただけない場合については、文書あるいは電話等により申告いただくよう、ご連絡させていただいている状況でございます。しかし、太陽光発電設備につきましては、このような対応をした実績は現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　10キロワット以上の段階でワット数は出ないということで

すけれども、発電量は出ないということですけれども、実際にどの程度申告があるのか伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　申告件数でございますが、償却資産の申告につきましては、１品ごとに申告していただいているケースと、合計ということで全体の価格を申告いただいているケースがございます。この申告件数で申し上げますと、１品で申告いただいている件数が、28年度課税ベースで208件でございます。合計で申告をいただいている件数が314件でございます。１品で申告していただいてあれば、その償却資産が太陽光発電の設備だということが確認できるわけでございます。それをデータとして取り出して検索をかけました。その結果、申告いただいている件数が17件でございます。

しかしながら、合計の申告をいただいている方については、１品ごとのものが確認できない部分もございますので、全体として太陽光発電設備の申告件数が何件あるかということが、今のとこちょっと把握できない状況でございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　あと５分になっているので、あれなのですけれども、何とか太陽光発電設備で10キロワット以上になったら、とりあえずは課税できるわけですから、それを把握する方法というのはあるのでしょうか。

○大野敏行議長　渋谷議員に申し上げます。一般質問時間５分前です。

答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　今回渋谷議員からこの一般質問をいただきまして、これを契機といたしまして、太陽光発電設備については、建物に附属しているものはなかなか現地を確認しても見つけにくいということがあるかと思いますけれども、直接土地に設置されているようなものについては、毎年土地の状況等も確認に全町的に見て回っているという状況もありますので、そういった中から太陽光発電設備の設置がされている部分について発見できた場合は、土地の所有者等から事業者等を確定するように、そういう手順を踏んで今後は課税漏れ、賦課できていない部分、そういったものを把握して課税できるように、できる限り対応してまいりたいと考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございます。

次に進みます。嵐山町のごみ対策についてで、埼玉中部資源循環組合でのごみ焼却は課題が解決できないので、反対の立場で質問をします。

１の埼玉中部資源循環組合へのごみ収集運搬手続についての進捗ですけれども、これは昨日の答弁を、川口議員の答弁を聞いていて、余りだなと思いました。私、１月24日に、施設整備に係るパブリックコメントを出しているのですけれども、それに書いてあるのはパブリックコメントですと、施設整備の収集運搬車は１日199台、直接搬入25台となっているわけですから、これは既にそこのところで、小川地区衛生組合管内で、そういうふうな話し合いがなければできないわけです。そこのところのずれがあるわけで、答弁と。そこのとこについて伺いたいと思います。

すみません、これ聞いてからの話だったので、それから２番目です。生ごみ、剪定枝等の分別収集の考え方。これも、ちょっときのうの答弁とあれして、どうなのかなと思っていたのですけれども、きのうの答弁だとどうだったのかな。これについては、ちょっと記憶がないので、もう一回お願いします。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　答弁申し上げます。

まず、（１）につきましてお答えいたします。昨日川口議員の回答でもお答えをいたしましたが、新ごみ処理施設の稼働に際して検討が必要な項目については、今現在小川地区衛生組合管内で検討を進めておるところでございます。ごみ処理計画の中で示されたものの内訳というものについては、これはまだこれから検討をされていくということでご理解をいただきたいと思います。

それから、（２）につきましてお答えいたします。ごみ処理施設等建設検討委員会で、バイオガス化の施設整備事業実施可能性調査に基づいた検討が行われました。その結果、全量焼却方式のほうが有利であると結論が出されました。バイオガス化施設整備は導入しないこととなっておりまして、そのため生ごみ、剪定枝等の分別収集は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これちょっと余りに中部自然保全組合と小川地区衛生組合

とそごがありますよね。そこのところはまだこれからやっていきますけれども、予算でもできますのでいいですけれども、生ごみ、剪定枝の分別収集に関しては、生ごみに関しては重量の50％になります、焼却ごみの。それを持っていかないで、嵐山町で処理していく。そういうことについて言っているのであって、埼玉中部自然保全組合についてやっていったら、その分だけ重量と、それから分別収集のお金がかかります。そこの点をどういうふうに考えていくのかということをやっているので、そこでやらないから、ここで一緒にやるということではなくて、昔々からこれについては質問しています。そのことについて聞いているのであります。生ごみ、剪定枝等の分別収集、そして別の堆肥化、あるいはエネルギー化については、嵐山町でもできる問題です。そこの点についてどのように考えていくのか伺っているのです。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　先ほどお答え申し上げましたとおり、現状では全て焼却をするということで前提に考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これってすごいです。今の世界の状況から逆行している形を日本はとっている。それについて再度考え直す気があるかどうか伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　現状では、お答え申し上げましたとおりの方法で進めているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長　一般質問の持ち時間過ぎましたので、質問、答弁途中ですが、渋谷議員の一般質問をこれにて終了いたします。

◇　清　水　正　之　議　員

○大野敏行議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号10番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項１の身体障害者手帳取得についてからです。どうぞ。

〔10番　清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。一般質問をさせていただきます。

まず、身体障害者手帳の取得の関係です。今申告が始まっていますけれども、介護保険については税控除がやられているのです。そういう面では、認知症についても身体障害者の手帳が取得できるというふうに聞いています。身体障害者の手帳が受けられるということになると、いろんなサービスがそれに付随して出てくるんかなというふうに思います。

まず、そういう面では認知症でも、この手帳の交付というのはできるのかどうか。また、認知症の患者の対策について、町はどういうふうな対策を行っているのか。仮に身体障害者の手帳が受けられるということになれば、その手続までのスケジュールというか、方法をお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほど述べましたように、３番目にどんな福祉サービスが町では、あるいは県や国も含めて受けられるのか、税控除も含めてお話を聞きたいというふうに思います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをいたします。

町では、平成27年度に嵐山町認知症ケアガイドを作成、毎戸配布し、認知症に関するサービスや支援について周知を図っております。また、個々の状況によっては、長寿生きがい課と健康いきいき課双方で情報共有した上で個別対応を行っております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。身体障害者手帳の交付申請につきましては、町へ身体障害者福祉法第15条に定める指定医師による診断書を添付し申請をしていただき、町は埼玉県総合リハビリテーションセンターへ進達をします。センターは内容を審査の上、等級を決定し、手帳を作成後、町へ送付することとなっております。

続きまして、（３）につきましてお答えをいたします。制度として、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書の作成に要した費用に対して、費用の２分の１を補助しております。手帳の等級によっては、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、重度心身障害者医療費支給事業による保険医療にかかった医療費の自己負担額の給付を行っております。また、在宅重度心身障害者手当として、１、２級の方に月額5,000円

を給付しております。その他、法による福祉サービスとして、障害支援区分判定により居宅介護等のサービスを受けることも可能であります。

税の障害者控除につきましては、手帳所持者は控除対象となりますが、それ以外に65歳以上で介護保険法の規定に基づく介護認定を受けた者であって、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の程度により、控除対象としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっと３つ一緒になるかもしれませんが、ご了承願いたいというふうに思います。

まず、身体障害者手帳は受けられるということになるわけですね。まず、それを確認したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

あくまで身体障害者手帳の交付でございますけれども、身体機能の低下の、そういった要因が認定基準に合致した場合のみ手帳が交付されるということになっております。筋力低下、あるいは可動域の制限など、そのような身体的な障害があった場合に手帳が交付されるということでございます。全て認知症だからということではございません。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　介護度について、これも今町の窓口で介護保険の等級によって証明書を発行をしていますよね。それによって税控除が受けられるというふうになっていると思うのですが、それは間違いないですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　議員おっしゃるとおり、間違いございません。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうしますと、認知症についても、身体障害者手帳が重度によって違うのでしょうけれども、受けられるというふうになると思うのです。そうい

う面では、これ税控除も含めて手帳を受けられるということになると、かなりサービスの程度というものが多いと思うのです。可能な限り、手帳が受けられるという程度があると思うのです、身体障害者の。受けられるとなると、何級から受けられるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、やっぱり身体障害者手帳の交付ということになりますと、身体の状況によりまして、１級から６級まで手帳というのは等級がございます。１級のほうが重いわけでございますけれども、あくまでもこれは先ほど申し上げましたけれども、15条の指定医師による診断書を添付していただくということでございまして、医師による診断書の中に判定の等級等を記入をされますけれども、それを県のリハビリテーションセンターのほうに進達をしまして、そちらで審査をしていただいて決定するということでございますので、ここで何級からというのはちょっとお答えは差し支えさせていただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　日常生活チェックというのがありますね、これを受けるに当たって。手帳に該当するかどうかというのは、この日常生活チェックによってある程度判断がつくというふうに思うのですけれども、役場の窓口にはこの日常生活チェックというものがあるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

健康いきいき課のほうでは、チェックというのはしてございません。

以上でございます。

○大野敏行議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、お答えさせていただきます。

介護保険のほうの申請等につきましては、窓口へ来て相談等をしていただくわけでございますけれども、そのときにそういった日常生活のチェック表、チェックリスト

といいましょうか、そういったものはございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　これ、ちょっと私たちのほうの資料なのですが、８項目にわたる日常生活チェックというのがあるのです。これによって複数のチェックが入った場合には、手帳が受けられる可能性があるというふうにあるのですが、今課長が言われたチェック表というのは、８項目のチェック表ですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

ちょっと今手元にございませんので、チェックリストの項目が８項目かどうかって、はっきりはわかりませんが、かなりの項目の数はあったというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今言ったように身体障害者のチェック表８項目、ここだと８項目のチェック表というのです。それこそ２つ以上のそれにチェックが入ると、手帳が受けられると。等級については、ちょっと書かれていないのでわからないのですけれども、いずれにしても手帳が受けられるということになると、町の福祉事業等についても、かなりの該当にはなってくるかなというふうに思いますし、税控除そのものも該当になってくると。これは介護保険のときにも、そういうような話がされたわけです、税控除については。

なかなか税額控除に、介護度の介護保険の該当者については該当しなかったと。該当しなかったというか、なかなか判断が難しかったのだろうなというふうには思うのですが、今度明らかに手帳を交付するということですから、その手帳があることによって、それは可能な部分というのは一目瞭然になるわけです。そういう点では、医者の診断をしてもらわなければいけないのですが、診断料の補助というのは、町のほうで該当がされているのでしょうか。

○大野敏行議長　清水正之議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間は１時30分といたします。

休　　憩　正　　午

再　　開　午後　１時２８分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の清水議員に対する答弁の中で、山下長寿生きがい課長より説明の申し出がありましたので、これを許可します。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、説明させていただきたいと思います。

午前中のご質問の中で、チェックリストの関係につきましてご回答させていただいたわけなのですが、改めましてさせていただきたいというふうに思います。

まず、私のほうで答えさせていただいたのは、あくまで介護認定に関するものでございまして、町民の方等が窓口に来られて相談をされた場合に、まずは受付シートというようなものをご記入をいただきまして、それでその中で特定項目、これに１つでも該当すれば、介護認定審査をしていただくことができるようなことでございます。それに全然該当しなかった場合は、次の段階といたしまして今度は基本チェックリストというような形になりまして、これは７項目25個のチェック欄があるものでございますけれども、これによりましてその丸の数で判断をさせていただくのですけれども、これにある一定基準を超えますと、今度４月から始まりました総合事業が受けられるというような形になります。

これにも該当しなくなった方の場合につきましては、一般の介護予防事業等を受けていただくというようなものに判定するためのチェックリストでございまして、身体障害者手帳ですとか、税の控除、そういったものを受けるためのチェックリストではございませんので、その辺についてご理解いただければというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　続きまして、石井健康いきいき課長より答弁いたします。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

認知症の方の身体障害者手帳の交付につきましてですけれども、こちらはあくまでも認知症であって、そのことが原因で身体にそういった低下が見られるような場合がございましたら、指定の医師の診断書が必要だということがあくまでも限定になっておりますので、診断書というのは添付をしていただくということになっております。

また、税のほうの障害者控除の関係でございますけれども、こちらの控除は手帳がなくても65歳以上の方で、介護保険のほうの関係で認定調査票あるいは主治医意見書等を確認させていただきまして、該当させることはできるということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　税務課長にお聞きしたいと思うのですけれども、障害者控除あるいは特別障害者控除の税額控除というのは、具体的にはどういうものがあるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　お答えを申し上げます。

障害者控除につきましては、障害者控除と特別障害者控除というものがございます。通常の障害者控除につきましては、所得税上、控除額が27万円となります。同じように特別障害者、こちらの方の控除については、所得税上40万円。特別障害者に同居の方がある場合、同居の特別障害者、こちらの方は75万円という控除がございます。

また、清水議員ご質問されている中で、障害者の中に年齢65歳以上の方で、障害者として市町村長等の認定を受けている方、こういった方も対象に含まれております。同じように特別障害者につきましても、65歳以上の方で重度の障害者として市町村長等の認定を受けている方、こういった方についても特別障害者の控除が対象になるということでございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　税額控除というふうに言った場合に、住民税や軽自動車税等、自動車税等の控除というのもあるのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　住民税につきましては、先ほど所得税上の控除額を申し上げましたけれども、障害者の方については所得税上は27万円、住民税上は26万円の控除です。特別障害者の方については、所得税上40万円、住民税上は30万円の控除でございます。同居の特別障害者の方の場合については、所得税上は75万円、住民税上は53万円の控除がございます。

軽自動車税の関係につきましては、税の控除というよりも、減免の申請を出していただきまして、条例に基づいて減免を行っているという形になっています。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　もう一つ公共料金の関係で、上下水道課長に聞きたいのですが、上下水道料金への控除というものはあるのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　上下水道につきましては、ことに減税等、減額というのですか、そういったものについては配慮はされていないというふうに認識しております。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、公共料金の中でもＮＨＫの受信料だとか、携帯の電話料なんかも控除があるみたいなのですが、そういう点ではやっぱり今先ほど答弁にあった、町の中にも控除があるということであると、手帳取得というのが非常に重要になるかなというふうに思うのです。そういう点では、窓口相談、あるいはそういう場合によって、そういう指導というのは町ではされているのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

手帳の取得に関して窓口に相談に来た場合に、ある程度取得をされた後の、そういった控除の関係等を細かく説明はさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　これやっぱり固定をするということが、多分手帳をとるのに、固定をしたかどうかという判定が非常に難しいのだと思うのです。通常だと６カ月の固定期間というのを見なければならないですから、そういう面では嵐山町で障害者手帳受けられるような該当者というのがいる、現実としているのでしょうか、また受けている人がいるのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

身体障害者手帳に関しましては、ある程度体の関係で機能が低下という形で、身体障害者手帳ということで交付をするわけですけれども、身体障害者手帳のほかに精神障害者のほうの関係の福祉手帳というのがございます。そちらのほうの手帳を取得というほうに該当する場合がございます。そちらを該当している方でも、町内、１桁台の方が認知症に関しての関係で手帳取得という形にはなってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　嵐山町でも福祉手帳を持っている人もいるということですから、ぜひそういう知識というか、町の受けられるのですよというのをなかなか知らない人も多いのだろうな。認知症というものが手帳交付、身体障害者手帳なり、福祉手帳なりの、手帳をもらうとこれだけの控除が受けられるのだ、もらえるのだというものもなかなか周知できない部分もあるかなというふうに思うのです。ぜひそういう点では、その相談の中で十分知らせていってほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

今までホームページ上でも手帳の取得に関しては載せさせていただいているところでございますけれども、窓口対応あるいは広報等を通じてその辺も徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　次に移ります。

奨学金の制度ですけれども、今国が奨学金の制度をやろうというふうにしています。国が行おうというのは、授業料の奨学金の免除というのが中心的な中身かなというふうに思うのですが、そういう点では町の場合は特別奨学金ですから、入学金に対する奨学金というので、国の制度とはちょっと違うのかなとは思うのですが、両方もらえるということが可能なのでしょうか。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　すみません、町のほうでも一応貸し付けのほうはやっておるのですけれども、両方もらえる、もらえないにつきましては、奨学金制度の機関といいますか、制度をやっている機関複数ありますので、一つ一つの機関とその辺の確認がとれていませんので、申しわけありませんが、全部が全部併用できるかどうかにつきましては、今の段階では私のほうではちょっと認識しておりませんでした。申しわけありませんけれども、そういうことでお願いいたします。

○大野敏行議長　通告に対する答弁は１回……

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　内容違い、結構です。いいですか。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　大変失礼しました。それでは、質問項目の２につきましてお答えいたします。

文部科学省の給付型奨学金制度検討チームによる「給付型奨学金制度の設計についての＜議論のまとめ＞」によりますと、開始時期を平成29年度の高等学校３年次の予約採用から制度を導入し、平成30年度進学者から本格実施とするとあります。町では、平成30年度から給付型の奨学金制度の実施に向け今後検討していきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今の答弁でいいですか、30年度から給付型の奨学金を実施したいというのは、これは町の奨学金についてそういう形を給付型にしていくということなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　ご質問のとおり一応再来年度、30年度からの実施に向けて、来年度になりましたら、今は白紙の状態なのですけれども、給付型の制度を実施していきたいということで、来年度になりましたら検討をしまして、30年度から実施に向けてやっていきたいと、これは町の貸付金の制度でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　国の制度とは違って、町の制度で考えていきたいということなのですね。

それをもう一度確認をしたいということと、先ほど国の制度との併合はまだ考えていないと、考えていないというか、これから検討するのだという話がありましたけれども、同じ給付型奨学金のように思えるのですけれども、国が行おうとしている給付型奨学金と、町が現在特別奨学金という形でやっている中身が少し違うと思うのです。そういう面では該当者が、国の場合は非常に少ないという面があるのですが、国が行おうとしている奨学金と、町が実施している奨学金との併合というのは、そういう点では中身そのものが違うわけですから、同じように受けられると、一緒に受けられるというふうにはならないのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　まず、最初の制度に関しましては、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、町独自の給付型の奨学資金制度を考えていきたいということで、新年度になりましてからよく検討をして、どんな給付型の奨学金制度にするかというのは決めていきたいというふうに思っておりますので、国と全く違うものになるのか、似たような形になるのかというのは、今の段階では何とも言えない状況でございます。

また、国と町併合してというのも、この辺につきましても、町で行う奨学金の制度がどういった形になるかというのが決まり次第、それが併用して使うようになるのかどうかというのも、随時確認していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町の奨学金の枠の拡大というか、給付型にしていくということなのですけれども、それはまだ白紙だというふうに話がありましたけれども、通常の奨学金、それから特別奨学金含めて検討するということなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　今の段階ではあらゆるやり方といいますか、そういったものについて検討して、町のほうではどういうことをやっていくかという結論を

来年度途中、秋口ぐらいには結論を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　国のほうの奨学金が、返済の要らない奨学金が始まると、この枠というのは、これから住民運動の人たちとの関係もありますから、枠がどんどん毎年広がるかどうかわかりませんけれども、広がってくるという可能性が非常にあるというふうに思うのですが、そういう面では、もちろん奨学金そのものも該当者が少ないという悩みはあるのでしょうけれども、町の奨学金も受けられる、国の奨学金も受けられる、そういう余地を考えていくということは、今時点ではどうなのでしょう。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　お答えいたします。

まず、今議員さんのほうからお話しされましたように、国のほうでは枠が広がっていく可能性は、情報等を見ますと可能性はあるのかなと。その中で、現在嵐山町のほうでやろうとしていることは、新年度になってからよく検討すると先ほどから申し上げておりますけれども、今の貸付金制度をそのまま、例えば返金を免除するような形にするのか、国のほうで今出しています、毎月その条件によって３万、４万、５万を無償で提供しますというようなことになるのか、それについては全く今の現在では白紙状態ですので、方向性が町として出れば、国との併用ができるかどうかというのも、その時点ではわかるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　もう一つ、支給要件ですけれども、支給要件は今住民票があれば可能というふうになっています。その支給要件はそのまま引き継がれるというふうにはお考えですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　支給要件につきましては、嵐山町在住というのが大原則になっております。また、その中で世帯収入だとか、そういったことで審査をして該当した方に対しては、貸し付けを今現在行っているという状況でございます。こ

の制度につきましても、今回奨学金の制度を考えるときに、どこまでの方を対象にするかというのも含めて検討していこうと、今の現在思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ぜひ多くの子供たちが使えるような奨学金にしてもらいたいなというふうに思います。

次に移ります。国民健康保険についてです。きのうもちょっと話がありましたけれども、国民健康保険が広域化になるということで、現状がどう変わっていくのかと、非常に心配な部分があるのです。そういう面では、課題も含めてお聞きをしておきたいというふうに思うのです。

１つとして、今の県の方向とそれに基づく町の方針についてお聞きをしたい。

それから、２点目に、町の保険料の推移、これ12月で県が、きのうも話があったと思うのですが、国保の運営協議会が開かれたのです。そういう中では、広域化になっての保険料の推移というのを提示になったわけですけれども、これからどういうふうになっていくのか、保険料についても、この間の推移を含めてお聞きをしておきたい。

それから、特に町の事務が収納と滞納、収納が町の事務になるということでは、非常に滞納者への対応が、国保の事務として大きなウエートになってくるのかなというふうに思うのですが、その対応についてもお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、お答えさせていただきます。

最初に（１）につきましてお答えいたします。県の方針につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針骨子案により、納付金算定方法については医療費水準の反映、所得水準については全国平均と比較した県の係数を検討、賦課限度額は法的基準額により算定する。また、標準保険税の算定については、当面統一の保険税水準としない。算定方式については、埼玉県市町村広域化等支援方針を引き継ぎ２方式とし、標準的な収納率の設定、激変緩和措置を講じるという内容であります。町の方針につきましては、県から標準保険税の算定例が示されますので、賦課方式、税率等について、保険税の状況等を総合的に勘案し検討していきたい考えであります。

続きまして、（２）につきましてお答えさせていただきます。保険税（医療給付費分）につきましては、現在４方式の賦課方式をとり、平成17年度に所得割額6.5％、資産割額40％、均等割額9,000円及び平等割額１万9,200円の改正を行い、現在に至るまでの12年間、改正は行わずに国保の運営を行っております。なお、賦課限度額につきましては、国の改正に伴い、それに合わせ改正を行っているところであります。

医療費では、保険者負担分は平成22年度では約10億7,000万円、平成27年度では約14億3,000万円で約３億6,000万円の増加、また１人当たり医療費は平成22年度では19万4,624円、平成27年度では27万5,986円で、この６年間を比較しますと８万1,362円増加しており、年々増加傾向であります。

次に、保険税現年分の調定額をみますと、平成22年度では約５億円、平成27年度では約４億5,000万円で、この６年間を比較しますと約5,000万円の減。また、１人当たり調定額では、平成22年度に９万1,268円、平成27年度では８万7,408円で、3,860円の減で、被保険者数の減少で保険税調定額は年々減少している状況にあります。１人当たりの医療費は年々増加しておりますが、保険税率につきましては平成17年度から改正を行わず、被保険者の負担を抑えた国保財政の運営を行っているところであります。

次に、（３）につきましてお答えさせていただきます。国保広域化におきましては、県から示された標準保険税率を参考に、各市町村が保険税率を決定し、現在と同様に賦課徴収を行うこととなっているため、徴収方法、短期保険証等の発行基準等につきましては、広域化前後で対応が変わることはないと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっと確認をしておきたいと思うのですが、県の方針はとりあえず２方式ということなのですが、当面４方式でも可能というふうになっていたかなというふうに思うのですが、それは間違いないですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

県の骨子案では、２方式を基準とするということでございましたけれども、市町村の判断で２方式、４方式、とりあえずそれで行っていってよいということで、目標と

して２方式ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町は、広域化になった場合、当面２方式でいくのですか、４方式でいくのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　町の方針ですけれども、こちらにつきましても、２方式か４方式か、今県の仮算定で第１回目が出てきておりますが、今後２回、３回と出てまいります。それによりまして、国保運営協議会等で協議しまして、方針を決めていきたいと思っております。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　以前質問したときに、広域化になった時点で、法定減免についての議論があったと思うのですが、法定減免については仮に４方式になっても、法定減免を変更するということは考えていますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

現在６割軽減、４割軽減を行っております。広域化に向けてそれを７割、５割、２割とするか、こちらも検討課題でございます。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　検討課題というお話なのですが、多分以前広域化になった時点で変えていくのだと、もう既に変えた市町村もあるけれども、そこまで待つ、待つというか、その時点で法定減免については変えていくのだというお話をされたと思うのです。そうすると、少し後退したのかなという感じが受けるのですけれども、それは今後検討していくということなのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

ただいまの件ですけれども、県内で７・５・２割軽減を行っているところは53市町村ございます。今回の広域化で保険税が上がることが予想されておりますので、７・５・２割軽減をぜひ取り入れていければ、低所得者の方々につきましても負担が抑えられてくるかと思っております。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町長によると政策判断ですから、町長にお聞きしたいと思うのですが、きのう大きな変化のないようにしたいのだと、それが希望であり、期待なのだというふうに言われました。そういう面では、きのうの保険料の推移では、少なくとも111.53％の引き上げです。きのうの町長のお話のように、余り大きな変化は伴わないのだと、一番いいのはやっぱり現行水準なのだと思うのです。一番いいのは引き下げなのだと思うのです。下げた保険料になっていく。次に、やはり現行水準を保つというのがいいのだと思うのですが、少なくもきのうの保険料水準からすると、さっき言った111.53％の引き上げというふうになるわけで、今までの議会答弁からすると、広域化になった時点で法定減免を実施をしていく、変えていくというのでここまで来たのです。変えていくつもりはありますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　きのうも話を申し上げましたし、今課長からの答弁ありますように、運営方針、骨子案について今提示をされているわけです。そして、それについて、こういう案が提示をされておりますというのを今答弁させていただきました。きのうも言いましたけれども、今度変わるのが何で変わるのかといったら、負担と給付が大きく変わっているので変えざるを得ないと、それでしかも国民皆保険制度しっかりと維持をしていきたい。これは全国民もそうですし、政府もそうですし、我々もそうなわけです。

それで、この中心にありますように激変緩和措置を講じますということを言っているわけです、最初から。ですから、我々としたらそんなに急激な変化というのは起きないのだというふうに思って、これがこうなるのだろうなというふうに思っているわけです。それで、ソフトランディングを図りますよということですから、優しい制度

にしてもらえるのだろうなという希望的な観測を持って待っているわけです。ですから、今の状況とすると、思いは議員さんとすっかり同じです。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この間、広域化になるということで、少なくとも４方式から２方式に既に変えたところも、今課長が言われたように法定減免も実施をしたところもある。嵐山町はそういう点では、広域化になれば、なればというか、そこまで待った方針を立ててきた。その一つが保険税が高いのだという話をずっとしてきたわけですけれども、そのための法定減免を引き延ばしてきた。今50何市町村と言いましたけれども、嵐山町はやっていない部分の少ないほうです。だとすれば、保険税が上がってくるこの時点で、法定減免について実施をしていくということは当然なのではないですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　重ねて申しますけれども、決定をしているわけではないわけですので、嵐山町としたら激変緩和措置、そしてソフトランディング、県と示した中で、できるだけ優しい制度に嵐山町もしていきたい、その希望的な観測を持って取り組んでいる状況でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　優しい制度にするということは、法定減免を引き延ばすことではないではないですか。６割、４割の法定減免をもっと広くするということは、優しい制度なのではないのですか。それを、今のまま６割、４割で続けていくというのは、決して優しい制度ではないというふうに私は思いますけれども、どうなのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　最初から申しているように、負担と給付があってこの変更になされるわけですので、それでしかも今おっしゃっているような内容というのは、嵐山町のお預かりしている税金をどう使うかということですので、それを今まだはっきりできないと言っているだけであって、どういう方向にするのか、議会の皆様方にもご意見をお伺いしながらやっていかないといけないと思っています。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　少なくも今度変わるだろうと言われる広域化の部分は、その中心的な中身は保険料の賦課とその徴収が市町村の仕事になってくると私思うのです。だとすれば、滞納者に対してどれだけの力を注いでいくかというのは、町の仕事になるわけですよ。県は分賦金で受け取ればいいわけですから。そういう面では、早く法定減免を６割、４割から変えていくというのが大切なのではないかということで、答弁では広域化になれば変えますよという姿勢が、この間の姿勢だったのではないですか。それを今になってどうなるかわからないというのは、非常に答弁が後退しているというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　何度お話ししても同じなのですけれども、議員さんがご理解いただかないと困るのですけれども、先ほど話を課長からしているように、運営方針の骨子案、それでそこのところから示されたものを提示をしているわけです。それで、嵐山町の国保財政というのも、ご承知のとおりのような状況なわけですよ。その中でどういう状況になるのか、今でも一般会計からこのところでも突っ込むような感じがなければ運営できないような状況ですので、余裕があってこういうふうにできるよ、こういうふうにやるよみたいな形をとれれば、いつでも話はできると思うのですけれども、そういう状況にないわけですので、しっかり状況を見て、それで一番の基本というのは激変緩和、そしてソフトランディング、負担が急激に変わらないような状況はとれないだろうか、その策はどうしたらいいのだろうということを念頭に対応を図っていきたい、こういうことでございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　県が出してくる指標というのは、それほどいい指標、これから出てくるという可能性はないのではないかなというふうに思うのです。そういう面では、保険税に対してだって今回引き上げる。今だって滞納者がいるのに、余計滞納者がふえる。その滞納者の対応は、市町村が受け持つのだよというふうになってくるわけです。何か悪い方向に進んでいるようにしか見えないのですけれども、だとすれば前回に町の国保に対する政策については、そのまま広域化になったって引き継ぐのだと、引き継がれるのだという答弁でした。

そういう中で、今度の国保広域化になるまでの間、町はどういう対応をしていくか

というのは求められるのではないですか。保険税を上げない、減免を拡大する。町の減免だって、今は自然災害による減免だけですよ。それを失業やそういった部分まで拡大をして、所得制限の低い部分についてはきちっと減免していくということが必要なのではないですか。そうしなかったら、広域化になりました。保険税が上がりました。徴収は強化されましたというふうになりますよ。徴収なんか強化をしていくのだというふうに言っているわけですから、それでは被保険者はたまったものではないなというふうに思うのですけれども、どうですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　何かおわかりいただけないようで困るのですけれども、国民皆保険制度を何としても維持をしたいという基本的なことってあるわけです。それで、どうするかというのでもしようがない、これ負担と給付のバランスがアンバランスになってしまったので、ここのところにこういう形になってきたわけです。しかも、そこのところの着地点は激変緩和をしないですよ。優しい着地点見つけますよという大前提を国が言っているわけですので、そういうものに沿った形でいけるように、町のほうでも最善の努力を図っていきたい、こういうことでございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　国民健康保険が大変になったというのは、きのうも国の補助金が少なくなったということが一つですよ。そういう点では、1989年の国保の改定で医療費の45％だった国庫負担を医療費の38.5％、給付費の50％にしてしまったということですよ。このことによって国庫負担は57.5％から22.8％にまで減らしたのですよ。国の方針はこういう形で、国の財政を少なくしようというのが方針ではないですか。同時に、国民皆保険と言いますけれども、国民健康保険はほかの社会保険と比べて一番後からできたのです。国民が入れない、入れないというかない、健康保険がない人たちを国民健康保険にあると、入れたのです。したがって、国民健康保険の平均収入というのは、ほかの保険から比べれば非常に低い被保険者の収入ですよ。

というのはここにこういうふうに書いてあるのです。構成が1964年は農林水産業が41.1％、自営業が25.4％、合わせて７割がこういう人たち。それが2012年には農林水産業が2.8％、自営業14.7％、無職と言われる人が43.4％もいるという。無職ということは、収入がないということですよ。こういうふうに国は制度改正によって国保財

政を減らすように市町村にかぶせたのかもしれませんけれども、一番収入のない、今の時代ですから、無職と言われる人たちがこの国保に流れてきている。国がもっともっと手厚くしければならないというのは、こういうことなのだと思うのです。激変緩和だって言いながら、優しい制度だって言いながら、今までやってきた方向がこういう方向ですよ。だったら、市町村は少なくとも広域化になるまでに、自分の制度は引き継がれるのだというふうに言っているわけですから、被保険者の軽減を図るべきだというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　国がどういうふうになっているかわかりませんけれども、一番のそのもとは何度も言わせてもらいますけれども、負担と給付が変わってくるというのは、先ほども課長答弁でありましたよね、このところ。３の２で数字を示して出させていただきました。嵐山町でもこういうような状況なのです。それが、全国でもっとこういうふうになるわけですけれども、そういう状況の中で、このところで変わってきているということです。

そして、今国保の、皆保険になった国保が一番最後だと、それで国保がなったので皆保険になったわけです。それができたときに平均年齢は何歳だと思っていますか。それから10何年も平均年齢が大きくなっているわけですよ。それで、しかも今話がありました無職、職がないような人、それから１次産業、２次産業、中に入っている国保の会員の人たちというのが大幅に内容が変わってきてしまって、国保財政というのはそれを見ただけでも、嵐山町だけでなくて、全国的にもう全く変わってきてしまったわけですよ。そういう中にあって、このところで改正がされる。嵐山町でもそういう形で、今度案が出たような状況に沿った形でいけるのかな、それは今までよりハードにならなければいいなというような状況です。議員さんおっしゃるとおりなのですよ。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面で、国そのものが高齢化に伴って、自然増そのものを削減するのです。こんなのとんでもないというふうに思うのです。自然増を削減していったら、どんどん、どんどんそこに来る負担と給付と言っていますけれども、いいですか、今回出てきた基準財政、１人当たりの基準額。基準額といいますけれど

も、国保の１世帯当たりの年間所得というのは、この新聞ですと112万3,000円だというのです。これに年額10万円の保険税を掛けたら、とてもではないけれども、納まり切れませんよ、納付できないって。１割近くの人が税金ですよ。これでは、やはり国保高いというふうに言われる原因なのではないですか。

だとすれば、法定減免をして、また独自減免を広げていく、そういうことによって嵐山町の国保被保険者を守っていくというのが、町の姿勢ではないですか。国保の平均が、嵐山町幾らだかわかりませんけれども、年収112万3,000円だ。今度の県が出した１人当たりの保険税が、29年度で10万円を超えている。これでは納められませんよ。そう思いませんか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　話が国のことと町のことと混同している部分もあるのではないかと思うのですけれども、それで今納める、納めないという話がありますけれども、これが始まったのは、足りるか足りないかで始まっているのです。ですから、そこのところが追っつかないと、全くこれは皆保険制度が爆発してしまうわけです。それを心配しているのが、いつも皆さん、議員さんおっしゃっているように、2020年を越えて25年になると75歳以上がという話があります。今の平均年齢でいったら、2035年なんかももちろんそのままいくわけですよ。

そしたら、今がこういう状況なのですから、25年なって、35年になったらどういうふうになるかっていうのは、想像ができてしまうではないですか。ですから、ここのところで、こういうようなことが起こっているのだと思うのです。嵐山町においても、そういうところをしっかり視野に入れてやっていかないとだめだというふうに思うのです。そういう中にあって、国でこういうことをやって、これで25年、35年をこのままいけるのだろうかというふうに、議員さんだって今思ってるのではないかと思いますよ、このままこれでいけるのだろうかって。そういう状況なのですよ。ですから、このところでどうだとか、ああだとかというのは、言うはやすし、なかなかそこのところを越えていかなければ我々いけないわけですから、もうだめだよって言ったのではだめなので、それを越えていかなければいけないわけですから、ご理解いただきたいと思います。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そのとおりですね。

では、そういう人たちを置き去りにするのか、手をかすのが行政ではないですか。行政が救わなくて誰が救うのですか。それは、国や県や市町村ですよ。その人たちが、そこの部分が救わないで、どういうふうにその人たちが日の目を見るのですか。国は自然増であったって予算を削るのですよ。必要な予算を削るのですよ。そんなの行政ではないというふうに私は思います。今、町長が納められない人どうするのだと、まさにこれがこれから嵐山町の仕事になるわけです。滞納者をどういうふうに引き上げるか。今滞納者というのは、具体的にはどのくらいの人数がいるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　現在27年度の人数で申し上げたいと思います。27年度の現年課税の方、27年度の現年課税で、翌年の28年の出納閉鎖の時点での滞納者人数ですけれども、その人数が327人でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　その中で資格証明書、要するに保険証がないと、医者にかかるのに100％負担しなければ医者にかかれないという人たちというか、世帯というか、どのくらいあるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えいたします。

資格証明書の方が平成27年度、こちらにつきましては６名でございます。短期保険証、こちらは171人。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　保険証の行っていない家庭というのは、今子供たちには無条件で交付するのだというふうになっていますけれども、保険証の行っていない家庭というのはどのくらいあるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　暫時休憩します。

暫時休憩をしまして、再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２８分

再　　開　午後　２時３９分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の質問に対する答弁からです。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

郵送していない件数ですが、77件でございます。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この77件というのは、所在のわからない人ですか。町の基本姿勢として、全員に少なくとも保険証を届けるというのは基本にすべきだと思うのですが、この人たちの所在が不明ということになっているのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

このうち住所不明の方はゼロ件でございます。所在がわからないというのはありません。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　所在がわからないのはないのだということですけれども、送らない理由というのは何かあるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　こちらの方につきましては、納税相談をしていただくようにということで、その際に保険証をお渡しするというような形で、対応をとらさせていただいている方だと思います。そのご通知については、当然皆さんにお出ししているというふうな状況だと思います。

なお、この77人の方の中で、税務課サイドでも徴収の関係で臨宅等も行います。来

ていただいたときには納税相談ということで、税務課にも来ていただくわけですけれども、そういった形で連絡をとっていく中で、ほんの数人、全く連絡がとれないというような方はいらっしゃいます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　というのは、納税相談に来ない人については、保険証を渡さないというのが町の姿勢なのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

国保税、こちらにつきまして皆さんに納付していただくということで、滞納のある方につきましてはそのような措置をとっており、連絡がつき次第、納税相談にお越しいただいて、この保険証の発行等を考えさせていただいております。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　負担と給付ということのお話があったのですが、こういう人たちというのは、10割給付ですよね、当然。そういうふうになっているのだと思うのですが、結局医療費というのは、そういう部分がしょってくる可能性というのがあるのではないですか。重病にならないと医者にかかれない、またかからないという人たちが、保険証がないですから、かかりようがないのだと思うのですけれども、自分が持っているお金でかからざるを得ない。これでは健康を守れないのではないかなというふうに思うのですが、そういう面ではやはり療養がいかに重要か。保険証で安心してかかれる、そういう人たちを町の施策としてつくって、つくるというか、それこそが町の施策なのではないですか。たまらないですよ、10割を納めるというのは、なかなか大変な思いをしなければ医者には行けないでしょう。通常７割ですから。町が７割負担するわけですから、それを全額負担するわけですから、これでは住民の健康というのは守れないのではないですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　誰も支払いするのは大変なわけです。そういう中で、担当の人は今話をしているような状況の中で、苦労して収納率を上げているわけです。それで、嵐山

町の場合には、お願いをしてお預かりができる国保税が高い、そういうことで国保連のほうから、ですから報償というとちょっとあれですけれども、報償というのか、そういうようなお金まで、去年が1,000万、1,000万もらって500万、いろんなあれがありますけれども、10幾つ評価の基準があるということですけれども、その中に収納率というのがあるのです。そういうのをクリアをして、職員の努力で国保税の中に入ってきている。本当に厳しい状況の中で、お支払いいただくほうも厳しいだろうけれども、お預かりに行くほうも大変厳しい状況の中で、お預かりをして、こういう中で国民皆保険、この国保体制というのがぎりぎり維持をされているわけです。

言うまでもないですけれども、これをだからしっかりつなげていくのにはどうしたらいいのかというので、今度の改正があるわけですけれども、その中でいろいろ問題はあるでしょうけれども、ここでやめてしまうということはできないので、何としてもこれを越えていかなければ、それにはお互いの努力を今まで以上にしなければいけないことが生まれてくるかもしれないと思うのです。

ぜひご理解をいただいて、強力なご支援をお願いいたします。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、私も経験ありますから、大変です。お金をもらうというのは大変ですよ。払える人をふやしていくのだというのは、町が求めていく方向なのかなというふうに思うのです。とにかく払える人をどれだけふやせるか、そのことによってこうした資格証明書やら、短期保険証もなくなるわけで、その払える金額というのがどこに設定するかというのは、これは町の方向だと思うのですけれども、さっき言ったように被保険者そのものが、全国的には収入のない人が国保の中に流れ込んできているというのが、やはり国保会計を大変な状況に陥っている原因なのだと思うのです。

そういう点では、やはりやるべき仕事というのはまだあるのだと思うのです。きちっとやっぱり法定減免なのですから、法定減免やっていいということを言っているわけですから、国は。町もそういう方向出したわけですから、そういうものは適用させる。町の独自減免も充実させる。そういうことなし、払える人というのはなかなかふえてこないのではないですか。私はそういうふうに思います。町自体が担う仕事の滞納整理です。一番大変な部分を町が担わなくてはならないのですけれども、少なくも財産処分について、通帳の差し押さえというのは町はやっているのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　27年度の決算で申し上げます。27年度につきましては差し押さえを16件、国保税に関して差し押さえを16件させていただきました。その中で、所得税の還付、こちらが６件、預金の差し押さえが９件、そのほかが１件でございます。今年度につきましては、所得税の還付金、これが６件、その他が１件、合計７件という状況でございます。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今通帳の差し押さえもあるのだみたいな話があったのですが、例えば児童手当とか、給与等に対して法律でだめだというふうに決まっているように思えるのですが、そういうものを差し押さえると、児童手当だと子供のために使うお金ですよ、給与は生活のために使うお金ですよ。そういう部分は、差し押さえをしても可能なのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　ご質問をいただきました、児童手当は差し押さえすることはできませんので、そういったものを差し押さえをしてはおりません。また、給与については一定の額、生活に必要とされている額については、国税徴収法に定められておりますので、その基準額を超える分については差し押さえが可能ですけれども、それ以下のものについては差し押さえは不可能ということで、これもしておりません。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　国税徴収法でうたっている分については差し押さえをしていないという答弁であったと思うのです。そういう面では、これから国保がどういう形になるかわかりませんけれども、住民の生活をきちっと守るというのが私は基本だと思います。それなしに、国保もそうですけれども、町の運営というのはできないのだろうなというふうにも思います。ぜひそういう観点を貫いてほしいというふうに思います。

そういう点では、これから国の、県の方針というのが徐々に決まってくると思いますし、十分そこに注意をしながら、さきも言いましたように、住民の生活を第一に守るというものを基本にしていってほしいなというふうに思います。

終わります。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◇　安　藤　欣　男　議　員

○大野敏行議長　続いて、本定例会最後の一般質問は受付番号11番、議席番号12番、安藤欣男議員。

初めに、質問事項１の高齢化社会対策についてからです。どうぞ。

〔12番　安藤欣男議員一般質問席登壇〕

○12番（安藤欣男議員）　第12番議員、安藤欣男でございますが、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。大きくは３項目にわたりますが、よろしくお願いいたします。

最初の質問に入りますが、高齢者対策についてでございます。高齢化社会の進行は、いろんな意味で大きな課題を抱えてもおります。さきの町長の開会のときの挨拶でも、嵐山町の人口が１万8,000人を割ってしまったと、高齢化比率は31％になったということが申し上げ話されましたが、しかし元気な高齢者もふえてきていることも事実であります。高齢者が元気に活動するための支援、これがこれからもますます求められていくというふうに思っております。健康で、長寿の社会というものを進めるための支援策を必要だというふうに思っておりますが、次の件につきましてお伺いいたします。

（１）、高齢者の就労支援や生きがいづくりの現状と課題についてお伺いいたします。

（２）ですが、集会所あるいは現在空き家がふえてきているわけですが、空き家を利活用による高齢者の集いの場づくりというものも考えられるのではないかなというふうに思っておりますが、これの方向性についてお伺いいたします。

３つ目に、これは社会福祉協議会でやっている事業でございますが、嵐山おたすけサービスの事業展開があるわけですが、これの現状についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、順次答弁をさせていただきます。

まず、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。総務省の発表した「統

計から見た我が国の高齢者」によると、我が国の65歳以上の高齢者人口推計は、平成28年９月15日現在3,461万人で、前年と比べ73万人、0.6ポイント増と大きく増加し、高齢化率も27.3％とともに過去最高となっています。また、嵐山町の高齢化率は、平成29年２月１日現在で30.8％と、前年と比べ0.8ポイント増加しております。現在日本の健康寿命は74.9歳と延びており、高齢者の生きがいに対しての支援はますます重要になっていくものと考えております。

さて、ご質問の高齢者の就労支援ですが、町では求人情報提供システムの導入による情報提供や、埼玉県と共同しスキルセミナーや就職相談会を開催したり、嵐山町シルバー人材センターへは財政的支援をし、さまざまな経験と知識をお持ちの高齢者の活躍の場として、雇用の促進が図れるよう取り組んでおります。

次に、高齢者の生きがいづくりですが、埼玉県では地域活動のリーダーの養成を目的に彩の国いきがい大学を開校し、町では町民の方を対象に、蝶の里町民講座を開催して、生涯を通じて学び合う場を提供しております。そのほかにも自主的な活動をされている文化団体連合会への助成、健康増進を目的としたグラウンドゴルフ大会の開催や、健康寿命を延ばそうプロジェクト等を実施しております。また、高齢者の生きがいづくりの場となっている嵐山町老人クラブ連合会へは、財政面で支援をしておりますが、最近では個人で旅行、園芸等にいそしむ等、それぞれで人生を謳歌されている方も多く、新たに加入される方が少ないということも一つの課題となっております。

今後はこれらの課題を検討しながら、引き続き関係各課、社会福祉協議会等と連携し、高齢者の生きがいづくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、（２）につきましてお答えいたします。高齢化が進む中、地域づくりによる介護予防事業を推進するに当たっては、住民が主体となって運営する通いの場を充実していくことが、地域の健康度を高めていく上で重要となっています。介護予防は継続することが必要で、そのためには歩いて通える場所で皆と楽しめ、効果を実感できるという要素から、地域の集会所等で住民主体で取り組むことが効果的であります。

現在町では、町主体の介護予防教室修了者を対象に、自主グループの立ち上げ、活動支援や、地域で行われるサロンへの補助、支え手の育成を実施しています。参加者の自由な発想により通いの場をつくり上げていく、支え手がやりがいを持って取り組めるよう支援することが課題となっております。今後は、既存の通いの場の活性化、支え手の育成に取り組み、各地域で定期的に継続して通える場をつくれるよう支援し

ていきたいと考えております。

また、空き家の活用につきましては、高齢者のみならず地域で有効に利用できるよう、関係各課と連携し検討していきたいと考えています。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。嵐山おたすけサービスは、平成24年10月に社会福祉協議会と商工会の協力により開始され、４年が経過しました。開始当初は、利用会員45人、協力会員35人でありましたが、平成28年12月現在、利用会員146人、協力会員61人となり、当事業が地域支え合いの仕組みとして地域住民に浸透してきていることがうかがえます。平成28年度の状況は12月現在で、サービス利用時間1,588.5時間で、内容としては庭の手入れ、雪かき等が38％、ごみの梱包、ごみ捨てが24％、部屋の掃除、模様がえ、電球交換等が21％となっています。

また、平成28年４月の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に際し、嵐山おたすけサービスの一部を住民主体のサービス、訪問型サービスＢに位置づけ、要支援の方や事業対象者が訪問サービスを利用するに当たり、状況に応じて多様なサービスの中から選択できる仕組みとし、訪問介護事業所では提供できない家事援助や、週１回未満の定期的な家事援助等に利用していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　ご答弁いただきましてありがとうございますが、この中で（１）の関係から再質問させていただきますが、シルバー人材センターが就労支援にはかなりウエートを置いているというふうな捉え方をできるわけですが、現在求人情報提供システム等々で、就労ができたという方はどのくらいいるのか、わかりますか、わからなかったら、やむを得ないあれですが。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　求人情報システムの関係でございますけれども、お答えをさせていただきます。

今年度情報システムのほう、４月から稼働いたしまして、平均しますと月に１名程度問い合わせがございます。ご質問の実際に就職に至ったかにつきましてですけれども、特に現況では相談に来られた方、その後どうなったかという部分に関しましては、町のほう今現在関与しておりませんので、情報としては持ち合わせておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　企業でも定年になった方を再就職、雇用させたり、雇用の場は広がっているというふうに理解はいたします。ただ、いろんなケースがあって、何年かたってからまた働きたいというような方も当然出てくるわけでございまして、この情報システムというか、県のシステム等々もこれから十分活用をしていただくように広報もお願いしたいなというふうに思っています。

それから、シルバー人材センターでございますが、ここには細かい状況は答弁いただいておりませんが、昨年特にいろんな関係もあったのでしょうが、仕事を依頼してもなかなか仕事がやってもらえないというようなことで、シルバー人材センターの機能が低下したなというふうな感じを持ったわけですが、昨年体制が変わりまして、事務局長がかわったり、理事長がかわったりして、今日ここまで来ているわけですが、現状としてシルバー人材センターの内容まで、どのくらいの人数で、どういうことが、現在発注がどうなのだというようなことがわかりましたら、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

シルバー人材センターの状況でございます。平成27年度の３月末でいいますと会員数は261人。就労の実人員といたしますと244人。就業率は93.5％というような状況になってございます。そして、今年の状況でございますが、平成29年２月末現在においては、会員数が282人、就業実人員が240人、就業率は85.1％というような状況になってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　そうしますと、会員はふえているけれども、就業率は落ちているということの原因というのは何なのでしょうか、仕事が少ないということなのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

仕事で、未就業者の方の状況といたしますと、一番多い理由としますと、ほかのところで何か仕事をされている方もいらっしゃるということで、そういったことでこちらで仕事をしていないと。それから、また自分の会員の方の健康状況、それに応じてちょっと仕事ができてないというようなこと。それから、また依頼をされている仕事の中で、自分に合う仕事がないからというような形で引き受けていないというような状況が主な理由ということになってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　私の聞くところだと、この近隣の町村からすればシルバー人材センターの機能が、職種といいましょうか、企業への仕事をもらったりというものが、嵐山特に多いということで、全体的な売り上げもふえているというふうに捉えているのですが、傾向として引き続きそういう状況が続いているのかどうか、何か問題点があるかどうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

実際の契約の金額等を見ますと、26、27の状況でございますけれども、26年度は1億6,366万1,786円、それが27年度になりますと1億6,281万2,151円というようなことで、若干ではございますが、契約金額等も少し少なくなっておるというのが現状でございます。今年の状況につきましては、ちょっとあれなのですが、そういったことで少しずつは少なくなっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　残念ながら減っているということです。これも去年の春までといいましょうか、なかなか頼んでも仕事をやってもらえないというようなことが起こった影響が出ているのかなというふうに思っていますが、特に近年草刈りだとか、植木の手入れだとか、そうしたものも減ってきているというふうな傾向なのでしょうか、その辺はどうなのでしょうか。

聞くところだと、働き手が大分減ってきたので、なかなかそれを、要するに骨を折れてしまうというか、汗をかかなければならない仕事がどうもやりたがらないという

とか、傾向的にそういうことで働く人が少なくなってきた。ただ、使ったことがない人が機械を使う、あるいは技術を磨く、そうしたものの研修制度がなかなかとれなかったということが、と聞いておるのですが、それに向かっては改善策とっているというのですが、その辺の分野についてはどうなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃいましたとおり、草刈りですとか、植木の剪定等、そういったことには、ある程度一定の技術といいましょうか、そういった持っていないとなかなかできないのかなと。草刈り機等も使うのに当たりましても、講習等を受けていただいてからというようなことでやっているのだというふうに思います。昨年の状況等を見ますと、やっぱりそういう実際やられる方の人数といいましょうか、そういったものが少なくなっておりまして、実際の依頼をされてもなかなか新たな仕事ができない、半年先だとか、そんなようなことになってしまっていた状況もあったようでございますが、ただ草だとかいうことは、やっぱり季節のものですので、その時期にできないと意味がないといいましょうか、そういうことになってしまいますので、受注があったときにすぐ対応ができるような体制ということで、今年度先ほど言われていましたように、事務局長もかわられまして、そういった研修等につきましても取り組んでいくというようなことでございますので、今後はそういったことがないようにやっていただけるのかなというようには感じております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　働くことが極めて健康にもつながるわけでございますので、シルバー人材センターの仕事も、町もかなり利用しているところもあるわけですが、そうした問題についてもひとつ今後とも考えていかなくてはならないというふうに思っておるのですが、シルバー人材センターに対する町の姿勢というか、どういうふうにお考えになる。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　今課長からご答弁申し上げましたけれども、例えばという話で、外

仕事です、特に草刈り、昨年は９月ごろ頼んでも翌年の春になってしまうと、そんな状況が続いたわけです。これでは、シルバーの役割、町民からの期待も果たせないということで、今申し上げましたように、外仕事をできる人たちを研修を使って、刈り払い機が使えるように、そういった研修も実施をしていただきました。いろんなことを努力を積み重ねていただきまして、今では大体草刈りで１カ月半ぐらい待ちまで持ってきたということでございまして、かなり仕事が進んだというふうに思っております。

町では財政支援のお話も、今課長から申し上げましたけれども、それだけではなくて、そのほか県のシルバーの本部といいましょうか、取りまとめご指導をいただいている機関からは、今の委託契約ではなくて、これからは派遣契約、こちらに切りかえることによって国からの助成金を潤沢なると、こういうふうな話もいただいておりまして、シルバーの経営そのものにも町のほうからいろいろご援助申し上げるということで、理事会にも担当課長入っておりますし、いろんな経営の面、財政面、いろんな面でご支援申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　生きがいづくりはいろんな面があるわけですが、この中でも答弁書にもありますが、彩の国いきがい大学、しばらく東松山市にあったわけですが、女性教育会館においてこの大学が開校されているということでございます。本町からも相当な方が、人数がどのくらい行っているかわかりませんが、こういったところで学んだ方が地元、嵐山町の中で高齢者のいろんな会といいましょうか、そうしたところで活躍をしてリーダーとなっていただくということが極めて大事だというふうに思っております。

先般、彩の国いきがい大学については、広報で入ってはおりましたが、町としての彩の国いきがい大学へのかかわりというのはどういうことになっているのですか、特別なかかわりというのはないのですか。場所は女性教育会館でやっているわけですが、その辺に一回ちょっと少し。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

こちらの彩の国いきがい大学につきましては、県の事業ということでございまして、町のかかわりといたしますと特にやってないということでございますが、こういった広報といいましょうか、そういった応募に関する広報ですとか、そういったことを町ではやらさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　そうしますと、彩の国いきがい大学長く経過しているのですが、そこで学んだ方がどういう人たちがいて、何人ぐらい卒業されているとか、そういうのも全然わからないということなのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、県の事業ということでございまして、どの方がこれを申し込みをして受講されたとか、卒業されたとかいう情報につきましては、町のほうでは把握していないという状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　残念といいましょうか、大学で学んでみずからが生きがいづくり、生きがいが出て、それは結構ですが、でき得ればそういう方々が地域でお年寄り、みんなでいろんなことを展開していくリーダーになってほしいなというふうに思うのですが、今後調べることができましたら調べていただいて、高齢者対策について活用できればいいかなというふうに思っておりますが、それについていかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

こちらの大学のほうは、社会の変化に対応できる能力を身につけ、社会参加による生きがいを高め、卒業後は、地域活動のリーダーとして活躍していただけることを目的にしているというようなことにもなってございますので、町といたしましても今後はこういったことを把握しまして、ぜひこういった地域で活躍していただけるように

していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　健康を延ばそうというプロジェクトの中で、いろいろ展開しているわけですが、そうした中で嵐山町もみずからスポーツを展開していこうという高齢者がマレットゴルフ場をつくったり、あるいは草原広場でグラウンドゴルフの大会をする連盟ができたりしているわけですが、こうしたものへの支援も私はもっともっと展開していかなければいけないのではないかなというふうに思っているのですが、１点だけお伺いいたしますが、草原広場の関係で、いつかトイレの話を申し上げたことはあるのですが、あそこを使っている方々がトイレがなくて困っているということでありました。ただ、29年度予算にもそのトイレのことは載ってはおりません。ですから、そういう予定はないのかなというふうに思っていますが、ただいずれにしても、女性会館のトイレを使わざるを得ないということの中で、私は今後やっぱりそこには何らかの、草原広場だけでなくて、テニスコートもあったりします。ですから、これは私はぜひ必要かなというふうに思っているのですが、これについての考え方はどうなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　草原広場、またテニスコート、県のほうの土地を町のほうで無償で借りて現在管理しております。安藤議員からもいろいろ要望等もいただきまして、ヌエックさんのほうにもいろいろお尋ね等しております。担当課としては、財政上予算化できれば、仮設のものでも設置できればと考えてはおるのですが、なかなか厳しい財政の中で、今後も利用者の方に、やはり冬場になると上まで行くのはかなり距離がありますので、そういった面は当然考慮しております。

ただ、現実的にきちんとした浄化槽を持つようなトイレを設置するとなると、やはり多額の金額がかかりますし、また安易な仮設ですと、かえって夏場など等は利用者の方も不便になると思いますので、できるだけ快適な形でご利用いただけるように、今後も検討をしていきたいと考えております。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　その団体が、あそこではもう大会ができなくなってきてしま

うというようなことまでなってきているようでございます。やっぱりせっかく草原広場を利用しながら、あそこはテニスコートも、先般人工芝ですが、張りかえるという事業も展開しているわけですから、私は何かトイレは必要なんかなというふうに思っておりますが、これからもひとつ検討するということですから、検討していただければありがたいというふうに思っております。

次に、２番目に行きます。高齢化社会の中でここでも、答弁でも通いの場という、私はこういう表現の呼び方というか、こういう捉え方もあるのかなというふうに今つくづく思ったわけですが、嵐山町にもおばあちゃんちというか、今はそういう呼び名で、かつてはやすらぎでいろんな展開をしてきたわけですが、方向はそうだけれどもとおっしゃいますが、嵐山町では今こういうことを具体的に展開している地域の場所というか、そういうのはあるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

通いの場の充実をさせていくということでございまして、町ではいろいろな一般の介護予防事業といたしまして、講座ですとか、教室等をいろいろやっているわけでございますけれども、そういったところを卒業した方たちが、自主グループというような形で活動をしていただいているというような状況がございます。例えば以前、平成17年から26年まで、めざせ100歳元気！元気！事業というのを各地区でやっていたわけでございますが、その中で発展をしまして自主グループということで、現在も活動されている地区がございます。例えば菅谷１区、菅谷２区、菅谷７区、平沢２区、吉田２区、こういったところでは自主グループとして今でも活動をしていただいているところがございます。

それから、脳の健康教室ということでやっていますが、それらにつきましても終わった方々が自主グループということで、頭をよくしよう会というような会。それからまた、29年度からはさくらの会というような形で新しくそういった立ち上げをしてやっていこうという方もいらっしゃるということで、こういったことで継続して、そういった活動が続いているという状況は、町の中でもある状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　それをやっているのは集会所なのでしょうか、どこか個人、特定のうちを利用してというか、そういうことはどうなのでしょうか、集会所なのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　ほとんどが集会所だと思います。あと、脳の健康教室等の自主グループにつきましては、増進センターを使っていたかなというのもあるのですけれども、大体が地区の集会所等でやられております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　高齢化社会の中で、なぜこれを取り上げたかといいますと、聞いたかといいますと、やはり元気なお年寄りが気の合った者同士でいいのですが、何人でもいいと思うのですよ。空き家をそんな金をかけずに、空き家ですから、生活の間として使っていたわけですから、そういうものを利用しながら、シェアハウスではありませんが、そこに行けば、うちにいれば冬は暖房も入れなければならないし、夏は冷房も入れなければならない。そうしたものがシェアできるということもあって、あるいは３番目におたすけサービスもあるわけです、買い物難民というものの解消の一つのツールになるのかなというふうには思っているのです。

ですから、空き家を利用して、その近くで生活といいましょうか、憩いの場が設定できれば、通いで歩きで行ける範囲の通いの場というのは私はこれから必要なのかな、できるのではないかなと思うのですが、期待ですが、ただ試しにどこか設定してみて、やっぱりやってみるという中で、マニュアルができたり、そういう方向、年寄りの生活のシステムができれば、新たな展開になるのかなと思ったりするのですが、こうしたことに対するモデル的なものを設定しようということの考え方はどうなのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

空き家等の利活用についてということでございますが、空き家につきましてはこれは全国的な問題でございまして、嵐山町でも大部ふえてきている。それに対応して、環境農政課のほうでも空き家等対策計画を策定したり、また空き家バンクを設立した

りして、いろいろな対応をとってきている状況でございますけれども、高齢者の関係の集いの場、通いの場ということにつきましては、そちらのほうも一つの方法として現在でも考えていっている状況でございます。

例えば、１月から町民ホールを利用して認知症カフェといいましょうか、嵐カフェというのを今開催を１月から始めたところでございます。１月、２月と２回ほど実施をしましたが、そういったものを行く行くは町民ホールではなくて、そういった空き家等を利用して活用ができていければいいのかなというようなこともございますので、29年度以降前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　お年寄り同士がお互いに頑張って生きていく時代になってくるのだというふうに思っていますので、何かモデルケースをつくって、それがまた波及してくればよろしいのではないかなと思っていますので、ぜひひとつモデルケースになるようなものを指導して、進めていってもらえればありがたいというふうに思っています。

それでは、３番目に移ります。おたすけサービスが随分定着してきたなというふうに思っておりますが、この利用会員が、あるいは協力会員もそうですが、内容的にはちょっとわかりませんが、利用会員と協力会員が動向的にはどうなのでしょうか。利用会員が新しくふえ61人になったというのですが、会員になって途中で抜けていくとか、そうしたものが状況的にはどうなのですか。利用会員、両方ですが、状況がもうちょっと詳しく聞けたらよろしいかと思うのですが。

買い物、これの中には、本当におたすけの事業だなというふうに思いますが、身近な買い物とか、そうしたもののサービスを利用する人たちが、今買い物難民云々というのは出ていますが、それについてはどんなふうな状況なのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

おたすけサービスの状況でございますが、利用会員がいて、協力会員がそういった手伝いをしていたくということでございますけれども、先ほど答弁の中でもさせていただきましたが、利用会員の増加に比べまして、協力会員のほうの増加といいましょ

うか、それは少ないような状況でございますので、なかなかそういったのに対応ができていってないといいましょうか、そんなことも一つの問題があるのかなというふうに思いますけれども、こちらのほうの事業は大分浸透してきているというふうには考えております。

それで実際のサービス利用時間でございますが、28年度12月までということでございますが、先ほどもありました、買い物代行につきますと49時間です。一番多いのがやっぱりごみの梱包ですとか、ごみ捨てというものが377.5時間ということで……失礼しました、それ２番目です。一番多いのは庭の手入れ、雪かき等、雪かきは今年はなかったのかもしれないのですが、そういった項目になっておりますので、庭の手入れ、雪かき等というのが599時間ということで、こちらが一番利用としては多いような状況になってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　おたすけ事業につきましては、基本的には商工会と社協でやっていることでございますので、直接はそちらのほうで実施していくということだと思っています。おたすけサービスが、これはマッチングしなきゃだめなので、利用者ばかり、利用者ふえても、協力者がいなければだめな問題ですから、そうした連携が進むように、それを実際やっているところにひとつご指導いただければよろしいかなというふうに思っております。

それでは、２番目に移ります。観光案内板についてお伺いいたします。町の実施してきた川のまるごと再生事業がほぼ完成を迎えます。それから、昨年から始まった地方創生事業で取り組む千年の苑の事業が展開をされているところでもございます。そうした中で、やはり観光というものが今まで以上に観光客が来ることが想定をされるわけでございます。また、全町的にも観光について、観光の種といいましょうか、そうしたものを全町的に展開をしている部分があるわけですので、これから観光案内板というものが非常に大事になってくるのかなというふうに思っておりますので、ここでお聞きするわけですが、（１）で町内の観光案内板の設置状況についてお伺いいたします。

（２）、新しい観光事業の完成による案内板の見直し、これも当然必要になってくるのかなと思ったりしますが、それから今後新設する計画があるのかどうかについて

もお伺いいたします。

（３）で、観光案内板、どうしても車社会を想定する案内板が考えられることが多いわけですが、さて現在嵐山町にも駅をおりて歩く人もふえたり、あるいは町内でウオーキングを始める方、町場にて全然奥の方に行ったり、ことがわからなかったり、あるいは町場にいても甌穴というのはどこなのだいというようなこともあるやに聞きます。したがいまして、歩行者にもわかりやすい案内板、あるいは道しるべが必要ではないかなというふうに思っておりますが、この現状と方向性といいましょうか、こういう歩行者に対する案内板、案内板といいましょうか、道しるべを設置することについての考え方がありましたら、お伺いいたします。

○大野敏行議長　一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をとります。

再開時間を３時50分といたします。

休　　憩　午後　３時４１分

再　　開　午後　３時５０分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤欣男議員の質問に対する答弁からです。

それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、質問項目２の（１）から（３）まで、順次お答えをさせていただきます。

（１）につきましてお答えをいたします。観光案内板につきましては、駅の東西の出口に設置をしました観光案内図をはじめとして、バーベキュー場や農産物直売所にも設置をしております。また、大平山の遊歩道コースの案内板が３カ所、ふるさと歩道の比企丘陵縦断コース案内板が２カ所、主要部分の解説をした解説板が17カ所ございます。

このほか、平成24年度のふるさと創造資金を活用し、国道の254バイパス際に２カ所の大型誘導看板の設置を行い、道路や遊歩道に設置していた方向を指し示す木製の指導標38カ所を道路標識タイプにリニューアルをしたところであります。

次に、（２）につきましてお答えをいたします。川のまるごと再生事業の完了や千年の苑事業の実施により、今後は誘導看板や指導標の追加設置と観光案内板の補完が

必要になります。これにつきましては、各事業ごとの完了時期に合わせて、順次追加の設置や補完を行う予定をしております。

次に、（３）につきましてお答えをいたします。（１）でもお答えをいたしましたが、案内坂や道しるべに関しましては、木製であったものから道路標識タイプにリニューアルをし、特に道しるべとしての機能を果たす指導標につきましては、増設や方向修正が比較的容易に可能となるものを設置しておりますので、現状にて補完の対応を図る予定であります。また、今後は外国人旅行者を視野に入れた案内板や指導標につきましても、検討をさせていただく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　順次再質問を行います。よろしくお願いいたします。

（１）から入りますが、私もこれ質問してから、改めてやはり見て歩く必要があるなというふうに思ったりして、見て歩きました。気がつかないところにあったりして、なかなか配慮がされているのだなというふうなことを改めて痛感はいたしましたが、ただこれ大体がバーベキュー場、あるいはここにあるように大平山の関係とか、そうしたものが、主に駅からこっち側といいましょうか、が多いのだよね。北部のほうにはないのです、正直。ですから、北部にもこういう必要のあるとことが、本来はあるのですが、これ設置してこなかったのです。

きれいになって、特に観光的な要素が、今まで観光というのが余り重きを置かなかったというものもあるのかもしれませんが、北部でもブルーベリーがあったり、あるいは勝田では梅の梅園があったり、近年特に金泉寺、固有名出してしまいますが、あそこなんかも昨年はＮＨＫが取り上げたのです。そしたら、ＮＨＫの放映力というのはすごいなと思いますが、設置者そのものも驚いてしまったのですが、大体２万人ぐらい来るようになってしまったと。しかも、駐車場が狭いものですから、あるいは道路も工事中であったり、狭くてガードマンも頼まなければいけなくなったということで、おかげで入場料は取っていないのだけれども、金ばかりかかってしまってねということになりましたが、ただここも実は案内板がないのです。自分で金泉寺事務室ですよというのは立ててありますが、町の関係は正直一本もありません。こういう見直し的なものも考える必要があると思うのですが、私はないと思って言ってしまっているのですが、北部のほうにはあるのですか、どうなのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、北部に対しましては現状では案内板を含めまして、歩行者のための指導標等ないのが現実でございます。議員さんも一例で、アジサイの関係でおっしゃっておりましたけれども、ＮＨＫで放送された後、問い合わせが担当のほうにも寄せられまして、毎日かなりの件数の問い合わせがございました。約２週間ほどずっと毎日続いていたような状況でございまして、そういった方に案内をするのにも目印的なものがないものですから、案内にも担当としても困ったという部分もございました。

したがいまして、ご質問にもありますように、答弁にも入れさせていただきましたけれども、今後は千年の苑あるいは川の再生事業の完成に伴いまして、それとあわせる形で北部方面の指導標、案内板に関しましても考慮していきたい、考えていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　それから、案内板のつくり方がいろいろあると思うのですが、観光マップがありますよね。観光マップに合わせた案内板づくりをしてもらわないと、観光マップを見ただけではわからない部分が出てきてしまう。観光マップに案内板って載っていないので。これは私は大事、どこかに案内板がありますよというようなこともあったり、あるいは案内板が観光マップに載っているものを誘導するような案内板が要かなというふうに思っているのです。

特に、いろいろになってしまって申しわけありませんが、駅の東口へおりた場合、これはバーベキュー場へ行くものがわからないのです。今度あわせてやるということですが、こういうことも、西口からだとあるのです。駅通りからずっと行って、行く場所がわかる。東口はわからない。ですから、東口へおりてしまった人は、バーベキュー場はどっちなのでしょうかねって、私聞かれたことがあるのです。いや、こうですよと言っても、あっち行ってこうだって、なかなか教えるのも教えづらいことが実態なのです。だから書いて渡さないとだめなのです。

ですから、特に千年の苑、あるいはこれから川のまるごと再生で大平山も大きく変

わるわけですが、こうしたものの誘導というのをわかりやすく考えて案内板あるいは誘導板をつくってほしいなというふうに思っているのですが、これについていかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

議員さんの話にもございましたけれども、駅の西口をおりられた方に関しては、方向どおりの案内板が出ております。しかしながら、東口におりられた場合には、逆の方向を向かないとなかなかイメージとして湧かない部分もあろうかと思います。看板に関しましては、観光の案内板に関しましては、大きさの制約等もございますので、その辺を考えた上で、わかりやすいものをというふうなことで考えていきたいというふうに思っております。

あわせて観光のパンフレット、恐らく看板を見ながら、パンフレットも一緒に見るのかなというふうに想定するわけなのですけれども、パンフレットもあわせて見たときに、これは方向が逆だというふうなことがわかりやすく行けるような形をできるだけとりたいというふうに思っているところでございますけれども、こちらに関しましては、観光協会等とあわせて相談をしながら、北部、そして従来の西部のほうの部分もあわせた形で見直しを今後は検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　それから、観光案内板で、私はここには何でつくらなかったのかなというのが１カ所あるのです。どうしても必要だなというのが。それは、インターをおりて嵐山に入ってきて、インターをおります。ここには、観光に対する案内板、何もない。工業団地、熊谷方面。何か観光に対してのはないのです。確かにカーナビで来るから要らないのかなと思ったり、インターネットで見てくるから要らないのかなと思ったりはするのですが、そういうのを見て来た人が、嵐山町に入ってきて、インターをおりて、やっぱり「ようこそ」とかってあれば、ああ、やっぱり嵐山に来た、いよいよ来たのだなと思ったり、目で見て改めて嵐山町に来たことが実感としてくるのかなと思うのですが、これからそういうものをやっぱり大事にしていく必要が

あるのかなと思うのです。

だから、それの玄関、駅もそうですが、インターからおりて、こういうふうに行く、そういう誘導板的なものも、私は今後必要なのかなと思うのですけれども、あえて提案だけはしておきますが、車に対しての案内板のことも、どうしても必要な部分が多いわけですから、歩行者もそうだし、拠点拠点には、車で来た人に対してもわかりやすいものを設置しておくということが必要かなとも思うのです。

ですから、向こうから来て、これ今度千年の苑については、でき上がったら看板をつくりますよというのですが、254から、バイパスから来て、嵐山に入ったらわかりやすいような何か、やっぱり観光で売っていこうというのだから、町は金はかかるけれども、この点についてはいかがですか。ふるさと創造資金で、それ借りて利用して今やったというので、そういうものを使いながらやれるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今いろんなご指摘をいただきました。全くそのとおりだと思うのです。それで、各自治体でもいろいろ観光について、あるいは歴史文化について力を入れておりますので、観光案内もそうですけれども、町の案内についてはいろんな形で先進的に取り組んでいるところがどんどん出ているのです。そういう中で、嵐山町もまねができるところはまねをして、後をくっついていかなければいけないと思うのですけれども、今おっしゃったように一番の問題は観光マップに対応していく、これは越生町がやってます。越生町が、観光コースを５つか６つか、そこつくって、春夏秋冬、このコースがいいですよ、梅が咲いたらこっちですよ、秋はこっちがというようなことで、そういうのができている。

数日前の新聞にもありましたけれども、長瀞町では何カ国語かを対応して、それで県で川越市、それから東武線、西武線を使った形で誘導を県のほうではしていく。それに地域は応援してください、倣ってくださいというようなことにもあれして、長瀞ではそういうようなことをやっている。そして、小さな自動車、電気自動車で動き回れるようにやったりとか。

それから、県のほうでやっているのというのは、うちのほうも健康づくり、文化スポーツとも連携をとってマップをつくりましたけれども、ここからここのところまで

何キロなんで、消費カロリーが幾らですというようなことも載せて、何となくこういうふうに次から次にのっけるような形の道路案内になっているのです。

ですので、いろんな形を、ただここのところに何がありますという昔ながらのではなくて、新しいのを考えてやっていく。それには、県にもありますし、いろんなとこにあるわけですので、参考にして、嵐山でもいい方向のがとれるといいなと。それで、特にマップをつくっていますので、マップに対応した案内標識ができるといいのではないかと思いますけれども、おっしゃるとおりだと思います。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　新しい観光事業が展開する中で、今町長さんからも、マップを活用したものを考えていきたいということでございます。川のまるごと再生が終わって、完了させて、いよいよまた千年の苑もありますが、よそから人を呼んでやってみましょうという体制の中で、新たな視点で取り組んでいただくことをお願いしたいなというふうに思っておりますが、観光案内板については以上で終わりたいと思います。

時代が動いております。今、外国人に対するものも考えていきたいということでございますので、時代に合った案内方法を検討していただければありがたいというふうに思っています。また、これは恐らく観光協会との連携というものが大事かなというふうに思っておりますので、観光協会がこの問題について、全町的にどういうふうな視点を持ってやっていくのか、観光協会との連携もぜひお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、３番目に移りたいと思います。質問に入る前に、一言申し上げさせていただきたいのですが、本年、教育行政に長年お骨折りいただきました小久保教育長さんが、３月末をもって退任されるということになりました。思えば小久保教育長におかれましては、本町の教育に対しましては、菅谷中学校の校長先生、それが退任した後、今度は幼稚園の園長さん、また近年、教育長として先頭に立っていただいたということでございまして、本当にご苦労さまでございました。

特に近年、本町で各小中学校、極めて順調に問題なく教育行政が進んでいるわけですが、これももちろんそれは各小中学校の校長先生が、教員の皆さん方と連携を密にして、この展開をされてきているというふうに思っておりますが、その教育委員会の代表であります教育長さんが、その人徳の中でこれもうまく展開してきたのかなとい

うふうに思っておりますが、教育長さん、その人生を教育一筋に当たってきて、大勢の子供たちを育てたというふうに思っておりますが、本当にご苦労さまでございました。心から敬意と感謝を申し上げさせていただきます。

それでは、質問に入らさせていただきますが、去る１月９日の、平成29年の成人式が、実行委員会方式でございますが、盛会に実施されました。申すまでもありませんが、義務教育を終わった、中学卒業してから５年たつわけですが、それぞれが社会人になったり、大学あるいは専門学校で勉強に当たっているというふうに思っておりますが、成長した姿を見ることができました。

また、第３回になるということですが、いいとこスピーチコンテストを各学校の代表として12人の、言うなれば選手でしょうか、発表者が発表に立って立派な発表が見ることができました。それぞれ子供、若い人たちが立派に成長したことをうれしく思っておりますが、ただ何点か気になったこともあったりしますので、お伺いをしたいと思いますが、（１）、成人式についての評価と課題についてをお伺いいたします。

それから２番目は、いいとこスピーチコンテストについてどう評価し、今後どういうふうな形になっていくのか、あるいはどんな課題があるのか、お伺いをしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　答弁に先立ちまして、安藤議員さんにおかれましては過分なるお言葉を頂戴し、恐縮至極に存じます。

それでは、ご質問に対しまして、（１）につきましてお答えいたします。成人式につきましては、平成23年度より実行委員会の運営となりまして、本年で６年目を迎えました。本年も、公募や中学校へ依頼したり、成人者を中心に中学生、高校生、大学生、社会人といろいろな世代の実行委員25名で構成、実施いたしました。華やかな振り袖やスーツを着た新成人たちが式典に臨み、旧友や恩師との再会を喜びながら、新たな門出を祝福されました。

評価といたしましては、１、実行委員は、世代間交流や行政とのかかわりを学ぶ貴重な体験をしている。２、オープニングの嵐の太鼓演奏でお祝いムードを盛り上げ、恩師の登場、ビンゴゲーム等で式が楽しくスムーズに進行し、新成人代表の頼もしい感動的な挨拶で締めくくられた立派な誇れる成人式となった。３、150名、全体の参

加率は70％でございますが、町内卒業生を対象にしますと82.4％のアンケート回答者の90％以上が式全体に満足し、感謝の気持ちをあらわしており、決意を新たにした成人としての自覚が感じられた等が挙げられます。

課題としましては、実行委員の選定に関しましてはかなり時間を要するので、新たな方策が望まれます。２、１年のみの実行委員だと理想どおりの運営が難しく、式を一層充実させるには、２ないし３年継続してできる人の確保も必要ではないかと考えます。３、社会教育の一環として、準備や本番での応援、支援ができる体制が望まれる等が考えられます。

（２）につきましてお答えをいたします。嵐山町いいとこスピーチコンテストの開催につきましては、平成25年第４回定例会において佐久間孝光議員の嵐山町の魅力再発見、再考についての質問の中で、小学生高学年、中学生による嵐山町、地域、家族のいいところスピーチコンテスト（英語または日本語）実施のご提案を踏まえた経緯がございます。

教育委員会としましては、次の年度の平成26年１学期検討を重ね、９月に嵐山町人材育成教育ビジョンを策定しました。多くの文化遺産、豊かな歴史的風土を重視し、町内の小中学生にグローバル化に対応する人材育成を積極的に推進するために、ふるさと嵐山の伝統、文化、歴史を尊重、理解し、郷土の偉人、先賢に学び、ふるさと嵐山を語り、誇れる嵐山っ子を育てることを目標といたしました。このビジョンの具体的な取り組みの一つとして、小学校５、６年生、中学校１、２年生による嵐山町いいとこスピーチコンテストの開催に至った次第でございます。

評価といたしましては、１、各小中学校校長先生をはじめ先生方の協力、指導のもと、平成26年度506名、27年度509名、28年度、本年度でございますが、535名、いずれも90％以上の応募がありまして、冬期休業中に原稿用紙３枚以内で、嵐山町や学校のいいところや魅力について作文にまとめる課題が定着しました。２、一人一人の国語力の向上につながり、歴史、文化、自然豊かな嵐山町を誇りに思い、よさを再発見するよい機会となっている。３、自分の町のよさを町内外に発信、紹介できる資質、能力が少しずつ培われており、グローバル人材としての活躍が期待できる。４、本年度は大野議長、安藤議員をはじめ議員の皆様、教育委員、区長会長、学校関係者、保護者の見守る中、今まで以上に活気に満ちたコンテストになった。５、町観光協会、町商工会より賞状、額、商品等を寄贈いただき、温かい支援体制が確立されている。

課題といたしましては、今後一層発展させることを前提として、今まで冬期休業中に課題を出していたのですけれども、夏期休業中の課題作文に続け、10月ごろに開催する。代表12名、例えば「いいとこ訪問団」、これ仮称でございますけれども、としてお年寄りの会や施設等でスピーチをする機会を導入する。２、テーマを町、学校のいいところ、家族、地域の人の温かさ等広げて、好きなテーマを選択させて、作文にまとめさせ発表する。３、対象を高校生、大学生、専門学校生等若者に向けて、嵐山町のいいところを踏まえて、未来の嵐山町を英語または日本語で語るコンテストを開始する等が考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　成人式の関係で、アンケートで参加した方々が、よかったという評価をされている方が多かったということは、本当に今年の成人式も成功だったのだなというふうにつくづく思います。ただ、私がなぜきょう、成人式は何年も前からやっているわけですが、今年の成人式は特に５年前といいましょうか、それは菅中が荒れたときの人たちです。だから、その方々がやっぱり成人にもうなったのだという。やっぱり見て、それぞれ立派になったなというふうに思ったものですから、この成人式は成功だったなというふうに思います。

ただ、今年は、ここにも実行委員会方式でこれやっているわけですが、課題という中で出ているのですが、やっぱり実行委員会方式の中で文化スポーツ課はどのくらいのかかわりをされているのか。全部実行委員会に任せてやってしまっているのかなというふうな思いがしたりしたのですが、というのは当日マイクが悪かったり、あるいは前の年だと子供、実行委員会のメンバーが全体で当たっていたなというふうに思ったのですが、去年は中学生がマイクを持ってインタビューやったり、去年のはよかったなと、今年はそういうのがない。中学生はそんなに動いていなかったりしているのですが、このかかわりというのはどうなのですか。

それともう一点、この実行委員会委員になるという人たちが、ここに２年ぐらいやったほうがいいというふうにも出ておりますが、実行委員にぜひ入りたいという人たちが、公募なのでしょうが、どういう状況なのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　お答えさせていただきます。

実行委員の……まずその前に文化スポーツ課のかかわりでございますけれども、実行委員会という形で各世代の方、中学生、高校生、次年度の成人式該当者と当該年度の成人式、成人者の方々集めて、いきなりそこから始めるということで、知っている顔もあれば知らない顔、例えば中学生たちは成人者とかとは直接かかわりがないわけですから、その中で成人式を実行委員会方式でこういうふうに進めるのだよということで、会議を何度も開くわけなのですけれども、半年以上かけて。それには社会教育担当の者がオブザーバーといいますか、全体の方向性がそれないように、そういう道筋だけはきちんと押さえて、ただし実行委員会方式ですので、会のその年、年でやりたい方向性というものをうまく手助けするような形でバックアップしております。それと、一応成人式という式典でございます。来賓の方々も見える席での式典ですので、その辺のところも節度を最低限外れないようにというようなことも、当然文化スポーツ課として後ろ盾をしているという形になっております。

それと、広報等で公募もいたします。それとあと、一応学校のほうで当時の生徒会の役員であったりですとか、また各学校からの推薦等も受けておりますけれども、それとはまた、一本釣りでといいますか、やってくださいといっても１人だとなかなか、私だけだという方も当然いらっしゃいます。ですので、友達のつながりで、誰々と誰々君も一緒にどうですかみたいな形で、ある程度気心が知れた人間がやはりいないと、その後実行委員会という会議を開いても、話がなかなかスムーズにいきませんので、そういうやっぱり中学校のときからの関係性ですとか、そういうのも考慮して実行委員会を選んでおります。

それと、やはり安藤議員、先ほどご質問あったように、今年の中学生がちょっとおとなしかったということで、その後の反省会でも、やはり中学生からすると、実行委員の方は成人者と次年度の成人者ということで、やっぱり４つ、５つ上のお兄さん、お姉さん方がメーンの式典となるので、その辺でやはり１年ぽっきりだけの実行委員会だと、なかなか単体でいると発言するのが難しいというのもあったので、その中で今年の反省の中でも、もう少しグループ討議等をして、中学生なら中学生の意見がもっと反映できるようにしたらよかったのではないかなという反省も出ております。

以上です。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　完璧というのはないのですが、やっぱりポイントは担当課も踏まえてやったほうが、特にマイクの音量なんかはやっぱりそこでやってやらないとできないのだと思うのです。そういうのはひとつ、細かいことですが、お願いしたいなというふうに思っております。何としても、成人式でよかったと言って、成人になった自覚を持ってもらうことが一番の大事なことでございます。

ただ、１点だけ聞きたいのですが、こういった成人式では帰りに、来たときに旗を立てていたのです。帰りに外車だのオートバイで、玄関前からだっと出ていったのです。何人かグループで。やっぱり元気のある青年もいるのだなというふうにつくづく痛感はしたのですが、特に新聞に載るようなこともなかったりしているのですが、警察のほうから何か問い合わせとか、こういうことがあったというようなことは、町へはなかったのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　今年は、昨年よりも車の台数とバイクも多かったのですけれども、実際警察からどうこうということはなく、式典の最中も、玄関前とか乗ったりはしていましたけれども、駐車場ではたまたま前のほうは一般の車がいっぱいだったので、駐車場の一番奥のほうに彼らの車をとめたりとか、それなりの子たちでしたけれども、式典を妨害するような行為はなかったので、あれぐらいであればまだ大丈夫かなという感じでございました。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　次に、２番目に移りますが、いいとこスピーチコンテスト、これ３回目で、これを教育長さんが取り上げて、これできて、費用もかからずに観光協会と太陽インキでお骨折りいただいているということでございます。参加者が年々ふえてきて、特に私は大妻嵐山がこれに協力してくれて、今年もこの最優秀の中には大妻嵐山の生徒なのです。だから、私は中学校が大妻があったりしながら、ああ、これが嵐山なのだなというふうに痛感をしているところでございますが、大妻の子供たちも嵐山に並んで嵐山町を評価もしています。

ですから、いいとこスピーチコンテストは、今年は嵐山町のということで見詰めてくれて、視点は大体似たり寄ったりのもあるわけですが、表現の仕方によって、あるいは作文の能力によって差が出てくるわけですけれども、こういうコンテストを今後

も続けていければという願いが書かれているわけですが、嵐山町だけではないのです。こういうのをやっている自治体、あちこちあるのです。やり方は、すぐ隣の滑川町だってそういうのをやっているのを聞いていますが、あちこちでやっています。何かこういうので、全国サミットもやるとかというところも聞いているのですが、こういう子供たちに町のよさ、あるいは人としての視点というものを改めて作文に書くということは、非常に私は大事だと思っています。

今年は、特に広報で発表したのです。全町的に配ったわけです。こういう捉え方もして、広報の担当も、全町的に知ってもらいたいことがという捉え方をされているのはよかったなと思っているのですが、いいとこスピーチコンテストについて、時間が経過しておりますが、教育長さんはぜひいろいろ考えているようですが、町長はどういうふうに。町長は、こういう子供たちへのいいとこスピーチコンテストのようなものに対する、子供たちは一生懸命踏まえているのですが、こういうものに対していかが考えますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変スピーチコンテストをはじめ、子供たちに意識づけを起こしていただけるのは、本当にありがたいことだなというふうに思っています。そして、もっと大切なことは、それらに町民の人たちが関心を持ってもらうような取り組みをやっていければ、なお成果が出てくるのかなというような感じがしております。そして、町を挙げて教育のまちづくりということですので、教育現場、それと行政、そして地域の一体となってこういう、成人式もそうですし、スピーチコンテストもそうですし、そのほかのことに関しても一緒にやっていける、一緒に考えていく、どうしたらいいだろうというふうな意見がいろんなところから出てくるというようなところまで盛り上がっていけると、町の中で成果が出てくるのかなと、そんな感じがしております。いろんな形でかかわっていただいている皆様が、いい方向に進めてきていただいておりますので、改めて感謝を申し上げたいと思います。

○12番（安藤欣男議員）　質問を終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長　どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時３８分）

平成２９年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

３月９日（木）午前１０時開議

日程第　１	同意第　１号	嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第　２	同意第　２号	嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第　３	議案第　１号	嵐山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定することについて
日程第　４	議案第　２号	嵐山町空家等対策の推進に関する条例を制定することについて
日程第　５	議案第　３号	嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについて
日程第　６	議案第　４号	嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて
日程第　７	議案第　５号	嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
日程第　８	議案第　６号	嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて
日程第　９	議案第　７号	嵐山町税条例等の一部を改正することについて
日程第１０	議案第　８号	嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
日程第１１	議案第　９号	嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
日程第１２	議案第１０号	嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについて
日程第１３	議案第１１号	平成２８年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定について
日程第１４	議案第１２号	平成２８年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第１５	議案第１３号	平成２８年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議定について

日程第１６　議案第１４号　平成２８年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定について

日程第１７　議案第１５号　平成２８年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定について

○出席議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　大　野　敏　行　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田　泰夫
書記	新井　浩二

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
中嶋　秀雄	総務課長
青木　務	地域支援課長
山岸　堅護	税務課長
村田　朗	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
山下　次男	長寿生きがい課長
村上　伸二	文化スポーツ課長
植木　弘	環境農政課長
山下　隆志	企業支援課長
菅原　浩行	まちづくり整備課長
深澤　清之	上下水道課長
金井　敏明	会計管理者兼会計課長

小久保　錦一	教育長
藤永　政昭	教育委員会こども課長
植木　弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第１回嵐山町議会定例会第９日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５６分）

◎諸般の報告

○大野敏行議長　ここで、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長　日程第１、同意第１号　嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで安藤副町長の退席を求めます。

〔安藤　實副町長退席〕

○大野敏行議長　提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　同意第１号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第１号は、嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町副町長安藤實氏の任期が平成29年３月31日に満了となるため、引き続き安藤實氏を嵐山町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

安藤實氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　安藤さんはとても腰の低い方で、いろいろなさってくださっているのはよくわかるのですが、私ここのところで、埼玉中部資源保全循環組合ですか、それに関しての町長及び副町長の姿勢というのは非常に悪いなと思っています。特に法令に反している部分があるということははっきりしているのに、それについて町長の考え方でいるのか、副町長の考え方というのはどういうふうなものであったのか。町長に対して、どのような進言ができるのか。

特に副町長というのはトップを何とか抑える立場にもあります。今回の予算を見ていますと、子供に対しての予算というのは本当に削減されてきて、こども医療費の問題もやっと何とかなったというか、中学生までが普通の状況に比企郡内で何とかなった。そのときに、副町長というのはトップに対してどのような進言をしていったか。今回の予算に関してもそうですけれども、非常に投資的経費が大きいです。投資的経費を今抑えていくという形をとっていますけれども、もともと町長自身は自己責任論がとても強い方です、家父長的な。それに対してどうやってそうではない方向に持っていくかというふうな形が副町長の役割であると思うのですが、副町長というのは予算の選定に対して、政策の策定に対して、どのような立場をとってきたか伺いたいと思います。それが１点。

２点目です。小川町、それから川島町では県から副町長を呼んできています。嵐山町の場合は、今回技官という形で県からの職員を呼ぶわけです。そうすると、小川町の場合は副町長で県からの職員だったので、その分嵐山町の経費というのは1,000万円弱ぐらい少なくなっていきますけれども、今回の場合は少なくならないです。逆に1,000万円ぐらいふえてしまうわけです、人件費で。そうすると、そこの部分は人件費の部分でほかのところにしわ寄せが行きます。そこの部分で、嵐山町の予算というのは非常におかしな状況になってきていると思います。なぜこのような状況をつくってしまったのか。嵐山町は副町長の段階で県からの派遣を呼ばなかったのか。その点について伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　副町長の日ごろの町長に対する、言葉は適切かどうかあれですけれど

も、チェック、それと意見に対して反対のあれができるのかというようなことも含めてのチェック、これが一番大きかったかなと、１問目。それはご承知のように、安藤副町長は役場の課長さんとして、また役場に入行以来、いろんな部署での経験、そして職員としての経験、そういうものが大変長い、そして職員との交流関係というのもしっかりできている。そういう状況というものをしっかり根に持っていて、それで一つのことに対して知識経験の少ない私に対して適切なアドバイスをその都度していただいているということでございます。

それで、これはそうなのかね、これはどうなのでしょうというようなことというのは、その都度意見がぴったり同じということは全くありません。その都度、意見を調整をしてこれはどうだろう、あれはどうだろう、それで意見がその場で決着がつかないときには、「ちょっと調べてみます」ということで職員に改めてやったり、改めていろんなことを調べたりということを副町長にやっていただいて、嵐山町の中の進むべき方向については一致をしたものをしっかりと進めているという状況でございます。

２点目、小川、川島町は県庁、外部から、またこの近辺では鶴ヶ島市は国から副町長、副市長をお願いをしてきていただいている、そういう状況でございます。そして、そういう状況はふえてきているように私も思います。市なんかは特にそうだと思うのです。そういう中で、なぜ嵐山は別のお金をかけて県からあれしないで、副町長がそういうふうになればそれで済んでしまうのではないかというようなお話ですけれども、そこのところをなぜ嵐山町はこういう方式をとっているか。

一番というのは、行政を、町政を行っていく上で一番何が必要かというのは役場の職員が何かをやる、これも大切ですけれども、それ以上に大切なのは町民の皆様がいかに行政に関心を持っていただいて協力していただけるか、これが一番であります。そして、外部から来た人、内部の人、全くそこのところが違うわけです。外部から来た人は、嵐山町にもし来た場合には菅谷のことも川島のこともふるさとのことも、将軍沢のこともわからないわけであります。そういうのを、嵐山町の中の副町長というのは全くわかっているというような状況。そこのところが一番違うところだと思います。そして、行政でこういうことをやっていきたい、それでこういうことを協力していただきたいということをしっかりお願いするのに、するほうと、されるほうがよく知り合っている、状況がわかっている、そういう中で行政を進めていくほうがさらに

効率が上がるというふうに私は確信をして、このようなことを進めているわけであります。

外部から副町長を呼んでいるというのは、町村会の中にもふえてきております。しかし、そういうところは、あえてどうなんだろうというのを調べて聞いてみましても、やっぱり知らない人が庁舎の中だけでもいろんな形で意思の疎通をしっかりあれするのに、やっぱりそれなりの時間というのがかかる。そういう状況を全く内部からのということであると即座にというこの強さというのは一番私が感じて、このような形をとっているということでございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は、特にここでこれだけの質問をするというのは、今までの一般質問などの答弁の仕方、特に中部資源循環組合に関しましては、余りに広域的な問題であるにもかかわらず、情報を隠そうとする、そういった答弁の仕方があります。それは、町長の指示のもとに副町長がやっているのか。副町長と町長が一緒に携えて、そしてそうやっているのか。本来ならば、しっかりした審議をするために、しっかりした行政の資料を出さなくてはいけない。ですけれども、それを出さないでいる、そういった状況です。それについて、町長と副町長との関係の中でどのような関係にあるのかということ。

それともう一つ、私がこれははっきり、今回選挙がなかったので言いますけれども、町長は自己責任論が強過ぎる。そして、家父長制度的な感じで町政を運営し過ぎています。ですから、私が質問して、その後何も言わない、まるで切ったことが、後になって後手後手、後手後手で、それで問題として出てきている。そういう状況を町長は自分で自覚されていないと思いますが、本来ならば副町長がそこのところをもう少し押さなくてはいけないところが、それができずに今どんどん、どんどんそういった形で、もちろん安倍政権のもとであるから、そういうふうな地方自治が進んでいくということはわかりますけれども、そういったことに対して副町長というのは町長に対して、住民の立場から、それから女性の立場から、子供の立場から、そういった意見を十分に聴取して、それを副町長に出していくのが本来の副町長の役目であると思うのですが、そこについてはどのような立場であったのか伺いたいと思います。

２点です。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　２点ご質問をいただきました。情報を隠しているのではないかということですけれども、何をもってそういうことなのか全くわかりませんけれども、情報は開示できるものはしっかり開示をするし、それをもってご相談を申し上げているというふうに思っております。情報を意識的に隠しているという考え方は全く持っておりません。

それから、副町長が進めるべき内容というようなものというのがちょっと弱いのではないかということです。町長は自己責任論というような話がありましたけれども、それが強いとかという話があります。副町長に今やっていただいているのというのは、国の役所の事務次官ですので、事務の全般をしっかり取り仕切っていただいているわけです。それで、私がわかる部分、情報として入ってくる部分というのは限られた部分です。その部分で、私に対していろんな助言、それから情報を流してくれるということは毎日連携をとっております。

それと、こういうのは、こういう話を聞いたけれども、これはというようなことを私は毎日そのときに話をしております。そういう中で、長と副というのは全ての問題において話し合いをする中で、意見が合わない部分については、もうちょっとここのところは調べてみます、先ほど答弁したとおりですけれども、そういう状況にあって副町長の情報を聞きながら、そして私は私で別のところから入った情報を生かしながら２人で話し合いをしながら、職員の意向を酌み上げながら、町民にとって町民福祉の向上はどこかということを毎日常に連携をとりながら行わせていただいております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　何度も言いますけれども、埼玉中部資源循環組合の問題と小川地区衛生組合の問題、これは明らかに情報操作されています。町長がどのような形で話し合いをして、そして情報提供していかないのか。一般質問に対してもそうです。12月議会で私が出した資料をもとにそれに反論してくるという形をとっていて、本来ならばそういった資料はつくらなくてはいけないものであるのに、そういったことが当たり前のように町長と副町長と行政の中で行われている。

広域議会に関しては特にそうです。広域議会は町議員が入っていけない部分がありますから、逆に言えばしっかり出さないといけないのに、それをやっていかないで、

法律に反していて、少なくても和解事項に反していることもそれをよしとする、そういうふうなことに対して何の進言もなくそれを進めていくというのが今の町政です。それは、本当に嵐山町にとって、今の町長と副町長の関係が正しく公共の福祉や公正な政治に結びつくとは思わないのですけれども、そのことについて伺います。

それともう一点。今の町長と副町長の住民聴取の意見とか行政からの意見を聞くというのは、まるで家父長主義そのものです。そのことを言っているのであって、それで実際に今回の予算や政策を見ていると投資的経費が余りに大き過ぎる。その投資的経費をとるためには、国の交付金を持ってくるから逆に投資的経費がふえてソフト面が弱くなっているのです。それは予算が足りないというのは、それは投資的経費が大きいから、逆に言えばソフト面を削らなくてはいけない。そして、いわゆる高齢者的な発想で政策がつくられていく。それについて、住民との関係、特に行政との関係を副町長や町長はこれからどのようにしてとっていくのか。これです。とても重要な問題だと思うのです。

町長が足りないところを副町長にやっていただくのだったら、それだけの部分を副町長が耳として持っていなくてはいけない。ですけれども、今の政治、予算を見ているとそういったものが削られていく。どんどん予算を削減していく。そういうやり方です。本当に必要なものは何なのか、町民が必要なものは何なのかということがこの予算書や政策提言には出ていない。それを、どうやってこれから今の副町長と町長との関係の中でやっていくのか、伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。２点でございました。

中部、そして小川の衛生組合、これについて言葉はどうかわかりませんけれども、満足いく答弁がないということだと思うのです。そういうことですよね。それを「情報を隠している」という話で表現がありましたけれども「それは全くありません」と言いました。これは、ですから情報を隠しているというのは、広域でやっているのですから、嵐山町だけ言わなければいけないことを言っていないよとか、これを町民に隠しているよとかということが、情報が嵐山町で流れていないということです。広域でやって、広域の中で話が出てきていて決まったり、あるいは方向はこうですということになったことについては逐一報告もするし、議会の議員さんも出席をした中で決

まったことをこの議会でも報告しているということです。最終的に意見が合わないということは当然あります。それについてはいかんともしがたい。意見の相違です。

ただ、行政が、前にもこういう話がありましたけれども、行政行為というのがあるのです。これは一定の限度内で行政を行うものは行わさせていただいて、許される範囲、それがやってはいけないことというのは幾つかありますけれども、例えば民法90条の瑕疵がある、そういうような問題ですとか、公序良俗に反する問題ですとかいうようなことだとか、あるいははっきり法律に反することだとかいうようなことというのはだめですよということになっています。そうでないものは、行政行為として許されるのです。そして、それに対して賛成できないということであると、法治国家ときのうも言いましたけれども、日本の国は法治国家ですので三権分立になっています。行政でそういうことになったときには、司法の場にそれを出して判断を仰ぐということになっているわけです。そういうことで、嵐山町の行政も基本に沿ってやらせていただいております。１番はそれまで。

２番についてです。投資的経費、これをかけ過ぎるからソフト面が弱くなる、結果として嵐山町政が進まないということなのでしょうか。そして、町民はそういうやり方について町長に対してどう思っているのだろうという質問がありました。投資的経費というのをかけなければいけない部分というのは、これだけ社会が激変する中で当然これから出てくるわけです。日本中そういうことです。そういう中にあって、自分の自己財源だけでは足りない部分については、県、国に相談をしてお願いをしていくということでございます。そういう中でハードを実施して、そしてそれにソフトをつけて、そしてそれが町民福祉の向上になるように皆さんにご相談しながらやらせていただいているわけであります。

そして、副町長は、そういうことを耳を持っているか、聞いているか、やっているかということですけれども、長と副とは相談しながら、長と副だけではなくて職員の意見も入れながら、それとまた区長会をはじめとする多くの団体があるわけです。そういうところとしっかり連携をとりながら、職員がしっかり出ているわけですから。区長会には私も出ます。そういう中で意見をしっかり吸収しながらやらせていただいている。そして、町民が町をどう判断しているかということですけれども、申し述べるまでもありませんけれども、４年に１度私は判断をいただいているわけです。

以上でございます。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第１号　嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第１号　嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

ここで、安藤副町長の入場を求めます。

〔安藤　實副町長復席〕

○大野敏行議長　ただいま嵐山町副町長の選任の同意を受けました安藤實様から、この際、ご挨拶をいただきたいと思います。

安藤副町長。

〔安藤　實副町長登壇〕

○安藤　實副町長　議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を述べさせていただきたいと思います。

ただいまは議員の皆様方の格別のご配慮によりまして、副町長の選任をいただきまことにありがとうございました。もとより微力ではございますが、初心に帰って職員とともに岩澤町長をしっかりお支え申し上げ、嵐山町の発展、嵐山町民の福祉の向上のために全力を傾注してまいる決意でございます。

議員の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げまして、一言ご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○大野敏行議長　ありがとうございました。

◎同意第２号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長　日程第２、同意第２号　嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　同意第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第２号は、嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会教育長小久保錦一氏が平成29年３月31日に辞任することに伴い、新たに永島宣幸氏を嵐山町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

永島宣幸氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　教育長に関しては、教育委員の中には女性もいます。なぜ女性の教育長を選任されなかったのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

ご承知のように地教行法、この法律が変わりました。そして、議員の皆様からご質問もいただいておりますけれども、教育委員会はどう変わるのだ、教育長は今度どうなるのだというような質問がございます。そういう中で、新しい法律に移行したこの地域の町村、鳩山町が３月でしたか、移行になりました。そして、３月ですか１月ですか、ちょっと間違っていたらあれですけれども。そして、旧法で行っているのは３月末現在嵐山町だけということになるということで、小久保教育長さん、大変なご英断の話をいただいて、ここのところで嵐山町も新しい地教行法、法律に基づいて新しくスタートするのがいいのではないか。そして、50年の節目の年でもあって、新年度を迎えたらというような高邁なご判断をいただいてご相談を受けました。甘んじて受

けさせていただきました。

そういうことで、小久保教育長はこのところで退任するというご判断を先生からいただきました。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　女性をなぜ選任しなかったかということを言っているので、女性の教育長にふさわしい方というのは嵐山町の中でもたくさんいらっしゃいます。ここを見てください、今。全部真っ黒です。その中で女性が入ってくる余地というのがなかなかないので、教育長に女性をというのは町制50周年になる一つの英断になると思いますが、それはどうして女性を選任しなかったのかということを伺っているわけです。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　私は教育長さんをお願いするのに女性だとか男性だとかというのは考えませんでした。嵐山町の教育行政の進展、これだけ考えてどういう方にやっていただいたらいいだろうという、ただこれ１点、それで判断をさせていただきました。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、この中には、町長の中には女性というふうな感覚がなくて、男女共同参画の意識そういったものはなくて、教育行政を進めていって、考えられて、全く女性というのは、女性の性なる人というのは嵐山町の中にも教育長にふさわしいと思われる方は何人かいらっしゃると思いますが、そのことについては全く町長の中には頭の中に入ってこなかった、今までどおり家父長主義で嵐山町行政を行っていくということでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変何かご立腹のようですけれども、最初から申し上げましたように嵐山町の教育はどうあるべきだ、どういう方にお願いをしたらいいのか、ただそれ１点で考えました。そして、女性のいろんな町のお仕事について、嵐山町でも参加率というのですか、お願いをする割合が低いというのは十分承知をしております。ですので、教育委員さんをお願いするとか、教育委員さんも別に男を、女をとかと考えませんけれども、そういうようなことも。

それから、役場の職員、課長さん、副課長さん、そういう役職についても女性について当然考えております。国でも女性議員が少ないのではないか、半々にしたらどうだ、法律もここのところでできるかもしれませんけれども、そういう流れも十分存じております。そういう中にあって嵐山町はどうしたらいいのか、これもしっかり副町長と相談しながら考えているところです。ですので、そういう面についてはしっかり考えている。対応もとっている。しかし、今回の場合については、先ほど来話をさせていただいているように、女性も男性も含めた中で、どなたが嵐山町の教育の先頭に立ってご指導いただけるかという、ただその１点で選ばせてお願いさせていただいたわけでございます。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第２号　嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第２号　嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第３、議案第１号　嵐山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第１号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第１号は、嵐山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制

定することについての件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第６条第３項に規定する情報提供等記録開示システムの実施に伴い、電子申請の利用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木地域支援課長。

〔青木　務地域支援課長登壇〕

○青木　務地域支援課長　それでは、議案第１号の細部につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の附則第６条第３項に規定されております情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルでございますが、このマイナポータルにおける子育てワンストップサービスの実施に伴いまして、必要となります電子申請の利用等に関して必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案書の裏面をお開きいただきたいと存じます。第１条でございますが、本条例の目的を規定するものでございまして、町の機関等にかかる行政手続等について書面などによることに加え、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法、これを言いかえますと、町の機関等のコンピューターと町民のコンピューター等をインターネットなどで接続をしたオンラインシステムを利用して行うことができるようにするための共通事項を定めるものでございます。

第２条は、本条例で使用する用語の意義について規定するものでございます。

第３条第１項でございますが、個別条例などにより書面で行うこととされている申請などを、個別条例を改正せずに当該申請などをオンラインシステムを利用して行うことができること、また同条第２項では、オンラインシステムを利用して行われた申請などを書面などにより行われたものとみなして個別条例の規定を適用する旨を規定するものでございます。

第４条でございますが、処分通知などに関して第３条と同様にオンラインシステムを利用して行うことができるよう、また書面などにより行われたものとみなすことを

規定するものでございます。

第５条につきましても、第３条の申請と第４条の処分通知と同様に規定をするものでございます。

第６条でございますが、個別条例などにおいて書面などにより作成、保存することとしている台帳や登録簿などについて、個別の条例などを改正せずにコンピューターなどの利用による当該書面などに係る電磁的記録の作成、保存をもってかえることを規定するものでございます。

第７条第１項は、情報システムの整備、その他必要な措置を講ずることについての町の努力義務を規定するものでございます。同条第２項でございますが、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性の確保についての町の努力義務を規定するものでございます。

第８条は、本条例に基づきまして電子情報処理組織を使用して行う申請など、この条例に規定する利用に関する状況について、町の機関ごとではなく町長がまとめて公表することを規定するものでございます。

第９条は、本条例の施行について必要となる事項については、町の機関ごとに定める旨を規定するものでございます。

附則第１項でございますが、本条例の施行期日を平成29年４月１日とするものであり、附則第２項につきましては、嵐山町行政手続条例における関連部分について改正する必要が生じたため改正するものでございまして、第８条の行政処分に関する理由の提示並びに第33条の行政指導の方法につきまして、電子申請及び処分通知などで行ったケースも適用されるよう規定するものございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　少し例を出して説明していただけると、より理解できるのかなと思うのですけれども、例えば私が住民票をとりたいと、謄本でもいいですけれども、そういうことが今後は自宅でできるという理解でよろしいのですか。それが１点です。

それと、これはマイナンバーとの関係というのはあるのかどうか、伺いたいと思い

ます。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

具体的にどのようなことがというようなご質問かと思います。今回国から地方公共団体に対して求めていることについて若干申し上げたいと思います。今回国から求められているものは、分野としては、児童手当に関すること、保育に関すること、ひとり親支援に関すること、母子保健に関すること、こういったものを総称して「子育てワンストップサービス対象の事務」というふうに国は言っているわけでございますが、こういった例えば児童手当に関する児童手当の額の改定の請求及び届け出であるとか、児童手当の現況届、こういったものをご自宅のパソコンから届け出が町に対してできるというような形になるものでございます。

ただ、こちらに関しては今申し上げた事務のそれぞれが一時期にということではございませんで、まず初めに本年29年の７月に児童手当並びに母子保健、母子保健については妊娠の届け出について、そういった事務をやりなさいと、こういった国から求められておりますので、児童手当に関するもの、母子保健に関するもの、こういったものの一部について、本年７月から手続がとれるように変えていくと。また、保育について、あるいはひとり暮らし支援について順次準備ができ次第、今年、来年、こういったときに行えるようにしていくというものでございます。

２点目のマイナンバーと関係があるのかということでございます。細部説明の中で申し上げました、そもそもがマイナンバーに関係する、マイナンバーをやることによってこういった事務を行うことができる、国の中ではマイナポータル、そういったものを設けているわけですが、それがあることによってこういった申請の事務が自宅のパソコンからできることになるということでございますので、当然マイナンバーの導入と深い関連があるということでございます。

以上です。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第１号　嵐山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長　賛成多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第４、議案第２号　嵐山町空家等対策の推進に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第２号は、嵐山町空家等対策の推進に関する条例を制定することについての件でございます。

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進をし、もって町民の生活環境の保全と公共の福祉の増進、そして地域の振興に寄与するため本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木環境農政課長。

〔植木　弘環境農政課長登壇〕

○植木　弘環境農政課長　それでは、議案第２号の細部説明をさせていただきます。

嵐山町空家等対策の推進に関する条例を制定することにつきましては、国が定めました空家等対策の推進に関する特別措置法に空き家等の所有者の責務及び市町村の責務が示されております。市町村の責務の内容につきましては、空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう務めることとされております。

以上のことから、裏面１ページをごらんいただきたいと思います。第１条の目的でございますが、空き家等に関する対策を総合的、計画的に実施するため、町、町民、空き家等の所有者等の責務や必要な事項を定め、適切な管理の推進と特定空き家に対する措置を図ることで、生活環境の保全と公共の福祉の増進等に資することを目的としています。

次に、第２条は、定義を定めたものでございます。

第３条は、町の責務について。

第４条は、町民、空き家等の所有者等の責務について定めたものでございます。

次に、第５条は、空き家等の所在及び当該空き家等の所有者等を把握するためなどの必要な調査を定めたものでございます。第２項は、特定空き家等に該当する空き家かを判断するため、及び特定空き家等に対する措置を図る目的で立入調査を行うことを定めたものでございます。第３項は、立入調査を行う場合に事前の通知を行うこと、第４項は立入調査を行う場合に身分証明書の携行を要すること、第５項は必要な立入調査に限ることをそれぞれ定めたものでございます。

続く第６条から第10条は、特定空き家の認定とその後の行政の手続、手順等をお示ししたものでございます。第６条は、適切な管理がされていない空き家について特定空き家等の認定をする場合の手続を定めたものでございます。

第７条は、特定空き家等の所有者等に対する助言または指導について定めたものでございます。

第８条は、特定空き家等の所有者等に対する助言または指導について、特定空き家の状態が改善されない場合、指導を行っても特定空き家の状態が改善されない場合、勧告を行うことを定めたものでございます。

第９条は、特定空き家等の所有者等に対する勧告を行っても特定空き家等の状態が改善されない場合、措置の命令を行うことを定めたものでございます。

第10条は、特定空き家等の所有者等に対する措置の命令を行っても必要な措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行しても期限までに完了する見込みがないときに行政代執行を行うことを定めたものでございます。第２項は、必要な措置を命じようとする場合、過失がなくてその措置を命ぜられるべきものを認知することができないときに、略式代執行を行うことを定めたものでございます。

第11条は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めのないものでございます。

台風、大雨などの災害発生等の場合、緊急的な対応として適切な管理が行われていない空き家等に、倒壊、崩壊、崩落、その他の危険が切迫し、人の生命もしくは身体に対する被害または財産に対する甚大な損害を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるときは、その危害を予防し、またはその拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置を行うことができることを定めたものでございます。第２項は、必要な最低限度の措置を行った場合、所有者等に通知すること、第３項は必要な措置を行った場合に、その費用を所有者等に請求することを定めたものでございます。第４項は、必要な措置をしようとする場合、過失がなくて、その措置を命ぜられるべきものを認知することができないときに、空き家等の所在、措置の内容を公示することを定めたものでございます。第５項は、第１項の緊急に必要な措置を必要とする場合、身分証明書を携帯することを定めたものでございます。

第12条は、委任でございます。

最後に附則としまして、この条例は平成29年４月１日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これをつくるのは特定空き家などがあったと思うのです。予測されるというか、今後認定されるような。これはどの程度あって、今後もふえていくと思われるのですけれども、どのくらいの数の特定空き家があって、それに対して嵐山町としては４月１日から条例制定をされたら特定空き家と認定して、それに対しての措置を行わなくてはいけないような状況にあるのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

現状では特定空き家にはさまざまな条件がございますが、この条件を満たすといいますか、特定空き家に該当する空き家は存在しないというふうに認識をしております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、今まで議会報告会などで区長さんからいろいろ言われているのですけれども、そういったものは特定空き家には対象にならなく

て、それについては管理は嵐山町のほうで所有者の方と協議しながらやっていただく形になってくるのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

基本的に空き家の管理につきましては所有者の責務とされておりますので、住民の方、区長さん等からの苦情、情報が寄せられれば、町のほうとしましては、その所有者の方にその措置を行っていただくようにお話をさせていただくということでございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　現在特定空き家にならずに、そしてしかも非常に問題が多いとされているような空き家というのはどのくらい把握されているのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　特定空き家というのは、特措法の中にもさまざまな条件がありまして、その条件を満たすということが前提となりますので、先ほども申し上げましたように、特定空き家と認められるものについては現状では存在しないということでございます。

○大野敏行議長　特定空き家になりそうなものがあるのかというような質問もあったような気がしますので、その点についてお答えを願いたいと思います。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　申しわけございません。

特定空き家になりそうな物件の数、数という形では今のところ把握はしておりませんが、倒壊の危険があるものですとか、そういう形では把握はしております。件数については、何件と正確には申し上げられませんが、恐らく10件に満たないかというふうに考えております。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今の渋谷議員の質問に関連するだろうと思うのですけれども、特定空き家の関係で、例えば空き家になってから５年経過した、10年経過した、それ

でも全然状況がわからなくなった中で、例えば空き家になってから５年経過すれば家屋というのはどういう状態になるのか、10年たてばどういう状況になるのか。それで、もう屋根も落ちてしまってなにも落ちてしまって、当然倒壊や何かの危険性も出てくるというところまで待たなければならないのかということでは、ある程度町も空き家というものを把握するのだったらその辺のところで、何年たったらどういうふうにしていくという措置や何かは全く考えていないということなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

特定空き家につきましては、特措法の中でも条件が示されておりまして、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上の危険となるもの、おそれのある状態とか、そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれがあるものとか幾つか条件があるのですけれども、これは必ずしも年数が経過すればということではございませんので、空き家となってからも適正な管理をしていれば危険になるとは限らないということでございまして、何年経過したからというようなことでは、基準あるいは措置を講じるということにはならないかと思います。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、適正な管理というのはどうやって把握するのでしょうか。そこら辺をちょっと聞いておきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　まず、一軒一軒の状態を把握するというのは困難かと思われます。一番把握できる情報としては、近隣住民の方からの苦情相談ですとか、そういった具体的にその空き家が周辺の住民の方にどういう悪影響といいますか、被害を及ぼしているかということが特定空き家の一番大きな要件になろうかと思います。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　空き家条例を前に一般質問をしたときに、法律ができたから空き家条例をつくる必要はないのではないかという答弁があったわけです。そういう中でつくったというのは、国からの強い指導があったのでつくったのか、ちょっとその経緯を伺いたいと思います。

それから、代執行、家を壊すという意味です。それにかかる費用というのは、どこで持つのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　まず、この条例の制定の経緯でございますけれども、今後特定空き家等の事務を行っていく場合に、第１条から第10条までで、６条から特に10条までででお示ししたように、所有者の方に措置を、適正な管理をしていただくということでいろいろな手続をとっていくわけでございますけれども、それでもやっていただけない場合に、最終的に代執行となるわけですが、その間にかなりの期間を要するということになりますので、その手順をまず一つ定めるという必要がある。

それともう一つは、その期間内にその所有者の方とやりとりをしている期間の間に、例えば台風等が迫ってきていて危険な箇所が、例えば屋根瓦がもうずれて落ちそうなのだけれども、その下が通学路になっているというようなときに、台風が迫っていてこのままでは危険が及ぶ可能性があるという場合に、その正規の手続を待たずに最低限度の安全措置を講ずる必要があるだろうということで、11条を設けさせていただいたということでございまして、これは国からの指導ということではございませんで、町の自発的な対応ということで制定をさせていただきました。

それから、代執行に至った場合ですが、その経費については所有者の方へ請求をさせていただくということでございます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　所有者がよくわからないということがあるわけです。そういう場合には最終的には町が負担するということになるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

その場合は略式代執行という形になるかと思いますが、これは町の負担ということになるかと思います。所有者がわかった時点で請求をさせていただくということになろうかと思います。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第２号　嵐山町空家等対策の推進に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５８分

再　　開　午前１１時０９分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第５、議案第３号　嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第３号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第３号は、嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについての件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の改正を行うものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長　それでは、議案第３号の細部説明について説明をさせていただきます。

今回の改正でございますけれども、こちらにつきましてはいわゆる番号法の一部改正に伴いまして、本条例との整合性を図るために改正を行うものでございます。

改正のところ、新旧対照表をごらんいただきまして、第２条のまず改正でございます。第２条の改正でございますけれども、今回の番号法の改正につきましては、金融分野や医療分野等とのマイナンバーの利用推進を目的に番号法が一部改正をされました。これに基づきまして、番号法に26条という新規の条文が追加をされております。この新規に追加されました第26条、これとの整合性を図るために改正するものでございまして、第２条は言葉の定義を定めております。

第６号で情報提供等記録の意義について定めておりますが、ここでその利用推進についての番号法第23条第１項及び第２項を引用しておりますが、この次に括弧書きといたしまして「これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。」ということで、番号法の改正部分の26条をここに追加規定をしてございます。

なお、第22条の２第１号の条文の改正でございますけれども、ただいま申し上げましたように、番号法の第26条が追加されたことによりまして、法の26条以下が１条ずつ繰り下がっております。そういったことの条文との整合性を図りまして、この28条を29条にという改正を行っているものでございます。

なお、この条例の施行日でございますけれども、この番号法の改正が29年５月30日からというふうに定まっておりますので、これに合わせてこの改正についての施行日を定めているものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この番号法というのはマイナンバーと関係があるのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　マイナンバー、特定個人情報の関係でございます。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第３号　嵐山町個人情報保護条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第６、議案第４号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第４号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第４号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長　議案第４号について細部説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、本条例に関係をいたします地方公務員の育児休業

等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正が行われたことに伴いまして、整合性を図るものでございます。

まず、８条の２の改正をごらんいただきたいと思います。今回の改正におきまして大きな改正点は２点ございます。まず第１点目は、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大であります。従来は、育児休業の対象となる子は、法律的な関係にある実子、または養子というふうに限られておりました。今回の改正によりまして、これに特別養子縁組の監護期間中の子、特別養子縁組の監護期間中の子というのは、この特別養子縁組を組むためには家庭裁判所の審査が必要になります。その一定の期間を監護期間と申しまして、審査による期間がございます。こういった期間中の子であっても、今回は実質的にその子を扶養しているといいますか、そういった形態があれば、この子もその監護期間中であっても対象にするよという改正でございます。それと同時に養子縁組、里親に委託されている子。こちらについてもその対象にするということで大きく拡大がされたものでございます。

これに関連いたします改正部分が、この８条の２第１項及び第２項の改正でございまして、改正前の子とある部分に括弧書きを追加して、この２点の拡大文を規定しているというものでございます。

２つ目につきましては、第８条の３第４項の改正でございますが、これは従来同条第２項に定めるところにより、育児中の職員のみに設けられておりました所定外労働の制限、これは臨時または緊急時に本来の職務以外の勤務を時間外に命じること、これを制限するというものでございますけれども、これにつきまして介護中の職員にもこれを適用するということで拡大されたものでございます。

それ以外の改正部分につきましては、用語の整理でございます。

なお、この附則といたしまして、この条例の施行日につきましては公布の日からとし、関係法令の適用の日が本年の29年１月１日からとなっておりますので、適用をさかのぼって、この条例についても１月１日適用とさせていただくものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これによる職員は今何人ぐらいいるのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えさせていただきます。

育児休業中の職員ということでしょうか。今回の改正によって対象になるということですね。今回の改正によって対象となる職員、いわゆる拡大部分についての監護期間中の職員あるいは養子縁組、里親の委託を受けている職員というものは、今のところはいないというように考えています。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第４号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　賛成全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第７、議案第５号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第５号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第５号は、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長　議案第５号について細部について説明させていただきます。

今回の条例の改正の内容でございますけれども、先ほどの第４号で申し上げたましたとおり育児休業等に関する法律、これが一部改正をされております。今回の条例改正につきましては、この中で非常勤職員、これに対応する育児休業の改正部分を条例改正をさせていただくものでございます。

ごらんをいただきまして、まず第２条の改正でございますけれども、こちらでは育児休業をすることができる非常勤職員の要件を定めております。今までの要件を緩和するというものが今回の改正の目的でございます。従来は非常勤職員で育児休業をすることができる職員の要件は大きく３点ございました。その１点目は過去１年以上継続雇用されていること、２点目が子が１歳になった後も雇用継続の見込みがあること、３点目が子が２歳になるまでの間は雇用契約が継続される見込みがあること、この３点が育児休業をとる要件でございました。

今回の改正によりまして、過去１年以上の継続雇用がされていること、この条件は同じでございますけれども、その後の雇用条件、それがその子が１歳６カ月になるまでの間は雇用契約が継続する見込みがあることということで、その見込みの期間、雇用継続をされる見込みの期間が、従前は子が２歳になるまで、今回は１歳、１年６カ月ということになりましたので、その分が短縮されてとりやすくなっているということでございます。

次に、第２条の２の改正でございますけれども、第２条の２につきましては、今回育児休業法第２条第１項の改正によりまして、新規に追加される規定でございます。この育児休業の先ほど申し上げました拡大された部分、この部分にプラスしまして条例で定める場合はこういった場合の子供も育児休業の対象になるというのがこの定めでございます。この第２条の２の内容でございますけれども、これは育児休業の対象となる子、従来は法律上の実子及び養子に限られていたということは先ほども申し上げました。

それに監護中の職員、それから養子縁組をやっている職員、こういったものです。それにプラスして、本来は養子縁組の里親として委託することが適当であると認められている職員、本来は養子縁組ができるというふうに認められているのだけれども、ただその親が認めない、親がそれを承諾をしない、実子です。実の親がその養子縁組を他の親とすることを了解しないという場合については、養育里親という制度がございまして、実際の委託ができないけれども、養育里親としての委託がされるということになります。この場合においても、育児休業の対象に条例で定める場合はすることができるということでございまして、この条項を追加するというものでございます。

それから第３点目の大きな改正でございますけれども、第３条の改正でございます。第３条の改正につきましては、従来の育児休業法の改正によりまして対象となる子の範囲が先ほど申し上げましたように拡大をされました。そして、その育児休業を中止する子の要件をここでは定めておりまして、従来は実子、それから養子というものでございましたので、実子が場合によって亡くなってしまったという場合は育児休業はそこで中断する、養子縁組が解消されたという場合はそこで中断するということでございます。それに加えまして監護中の、監護のいわゆる審査が確定をした、あるいは解消がされたという場合、里親の委託が解消されたという場合についても、取り消しの事由になるというものがこの第３条の改定ということになっております。

それから、大きく言いますと第20条の改正がございまして、第20条は部分休業の承認でございます。従来はこの部分休業の承認については、育児休暇のみの部分休業の承認をしておりましたが、これに介護時間というものが12月に一部改正をさせていただきましたが、介護についても介護時間というものがとれることになりました。これを追加いたしまして、部分休業の時間については介護時間をとっている場合はそれを差し引いた時間ということになったということで、その部分の20条の改正を行っているものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これも同じ質問なのですが、対象となる非常勤職員はおられるのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えします。

こちらの非常勤職員というのは、基本的には今の現状で町がお願いしている職員の中では嘱託員が該当いたします。ただし、この要件といたしまして、基本的に週５日、いわゆる常勤的な職員の対応ということになりますので、今嘱託員で職員と同等の常勤的な勤務条件で勤務をしていただいているという非常勤職員はおりませんので、現実的には今ではこの対象になる、該当する職員は現在はいないということになっております。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第５号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第８、議案第６号　嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第６号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第６号は、嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町課設置条例の一部を改正する条例の施行及び権限委譲に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木地域支援課長。

〔青木　務地域支援課長登壇〕

○青木　務地域支援課長　それでは、議案第６号の細部につきましてご説明を申し上げます。

本町では、本町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して定めている条例につきまして、本年４月の課の設置条例の一部改正条例の施行並びに県で行っている事務の一部を権限委譲により町で行うことに伴いまして、その一部の規定を改めるものでございます。

それでは、議案書の裏面をごらんいただきたいと存じます。新旧対照表の第５条の改正でございますが、本条は同一の地方公共団体の他の実施機関へ特定個人情報を提供できる場合の利用事務、その事務処理に必要な特定個人情報等につきまして、別表第３として規定しているものでございますが、機構改革に伴いましてこれまで教育委員会こども課で行っていた子ども子育て支援事務に関する事務などが、４月以降は町長部局の子育て支援課で実施をすることに伴いまして、改めて別表第３として規定する必要がなくなることによりまして、特定個人情報の提供といたしまして法の別表第２に規定している事務について、例外的に特定個人情報の提供ができる旨を改めて規定をするものでございます。

別表第１の改正でございますが、こちらは法の別表第１に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合、いわゆる独自利用でございますが、これについて規定しているものでございまして、こども医療費及びひとり親家庭等医療費に関する事務を子育て支援課で行うことにより８の項及び９の項の機関を町長に改めること、並びに権限委譲に伴いまして自立支援医療費の支給認定に関する事務を町で行うことによりまして10の項として追加をするものでございます。

別表第２の改正でございますが、これは同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、いわゆる庁内連携でございます。こちらについて規定しているものでございますが、こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び自立支援医療費の支給認定に関する事務について新たに規定をする必要が生じたため、８の項から10の項までを追加するものでございます。

別表第３につきましては、先ほど第５条の改正で申し上げましたとおり規定する必要がなくなったことによりまして、表全体を削除するものでございます。

附則でございますが、この条例を平成29年４月１日から施行する旨を規定するものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　こども医療費、それからひとり親家庭医療費、自立支援医療費にかかわるものですけれども、これは全てマイナンバーが必要とされるものなのかどうか伺います。必須のものですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

こちらに規定をさせていただいているということは、マイナンバーを利用してその情報のやりとりを行うということでございます。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第６号　嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第９、議案第７号　嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第７号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第７号は、嵐山町税条例等の一部を改正することについての件でございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長　それでは、議案第７号の細部説明を申し上げます。

本日配付させていただきました参考資料をごらんください。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、提案説明にありましたとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための関係法律の改正があったこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正は第１条及び第２条により改正するものでございます。初めに、第１条による改正の１点目は、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限を２年間延長するものでございます。

２点目は、軽自動車税のグリーン化特例適用期間の延長でございます。一定の環境性能を有している軽４輪等で平成28年４月１日から平成29年３月31日までに新規取得したものについて、平成29年度の税率に限りその性能に応じた経過、グリーン化特例を適用するものでございます。軽減率につきましては、表のとおり25％から75％となっております。

次に、第２条による改正は、嵐山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、町民税法人の法人税割税率の改正及び軽自動車税環境性能割の創設等について、実施時期が平成29年４月１日から平成31年10月１日に変更となったことに伴い、規定を整備するものでございます。

附則につきましては、第１条で条例の施行期日、第２条は軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。

最後に裏面をごらんください。こちらの内容につきましては、昨年の９月議会においてご議決いただいた嵐山町税条例等の一部を改正する条例の町民税法人の法人税割税率の改正及び軽自動車税環境性能割の内容でございます。先ほども申し上げましたとおり、平成31年10月１日に施行するものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　社会保障の安定財源ということを名目にしているのですけれども、本町自身として考えた場合、住宅ローンの延長によって控除の期間が２年延長される。その分、税収は減るわけです。これは軽自動車もそうです。私は、大変ありがたいのですけれども、個人的なことなので、町としては減るわけです。これの代替財源というか、それは来ているのですか。そこで判断しないと町にいいか悪いかはわかりませんので、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それではお答え申し上げます。

住宅ローンの部分については、どういった補填財源が来ているかについては把握しておりません。軽自動車については、環境性能割が創設されることによりまして、これまでありました自動車取得税というのが廃止になります。これは31年10月１日から

ということになりますが、その額が26年度決算ベースで埼玉県が試算しておりまして、自動車取得税交付金が決算額で申し上げますと1,787万3,000円ございました。約1,800万でございます。県が試算した結果によりますと、環境性能割が創設された際は約1,700万円町に交付されるということでございまして、この段階では100万円程度の減少になるということで推測されております。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　こちらも財源については正確に把握しておりませんが、その減少分の100万円については恐らくかわりの財源というのはないだろうというふうには考えております。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　町長に伺いたいのですけれども、町の税収がこれだと減るということです。私は、町民の立場を代表して言いたいので、何か先ほどは不満のようなことだったのですけれども、町民からすればこれは軽減されるから大変ありがたいことなのですけれども、町長としてはいかがなのですか。国の方針とはいえ、町の税収が減るということに関してどういうふうにお考えになりますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それでは、私のほうからもう一点追加でご答弁申し上げます。

軽自動車税の環境性能割については、税率が今のところ非課税、１％、２％。きょう配付させていただきました参考資料の裏を見ていただきますと載っておりますけれども、現在は非課税、１％、２％でございますが、これは現在の自動車取得税、軽自動車の自動車取得税が２％ということで、この部分が経過措置ということで軽減されておりまして、将来はこちらの税率が最高で３％になるかと思います。そういったことで、この試算の時点では２％ですので、100万円減少するという内容でございます。

それともう一点、先ほどお答え申し上げませんでしたが、法人税の見直しもございます。こちらについても、法人税のみで考えますと8,400万円の減少になります。これも県が26年の決算ベースで試算しておりまして8,400万円の減少になりますが、その分といいますか、かわりに地方消費税、こちらが増額になりまして、この増額分が

１億9,700万円でございます。差し引きいたしますと試算上１億1,300万円の増収、収入の増加と、町としてはそれが増加するというような試算が出ております。

○大野敏行議長　よろしいですね。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、トータル的には町への減収分は余ってプラスになるという理解でよろしいのですか。この３点の今回の条例改正の結果ですけれども、ちょっと確認したいと思います。

それでもし減っている場合、町長にお考えを伺いたいのです。減っている場合のときだけでいいですから、減っている場合、この条例は自分としてはよくないものと思っているとかってお考えを伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　あくまで試算上でございますけれども、地方消費税の部分が１億9,700万円という増加が試算されておりましたので、全体的には町としての歳入は増加するだろうというふうには考えられております。

○大野敏行議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　地方消費税の増額というのはいつからの予定なんでしょうか。増額するというのは。８％のところでですか、それか10％のところでですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　現在は31年の10月１日から８％から10％に上がるということでして、その部分の増加ということでございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　31年からは確実に上がるから確実に入ってくるということで見込んでいるということでよろしいのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　確実かどうかという点については、景気の動向とかいろいろなことがあると思いますので、あくまでこれは26年決算ベースで県が試算したものという

ことでございます。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第７号　嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第10、議案第８号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第８号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第８号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法施行令等の改正に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、議案第８号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、介護保険法施行令等が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございますが、改正の趣旨、内容につきましては、介護保険制度においては、第１号被保険者の保険料段階の判定に所得をはかる指標として合計所得金額、これは収入から必要経費等を控除した額を用いていますけれども、現行では長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額は控除されていません。そのため、震災被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、保険料が高額になる場合があり、岩手県等から見直しの要望があったことによるものでございます。

そこで、土地の売却等には本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするように、保険料段階の判定に現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。こちらにつきましては、附則により改正を行うものでございますけれども、平成29年度における保険料率の特例として新たに第７条を追加するものでございます。

第１項は、第１段階から第９段階の保険料額をそれぞれ規定するものでございます。

第２項から第４項は、保険料段階の第６段階から第８段階の基準所得金額をそれぞれ120万円、190万円、290万円と規定するものでございます。

第５項は、第１段階の保険料２万5,500円を調整率0.5から0.05を軽減した0.45として計算し、２万2,950円と規定するものでございます。

最後に附則ですけれども、施行期日を平成29年４月１日からとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時２５分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案８号の提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これは災害のときのだというご説明でしたよね。そうしますと、今嵐山町ではこの条例によって誰も対象になる人はいないということで理解してよいのですか。

それと、例えば道路を町が拡幅したいので買い上げた場合、それは対象になるものか、ならないのか。ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほど細部説明の中で、被災地の岩手県等からこういった改正、見直しの要望が上がったというふうなお話をさせていただきましたが、これはそれが一部でございまして、震災によるそういったものだけではなくて、一般的なものについても何か売買とかあった場合は対象になってくるということでございまして、租税特別法でこの対象となっているのが７項目ございまして、そういったことに該当する場合はなるということでございますけれども、ちょっと申し上げてみたいと思いますが、１つ目が収用交換等のために土地等を譲渡した場合の最大5,000万円の控除、それから２つ目といたしまして、特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業のために土地等を譲渡した場合の最大2,000万円の控除、それから３つ目としまして、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の最大1,500万円の控除、それから４つ目としまして、農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の最大800万円の控除、それから５つ目としまして、住居用財産を譲渡した場合の大体3,000万円の控除、それから６つ目としまして、特定の土地、平成21年及び平成22年に取得した土地等であって、所有期間が５年を超えるものを譲渡した場合の最大1,000万円の控除、７つ目としまして、上記１から、先ほど申し上げました１から６のうち２つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円の控除というような、こういったことで限られておるようなものでございます。先ほど道路等の買収の場合になるのかということですけれども、そういったものもこの収用等の該当になれば、なるものだというふうに思っております。

あと、嵐山町のほうでは今は恐らく多分該当者等はいないかはわからない、ちょっと今のところ把握していないのですが、昨年の所得の関係で、所得といいましょうか、

売買のものがあった場合にはそういった対象になるということでございますので、今のところちょっと私のほうでもこういったものは把握していないという状況でございます。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第８号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第11、議案第９号　嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第９号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第９号は、嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法施行規則の改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、議案第９号の細部についてご説明申し上げます。

今回の主な改正といたしましては、介護保険法施行規則が改正されまして、主任介護支援専門員の更新制が導入されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

更新制導入の背景、内容ですが、主任介護支援専門員には介護支援専門員に対する指導、助言等や地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集、発信、事業所や職種間の調整といった役割が求められており、その資質の向上を図っていくことが必要であります。そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識、技術等の向上に努めているかを確認し、またみずからの実践に足りないものを認識し、さらなる意識向上を図ることが重要であるとし、更新制を導入し、更新時における新たな研修を創設することとしたものでございます。

では、新旧対照表をごらんください。第１条は、介護保険法の引用条項で、法が改正されたことによりまして項ずれが生じているため、改正をするためでございます。

第２条第１項第３号は、主任介護支援専門員の定義をうたっているもので、改正前は「主任介護支援専門員研修を修了した者」としていましたが、改正後は「主任介護支援専門員研修又は更新研修を修了した日から起算をして５年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員研修を修了した者」と改めるものでございます。

第３条第２項につきましては、規則番号が前に規定をされておりますので、この際あわせて削除をするものでございます。

最後に附則ですが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第９号　嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第12、議案第10号　嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第10号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。

図書館の利用促進のため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

村上文化スポーツ課長。

〔村上伸二文化スポーツ課長登壇〕

○村上伸二文化スポーツ課長　それでは、議案第10号の細部説明をさせていただきます。

本条例の改正は、第６条の利用時間について改正するもので、図書館の開館時間を利用者の利便性向上のため、現在の午前10時から午前９時30分とするものです。

施行期日につきましては、平成29年４月１日からとするものでございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　このごろは図書館の利用者の年代層が変わってきているな

というふうな感じがあるのですけれども、この９時半に変更したのにはそういった要望が多かったのかどうか。そして、利用者の変更というか、年代別の利用者というのをどの程度把握されているか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　では、お答えさせていただきます。

昨年４月、図書館の職員もかわりました。近年、開館前に高齢者の方々が並んでいるというのがございまして、そういった状況から昨年の７月から一応お試し期間ということで９時30分からの開館というのを３カ月やってみました。そうすると、平均して３カ月で毎朝17人程度の方がいらっしゃるということで、職員の体制とか仕事の内容を見て、これなら30分繰り上げても大丈夫だというふうに図書館のほうで判断いたしまして、図書館運営協議会、また教育委員会のほうにお諮りして、今回条例の改正をさせていただいたものであります。ですので、高齢者の方々の利用が非常に多くなっているというのが現状でございます。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　時間は30分早くなるわけです。そうすると、今の職員はそのままの数で、あるいはそのことによって賃金計算するとどのぐらい費用がふえていくのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　お答えさせていただきます。

３カ月、現行の勤務体系でできるかどうかということも含めて試行してみまして、予算的にふえることなく現在の臨時職員、嘱託職員、正規職員のローテーション、同じやり方でやっても開館できるということでございますので、予算的にふえるというものはありません。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、職員の理解は得ていると、臨時職員も含めて。ちょっとそこだけ確認したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　お答えさせていただきます。

当然、職員、臨時職員、嘱託職員も含めてこういう体制で利用者の利便促進のために行うということで同意を得た上での改正でございます。

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第10号　嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第13、議案第11号　平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第11号につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

議案第11号は、平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億3,752万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を67億9,823万3,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が７件、地方債の追加が１件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長　それでは、議案第11号の細部について説明をさせていただきます。

最初に予算書６ページをお願いいたします。第２表の繰越明許費でございます。平成29年度へ繰り越しをお願いする事業につきましては、ここに記載の７事業でございまして、総額では３億8,052万6,000円となります。この財源内訳でございますけれども、国、県支出金が１億9,204万6,000円、地方債が１億7,100万円、一般財源が1,748万円となります。

続きまして、第７ページでございますが、地方債の補正でございます。１件の追加をお願いするものでございまして、地方活力創出拠点整備事業費に関するものでございます。限度額は１億2,020万円とさせていただくものでございます。

14、15ページをお願いいたします。ここから歳入になります。歳入の補正の全般につきましては、ほとんどが事業費の確定や実績見込みに伴うものでございます。この中で、このページでは第14款の国庫支出金、中段から下の商工費の国庫補助金、目でございますけれども、その中で地方創生拠点整備交付金といたしまして１億2,336万6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、地域活力創出拠点整備事業に交付されるものでございまして、補助率は２分の１でございます。

16、17ページをお願いいたします。まず、上段の県支出金、中で目の４農林水産業費県補助金の農地活用促進事業補助金につきましては、新規として計上させていただいておりますが、人・農地プランを見直すための経費として交付されるものでございます。

その下の第17款の寄附金でございます。一般寄附金、民生費寄附金、教育費寄附金、それぞれのついて増減の補正をさせていただいておりますが、これはふるさと納税の寄附金に対応するものでございまして、それぞれの寄附目的に基づいて増減の補正をさせていただくものでございます。増減の額は157万6,000円を増額し、全体としては459万3,000円とさせていただくものでございます。

なお、一番下の第21款の町債でございますけれども、先ほどご説明を申し上げまし

た地域活力創出拠点建築事業債といたしまして１億2,020万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、補助裏分の100％、そしてこの借入額の交付税算入率は50％ということで予定をしているものでございます。

20、21ページをお願いいたします。こちらから歳出になります。歳出に関してしても、全般的には確定したもの、実績見込みによる補正が主なものでございます。この中でまず上段のほうで第２款の総務費、目の一般管理費の中で事業費の19住民・税情報システム運用管理事業といたしまして、電算委託料の146万8,000円を増額させていただいておりますが、こちらにつきましては介護報酬システム改修費補助金33万円の補助を受けまして、介護保険制度改正に伴うシステム改修に充てるものでございます。

続いて、中段の下に町民活動推進費というところで、ボランティア活動支援事業がございます。こちらにつきまして、非常勤職員の報酬を170万円減額をさせていただいております。こちらにつきましては、ボランティアコーディネーターの予算を計上しておりましたが、６月以降につきましては職員対応でボランティアのコーディネーターの部分については対応してまいりました。６月以降の報酬額についてこのたび減額をさせていただくものでございます。

22、23ページをお願いいたします。22、23ページの上段のほうになりますが、第２項の徴税費、賦課徴収費の中で委託料693万6,000円の減額をさせていただいております。こちらにつきましては、標準宅地・路線価鑑定評価業務委託料の減でございまして、これは請負差金について減額をさせていただくものでございます。

それから、中段から下の国民健康保険事業の中で国民健康保険特別会計繰出事業といたしまして、繰出金の2,453万8,000円の増額をさせていただいております。このうち補正理由にございますように、歳入不足補填額といたしまして2,000万円を見込み、繰り出しをさせていただくものでございます。

26、27ページをお願いいたします。この中段から下のところに第７款の商工費でございます。事業費として地域活力創出拠点整備事業、工事請負費で２億4,053万1,000円、それから備品購入費で620万2,000円を増額をさせていただいております。こちらにつきましては、最前ご説明を申し上げております事業に充当するものでございまして、この両方の額を合わせて補助対象ということになるわけでございます。なお、ここで計上させていただきまして、実質的には29年度に繰り越しを行い、事業を実施してまいるものでございます。

それから、その下の第８款の土木費、その中で道路照明灯施設管理事業で光熱水費500万円の減額をさせていただいております。こちらにつきましては、道路照明灯のＬＥＤ化に伴いまして実績に基づき今回500万円の減額をさせていただくというものでございます。

30、31ページをお願いいたします。以上、説明をさせていただいたものが主な内容でございますけれども、そういたしまして第13款の予備費でございますが、今回187万8,000円を増額させていただき、2,407万9,000円とさせていただくものでございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑にはページ数と項目を述べてから質疑をお願いいたします。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　25ページ、環境審議会運営事業及びストップ温暖化推進委員会運営事業、これは両方とも削減です。全く一回もやっていないということで、それで環境審議会費はともかくとして、ストップ温暖化事業に関しましては推進委員会の項目があります。それを見ますと、これはかなり苦労してつくったものですから、こういうふうなことをしてもらっては、どうしたものかなと思うのですけれども、17条です。「推進委員会は、町の地球温暖化対策の推進について、２年に１度町長に報告し、町長はこれを公表します」となっているのですけれども、これについては一度だけはあったかなと。嵐山町エコ計画というのですか、それをつくるところまでは知っているのですけれども、その後の公表というのがなく、さらにこれを見ていますと嵐山町エコシステムです。11条には嵐山町エコシステムに基づいて低酸素型社会づくりに取り組みますというふうな形になっています。そして、13条ですと「フードマイレージやウッドマイレージを小さくし、温室効果ガスを抑制するために、生産者、事業者及び町民とともに連携し、農林業の生産物をより身近な地域を優先して消費する仕組みの地産地消を推進します」という形とかあって、再生可能エネルギーの活用というふうなものもあるのです。

なぜ今年度は全くなされていなく、ストップ温暖化推進委員会で地球温暖化対策の推進について、せめて２年に１度報告するための審議会は開催されてもよかったのかなと思うのですけれども、なかった理由を伺います。ですから、これ環境審議会の運営事業がなかったこと、それからストップ温暖化推進委員会もなかったこと、それに

ついて伺います。

それから、29ページになります。これも防災会議運営事業ですけれども、これに関して言うと、これも９万6,000万円、防災会議の運営経費を補正するものとして全額ないので、これも全く開催されなかったことになります。なぜこのようなことになっているのか。防災会議に関しましては、避難所の問題とか、皆さん議会でも一般質問をされています。それをこういう形で全く何もされていない理由は何なのか。忙し過ぎてできないのか、こういったことについて伺います。

○大野敏行議長　それでは、漸次答弁を求めます。

初めに、植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私のほうからは環境審議会及びストップ温暖化推進運営委員会の減額、会議を開かなかった理由でございますが、まず環境審議会につきましては、これは審議会でございますので、諮問事項がなかったと。諮問に応じて適宜開くということになっておりますので、今回は諮問事項がなかったということでございます。

それから、ストップ温暖化推進運営委員会につきましても、こちらは報告義務ということでございますので、実績についての報告ということであればわざわざ会議を開かなくとも委員さんたちに、あるいは町への報告という形で、数字の報告だけをさせていただくという形で、今回は会議を見送らせていただいたということでございます。

以上です。

○大野敏行議長　次に、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、私からは29ページの防災会議の関係でお答えさせていただきたいと思います。

平成28年度当初予算の中では、地域防災計画の一部見直しということで会議に要する経費を計上させていただいておりました。内容といたしましては、前回の見直しが平成25年４月だったというふうに記憶をしております。それ以降に国の災害対策基本法の改正、こういったものがございましたので、そういったものを反映させようということで、予算のほうを計上させていただきました。

その後のいろいろな状況がございまして、その一部の改定ということだけではなくて、やはり今議員さんがおっしゃられたように、避難所の問題、避難所も今嵐山町では48カ所指定をされておるわけですが、その中には、ここに申し上げてはあれですけ

れども、実際には例えば耐震化が図られていなくて、果たして避難所として適切なのかどうかと疑問に思われような避難所も実は計画の中で指定をしております。

そういったものもやはり全体的に見直しをして、当初考えていた一部見直しよりももう少し広い範囲で見直しを行いたい、こういった考えがありまして、今年度については開催をしなかったということでございます。また、来年度、防災に関する体制も整えるというようなことで進めていく予定になっておりますので、そういった体制を整えた上でより実のある見直し、こういったものを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ストップ温暖化に関しましては、議会がつくったものですので、私も一緒になってつくったものですから、どういうふうな状況でつくったかということがよくわかっております。そして、これは10条というのがあるのですけれども、地球温暖化対策を推進するため、地域推進計画の策定、計画の実施及び環境にかかわる教育や学習を企画することを目的として、ストップ温暖化推進委員会を設置します。そして、推進委員会は町の地球温暖化対策の推進について、２年に１度、町長に報告し、町長はこれを公表します。町長は、議会に地球温暖化対策推進について意見を求めますとなっています。

そして、委員の構成ですけれども、委員の構成は、１、環境審議会委員、２、学校教員、３、里地里山委員会委員、４、商工会、５、農林業者、６、花見台工業団地工業会、７、小中学校保護者、８、知識経験者、９、公募による町民となっていて、環境課長がそれを公表するものかどうかということを判断する基準にはないわけです。これでいいだろうというふうな形で、その内容的なものをこの程度でいいでしょうという形で判断する基準にないわけです。ということは、これは環境農政課長はこういったことに対してストップ温暖化推進委員会を代弁する機能があるということなのかどうかを伺います。

これはちょっとひどいかなと思う。環境審議会に関しては、町長が諮問をしなかったということで理解しますけれども、これに関しては条例でこういうふうになっているけれども、そういうことはしなくてもよいというふうに環境農政課長が判断できるという基準がどこにあるのだか伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　報告の義務がうたわれておりまして、実績はきちんと出ているわけです。その実績につきましては、今議員がおっしゃった構成された委員さん方には報告をしております。主にこの会議が必要と考えているのは、例えば今地域推進計画等が見直し、あるいは変更等が必要になったときに、集中して会議を持ちたいというふうに考えておりまして、通常の実績の報告であれば、わざわざ会議を開いてお集まりをいただかなくても報告で済むのではないかと、そういう判断でございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　何かすごく課長の権限が大きいのですね。私、びっくりしました。こんなに権限が大きいものですか、条例制定の会議に関して。それでほかにもあるのです。地球温暖化対策を推進するために環境にかかわる教育や学習を企画することを目的として推進委員会を設置していますけれども、それではここでは推進委員会は環境や学習を進めるということは、これにはないのですね。課長の中にはそれがないということと、それともう一つあるのです。ちょっとこれはひどいなと思って見ているのですけれども、CO_2の削減についてですけれども、エネルギー利用者については平成26年度末までに把握するように努めますと書いてあるのだけれども、これは実際には把握できてないのだけれども、把握できなかったというふうな形のものは、どこかで公表しないといけないです。26年、27年、28年ですから、もう２年以上たっているわけです。こういった形で環境、ストップ温暖化条例に関して、本当にごみ問題もありますし、こういったことを全くしていない現実が嵐山町であるわけです。これにはちょっと驚いてしまったのですが、これについては報告するほどのことがないというふうに思われるわけですか。こんなに環境問題が重要になっていて、気候変動があって、嵐山町の植生も変わってきていて、生物の多様性というか、昆虫なども変わってきています。そういったことを公表するような、２年に１回は少なくともやらなくてはいけないと思うのですけれども、それはどこで公表していますか。どこか公表されている場所があるのだったら教えてください。町長報告がどこでされているのだか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　一々細かい数字については、きちっとした実績として町長に報告をしておりますし、委員さん方にも報告をさせていただいております。会議を開かなかったということと、報告をしていなかったということは、また別というふうに考えております。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　２回目になるのですけれども、私も自分でこれをやっているわけだから、どこに公表されているかぐらいはチェックします。どこに公表されているのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　120……

○大野敏行議長　暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時０１分

再　　開　午後　２時１４分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、植木環境農政課長、答弁を求めます。

○植木　弘環境農政課長　貴重なお時間を費やしてしまい、まことに申しわけございませんでした。先ほどのお尋ねの件について、もう一度お答えをさせていただきます。

ストップ温暖化の推進委員会につきましては、これを実績の報告を委員さんに報告をさせていただくことによって会議を開いたということ、会議にかえさせていただくということでご了解をいただき、これを町長のほうに報告をさせていただいております。先ほど申し上げたとおりでございまして、この公表につきましては、町のホームページの中に地球温暖化対策実行計画の実績報告書として毎年報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　議会に報告をするということをされていないというような質問があったのですが、その点について。

環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　申しわけございません。このホームページのほうの実績をもって公表というふうに考えておりました。直接122条等で議会に報告をさせていただくべきところだったかと思いますが、ホームページのほうの報告、公表でもって公表というような考え方でございました。

以上でございます。

○大野敏行議長　ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　発言の場合は挙手の上、発言をお願いしたいと思います。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　では、１点質問させていただきます。

28、29ページで10款の教育費の関係の、教育委員会のそういう事業の中で、ヘルメットの購入のための経費28万2,000円あるのですけれども、これは29年の４月からのいわゆる中学生になる人のためのヘルメットを先に購入しておくということなのでしょうか。それはどういうふうになっていくのか。

それから、これは今自転車通学の人は非常に多くて、ヘルメットを着用しているのですけれども、おおよそどのぐらいのヘルメット着用というのを考えてやっているのかどうか、ちょっと聞きしたいと思います。

○大野敏行議長　それでは答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、お答えさせていただきます。

今回お願いしましたヘルメットの購入の費用なのでございますけれども、２年前にヘルメットのほうの購入を３年間分購入させていただきました。ですので、この４月から上がる今の小学校６年生のヘルメットというのはもう既に購入済みでございます。今回お願いしますのは、今の小学校５年生の分。これは新年度予算に計上する予定でございましたのですが、財政的な関係でふるさと納税の寄附金を活用した事業にこれを充てたいというお話がありまして、28年度のその事業に充てるということで、今回の補正予算で今の小学校５年生の分のヘルメットを購入したいという内容でございます。

自転車等のヘルメットの着用率といいますか、ヘルメット自体は中学１年生上がるときに全員に配布しております。基本的に玉ノ岡中学校はほとんど全員が自転車通学

ということでございます。菅谷中学校につきましては、一部の方は歩行、自転車通学ではないわけなのですが、部活動等で自転車で、例えば練習試合だとかちょっと近隣の中学校に練習試合に行くだとか、そういったときに自転車を利用するということもありますので、菅谷中学校のほうにも全員の分をこの３年間配布するという予定となっております。ですので、ヘルメット自体は中学生になれば全員持っているという状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、希望者に関係なく全員に配布するということになるのですね。多分クラブや何かで行く人、自転車は利用しなくても単なる徒歩通学をしている、あるいは徒歩でクラブなんかに行く人もいるのだろうと思うのです。そうすると、５年生から既にこういうのでやるということになってきても、ちょっとその辺が全然使わずに中学３年間終わってしまう人もいるのではないかなと思うのですけれども、それからやっぱり５年生のときの頭の大きさと、中学生になって３年生近くになってくると頭の大きさというのでちょっと変わってくるのだろうと思うのですけれども、その辺のところではどういう形をとっているのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ヘルメット自体は中学生になってからかぶるということで、小学校６年生の時点で卒業する直前ぐらいに配布して、中学校入学と同時に自転車通学する場合だとか自転車乗る場合にヘルメットの着用をしていただいているところでございますので、サイズ的には中学生サイズで多少フリーサイズといいますか、調節できるタイプのヘルメットになっておりますので、よほど頭が小さいか、大きいかということでなければ、通常は今買っているヘルメットで対応できるというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　現在ヘルメット通学している人は、貸与しているうちどのぐらいいるのですか。菅谷中学校だと自転車の人以外はしていないような感じがするので、かなり利用度というのは低いのかなと思っているのですよ。玉ノ岡中学校は見て

いると、かなりというか、していますから、それはもうわかるのですけれども、そういう面からするとどのくらいの割合になっているのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　基本的には自転車に乗る場合にヘルメットの着用を義務づけておりますので、ご質問のとおり菅谷中学校では自転車通学しない子も結構いますので、通常の通学ではかぶっていないと思います。ですので、ちょっと今自転車通学の人数までは把握していなかったのですが、ヘルメットに関しましては自転車乗るときにかぶっていただくように全員に配布して、そのときに、自転車乗るときにはヘルメットを着用していただくということで、学校のほうでも指導していただいてるというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　２点お伺いいたします。

まずは24、25ページの予防接種事業なのですけれども、こちら311万円の増で、こちらは予防接種医師委託料の実績見込みと書いてあるのですけれども、予防接種を受ける方がふえたのか、それとも先生にお支払いする金額がふえたのか、確認をしたいと思います。

あとその中に、寄附金として113万6,000円が入っているのですが、この寄附金というのは先ほどの後ろのページ、さっき28、29ページにも寄附金ってあるのですが、これはふるさと納税という形でよろしいのか、まずこれが１点目。

それで２点目は、妊産婦健診が173万円の減ということなので、妊婦さんが今回減ってしまっていたのかどうなのか、お伺いしたいと思います。２点。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

予防接種医師委託料の311万1,000円でございますけれども、こちらのほうは予防接種の内容です、接種をした方がふえたということでございまして、一番多いのが高齢者のインフルエンザの接種をした方が大分250人増という形になっております。そのほかにも四種混合、あるいは日本脳炎等の接種の方がふえたということでございます。

続きまして……。

○大野敏行議長　寄附金です。

○石井　彰健康いきいき課長　続きまして、妊婦健康診査委託料のほうの関係ですけれども、こちらのほうも受診者のほうが実績、少なくなったということで173万円を減額ということでなっております。

以上でございます。

○大野敏行議長　続きまして、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　寄附金のところでございますけれども、寄附金についてはお尋ねいただきましたように、今回寄附金を増額をさせていただきました。目的ごとにこういったものに使っていただきたいという目的があったものに関しては、そちらのほうになるべく充当するということで考えておりまして、この充当したものについても今後は寄附していただいた方に、こういう事業に充当させていただいて活用させていただいておりますということを公表といいましょうか、報告ができるような形にさせていただきたいということで、今回は充当させていただきました。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　妊婦健診のほうですけれども、人数的には何人程度減ってしまったのか、教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

この妊婦健康診査ですけれども、こちらのほうは助成券という形で１冊お配りをさせていただいているのですけれども、この中で項目的にはいろいろな種類がございまして、こちらで合計で……失礼しました、200人程度減額という形になっております。各種目ごとの助成券ごとで約20人ぐらいずつ少なくなっているということで、延べで言うと200ぐらいという形でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　初めに、17ページのふるさと納税なのですけれども、これを寄附をしていただける人は元嵐山町民が多いのか、伺いたいと思います。

それから、21ページのボランティアコーディネーターの関係なのですが、なぜ３月

になって減額にしたのか。６月からもう職員対応だということであれば、９月でできたわけです。ちょっと理由を。

それから、駐輪場の件も、これは33万円、これは１カ所やめた関係で減額になっているのかなと思うのですけれども、これも11月からもうやめているわけです。だから、12月議会に出せるというふうに思うのですけれども、３月にした理由を伺いたいと思います。

それから、25ページの先ほどのストップ温暖化の関係なのですが、ストップ温暖化と防災会議の関係なのですが、これを開けなかったというのは、今の職員数のことも影響しているのかなって思うのですけれども、なかなか対応がし切れないという点が一つにあるのではないかなと思うのですが、それぞれの課長にお答えをいただきたいと思います。

それから、これ町長になのですけれども、２年に１度、町長に報告し、町長はこれを公表しますと。町長は、議会に地球の温暖化対策推進について意見を求めますとなっているのです。ですから、町長は公表されたものを議会に出して、意見を求めるということが必要なわけなのです。ちょっとこれ、これができなかったということでは、先ほどの件でいいのですけれども、課長が謝罪ということも必要ですけれども、やはり町長の謝罪も必要だと思います。今後のことも含めてちょっと町長の見解を伺いたいと思います。

それから、31ページの長期債の利子償還事業なのですが、591万1,000円の減額になっているという報告です。これだけの金額が減額になったという理由はなぜなったのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長　質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時３１分

再　　開　午後　２時４２分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の質疑に対する答弁からです。

初めに、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　まず、ふるさと納税の元嵐山町出身の方はどのくらいいるかとい

うご質問だったと思います。大変申しわけございませんが、嵐山町からというような追跡はしておりませんので、ちょっとそちらのほうはわかりません。

ちなみに、どういった県から多いかというだけ、ちょっと参考に申し上げたいと思いますけれども、一番多いのはやはり東京都でございまして、31件で146万円、それから次が大阪府が12件で77万円、それから神奈川県です、神奈川県が14件で41万円、その次が埼玉県10件で35万円。こんなような主な県でございますけれども、こういったところからのご寄附をいただいているということでございます。

それからもう一点、利子です、公債費の利子を591万1,000円ほど減額をさせていただいております。こちらの主な理由でございますけれども、まず１点は平成27年度３月段階で当初予算、起債の利率を見込んで積算をしておりますが、そのときの当時の見込んだ利率は1.0から0.5％という形で見込んでおりました。実際５月までに借り入れたものにつきましては、利率が0.38から0.07という利率で借り入れをしておりまして、この当初予算と実際の確定をしたもので約266万円ほど減額を確定によりしたと。それから、18年度に借り入れた財政融資基金からの借入金に関する利率の見直しということで、こちらも当初予算では1.7％利率を見ておりましたが、実際にはこれが0.1％ということで大きく下がっておりまして、この金額が123万7,000円。それから、28年度の臨時財政対策債、こちらについても当初利率では0.5％で見込んでおりましたが、実際の利率は0.01及び0.1％ということでございまして、こういったいわゆる利率の当初予算の見込みと実際に借り入れた利率の差、これが590万円というふうになっているというふうにご理解をいただければと思います。

○大野敏行議長　続きまして、村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　では、私のほうからボランティアコーディネーターの報酬の減につきましてご説明申し上げます。

ボランティアコーディネーターにつきまして、４月、５月で前任者の方が退任されました。その退任に伴って職員での対応ということではなく、その後新たな方を探していたのですが、適任の方がなかなか見つからず、見つかり次第お願いしようと思っていた関係で、今回の補正で落とさせていただくという形になったものでございます。

よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　続きまして、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

まず１点目でございます。駐輪場の件でございます。議員さんご案内のとおり、３カ所ございます駅東の駐輪場のうち１カ所が、東京電力の工事の関係で９月末をもってお返しをさせていただいたということでございます。この残りの半年分の経費につきまして、議員さんのおっしゃるように12月議会で減額をさせていただくという、そういった方法もあったかというふうに思いますが、いろいろ事情を考慮いたしまして今回の３月補正で計上させていただいたところでございます。

２点目の防災会議の関係でございます。開催をしなかった理由につきましては、先ほどの渋谷議員さんのご質問に対してご答弁をさせていただいたとおりでございます。川口議員さんのほうから職員体制かというようなお話をいただきました。今年度、実は担当の職員、一時期体調を崩して休んでいる時期もあったりしまして、体制がなかなか脆弱だったという、これはもう否めないというふうに感じております。

以上でございます。

○大野敏行議長　続きまして、植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　私からは、ストップ温暖化推進委員会についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、会議を開かなかった理由は、職員の体制に問題があったかということでございますが、職員の負担というよりも、負担の軽減というよりも、むしろ委員さん方に対する、委員さん方への負担を考えて今回は見送らせていただいたということでございます。

それから、町長から議会に意見を求めなかったということで、17条の２項では推進委員会は町の地球温暖化対策の推進について、２年に１度町長に報告し、町長はこれを公表しますと。そして、３項では町長は議会に地球温暖化対策推進についての意見を求めますというふうに定められております。担当課としては、温暖化計画の見直し等にかかるような内容ではなかったという判断でございまして、今回は議会の意見を求めることをあえてしなかったということでございます。条文の趣旨等を踏まえまして、今後は事務の見直しで改善をさせていただきたいと考えております。ご理解をいただきますようにお願い申し上げます。

以上です。

○大野敏行議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　課長から答弁させていただきましたけれども、もう一度お話をさせて

いただきます。

嵐山町ストップ温暖化条例の17条に設置等というのがあるのです。それで、これはこの次に規定されている地域推進計画の策定、計画の実施及び環境にかかわる教育、学習を企画することを目的としてストップ温暖化委員会を設置をします。それで、推進委員会は町の温暖化対策の推進について、２年に１度町長に報告をし、町長はこれを公表をするということになっているのです。温暖化対策を進めるために地域の計画を策定したり、計画の実施をしたりというようなことのために設置をするのだと。そして２項で、その委員会は町長に２年に１回報告をするのだということなのです。町長はそれを公表をしなさいということなのです。

それで、第３項に町長は議会に地球温暖化推進について意見を求めますというふうになっているのです。それで、この公表のあれは、先ほど来から言っているように公表しているのです。それで、この公表に関して議会の意見を求めますということの、これも含めて、いうことだったわけですけれども、担当のほうではここの設置の第17条にあるように、計画を策定をしたり、計画をしたりというような大きなことといいますか、そういうようなことに関したときには議会に意見を求めますということだろうということできてしまったということなのです。ですから、通常の報告をしなさいということは、報告、公表をしてるわけなのです。それで、これを議会の人たちが見ていただいて、それで何か意見があったら言ってくださいということなのだけれども、改めてそれは言わなかったと、できなかったということなのです。

それで、これからはそういうことがないような形にしていきたいと、していかなければいけないと思いますけれども、そういうことで、17条の設置等というところで公表をして、それで意見を求めるのだということなものだから、そういう内容についてなら議会に公表する必要があろうと。だけれども、ここにあるような内容で、特別な内容ではないしというようなことなので、改めて意見を聞くというようなことはできなかったということで、説明させていただきましたけれども、そういうことでございます。

これからは、このとおりに決められたとおりの方向に沿って進めていきたいというふうに思います。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それで、地球温暖化の関係なのですが、これからはというの、

ちょっと確認ですけれども、これからはというのは、町長が公表したものを議会に提出して、そして意見を求めるという、そういう理解でよろしいのですか。

町長に１点ちょっと確認です。それで、ここの２項と３項というのは関係があるのです。関係があるようにつくったのです。というのは、執行部だけで決めてしまわないでいくことが大事だと、議会もかかわることが大事だということで、この３項をつくったのです。これ、わざわざ助言をいただいて議会のかかわり方、重要だということでつくったわけなので。ですから、２項で公表したものを３項の議会のほうにも自動的に出していただいて議会の意見を求めるという、こういうことなのですけれどもね、もう今後でやるしかないと思うのですけれども、それをご理解いただけたのか。今後はそういうふうにしてやるのか。ちょっと確認いたします。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　ご指摘のとおり、今後は報告をさせていただいて、意見を頂戴するという形をとらせていただきたいと存じます。

○大野敏行議長　ほかに。

第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　１点お聞きします。

17ページ、27ページの青年就農給付金の75万円ですか、これ私、下半期なのですけれども、75万ついてよかったなと思っているのです。この青年なのですけれども、野菜づくりをして、特に無農薬で野菜づくりをしています、特にニンジン栽培ですか、ニンジン栽培で自分で目指してるのはエキスをつくったりジュースをつくるのだということで無農薬栽培をしていました。無農薬栽培だから、結構代（しろ）で荒れているところを、何10年も荒れているところを耕して、そういうところでここに耕作していたわけなのですけれども、今年また見に行きましたところ、去年の夏に使っていたテントですか、それなんかもぼろぼろになったり風で吹っ飛んだり、畑を見ても結構、全然半年前から耕作していないような状況で、道具のほうも使いっ放しでそこに置いてありまして、本当あれだけ一生懸命頑張っていた青年がどうしてこんなに、どうなっているのかなということでちょっと心配しているところなのですけれども、その青年のことをちょっと幾らか把握してるかどうか、お聞きします。

○大野敏行議長　青年就農給付金がそれと絡んでいるかということですか。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

恐らく、個人名は出しませんが、議員ご指摘の方に対する就農給付金ではないと思います。恐らくそのおっしゃっている方には就農給付金は交付しておりませんので、これは別の方かと存じますが。しっかりと就農されてる方に交付させていただいております。

○大野敏行議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　わかりました。では、その方はほとんど、一応前に聞くと申請したということで機械借りているので、これは下半期はもらえるのかなと思って私はここに、だと思ってここに質問していましたけれども、ではちょっとすみませんでした。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第11号　平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○大野敏行議長　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　２時５８分）

平成２９年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第６号）

３月１０日（金）午前１０時開議

日程第　１　議案第１２号　平成２８年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第　２　議案第１３号　平成２８年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第　３　議案第１４号　平成２８年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定について

日程第　４　議案第１５号　平成２８年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定について

○出席議員（１４名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	畠山美幸 議員
７番	吉場道雄 議員	８番	河井勝久 議員
９番	川口浩史 議員	１０番	清水正之 議員
１１番	松本美子 議員	１２番	安藤欣男 議員
１３番	渋谷登美子 議員	１４番	大野敏行 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保　錦一	教育長
藤永　政昭	教育委員会こども課長
植木　弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第１回嵐山町議会定例会第10日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５７分）

◎諸般の報告

○大野敏行議長　ここで、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件につきまして、討論する議員は３月17日午後５時までに議長へ申し出てください。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第１、議案第12号　平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第12号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,352万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を25億1,239万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田　朗町民課長登壇〕

○村田　朗町民課長　それでは、議案第12号について細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の46、47ページをお開きください。歳入ですが、３款国庫支出金、１項１目療養給付費等負担金は、平成28年度療養諸費の額の確定に伴い1,097万9,000円減額し、補正後の額を３億5,821万5,000円とするものです。

次に、２目高額医療費共同事業負担金328万6,000円の増額については、国庫負担分の額の確定に伴い補正するものです。

次に、２項国庫補助金、１目財政調整交付金は、町国保行政の経営努力分にかかる交付分を見込み1,000万円増額し、補正後の額を6,828万1,000円とするものです。

次に、４款療養給付費交付金は、退職被保険者等にかかる医療給付費の減少が見込まれるため1,186万9,000円減額し、補正後の額を4,805万1,000円とするものです。

次に、６款県支出金、１項１目高額医療費共同事業負担金328万6,000円の増額については、国庫支出金と同様に、県負担分をそれぞれの額の確定に伴い補正するものです。

次に、７款共同事業交付金、１項１目共同事業交付金416万5,000円の増額及び２目保険財政共同安定化事業交付金133万円の増額につきましては、それぞれの交付金額の確定に伴い補正するものです。

次に、９款繰入金、１項１目一般会計繰入金は2,453万8,000円を増額し、補正後の額を9,928万5,000円とするもので、１節保険基盤安定繰入金、３節国保財政安定化支援事業繰入金、５節保険基盤安定保険者支援分繰入金は、それぞれの額の確定に伴い補正をするものです。また、４節その他繰入金2,000万円の増額は、歳入不足見込み分として補正するものです。

50、51ページをお開きください。歳出ですが、２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費1,068万6,000円の増額及び２目退職被保険者等療養給付費573万6,000円の減額、３目一般被保険者療養費690万円の増額及び２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費997万1,000円の増額ですが、一般被保険者の療養給付費及び一般被保険者高額療養費は、９月議会で増額補正をさせていただいたところですが、４

月から12月までの９カ月の支払い実績が予想以上に多額になっており、今後予算不足が見込まれるため増額補正させていただくものです。退職被保険者等療養給付費については、一般被保険者療養給付費と同様に、12月までの支払い実績をもとに再計算を行った結果、減額補正をさせていただくものです。一般被保険者療養費については、国保へのさかのぼり加入による支出のため、増額補正をさせていただくものです。

52、53ページをお開きください。７款共同事業拠出金、１項１目共同事業医療費拠出金1,314万4,000円の増額、４目保険財政共同安定化事業拠出金1,261万円の減額ですが、これは、それぞれの平成28年度分の額の確定に伴いまして補正をするものです。

最後に、12款予備費、１項１目予備費116万5,000円を増額補正するものです。

以上、補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　47ページの特別調整交付金1,000万円が歳入として国から入るということでありますが、過去何回か嵐山町ももらっているわけですけれども、今回どういうところが評価をされて1,000万円の入ることになったのか伺いたいと思います。

それから、県下の中では、こういうものをもらえるというのはどのくらいあるのか、もしわかったら伺いたいと思います。

それから、その下の災害臨時特例補助金ですけれども、ちょっとこの内容と、なぜこれが減額になったのかを伺いたいと思います。

それから、次のページの繰入金のその他繰入金、これが法定外の繰り入れになると思うのですけれども、これでトータルで法定外の繰入金、幾らになるのかをお聞きしたいと思います。

それと、次の歳出ですけれども、やっぱり一般被保険者の療養給付費、この伸びが大きいのにちょっと驚くのですけれども、同じような答えになってしまうのかなと思うのですけれども、どんな病気が多かったのかを伺いたいと思います。高額も伸びているわけです。高額についてもちょっと伺いたいと思います。逆に退職が減っているというのは、人数が減るので、当然金額も減るのはわかるのですけれども、それ以上に、町が見込んだ以上に減っているのは、何か理由をつかんでいるのかどうか伺いた

いと思います。

○大野敏行議長　それでは、順次答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、お答えいたします。

最初の1,000万円の特別調整交付金の関係ですが、こちらにつきましては、まず保険者として高い意識を有し、適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいる市町村に交付されるものですけれども、まず県の推薦基準11項目ございまして、ジェネリック通知あるいは特定健診受診率などを各市町村６から７項目以上満たしているところが基準になっているわけなのですけれども、その中で国評価基準が26項目ございます。保健事業の展開あるいは財政対策状況等が該当して、それを点数化するわけですけれども、県内で一定の予算を取りまして各市町村ごとに配分いたします。件数ですけれども、63市町村中21市町村が28年度には該当になりました。過去こちら嵐山町が交付されたところなのですけれども、23年度に900万、24年度に1,100万円、27年度に1,100万という状況でございます。

次の災害臨時特例補助金の関係ですけれども、こちらは確定に伴い補正しているものなのですけれども、嵐山町で対象となる世帯、こちら２世帯３人の方が対象になっているわけなのですけれども、その方々の保険税の減免分及び一部負担金の免除にかかわりまして、今回減額となっているのが、こちらは病院にかかる費用が減っているためと思われます。そのために、こちらの補助金のほうも減額となっております。

続きまして、49ページのその他繰入金の関係です。法定外幾らか、トータルでということですが、今回一般会計のほうからお願いいたしまして、2,000万円ということで歳入不足見込み分をこちら繰り入れをしているわけなのですけれども、こちら法定外、今回28年度の法定外繰り入れ、こちらトータルで2,000万円となります。

続きまして、51ページの一般療養費の伸び、病気の種類ということですけれども、一般療養費につきまして12月現在でこちら積算をしておりまして、件数を申し上げますと、12月で５万5,334件。昨年の12月を比較しますと５万4,928件。この時点で約1,000件ほど一般の療養費、病院にかかっていることがうかがえます。額的に申し上げますと、費用額が９億3,670万円、昨年の12月現在では９億3,400万円ということで、こちらにつきましても今年度はかなりの金額がかかっております。これらを判断しまして、１カ月当たりの平均を出しまして、１、２、３月分までの数字を計算しまして

今回の補正額を出しました。

また、病気の種類ですけれども、３月１日現在で調べたものがございます。こちら医療費の分析なのですけれども、まず入院を見てみますと、一番多かったのが循環器19.9％。内容といたしましては心臓弁膜症、不整脈等でございます。２番目が新生物15.7％。こちらは卵巣腫瘍、腎臓がん、前立腺がん等でございます。３番目が精神ということで13.6％でございました。こちらにつきましては、昨年の11月と同じような割合でございます。

次に、外来で見ますと、一番多かったのが内分泌で14.1％。こちら糖尿病、脂質異常症等でございます。次に、循環器で13.4％。高血圧症、不整脈等でございます。11月と比較いたしますと、11月では循環器のほうが１番で多い状況でした。循環器、内分泌という状況でした。

次に、高額の関係ですけれども、高額療養費につきましても、こちら伸びを見ますと、やはりこちらは高額療養費につきましては、１月時点で集計のほう出ております。１月時点の件数ですけれども、2,396件。昨年の１月では2,377件。こちらも増加しております。費用額といたしましては、今年の１月では１億5,800万円、昨年の１月では１億5,000万円ということで、こちらも今年度のほうが額は伸びております。したがいまして、これらの１カ月平均を実績を計算いたしまして、２月、３月分を計算し、今回の補正額をお願いしているところでございます。

また、退職者、退職の関係ですけれども、退職者の人数は実際減ってきて、退職医療の関係は減ってきているわけなのですけれども、平成28年度で見込んでいた人数が231人でございました。こちらをもとに退職被保険者等の療養給付費を計算しておりましたが、今回その退職者につきましても４月から12月までの実績、そして１カ月当たりの平均をとりまして、１、２、３月と積算をしたところ、こちら減少しておりましたので、今回減額の補正をさせていただくところでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　調整交付金がもらえるというのはありがたいわけなのですけれども、特定健診も評価を嵐山町はされたわけなのですか。されたわけなのですね。ただ、実際に特定健診、去年ふえたから、すぐ結果に出るというわけではないですけれども、ただ入院患者、循環器、がん、それから通院でも糖尿病が多いと、循環器も

多いということを考えると、すぐすぐ結びつかないとはいえ、もっと強めなくてはいけないなというものを感じます。さらに啓蒙、啓発を、特定健診のをしていっていただきたいと思います。私自身も気をつけなくてはならないのですけれども、そういうことを思いました。

それで、一点だけ。法定外の繰り入れは2,000万円で28年度はなるのですか。2,000万円で終わるというか、なるのですか。昨年度というか、3,000万円ぐらいあったと思うのですけれども、今年は少しこれが減っているというわけなのですか。全体としての医療費はこれだけ上がっているのですから、こっちもふえる、昨年を上回って普通ではないかなと思ったのですけれども、ちょっとその辺の関係、減っているのだということであれば、もうそれで結構なのですけれども、ちょっとそこを確認の意味も含めてご質問したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

今回一般会計からの繰入金2,000万円ということで、こちらに見込んでおりますけれども、まず歳出を考えまして、議員さんおっしゃるとおり療養費等伸びが出ており、増額をさせていただいているところですけれども、こちらその歳出を考え、そして額の確定、国の負担金あるいは県の支出金、共同事業交付金等、額が確定されまして、そちらの収入が多かったために、今回積算の結果2,000万円の法定外で足りると判断いたしまして、今回その額にしているところでございます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　私の質問は、今回2,000万円というだけではなくて、平成28年度はどのトータルで法定外の繰り入れは幾らですかということを聞いて、それが2,000万円だというので、それが2,000万円のわけなのですか。当初は、では１目組んでいなかったのでしたか。そうでしたか。ちょっと確認していなかったので、ちょっとではそこだけ。

○大野敏行議長　答弁。

○９番（川口浩史議員）　はい。

○大野敏行議長　では、もう一回答弁をお願いします。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、お答えいたします。

当初の時点では、法定外の繰り入れは組んでおりませんでした。今回３月の補正にするに当たりまして、歳入不足分ということで組んでいる状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第12号　平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第２、議案第13号　平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第13号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９万9,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を12億3,511万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、議案第13号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の64、65ページをお開きください。２の歳入ですが、２款国庫支出金、２項４目介護保険災害臨時特例補助金を９万9,000円増額し、補正後の額を10万円とするものです。これは、東日本大震災により被災した被保険者に対し、町が行う介護保険料の減免措置に対して10分の９が補助されるもので、交付決定見込みにより補正するものでございます。

66、67ページをお開きください。３の歳出ですが、２款保険給付費については、３つの項目で予算不足が見込まれるため補正増をしており、その増額分を不用額が見込まれる１項介護サービス等諸費、５目施設介護サービス費を減額補正しているものであります。補正内容といたしましては、不用額が見込まれる１項介護サービス等諸費、５目施設介護サービス費を836万1,000円減額し、予算不足が見込まれる１項介護サービス等諸費の９目居宅介護サービス計画給付費を510万円増額、また４項高額介護サービス等費の１目高額介護サービス費を26万円増額、それから６項特定入所者介護サービス等費の１目特定入所者介護サービス費を310万円増額するものとなっております。

68、69ページをお開きください。３款地域支援事業費、２項７目在宅医療介護連携推進事業については30万9,000円減額し、補正後の額を44万7,000円とするものです。この事業につきましては、比企市町村が共同で東松山市社会福祉協議会へ委託をしているものですが、各市町村の運営費負担金の金額が確定したことに伴い減額補正をするものでございます。

最後に、６款の予備費ですが、不用となった30万9,000円を増額し、補正後の額を220万2,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第13号　平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第３、議案第14号　平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第14号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号は、平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ681万4,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を６億72万3,000円とするものであります。このほか、地方債の廃止が１件、変更が１件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長　それでは、議案第14号　平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、細部説明させていただきます。

最初に、補正予算書82、83ページをお願いいたします。歳入ですが、第１款分担金

及び負担金、１項分担金、１目浄化槽事業分担金につきまして、浄化槽設置基数が当初50基の予定が59基となり、61万5,000円の増額補正をお願いし、補正後の金額を618万5,000円とするものでございます。

第２款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料につきまして、新規接続及び既設事業所の排出量の伸びを見込みまして789万5,000円の増額補正をお願いし、補正後の金額を２億3,854万1,000円とするものでございます。

２目浄化槽使用料につきまして、浄化槽設置基数の増に伴いまして79万6,000円の増額補正をお願いし、補正後の金額を2,698万7,000円とするものでございます。

第３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目浄化槽整備事業費国庫補助金、１節循環型社会形成推進交付金につきましても、浄化槽設置基数の増設に伴いまして67万4,000円の増額補正をお願いし、補正後の金額を2,982万7,000円とするものでございます。

４款県支出金、１項県補助金、１目浄化槽整備事業費補助金につきまして、転換型浄化槽の配管費及び撤去費が対象であり、当初30基を見込んでおりましたが26基となり、219万4,000円の減額補正をお願いし、補正後の金額を1,280万6,000円とするものでございます。

第８款町債、１項町債、１目下水道事業債、１節の流域下水道事業債ですが、同事業の建設負担金として国庫補助事業及び県単独事業に減額が生じたことにより、820万円の減額をお願いし、補正後の金額を3,280万円とするものでございます。

同款２目１節公営企業会計適用債ですが、今年度の企業会計復興業務といたしましては、経営戦略策定事業までとするため、全額640万円の減額とするものでございます。

補正予算書84、85ページをお願いいたします。歳出ですが、第１款公共下水道費、１項公共下水道総務費、１目一般管理費の12節役務費、19節負担金補助及び交付金と27節公課費の消費税中間申告の確定による補正で98万2,000円の減額をお願いし、補正後の金額を3,091万4,000円とするものでございます。

同款２項公共下水道事業費、１目建設事業費、19節負担金補助及び交付金ですが、市野川流域下水道建設負担金の事業費の確定によるもので、815万円の減額をお願いし、補正後の金額を1,328万6,000円とするものでございます。

２目維持管理費につきまして、19節負担金補助及び交付金ですが、市野川流域下水

道事業維持管理負担金につきましても、全体の汚水処理量が増加したことにより、301万7,000円の増額をお願いするものでございます。

３目公営企業会計適用化事業費、13節委託料ですが、公営企業会計移行業務委託料につきまして、歳入でご説明申し上げましたとおり648万円の減額をお願いし、補正後の金額を216万円とするものでございます。

第２款浄化槽費、２項浄化槽事業費、１目建設事業費、17節公有財産購入費ですが、浄化槽施設購入費について当初50基の購入基数が59基になりましたので、705万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金ですが、浄化槽配管費、撤去費、推進地域補助金として増減がございまして、94万円の減額補正をお願いするものでございます。

第２款２項１目建設事業費につきましては、611万2,000円の増額をお願いし、補正後の金額を8,501万9,000円とするものでございます。

第４款予備費ですが、歳入合計に対し歳出合計の資金不足についての補正でございまして、10万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第14号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　82ページ、83ページでございますが、この下水道使用料、既設及び新規使用者の増加ということでございますけれども、この中で新規使用者というものはどのくらいの件数がおありになったのでしょうか、お尋ねいたします。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　お答えいたします。

新規公共下水の申請件数で申しますと、全体で97件、このうちもう既に下水から公共下水に接続されていて、また同じような形で接続するというのが11件、単独浄化槽から公共下水に接続するというものが30件、くみ取りトイレから公共下水に接続していただくものが１件、新築によるものが55件、トータルいたしますと97件の公共下水の接続件数がございました。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうしますと、今の関係で99件ふえたということで、汚水量が増加したという理解でよろしいのですか。

それと、浄化槽を９基購入するわけです。50基から59基に。年度内にこれは工事終わることができるのですか。ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　お答え申し上げます。

今申し上げましたとおり、公共下水の接続件数がふえた、すなわちそれで公共下水の使用料等がふえたということで受けとめていただければと思います。

もう一件、９基ふえることが年度内に完了するかどうかということでございますけれども、年度内に完了いたします。

以上です。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　もうきょうは10日ですから、あと20日しかないわけです。これから工事に入るわけですよね。もう入っているわけではないでしょう。ちょっとそこを確認なのですけれども、わずか20日で９基が可能なのかどうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○９番（川口浩史議員）　だって、議会通る前にやってしまってはまずいよね。

〔「５月31日までで」と言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　５月31日。

〔「最終まで」と言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　だって、３月31日ではないとまずいのではないの。監査の期間を逆手に……。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　暫時休憩します。

休　　憩　午前１０時４２分

再　　開　午前１０時５９分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口議員の質疑に対する答弁からです。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　先ほどの浄化槽の申請の関係でございますが、申請が59件、もう既にこれについては工事自体は完了しておりまして、あと清算処理のみということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　もうそうすると、59基全部買ってしまって、工事も全部終わってしまっているということなのですか。何、ちょっと。そっちで何を言っているかわからないのですが、浄化槽施設購入費となっているわけです、87ページに。これがもう既に買って、工事も終わっていると。これはいいのかなと考えると、そうすると議会の議決を経ないと購入なんてできないはずです。その前にもう購入してしまったということなのですか。そうではなくて。そうではないわけね。ちょっとそこの説明をお願いしたいのです。これからやって、３月いっぱいまでで終わるのかどうかということをちょっとお話ししていただきたいのですけれども。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この浄化槽の設置事業につきましては、国、県の補助をいただいて、一般会計から残りの分を負担をして下水道会計へ繰り出しをして、ＰＦＩ事業、町内の水道事業者等あるいは下水道の事業者等が組合をつくって、町にかわって民間が主導で仕事をしていると、こういう事業でございます。

当初50基予算化をいたしまして、町民の方に推進をして、その結果、予算を超えて59基実績が上がったと、こういうことなのです。現場が進んで町民に浄化槽の設置が進んだということはいい面なのですけれども、今まではこの事業を始めて以来、今のような形で最後のこの３月に清算をするような補正予算をいただいてきたと。予算はあくまでも公有財産購入費でございまして、町が工事を発注するのではなくて、今ＰＦＩ事業で工事がなされたものを、それを浄化槽を国、県の補助をいただいたその資金を使って町が購入をすると、そういうふうな予算措置になるわけなのです。そういうふうなことなのですけれども、やはり予算統制、議会で予算を頂戴をして、そして

町が執行をする、行政側はそれに基づいて執行をするという原則に立てば、やはりこの９基分は、これまで９月なり12月で補正をお願いする機会は十分あったわけです。こういうことを考えますと、これまでやってきた事務の方法ではなくて、やはり原点に立ち返って、議会でご承認をいただいたものをＰＦＩの事業でも執行をしていくと、そういう方法に今後は改めさせていただくということで、今回はもうこういうふうな形で進んでおりますので、ぜひご理解を賜りまして、ここでご議決をいただければ、これまでと全く同じような状況になるわけでして、今後改めさせていただくことで、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第14号　平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第４、議案第15号　平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第15号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定についての

件でございます。

収益的収入及び支出の予定額について、事業収益を1,924万5,000円増額をし、総額を５億5,800万円とし、事業費用を386万円増額をし、総額を４億7,506万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を488万6,000円増額をし、総額を2,021万円とし、資本的支出を1,240万円減額をし、総額を４億917万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長　それでは、議案第15号　平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、細部説明させていただきます。

最初に、補正予算書99ページをお願いいたします。平成28年度嵐山町水道事業会計予算執行計画補正３号により説明させていただきます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第１款事業収益、１項営業収益、１目給水収益、水道料金でございますが、平成28年度最終的な見込みの有収水量が263万4,000立米ほど増量の見込みで、2,298万5,000円の増額補正をお願いし、補正後の金額を４億7,322万4,000円とするものでございます。

２目その他営業収益で手数料でございますが、給水装置工事事業者指定手数料、設計工事検査手数料が当初より減少したこと、また雑収益は小口径の新規水道加入の減少などで183万円の減額補正をお願いし、補正後の金額を2,218万1,000円とするものでございます。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金の定期預金等利息でございますが、105万円の増額補正をお願いし、補正後の金額を181万円とするものでございます。

４目消費税還付金でございますが、仮受消費税と仮払消費税の差額が確定したもので、296万円の減額補正をお願いし、補正後の金額を583万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第１款事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費

における動力費で、電気料金につきまして平成28年度の実績額を加味し再度見積もりしたところ、600万円の減額補正をお願いし、補正後の金額を１億490万2,000円とするものでございます。

４目減価償却費、１節有形固定資産減価償却費でございますが、建物、機械装置など再計算した結果、90万3,000円の減額補正をお願いし、補正後の金額を１億6,293万1,000円とするものでございます。

５目資産減耗費、１節固定資産除却費でございますが、1,065万8,000円の増額補正をお願いし、補正後の金額を1,276万7,000円とするものでございます。

３項特別損失、１目過年度損益修正損、１節貸倒引当金繰入でございますが、欠損処分として46万円の増額補正をお願いし、補正後の金額を1,819万6,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出のうち収入ですが、第１款資本的収入、１項補助金、１目国庫補助金でございますが、平成28年度当初予算において1,500万円を補助要望をしておりましたが、交付決定のありました1,988万6,000円を国庫補助金とするため、488万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

支出として、第１款資本的支出、１項建設改良費、１目事務費の主な内容は、委託料で第１配水池等更新計画関連の委託等について、嵐山町の水道事業にとって将来に向けて最大の重要課題となる基本計画でありますので、水道担当として再度慎重に確認、検討していく必要性があることから、740万円の減額補正をお願いし、補正後の金額を931万9,000円とするものでございます。

２目浄水場施設の工事請負費でございますが、第１・第２浄水場管理、機械棟耐震工事につきまして、必要最低限の耐震補強としたため500万円の減額補正をお願いし、補正後の金額を1,780万円とするものでございます。

95ページ、予定キャッシュ・フロー計算書及び96ページ、97ページの予定貸借対照表につきましては、ご高覧いただきたくお願いいたします。

以上で議案第15号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　99ページでございますが、この水道料金です。なかなか一般の企業では売り上げがそう伸びる時代ではないのですけれども、当初のこの４億

5,000万から比べて約５％増額になっております。その2,200万と申しますか、主なる要因といいますか、その点がつかめていらっしゃったらお聞きしたいということと、もう一点、動力料です。経費が支出の分で約600万ほど減額になっております。動力料です。それで、その分も最終的には水道事業の利益につながっていくわけでございますが、この動力料もこれだけ減額になっているというのは、何かやはりそれなりの努力もされているのだと思うのですけれども、その点について２点お尋ねいたします。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　お答えいたします。

まず１点、配水量の増加ということでございます。嵐山町に第１、第２、第３配水場ございまして、現状といたしまして嵐山町の南部、それから中心部を配水しています第１、第２配水場系につきましては、やっぱり人口減ということもあって、減少傾向にございます。しかしながら、第３配水場にありましては工業団地、ここが一番影響が大きいものではないのか。企業的に一企業では大体50ミリ程度のメーターがついて、そこで水道水を使っていただける、これが一番の原因ではないかなと。私自身のもう確定的な計算ではないのですけれども、状況を見ますと、そういう結果が得られております。

２番目の動力費、電力料の関係なのですけれども、これをちょっとさかのぼって見ていきますと、27年の10月ころより電力料金の単価について、若干なのですけれども、それこそ何円程度のものなのですけれども、いかんせん極端な電力料金という形にもなりますので、それが大きな影響に響いてきている。こういうことで、単価的に、水量的にはかなりの量を使うのは使っているわけです。27年、28年、決算をこれから出せばはっきりわかるのですけれども、極端に下がっておりません。なのに動力費が下がっているということは、やはり電気料金が若干そこに単価的なものが安くなってきているというようなことが影響として出てきているということでございます。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　100ページなのですが、減価償却費が減額になっています。それで、片や固定資産除却費というのが大幅にこのカウントがふえているのですが、

こんなにふえる、当初考えたよりも除却費のほうに入れられる資産がふえたということなのでしょうか。この積算の根拠というか、上との連携もあるのかなと思うのですが、それはどういう理由なのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　お答えいたします。

主に減価償却費に関しましては、構築物が再計算をしたところ減額になり、当初予算より増額……構築物の減額となった補正につきましては、資産除却費が当初予算よりも増加になったことにより、減価償却費は逆に減額となる性質から来るものでございます。

次に、固定資産の除却関連なのですが、除却する資産の構築物で、主にＶＰ30ミリメートル以下の水道管の除却費が当初の予定よりも増嵩したために、補正増させていただいているというようなことでございます。内容的には、ＶＰの22年度分が172万3,210円、ＶＰ25、22年度分につきましては236万9,311円、ＶＰ20、19年度分につきましては249万5,541円、ＶＰの22年度分につきましては379万3,087円、これをトータルいたしますと1,658万円ということになるものでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　それはわかるのです。ただ、当初が210万9,000円だったわけです。補正でここに、カウントの仕方が間違っていたということなのですか。今説明でわかるのですが、この積算のは当初予算と比べてどうなのですかと聞いたのですが、当初は入れなかった分が除却費のほうに、そういう対応ができる、要するに資産です。だから、そういうことなのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休　　憩　午前１１時２１分

再　　開　午前１１時２５分

○大野敏行議長　会議を再開します。

安藤議員の質疑に対する答弁からです。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　議会を中断させてしまいまして、大変申しわけありませんでした。

それでは、安藤議員のご質問について答弁させていただきます。最初に除却しようとした資産よりも、決算で除却した資産のほうが大きかったためということでございます。当初に見込んでおりましたのが資産であって、決算で実際に算出されたところが、このようなちょっと金額として算定されているものに影響してきたということでございます。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第15号　平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○大野敏行議長　お諮りいたします。

議事の都合により３月13日、14日、15日、16日、17日、21日、22日及び23日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月13日、14日、15日、16日、17日、21日、22日及び23日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１１時２９分）

平成２９年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第７号）

３月２４日（金）午前１０時開議

日程第　１　議案第１６号　平成２９年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第　２　議案第１７号　平成２９年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第　３　議案第１８号　平成２９年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第　４　議案第１９号　平成２９年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第　５　議案第２０号　平成２９年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について

日程第　６　議案第２１号　平成２９年度嵐山町水道事業会計予算議定について

日程第　７　議案第２２号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）

日程第　８　議案第２３号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）

日程第　９　請願第　１号　「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願

日程第１０　陳情第　１号　２項道路に関する陳情書

日程第１１　議員派遣の件について

日程第１２　閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

日程第１３　発議第　１号　嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについて

日程第１４　発議第　２号　嵐山町ゴミ資源循環調査特別委員会を設置することについて

日程第１５　発議第　３号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について

日程第１６　発議第　４号　政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書の提出について

日程第１７　発議第　５号　最低賃金の時給１，０００円への引き上げに関する意見書の提出について

日程第１８　発議第　６号　公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について

日程第１９　発議第　７号　軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制度」の廃止を求める意見書の提出について

日程第２０　発議第　８号　テロ等準備罪＝共謀罪の法案提出に反対する意見書の提出について

日程第２１　発議第　９号　稲田朋美防衛大臣の解職または辞任を求める決議について

○出席議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　大　野　敏　行　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田　泰夫
書記	新井　浩二

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
中嶋　秀雄	総務課長
青木　務	地域支援課長
山岸　堅護	税務課長
村田　朗	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
山下　次男	長寿生きがい課長
村上　伸二	文化スポーツ課長
植木　弘	環境農政課長
山下　隆志	企業支援課長
菅原　浩行	まちづくり整備課長
深澤　清之	上下水道課長
金井　敏明	会計管理者兼会計課長

小久保　錦一	教育長
藤永　政昭	教育委員会こども課長
植木　弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第１回嵐山町議会定例会第24日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○大野敏行議長　ここで、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案６件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件、議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第１号　「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願について、審査報告が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました陳情第１号　２項道路に関する陳情書について、審査報告が提出されました。お手元に配

付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第１号　嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについて、発議第２号　嵐山町ゴミ資源循環調査特別委員会を設置することについて、発議第３号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について、発議第４号　政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書の提出について、発議第５号　最低賃金の時給1,000円への引き上げに関する意見書の提出について、発議第６号　公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について、発議第７号　軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制度」の廃止を求める意見書の提出について、発議第８号　テロ等準備罪＝共謀罪の法案提出に反対する意見書の提出について、発議第９号　稲田朋美防衛大臣の解職または辞任を求める決議について、以上の９件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案９件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第１６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第１、議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

畠山予算特別委員長。

〔畠山美幸予算特別委員長登壇〕

○畠山美幸予算特別委員長　朗読をもって報告といたしたいと思います。

平成29年３月24日、嵐山町議会議長、大野敏行様。予算特別委員長、畠山美幸。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

事件の番号、議案第16号。

件名、平成29年度嵐山町一般会計予算議定について。

審査の結果、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書。

平成29年３月24日、予算特別委員長、畠山美幸。

１、付託議案名。

議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定について。

２、審査経過及び結果について。

３月１日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件を３月13日、３月14日及び３月16日の３日間にわたり審査をいたしました。

（１）３月13日の委員会について。

13名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課及び健康いきいき課の順で審査を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

税務課では、固定資産税が4,731万5,000円の増額計上の理由はという質疑に対し、平成28年12月議会で償却資産を7,500万円の増額補正したところで、町内で新工場を建設、建て替えなどの分でした。平成28年度より平成29年度は減額で見込みましたとの答弁でした。

軽自動車税が746万2,000円増額計上の理由と、たばこ税は年々減額しているが、たばこの本数はという質疑に対し、軽自動車課税分が前年度比748万3,000円の増額で、平成28年度当初4,050台に対し、平成29年度は4,246台の196台増を見込んでいます。重課税分１万2,900円の軽自動車が820台で、467万4,000円増額の見込みであり、これは13年以上経過の軽自動車分ですという答弁でした。たばこの本数は平成29年度2,000万本、１億761万8,000円で見込み、平成19年度は4,000万本、１億3,300万円を計上していた。10年前と比較すると、本数は半減していますが、税収は2,500万円、11.9％の減少です。これはたばこ税の税率が上がったためという答弁でした。

総務課・会計課では、町制施行50周年記念式典事業についての質疑が何点かあり、報償費増額の内容と記念事業実施団体補助金の内容についてはという質疑に、10月22日に予定している記念式典の司会者費用や講師の謝礼を含んでいる。また、団体補

助については、50周年という記念すべき年を町主体ではなく、町民の皆様方にともに記念イベントや何らかの新しい試みを実施していただき、今後の嵐山町を考えていく年になればよいと思う。内容については、基本的には大きく２つ考えており、既存の団体が毎年行っている事業に補助金を有効に使っていただき、50周年という冠をつけて何らかの新しい企画を加えてもらい、町民参加を求めるものに補助する。また、新たな団体・グループを設置してもらい、企画提案をしてもらったものに補助をしていくとの答弁がありました。

地域支援課では、広聴事業の減額についての質疑に対し、委員報償から電子アンケート方式に変更し、地域商品券500円を100人分で計上したための減額という答弁でした。

地域活性化事業の地域活性化コーディネーターの具体的な動きとして、今後の町民との対応についてはとの質疑に対し、団体や町民の方々と広く交流していただき、情報提供等を含め、今後の新しい嵐山町に向けての活動を進めてもらう。

また、男女共同参画推進事業拡大分の男女共同参画啓発冊子作成について、今後どのように進めていくのかという質疑に対し、ヌエックに監修していただき、企業向けに作成をして、商工会を通じて配布していただくとの答弁がありました。

復興税の使い道はという質疑に対し、地域防災力の強化に充てるものであり、平成29年度は備蓄品、雨量計、非常用持ち出し袋、防災会の育成などに使うという答弁でした。

町民課では、保険基盤安定負担金の増の要因はという質疑に対し、軽減対象者の増ですが、１人当たり６割軽減に15％、４割軽減に14％を掛けて国庫支出金となり、国が２分の１、県と町が４分の１の補助、補助基本額1,880万円の２分の１で943万5,000円になるという答弁でした。

後期高齢者医療保険事業の人間ドック委託料、健康診査業務委託料の積算の根拠と保養所利用補助金の内容はという質疑に、人間ドック委託料について、平成29年度は90人を見込んでおり、２万円の90人分で180万円、健康診査業務委託料は、平成27年度実績をベースに積算して600人の見込みで、人数がふえた分、若干上がっている。また、保養所については、１人3,000円で200人分見込んでいるという答弁でした。

健康いきいき課では、予防接種医師委託料の減額の積算についての質疑に対し、平成27年度の実績をもとに計算している。平成29年度は、高齢者インフルエンザ自己負

担金を1,000円から1,500円にしたため、減額になると予想しています。

マイレージ事業についてはの質疑に対し、県で準備している事業に参加する負担金を計上している。この事業は平成30年１月から新規の募集を始めますが、健康長寿を伸ばそうプロジェクトに参加している方はそのまま移行していただき、事前に参加できるという答弁でした。

不妊治療についての質疑に対し、不妊検査費の助成を妻が43歳未満の夫婦で10分の10の県補助で２万円を60件、県の特定不妊治療費助成対象のうち、妻が35歳未満の方へ２分の１県補助で１回10万円を３件分と、町単独で35歳から43歳未満まで10万円３件分を計上したという答弁でした。

（２）３月14日の委員会について。

委員13名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

長寿生きがい課、文化スポーツ課、環境農政課・上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課及びこども課の順で審査を行いました。

主な質疑と答弁は、次のとおりでした。

長寿生きがい課では、高齢者外出支援事業に多くの質疑があり、利用内容についての質疑に対し、平成28年度までは１カ月当たり３枚、12カ月分で36枚（申請月でかわる）の初乗り助成券をお渡ししていたが、平成29年度からは75歳以上の免許を有しない方等へ１カ月当たり４枚、12カ月分で48枚（申請月でかわる）のタクシー助成券をお渡しする。乗車料金が1,000円までは500円を助成、1,000円を超えた場合は半額を助成し、最大で1,000円を助成する。迎車がある場合は上限1,500円までの助成になるという答弁でした。

第７期介護保険事業計画策定委託についての質疑に対し、第６期の計画は平成29年度で終了するため、平成29年度中に次の平成30年から平成32年までの３年間の計画を策定していきます。ますます高齢化になっていく中で、給付もふえていくことも考えられるが、町では平成27、28年度は計画額より支出が下回っている状況です。この２年間の実績に基づき、平成29年度は予算計上しているものもある。平成30年度以降でどの程度の増加となるか予想が難しいところですが、基金も１億8,000万円程度積み上げられているので、活用しながら考えていくという答弁でした。

次に、文化スポーツ課では、スポーツ施設の修繕料135万1,000円の内容についての

質疑では、Ｂ＆Ｇ海洋センターが30年経過する中で、水道管の老朽化で漏水があるための水道管工事費との答弁でした。

図書館職員体制、総合管理業務委託料、劣化診断委託料についての質疑に対し、平成28年度と平成29年度の職員体制は同じです。平成28年度は総合管理委託料の中に清掃委託料を入れていたが、平成29年度は清掃委託料を別に記載したため、総合管理委託料が減額になった。劣化診断は、平成11年に建設され17年が経過しているため、１階嘱託員控室、空調室、２階会館ホールで雨漏りがあり、今回は防水診断をするという答弁でした。

環境農政課では、嵐丸塾運営補助金の内容についての質疑は、ホウレンソウに特化したやる気のある就農者を判定し、定住していただき、種子代、ハウス補助、保険料を補助するものと、指導農家への報償費です。

地球温暖化防止事業費の減額についての質疑は、太陽光発電20件、高効率給湯器16件の見込み数で、実績に基づいて計上という答弁でした。

企業支援課では、企業誘致859万円の増額についての質疑は、平成28年度は、太陽インキ、明星第３工場、第２工場の増設があり、増設に基づいて奨励金を支出するためという答弁でした。

土地借上料の内容はという質疑は、駅東口駐輪場と同じ単価で150平方メートル分計上しています。

川のまるごと再生事業が終了して施設管理はという質疑は、管理費の中には遠山地区トイレ、駐車場の浄化槽保守管理料、清掃委託料が入っているという答弁でした。

まちづくり整備課では、権限委譲で開発許可申請の事務を町が行うが、人員配置はという質疑は、県から副参事１名と県に派遣していた２名の職員が配置されるという答弁でした。

道路照明灯施設管理事業減額はという質疑は、ＬＥＤ化による電気料の減額という答弁でした。

こども課では、給食センター調理等委託料が増額になったのはという質疑に対し、３年契約が終わり、今回はプロポーザル方式で８社指名したが、６社が辞退し２社になった。８名の審査員で27項目にわたり審査した結果、１社を決定した。調理員は前回と同じ13人程度という答弁でした。

学習支援教室運営委託料についての質疑に、小学校３、４年生と中学３年生の希望

者で、５～６人程度の小グループ制で夏休みごろから実施したい。土曜の２時間程度を見込むという答弁でした。

（３）３月16日の委員会について。

委員13名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

既に全課局に関する質疑が終了しましたので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、川口浩史委員、渋谷登美子委員、青柳賢治委員、長島邦夫委員、清水正之委員の５人から届け出があり、その順に総括質疑を行いました。質疑、答弁の概要は、次のとおりです。

子育て世帯等転入奨励金事業は、転入を奨励する大きな動機づけとなる事業であるのかという質疑に対し、事業を開始した平成26年度から３カ年で33世帯、103人が転入された。制度利用した方へアンケート調査をしたところ、２割の方からこの制度があったから嵐山に転入したという回答をいただいており、一定の評価ができるものと考えている。少子高齢化については、埼玉県内の人口１％の伸びであるが、２極化しており、県南は４％の人口増加で、県北は2.4％の減少です。比企管内は4.3％の減少ですが、嵐山町は2.9％の減少です。昨年総合戦略を策定の際、嵐山町の住みよさについて、78％の方から自然が好きで住み続けたいとの回答をいただいた。埼玉大学も埼玉県の定住について調査したところ、約70％の方が住み続けたいと回答している。定住については情報発信が中心だったが、今後は埼玉県主催の移住定住イベントや空き家の活用などをして、いかに外から来ていただくかを発信していくという答弁でした。

有害鳥獣対策と特定外来種生物対策の違いについての質疑に対し、有害鳥獣捕獲は農業被害対策で、特定外来生物対策は特定外来生物による生態系の被害を防止するため、県が定めたアライグマ防除実施計画によるものです。イノシシの捕獲については平成27年度までは実績がなく、平成28年、箱わなで３頭、くくりわなで５頭の捕獲があった。平成29年度の捕獲方法は、銃で４月～５月、８月～10月の年２回実施予定。箱わな、くくりわなは通年実施。平成29年度の捕獲数は、平成28年度の実績に基づき30頭を目標にする。アライグマの捕獲は箱わなで、平成26年度185頭、平成27年度125頭、平成28年度２月末で172頭の実績でした。平成29年度も被害に応じて箱わなを設置し、平成28年度実績と同程度に考える。基本的な考え方ですが、特定外来生物対

策は日本の野生動物の生態系に割り込んできていることから、根絶を目標にしている。イノシシは共存してきた在来の野生動物で、根絶をするものではなく、捕獲は最低限にとどめ、生息域である奥山に戻し、農業被害がなくなれば、対策の目的を達したことになるという答弁でした。

機構改革により新設される子育て支援課の業務内容と県から権限委譲される開発許可申請について、どのような体制をとるのかという質疑に、子育て支援の充実をさらに進めていく。子育て支援課を新設することで、一元的な対応が図れる。任期つき職員として保健師２名を考えている。開発許可申請については、県職員を派遣していただくとともに、県に派遣経験者２名の職員で対応していくという答弁でした。

地域６次産業化推進についての質疑は、国の加速化交付金で町が特化した事業推進で、平成28年度は農林61号を使っためんこ61事業に取り組み、完全自給化して商品化するめどが立った。平成29年度は協議会を立ち上げて、まんじゅうなどの商品開発や町内業者にこの小麦を支給し、試作品の挑戦をしていただく。地域６次産業化推進事業補助金は、ブルーベリーなどの加工品、販売の取り組み地域の特産品開発と農産物の生産セットで地消地産に取り組むとの答弁でした。

年金受給が25年から10年に短縮するが、通知書の漏れがあっては大変である。年金受給権者の周知についてはという質疑は、日本年金機構から生年月日に応じて郵送される。しかし、町内では10年から25年未満の対象者は92名です。対象者には、３月中旬に事前抽出データが入ってくると思うので、パンフ等送付したいという答弁でした。

次に、渋谷委員から、平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての議案に対し、修正案が提出されたため、総括質疑終了後に、その提案説明を求め、審査に入りました。

修正案の内容は、次のとおりでした。

歳出における２款総務費、１項総務管理費、11目人権対策費、19節負担金補助及び交付金64万5,000円を29万5,000円とする。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、10高校生等医療費給付事業、20節扶助費、390万円とする。

４款衛生費、１項保健衛生費、４目環境衛生費、１節報酬71万7,000円に75万円を増額し、146万7,000円とし、９節旅費４万7,000円に15万円増額し、19万7,000円とする。

４款衛生費、２項清掃費、１目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金１億8,605万9,000円から2,338万1,000円を減額し、１億6,267万8,000円とする。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、20節扶助費として、嵐山町町立小中学校の児童生徒の学習環境向上のため、公立小中学校児童生徒学習支援費として、小学生１万円、中学生２万円とする。公立小中学校学習支援費1,592万円を計上し、学校給食費第３子補助事業として468万9,000円を計上する。

13款予備費1,717万8,000円を167万8,000円減額し、1,550万円とする。

歳出合計は変更なく、58億7,900万円とする修正案の説明がありました。

この修正案に対し、青柳委員から町立幼稚園児の第３子給食費を無料にして、保育園児の第３子は無料になるかという質疑に対し、もともと保育園児第３子は保育料が無料ですという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決に入りました。

初めに、修正案について採決を行い、挙手少数により否決すべきものとなりました。

次に、原案について採決を行い、挙手多数により可決すべきものとすることを決定いたしました。

これをもちまして議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての審査、経過及び結果についての報告といたします。

○大野敏行議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、４名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第９番、川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　私は日本共産党を代表して、2017年度、平成29年度一般会計予算に反対の討論を行います。

安倍政権の国の2017年度予算は、アベノミクスの行き詰まりによって税収減となり、その穴埋めのための国債の追加発行をしております。また、税収減の中、戦争する国づくりには予算をつぎ込み、軍事費は５年連続の増です。そして、そのツケを社会保

障費、文教予算、農業予算などがこうむり、減らされております。このような国の予算の中で、町民福祉の向上を図るべく、嵐山町の予算がそうなっていないため、反対するものであります。

その反対の理由の第１ですが、日本一の教育の町・嵐山の実現です。国の文教予算減の中で、どの子も公平に教育を受けられるようにする予算ならわかりますが、全く違うところに使っていることです。児童１人5,000円、生徒１人１万円の補助を廃止して、日本語検定、英語検定を受ける児童生徒に受検料の補助を行うという検定受検料補助金が一つです。担任の教師、または教科を受け持つ教師は、どの子が理解しているか、いないか、わかっているということです。検定試験を強制的に受けさせ、競争させることは、子供たちにさらなる試験地獄を与えるだけです。そして、できる子、できない子に振り分けるだけであります。理解していない子にいかに工夫して理解してもらうか、そしてそれでも理解できない子に得手を伸ばし、不得手を克服する姿勢の大事さを体得してもらうことが教育ではないでしょうか。

さらに、学習支援教室運営事業は小学３、４年生及び中学３年生を対象にするというものですが、この対象者の25％が来るという塾の開講です。この学習支援教室を実施する目的は、激変社会に対応できるようにすることだということです。ここでははっきりできる子だけを伸ばす完成のエリート養成所ということが言えます。戦前は、官僚や財閥の子女にエリート教育が行われ、無謀な戦争へと突入しました。戦後は、官僚や財閥のエリート教育はありながらも、一般国民の誰もが公平に教育を受けられたことが、荒廃した日本から奇跡的な経済発展を遂げ、経済大国になったわけであります。

激変社会に対応できるようにということですが、一部の人の判断は、戦前の例を持ち出すまでもなく、大きな間違いを犯す危険があります。戦後の日本の発展からも、どの子にも公平な教育が必要であり、感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きをするための豊かな情操を持った子供に育ってもらうことが肝要と考えます。東京の夜スペシャル、通称夜スペは、大手進学塾と連携し、夜間に中学校の教室を使って、英語や数学などの特別授業が2008年度から本格的に行われてきましたが、生徒数が減ったことから、今年度で取りやめになるということが一昨日報道されましたが、町が始めるこの事業も長くは続かないことを申し添えておきます。

そして、どうして岩澤町長がこういう教育を始めようとしたのかですが、学力テス

トの結果がこういうものを始めさせたものと考えます。学力テストの結果に翻弄され、最も悪い形で始められる学習支援教室運営事業に強く反対します。

あわせて小中学校の学年費を廃止しています。これだけ貧困が叫ばれ、国も貧困対策法を制定し、解決を図ろうとしている中で、逆に嵐山町は貧困対策として大きな役割を果たしている学年費を廃止することは、あってはならないことです。嵐山方式として全国に発信していくべき評価される事業の廃止は、強く再考することを求めます。

次に、埼玉中部資源循環組合についてです。裁判所の和解ほごについて、和解を結んだ組合とは別人格だから、和解を遵守する必要がないということで焼却施設を建設するものです。法的にはそうかもしれませんが、人の持ちとしてみた場合、和解ほごは許されないことです。しかも、吉見町大串地区に決定したのは、埼玉中部広域清掃協議会において決まったわけではありません。この協議会設置前の平成24年11月26日の一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する関係市町村会議において、新施設の建設場所はどこかという問いに、吉見町の新井町長は、現在の中部環境の付近と答えています。すなわち、建設場所は最初から決定していて、埼玉中部広域清掃協議会も、その協議会のもと建設検討委員会も段階を踏んで決定したように見せるための形だけのものでしかなかったわけです。そして、許されないのは、最初から和解を守ることを考えていないことです。こうして進められている埼玉中部資源循環組合の予算支出はやめるべきであります。

次に、子育て世帯転入奨励金です。この制度が始まった平成26年度から28年度までで33世帯、103人が転入してきました。この基準で数値をとっていないため、制度が始まる前の３年間の全体の転入数で見ると、平成23年度706人、平成24年度630人、平成25年度720人であります。制度が始まった平成26年度678人、平成27年度754人、平成28年度２月末現在ですが、653人でした。制度が始まる前と後で大きな変化がないわけであります。転入者を呼び寄せる制度の必要性はわかりますが、この制度は大きな動機づけにはなっていません。したがって、この制度はやめるべきであります。

最後に、同和問題です。新しい法律ができたとはいえ、嵐山町において同和問題が発生していることはありません。そのため、同和事業は廃止するべきであります。

以上、指摘したことが改善されることを願い、反対討論を終わります。

○大野敏行議長　次に、賛成討論を行います。

第12番、安藤欣男議員。

〔12番　安藤欣男議員登壇〕

○12番（安藤欣男議員）　第12番議員、安藤欣男。政友会を代表して、平成29年度一般会計予算案に賛成の立場で討論を行います。

アメリカではトランプ大統領が誕生し、イギリスでは国民投票でＥＵ離脱を決定するなど、世界の政治、経済は先行き不透明感が強まっている状況であります。こうした中、貿易立国として生きる我が国は、今後経済がどう進展するのか、不安定要素が多く出てきた昨今であります。

我が郷土嵐山町は、人口減少が進んでまいりまして、本年３月１日にはついに１万8,000人を割り込んでしまいました。しかしながら、着実な発展を勝ち得るために英知を結集していかなければなりません。そのことが今、私たちに課された責務であろうと思います。

さて、平成29年度一般会計予算案は、総額58億7,900万円、前年度比3.1％減の予算とされました。本年は、嵐山町が町制施行され、50周年の記念の節目の年であります。今秋10月には、祝賀の記念式典が計画されております。また、祝50周年記念を冠にした事業を実施する団体への補助が計上されております。

また、次の10年後、20年後、30年後を見据えた各種事業が進められます。地方創生事業で取り組む千年の苑事業、めんこ61事業の着実な推進のため、3,068万円が計上されています。これによって、嵐山渓谷バーベキュー場と一体とした観光事業が進められます。この事業で新たな雇用の創出が期待されます。また、農産物直売所や町内への新たな活力が出てくることが予想されます。

また、教育のまちづくりを目指して、子供たちの学力の底上げを狙いとした日本語教育、日本語の検定補助、中学生の英検の補助、あるいは小学３、４年あるいは中学生の学力支援教室事業が展開されます。

少子高齢化対策では、不妊治療支援事業や高齢者の外出支援事業がリニューアルされます。

さらには、駅周辺の活性化10年計画のスタートとして、情報発信拠点の整備が進みます。

第２点は、第５次総合振興計画に基づく政策展開が進められております。この中で、特に財政健全化に十分配慮するため、基礎的財政収支、プライマリーバランスは、昨年度に続き元金ベースで２億6,900万円の黒字となっています。後世へのツケを最小

限にしながらも、活力あるまちづくりを展開し、若い人たちが希望を持って住み続ける町をつくるのは至難のわざですが、取り組む姿勢が見られております。

第３点は、役場の機構改革を実施し、町民福祉の向上と活力あるまちづくりを着実に展開するための体制づくりが実施されることであります。文化スポーツ課を教育委員会部局に戻し、町長部局に子育て支援課を新たに設置します。ここでは、妊娠期から18歳までの切れ目のない子育て支援が行われます。

また、新しいまちづくり計画やまちづくり事業の推進のために、県より技監職を迎えます。これによって、県との連携や職員のレベルアップなどが期待できます。４月から開発許可申請に関する事務を町で行うことになります。機構改革が新たなまちづくりに成果が上がると期待をします。

以上３点を申し上げ、新年度予算案を高く評価するところであります。しかし、繰越明許費で実施する大きな事業があります。平成29年度は、職員の皆さんの負担は相当大変なものになることが予想されます。ご苦労も多く出てくると思いますが、全力で対応していただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。（拍手）

○大野敏行議長　続いて、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　第13番議員、渋谷登美子です。反対討論を行います。平成29年度の予算案に反対します。

29年度予算案は、基本的な政策を他者依存、町の組織以外に依存する傾向の強い予算です。県に派遣依頼する、基本的なことを民間の競争に任せるということで、町の政策力、町事業を継続していく持続力、嵐山町の組織力を弱めています。29年度は、町制施行50年です。50年後に嵐山町、あるいはこの地域が存続しているか、そのための政策は何か考えるターニングポイントの年です。「今、ここ」という利益ではなく、町政に携わっている私たちが存在していない50年後の地域を考える政策をつくる必要があります。他者依存ではない嵐山町の持続可能なまちづくりをしていく必要があります。

課題の第１点目として指摘します。地域力をつくろうとする住民参加を限定的にしていること、若者、ばか者、よそ者は嵐山町にも存在していますが、町外から引っ張

っていること、町の中の人材を見つける力が弱いと考えられます。これは、都市計画やハードの部分のまちづくりに対して、町職員の派遣に頼り、1,600万円の人件費が使われることに象徴されています。このようなことは、庁内関係各課で連携して、何が必要か、今の問題は何か調査して行えばよいことです。今、稼ぐ力が強調され過ぎてまちづくりが進められています。

どうでしょうか、今後都市計画に災害計画を入れていくと、どのような安全な町がつくられるかという視点での都市計画の見直しが必要です。都市計画法の開発許可を嵐山町がすることになったわけですが、これが果たして必要であったものだろうかわかりません。２年間の県の派遣費に頼る１年間1,600万円の人件費の増は、もっと町職員の雇用をふやし、人を育てることに使うほうがよいと考えます。

２点目です。将来の廃棄物処理の政策に反対します。広域行政は必要です。しかし、プラスになることとマイナスになることがあります。埼玉中部資源循環組合のごみ焼却は、嵐山町の将来にとってマイナスです。嵐山町は丘陵地域で中山間地域です。そのため、地域政策としてエネルギー政策と廃棄物の資源化の政策が可能なところです。生ごみ、剪定枝資源化は、小川地区衛生組合管内で可能でした。そのことの調査を怠って、埼玉県の主導や吉見町依存は、まちづくりの基本政策を放棄したことと言えます。

３番目です。子供学年費を廃止して、学力支援事業として民間塾に公教育の補完をする経費1,116万円の予算化の問題です。子供学年費は、医療費の窓口払いを続けることで保護者が経費を捻出したのでやっていったというのが町長の弁解です。では、保護者がこども医療費の窓口払いを続けるから、子供学年費という補助金を出してほしいと要望したということはなかったわけです。町長の独自見解をそのようにして町政に反映したというものでした。

私は、小中学校学年費補助は、公教育無償化の一歩になるので評価しています。小学生１万円、中学生２万円は、少なくとも１年間でドリル代や遠足代などの教材費の保護者負担がなくなり、日本の自治体の中ではとても先進的な事業でした。それを廃止したわけです。

そして、今度は公教育を民間塾に委託する公教育の市場化、競争事業を行う予算に1,116万8,000円を計上しています。これは全く反対のことです。地域の子供の学力は、小学校の低学年のときから、地域の大人の人が学校で放課後、子供が教科書や好きな

本を音読するのを聞いてあげる。１枚の足し算や掛け算の算数のプリントに丸づけをしてあげる。そういった中で自己肯定感を育てていく。人との関係性をつくっていく。そういった十分に地域力を活用してできることです。それを民間塾に委ねるということは、新自由主義の経済の欠陥であると思います。

一旦これは貧困な子供に対して平等な機会を与えるというふうな形での答弁をなさっていますが、これは弁解、言いわけにしかなりません。よその自治体でやっているから、それを模倣するというものはいかがなものか。地域力を損ねていきます。むしろ、放課後子供教室や学校応援団を充実することを各学校で展開することで、子供の力を伸ばすことができます。

公教育の無償化は、日本では議論が始まったばかりですが、教育を無償化することによって、保護者が自分の考えによる家庭教育を充実させる支出ができます。公教育を民間塾に補完させることに予算を使うこと自体、とても間違ったことであると考えます。また、この1,116万円の経費は、嵐山町に教員を独自に雇用すれば、２人分の経費にもなります。教育政策として、このやり方は間違っています。

４点目です。町外から転入を促進させるための経費として、転入奨励金300万円があります。これで余裕があればよいのですが、むしろ町の若い人が町外に転出しない政策に使ったほうがよいと考えます。若い子育て世帯がしないためにはどのような政策が必要か、それが考えられていません。こども医療費の無料化の年齢的な拡大、日本の学校給食は食育の一環と捉えられていますから、そのために学校給食の無償化という政策をとり、教育費、子育て支援費の負担感を少なくしていく政策が必要ですが、学年費を廃止するなど、かえってそのような政策が消えていっています。

５番目です。人権政策費の補助金です。部落解放同盟嵐山支部の補助金の45万円は、見直すべき時期に来ています。町側は、部落差別解消法に関する法律が制定されたため、適正なものとするということですが、このまま同じような補助金交付は、差別助長を続ける一つの名目になります。補助金交付の基準は、他団体と同様なものにする必要があり、補助金適正化委員会でもう一度考え直すべき時期に来ています。法制定と補助金交付とは全く違うものでありますから、そこのところを考え直すべきであります。

６番目です。町政への住民参加は、現在は町政策に対して異議申し立てがある人、疑問がある町民は、参加できない体制になっています。それは、各種審議会の予算づ

けがないことからもわかります。自治基本条例の制定は必要です。それが全く政策として反映されていません。あらゆる立場の住民参加が予算案では不十分です。そして、当初予算で加えることができなかったというさまざまな理由ならば、補正予算で加えていけばよいことで、そういったことを期待しています。

以上、反対討論とします。

○大野敏行議長　最後に、賛成討論を行います。

第１番、吉本秀二議員。

〔１番　吉本秀二議員登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　１番議員、吉本秀二です。

ただいま畠山特別委員長から、議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算の審議結果につき、可決すべきものと報告がなされました。私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

広報嵐山を手にすると、まず目が行くのが人口です。３月号では１万8,008人でした。ピーク時であった平成12年の１万9,816人から1,808人減少し、いよいよ１万8,000人を切ることになります。少子高齢化、人口減少社会への対応は、行政にとって大きな課題であります。そのような中で、本年は町制施行50周年の節目を迎えました。町長のお言葉をおかりすれば、今後50年の第一歩となる年でもあります。若い人に嵐山町に残っていただき、若い人に嵐山町に来て住んでいただく。それには、嵐山町が魅力ある嵐山町でなければなりません。そのような視点から本予算案を審議させていただきました。

まず、財政状況についてであります。歳入では、町税が近５年間で最も多額の26億2,090万6,000円の見込みで、前年度比3,205万4,000円の増であります。増収原因は、固定資産税の償却資産税の増額見込みです。しかし、町税の根幹である町民税は、個人、法人税とも、近５年で最も少ない税収見込みとなっていることに加え、たばこ税も年々減少しており、今後も町税の大幅な増収は期待することができない厳しい財源情勢にあります。

そのような中でふるさと納税事業では、少しでも財源確保に努めようと努力され、寄附金が28年度の300万円から、29年度は1,000万円を計上するに至りました。３割は返礼品となりますが、そのご努力は大変評価に値するものです。今後さらなる寄附金の実績につながるよう、魅力ある返礼品の研究や、その周知方法等の強化についてお

願いをいたします。

町債は３億8,300万円と前年度比１億4,840万円の減に抑えられました。町債残高は、前年度より２億6,959万6,000円の減となる68億6,033万3,000円の見込みとなります。また、プライマリーバランスは黒字を維持し、財政の健全性も保たれているので、高く評価いたすところであります。今後さらに将来の町民負担を考慮した財政運営に期待をいたします。

次に、施策事業についてであります。町長は施政方針で、「活力と生きがいを創出する」、「子どもたちの未来を創出する」、「住みよい豊かな環境を創出する」という３つの基本方針のもとに、５つのマニフェストを掲げられました。１つに「日本一の教育の町”嵐山”の実現」、２つに「駅周辺の活性化10年計画のスタート」、３つに「稼ぐ力・若者の定住」、４つに「安全・安心な町」、５つに「健康長寿のまちづくり」であります。私が冒頭で、若い人に嵐山町に残っていただき、若い人に嵐山町に来て住んでいただく、それには魅力ある嵐山町でなければならないと申し上げましたが、相通じる内容だと考えます。

施策事業としての一つは、行政組織機構改正です。健康いきいき課の一部とこども課の一部を統合し、子ども子育て支援課が新設されました。妊娠期から子育てまで一環した支援を行うためとのことです。お母さん方にとって利便性に富んだ質の高いサービスが受けられ、力強い支援になることを期待します。

また、環境農政課、企業支援課、まちづくり整備課、上下水道課の４課を所掌する技監を新設するとともに、まちづくり整備課に開発担当を新設し、県から職員を派遣を受けるようになりました。町民が長年望んできた駅周辺の活性化事業、企業誘致事業、農業支援事業、地域６次産業化等、商工業支援事業、ラベンダー園、千年の苑等、農業観光支援事業、各種道路、河川整備事業等において、その知見と町と県との交流がもたらすメリット面において、大いに期待が持てるところです。しかも、人件費は２人の職員派遣を受けているにもかかわらず、前年比180万3,000円の増加の0.1％の伸びに抑えられており、大変な努力があったものと高い評価をいたします。なお、人件費の抑制が職員の業務過重に陥らないように、業務管理にもご配慮いただくようお願いをいたすものです。

次に、「日本一の教育の町”嵐山”の実現」を目指した事業についてであります。人づくり、学力向上対策として、小学校５、６年生対象の日本語検定及び中学校全学

年を対象とした英語検定の受検料の補助、少人数指導による学習支援教室の開催を事業として予算化されました。日本語検定は、学力テストの結果、国語力が全国平均を下回っている。また、英語検定は、高校受験の対策との説明でした。少人数指導による学習支援教室の開催は、勉強をしたい意欲のある子供たちの誰にも勉強のできる機会を与えてあげたいとのことでした。

一方、小中学生学年費の補助については打ち切りになりました。この学年費の打ち切りについては、反対の声もあります。確かに今まで受けていた補助がなくなったことは、家計に直接影響する、しないを問わず、どうしてといった不満の声が上がるのは間違いのないことであります。特に家計に影響を受ける世帯では、より強いものがあると思います。説明では、学年費の補助は貧困者対策としての補助ではない。こども医療費の窓口払いによる一手間かけることで抑制される医療費は、みんなで一手間かけて得られたものであるから、対象家庭に還元したいとの趣旨のものである。こども医療費の窓口払いもなくなったので、学年費補助を打ち切り、新たな目的の投資を行うとの説明でした。大変筋の通った理由であります。

問題は、新たな投資の中身です。日本の子供の貧困率は15.7％で、ＯＥＣＤ加盟国の中でワースト10位という高い数値だということです。また、親の年収のランクによって子供の学力に影響が出ているとの調査結果もあります。県では対策として、アスポート教室を平成22年から始めています。生活保護世帯、就活援助の中学生、高校生向けに無料で勉強を教える取り組みです。その結果、対象中学生の高校進学率を調査したところ、平成21年の事業実施前には高校進学率86.9％であったものが、翌年のアスポート教室実施後、実に97％以上をキープしているとのことです。

嵐山町の少人数指導による学習支援教室の開催事業は、勉強がしたいと希望する子供はどの子供もひとしく対象となるもので、アスポート教室の拡大版であります。生活が苦しく、塾に通わせたくてもできない家庭にとっては、大きな支援になるものと思います。また、小学校５、６年生対象の日本語検定及び中学校全学年を対象とした英語検定の受検料の補助は、子供たちに目標を持たせ、やる気を高めるとともに、達成感を通じてさらなる学習意欲を高めるものと期待できます。子供たちの将来に向けた投資は、子供たちにとっても、国にとっても大きな財産になるもので、この事業に対して高い評価をしたいと思います。

次に、小学校適正規模等検討委員会の運営経費として委員報償が計上されました。

子供たちが減少しているわけでありますから、学校の統廃合等も含めた幅広い検討が望まれるところであり、評価いたします。

次に、地域活力創出拠点整備事業であります。駅周辺の活性化10年計画のスタートと掲げられ、本年度は地方創生拠点整備交付金の対象事業として本事業が実施されます。本事業は補正予算事業であり、またさきに一般質問も行っていますので、詳しくは申し上げませんが、国から最大級の評価を受けるに至ったことは、執行部側の努力のたまものであります。高い評価をいたします。

その他産業振興策として、担い手育成嵐丸塾運営事業に予算が計上され、就農支援が図られました。農業振興に大変有効な事業と認めます。

また、おくれている防災対策事業では、防災ハザードマップ、避難所マニュアルの作成事業に任期つき職員を充て、早急な対策が図られる道筋もつきました。

さらに、健康長寿のまちづくりを目指した事業では、健康長寿プロジェクトが継続されるとともに、高齢者支援タクシーは利用しやすさを考慮したシステムへの改善が図られ、高齢者の健康長寿、生きがい施策にも配意されております。

申し上げてきたとおり、嵐山町の将来に大きな期待のできる施策事業への取り組みや、現状を直視し、今打たなければならない手にはしっかり対応されたものになっております。各般にわたり、めり張りをきかせた大変高い評価のできる一般会計予算案になっているものと考えます。

最後になりますが、大変厳しい財政状況の中で、全てに目配りされた予算編成は、しょせん無理な話であります。本予算においても、多額の財政調整基金が取り崩されて編成されています。災害等の不測の事態の対応のためにも、一定程度の財政調整基金は必要だと言えます。公共施設の老朽化も目立ちます。公共施設等総合管理計画もできるようでありますが、志賀小学校のプール、図書館、海洋センターの補修等、議員からも指摘がありました。待機児童の解消も大きな課題として指摘されています。こうした課題への対応をお願い申し上げまして、本予算案に賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○大野敏行議長　以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号　平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大野敏行議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時20分といたします。

休　　憩　午前１１時０９分

再　　開　午前１１時２０分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１７号～議案第２１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第２、議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第３、議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第４、議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第５、議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第６、議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案５件を一括議題といたします。

本５議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

畠山予算特別委員長。

〔畠山美幸予算特別委員長登壇〕

○畠山美幸予算特別委員長　それでは、朗読をもって報告いたします。

平成29年３月24日、嵐山町議会議長、大野敏行様。予算特別委員長、畠山美幸。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべ

きもの。

議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書。

平成29年３月24日、予算特別委員長、畠山美幸。

１、付託議案名。

議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について。

議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について。

議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について。

議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定について。

２、審査経過及び結果について。

３月１日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案５件について、３月17日に議案第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の審査を13名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに審査いたしました。

（１）３月17日の委員会について。

議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

一般管理費の拡大分、国保制度関係業務準備事業の内容と具体的に何が変わるのかという質疑に対し、平成30年度から国民健康保険が広域化になるため、システム改修を行う。内容については、国保情報集約システムとのデータ連携と制度改正に対応するシステム改修等のため。広域化については、しかるべきときに予算審議におくれないように説明させていただきたいという答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

特別徴収は100％だと思うが、普通徴収分の徴収率はどれくらい見ているのか。また、滞納者はどのくらいいるのか。資格証、短期保険証の方はいるのかという質疑に、２月末現在で普通徴収の率は91.5％、滞納繰越で40.9％、滞納件数は２月末現在で61件、納めていただいた分が21件で15万1,960円、資格証、短期保険証は交付していないとの答弁がありました。

質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

認知症地域支援・ケア向上事業、認知症初期集中支援推進事業の拡大内容と、これが介護保険事業にどのように反映されてくるのかとの質疑に対し、認知症地域支援・ケア向上事業は認知症地域支援推進員を配置し、その推進員が中心となって医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図りながら、認知症の方の支援を行っていく。平成29年度は、認知症カフェで認知症の方だけでなく、地域の方と交流を図ったり相談したりする事業を行う。認知症初期集中支援推進事業は、認知症の方やその家族で、認知症であっても医療につながらなかったり、支援が得られなかった方に対し、介護系の職員や医療系の職員、認知症専門医で専門職のチームをつくり、ご自宅に訪問して状況確認しながら、その人の状況に応じて医療につなげたり、サービスにつなげたりする事業という答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

公営企業会計適用化に対する質疑が何点かあり、町債1,190万円、これが債務負担行為において平成31年度まであり、合計4,130万円となる。これについては、予定されている平成32年度までに終わるのか。適用債については、国からの支援はあるのかとの質疑に対し、平成29年度1,190万円、平成30年度1,630万円、平成31年度1,310万円、合わせて３年間で4,130万円の債務負担行為となる。平成29年度計上した1,190万円については、平成28年度に計上して減額補正した法適化基本方針の策定、それと固定資産の調査、システム運用方針の検討を行う。起債については、公営企業会計移行にかかる費用は全額が財政措置される。元利償還金の49％が交付税算入であり、町負担分は51％になる。この３年間で、平成32年４月１日に公営企業会計がスタートできるように行っていくという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

最後に、議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

県水の受水費割合は何％になるのかという質疑に、平成29年度の総配水量272万4,000立方メートルで、県水の申し込み水量が67万6,470立方メートルとなるので、割合として24.8％という答弁がありました。

全ての質疑が終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上により、議案第17号　平成29号嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件外４議案について、全て審査を終了しました。

これをもちまして本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○大野敏行議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第17号から議案第21号までを一括して行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第17号から順次行います。

まず、議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件

の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、反対をいたします。

国民健康保険は、18年度から都道府県化が決まっています。同時に、都道府県化になったとしても、これまでの質疑にあったように、それまでの町の施策は引き継がれるとしています。昨年12月、県は第１回国保運営協議会を開催し、市町村別標準保険税額を示しました。これによると、１人当たり国民健康保険税額は、嵐山町では平均９万223円が29年には10万627円となり、111.35％の増加率となっています。

もともと国保は所得の少ない世帯が多く、個々人が負担する税額は重くなっています。それは、所得の１割以上が保険税というところにもあらわれています。保険税を軽減し、払える人をふやす。低所得者への保険税免除措置を拡大し、納付しやすい環境をつくることが収納率向上の確かな道です。災害などの一時的な所得減に限らず、恒常的な低所得者を対象にした免除制度をつくることを訴えます。

また、資格証明書６人、短期保険証171人という医療の必要性を訴える滞納者に無条件で保険証を交付することです。制裁の対象は、あくまでも悪質滞納者に限り、とめ置きゼロを目指すことを申し上げて、反対討論とします。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第17号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大野敏行議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての

件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第18号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大野敏行議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、反対をいたします。

介護保険は、15年から始まった第６期の最終年度です。第７期の見直しの年です。総合事業では、要支援の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、報酬や人員基準を切り下げた基準緩和サービスやボランティアなどのサービス提供を行う安価なサービスに変わり、単なる家事代行になっています。

また、負担面でも高額サービス費は、月額負担上限額を月３万7,200円から４万4,400円の引き上げや利用料の２割負担が導入されたばかりだというのに、18年３月からは３割負担を導入しようとしています。

町には１億8,000万の支払準備基金があります。この準備基金は、第６期の見直しより多い金額です。必要な人に必要なサービスを充実し、保険料の引き下げを求めて反対討論といたします。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第19号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大野敏行議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第20号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○大野敏行議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第21号　平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○大野敏行議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成29年度当初予算に関する議案の審議は全て終了いたしました。

◎議案第２２号、議案第２３号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第７、議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件、日程第８、議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長　平成29年３月24日、嵐山町議会議長、大野敏行様。総務経済常任委員長、佐久間孝光。

委員会審査報告書。

本委員会は、平成29年３月１日付託されました下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）。

議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）。

本委員会は、３月２日午前９時30分から開催いたしました。付託審議に当たった議案は、議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、議案第23号町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の２件である。

当日は、説明員として菅原まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けた。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換という日程で審査を進めた。

審査経過。

議案第22号は、川島88号線、川島93号線、将軍沢92号線路線の廃止についてである。川島88号線、川島93号線は、通称天沼団地、民間の分譲住宅団地で、分譲された当時は宅地と道路を含めて個人名義で分譲された。寄附されたところを順次町道認定してきた。その後、昭和62年に町内全域を一斉に廃止し、一斉に認定をかけた。川島88号線の延長は220.9メートル、幅員は3.8から4.7メートル、川島93号線の延長は184.1メートル、幅員が3.6から4.5メートルで、その当時の認定路線である。将軍沢92号線は、笛吹峠に抜ける町道１―15号線の高城橋の上流にある上高城橋が老朽化に伴い、通行

に危険があり通行止めになっており、来年度予算で撤去する予定。このため、橋の部分がなくなり、将軍沢92号線を廃止するもので、延長193.2メートル、幅員1.9メートルから4.3メートルである。

議案第23号は、既存の川島88号線、川島93号線に寄附されている部分を追加して認定をさせていただくもの。川島88号線の延長は291.9メートル、幅員は3.8から4.7メートル、川島93号線の延長が257.2メートル、幅員が3.6から4.5メートルとなる。川島213号線は、公衆用道路として町の所有になっている路線を新規に認定させていただくもの。川島213号線が接続する東西に走っている道路と１筆の公衆道路敷で分筆をされたが、この部分だけが町道認定されていなかったことが判明し、今回この町有地部分の認定をお願いするもの。延長は23.8メートル、幅員は4.0メートル。将軍沢の92号線は、現在の将軍沢92号線を全て廃止させていただき、起点から上高城橋手前まで将軍沢92号線を改めて認定をさせていただき、延長は106.2メートル、幅員は1.9から4.3メートル。廃止前の将軍沢92号線終点から上高城橋までを将軍沢125号線として新規に認定をお願いするもの。延長は77.2メートル、幅員は2.1から3.6メートル。

説明後の質疑応答。

問い、上高城橋は使えなくなるのか。答え、高城橋を使えば用は足りるということで、区長、地元の方にご理解をいただいた。

問い、高城橋のかけかえの予定はあるのか。答え、現時点ではない。

その後、現地確認を行い、帰庁後、再度質疑応答、意見交換を行いました。

問い、川島で認定が漏れていたとのことだが、これ以外にもあるのか。答え、ないようにチェックはしているが、古いところは若干残っている可能性はある。最近は道路づき分譲はなくなってきており、開発するときには、小規模であっても開発条件の中で道路については管理を町のほうに速やかに帰属して、町はそれを受けて道路認定をかける手順ができ上がっているので、これからはこのようなことはないと思う。

その後、直ちに採決に移りました。

採決の結果、議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件、賛成全員。議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件、賛成全員。よって、本委員会は、議案第22号、議案第23号の案件を原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○大野敏行議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今の報告ですと、高城橋がかけかえの予定がないと今聞いて、答弁だったということなのですが、ではしばらく迂回でやるということなのですか。先々、例えば２年先、３年先にかけかえとか、そういうこともないのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長　ちょっとわかりづらかったかもしれませんけれども、高城橋の少し上流のところに上高城橋があるのです。今回橋を撤去するのは、その上流にある上高城橋のほうなのです。だから、今ほとんど通行で使っている高城橋はそのままということです。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第22号　町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第23号　町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第９、請願第１号　「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長　平成29年３月24日、嵐山町議会議長、大野敏行様。総務経済常任委員長、佐久間孝光。

請願審査報告書。

本委員会は平成29年３月１日付託されました請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記。

請願第１号　「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきもの。

本委員会は、平成29年３月21日午前９時30分から会議を開催した。当日は、立石正義氏、関根耕太郎氏が説明者として、川口浩史氏が紹介議員として出席しました。また、植木環境農政課長にも出席を求め、嵐山町の農業の現状等について説明を受けた。説明後、質疑応答、意見交換という日程で審査を進めた。

審査経過について。

まず、請願提出者の立石氏より説明があった。「私どもは、埼玉県の農業振興、生活支援の活動をしている埼玉県農民運動連合会として40年の歴史を持ち、日本の食の中で最も重要な米について請願をお願いした。埼玉県は農業の盛んな県であり、全国でも米の生産量は多いほうである。160万戸の半分くらいが米と野菜をつくっているが、問題は１俵の米をつくって約4,000円の赤字であること。米が暴落したときには、それを補填する変動部分と10アール当たり１万5,000円の補助金があったが、今は変動部分がなくなり、「経営所得安定対策」として10アール当たり7,500円の交付金にな

ってしまい、それも今年いっぱいでなくなってしまうことが政権から明確にされた。そこで、変動部分の補填と10アール当たり１万5,000円部分を復活してもらいたい。米は国の基幹産業として国のもと。米は神聖なもので、天皇の代がわりの大嘗祭ではできたてのお米を食べる文化的伝統もあるので、何としても守っていきたいので請願に伺った。ぜひ国へ意見を出していただきたい。」

その後、紹介議員の川口氏より、請願趣旨の朗読があり、質疑応答を行った。

説明後の主な質疑応答。

問い、戸別所得補償制度が復活した場合、どのくらいの予算規模になるのか。また、お米販売は自由化されている中で、そこに携わる方だけに所得補償をすることは、市場経済のルールに反するのでは。答え、正確には計算していない。埼玉県内の農業者は、１割も農協に出していない。自由に業者に販売しているので、自由化の現状にあると言っていいと考えている。

問い、ここでいう戸別所得補償制度というのは、米価に限定したものなのか。10アール当たり7,500円の交付金とあるが、生産調整として作付しない部分の田んぼに対する補償金だと思うが。答え、麦や豆類の穀類も対象になっている。減反に対して補助金が出ているのはご指摘のとおり。

問い、米の消費が減っている現状についてはどう考えているのか。答え、飼料用のお米の生産をふやすことで、個人の消費量減を補っている。外食産業や加工業者はお米が足りずに困っている。

問い、貴会においては、１俵当たり幾らぐらいで流通させているのか。答え、相手によって異なるが、大体１万2,000円くらいは農家に渡している。

問い、「国民の食糧と地域経済、環境と国土を守る」とあるが、この制度を復活させても、米離れや後継者問題が解消されるわけではないので、そこには結びつかないと思うが。答え、現状でも撤退しているところが出てきている。この制度がなくなれば、それがさらに加速すると考えている。

植木環境農政課長に対する主な質疑応答。

問い、嵐山町内の水田農業の現状は。答え、約100人の農家がお米をつくっている。らんざん営農をはじめとする認定農業者の大規模な担い手は、らんざん営農を含め８人から９人ほど。全体の半分程度の田んぼは、この方たちが耕作をしている。

問い、嵐山町内のブロックローテーションは。答え、嵐山町は、土地改良を実施し

た区域内では全てブロックローテーションを実施し、３年に１度は休んでいるので、経営所得安定対策として800万程度をいただいている。

問い、嵐山町内の飼料米の作付は。答え、始まったばかり。主食用のお米と違って飼料米に対しては、水田活用の交付金が今後も続くということなので、ふやしていきたいと考えている。セイメイファームで必要とする飼料米の量は、嵐山町内の水田が全て飼料米に切りかわっても、受けて入れていただける量だと思う。

問い、飼料米への補償は。答え、10アール当たり収量に応じて５万5,000円から10万5,000円。

委員からの主な意見。

国の予算を714億円ふやせば補填ができる。金額の大小はあるかと思うが、飼料米にシフトしていけば主食米が廃れていく。外国米を入れることが主要な目的になる可能性がある。

主食米ははけ切れないので、飼料米にシフトする農家もある。前の収入よりは減るが、安定した収入の確保につながるとのこと。認定農業者の中には主食米の販路ができていて、戸別補償に頼らなくても十分にやっていける人もいる。

経済的に非効率である零細農家に対する補助金は、ばらまきだと言われてもやむを得ない。また、非効率農家が食料の安全保障に対し、どれだけ貢献しているかは曖昧。

農は国のもと、確かに農業は食糧だけでなく多面的な機能を持っている。しかし、国は経営所得安定制度を打ち出し、「農家みずからが努力し、販路確立も自分でやりなさい」という自由主義経済の中で自立を求めてきている。戸別所得補償だけで農家の所得をカバーできるとは思えないし、農業を守り切れるとも思えない。

小規模な兼業農家もいれば、大規模な農家もいる。これらを一律に戸別補償の対応で農家全般を維持していくことが可能かと考えるのはどうだろうか。後継者づくりが一番問題。戸別所得補償をしても、後継者なくしては、自然や環境を守るといっても、現実的には難しいと考える。

経営所得安定対策の継続を望む。嵐山町の住民が嵐山町産のお米を食べることは大切だと思う。らんざん営農が行ってきた技術の８割、９割はお米づくり。農業者は地域を守っており、水田は大切なダム機能を備え、大雨による洪水を防いでいる。継続的に管理が必要だと考える。

その後、直ちに表決に移りました。

表決の結果、請願第１号　「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願についての件は、採択すべきものに賛成の委員２人、不採択すべきものに賛成の委員４人、よって不採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○大野敏行議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長　挙手多数。

よって、請願第１号は委員長報告のとおり不採択すべきものと決しました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０３分

再　　開　午後　１時２９分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎陳情第１号の委員長報告、質疑、討論、採択

○大野敏行議長　日程第10、陳情第１号　２項道路に関する陳情書についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長　平成29年３月24日、嵐山町議会議長、大野敏行様。

総務経済常任委員長　佐久間孝光。

陳情審査報告書。

本委員会に平成29年３月１日付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記。

陳情第１号　２項道路に関する陳情書。

審査の結果、不採択とすべきもの。

本委員会は、平成29年３月15日午後１時30分から開催をした。陳情の要旨は、行政側の指導を無視し、何年にもわたってセットバックに応じようとしない。陳情内容は、「セットバック上にあるハンデ棒置き場、植木等を町が強制的に撤去してもらいたい。また、強制撤去できなければ、それを可能にする条例を制定してもらいたい。あるいは、セットバック部分を早期に町に買い取ってもらいたい。」である。

当日説明員として、山下企業支援課長、小輪瀬企業支援課副課長に出席を求め、説明を受けた。説明後、質疑応答、意見交換という日程で審査を進めた。

審査の経過について。

平成24年11月に山下豊文氏から電話があり、「自宅前のセットバック部分、中心後退部分に山下忠夫氏の木や植木があり、車の通行に支障があるので、町から撤去するよう指導してもらいたい。」旨の申し出があった。それ以来、今までに延べ35回の訪問、協議を行ってきた。企業支援課、まちづくり整備課で、豊文氏を訪問し話を聞き、現地確認も行った。また、忠夫氏へも訪問し、撤去のお願いをした。その後、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在に町から相談をし、平成25年１月には川越建築安全センター東松山駐在、企業支援課、まちづくり整備課で、中心後退の説明と撤去のお願いを忠夫氏にした。以降平成25年の４月まで町では忠夫氏の説得を試みたが進展はしなかった。その後は、県と町合同で説得を続けることになり、６月から翌年２月まで毎月訪問をしている。平成26年度からは、企業支援課、まちづくり整備課、川越建築安全センターが一緒に忠夫氏、豊文氏、由一氏を含めて訪問をしている。「豊文氏の言動が変わるのであれば、撤去、協力する気持ちはある。」というのが、忠夫氏の意思である。豊文氏には、強い言動は慎んでいただきたい旨のお願いをした。

説明後の主な質疑応答。

問い、セットバックした部分の分筆はされているのか。答え、分筆はされていない。宅地として固定資産税がかかっている。

問い、２項道路に指定するときに、指定される地権者の同意は必要か。答え、必要はない。

問い、４メートル道路に接していなければ建築確認はおりないと思うが。答え、建築基準法上４メーター道路に２メートル以上接道しなければ建築確認はおりない。２項道路という扱いで、両方に中心線から２メーター下がるとみなして、豊文氏の建築確認はおりている。

問い、忠夫氏のセットバック上にあるハンデ棒等を強制的に撤去することは法的に可能なのか。答え、県は「建築物ではない」との判断なので、強制的に撤去することは無理。

問い、消防法等から見ても撤去はできないのか。答え、現況の幅員では、無理をすれば別だが、消防車両が火災時に豊文氏の敷地まで入って消火活動するかといえば、恐らくそうではない。道路上にとまって消火活動をすると思われる。救急車は入ることは可能。

委員からの主な意見。

説明を聞いて、法にのっとって強制的に撤去することは不可能であり、さらにそれを可能にする条例についても、上位法があってできない。セットバック部分の町による買い取りについては、財政的余裕はないと考える。ただし、陳情者の心情をよく酌んで、それに配慮した意見書をつけるべき。

共有してつくる道路であるので、周りの方のご理解をいただいて長い年月をかけてつくるしかないと考える。

町や県も今まで努力してきて、やっと話ができるようになった。その努力を無駄にしたくはない。時間はかかるかもしれないが、相対でやるしかないのではないかと考える。法的に解決するのではなく、人の和で進めることがこの陳情の中心であり、民々の話だと思う。

この件に関する議会としての権限はない。「忠夫氏も理解を示し始めているので、近所でよく話し合ってもらいたい。」ということを本人に伝えるしか方法はないのでは。町には、うまく話ができるお手伝いは続けていただきたい。

仮に町が買い取った後は、町が管理するわけで、その点からいうと公共性に欠ける

のでは。

その後、直ちに表決に移りました。

表決の結果、陳情第１号　２項道路に関する陳情書についての件は、全員一致で不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○大野敏行議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、私その場所を知っているのであれなのですけれども、「セットバック部分を購入する財政力がない」というのは、どういう意味なのか伺いたいと思います。こういうのは町の中にはたくさんありますけれども、それも含めてということなのか、この金額、それほどすごく大きな金額ではないと思いますが、その点について伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長　今、渋谷議員のほうからも言われましたけれども、こういった場所というのは町内にたくさんあります。こういったことを事例一つして言ってしまうと、これは際限なく広がってしまいますので、そういった意味も兼ねて、そしてまた今回の来年度の予算に関しても大変厳しい財政状況であるということは、私が説明するまでもなく渋谷議員もご理解していただいていると思います。そういった総合的な観点から判断をしました。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私、一般会計の討論でも言ったのですけれども、都市計画と災害計画を結びつけた計画、まちづくりが必要というふうなことは、そういうふうな２項道路も含むものということなのですけれども、それというのは東京都なんかいっぱいあるのです、そういうところが。それで、そういうふうなところ実際に、都市計画で災害計画の中で30年後にはという行政計画があるのです。ところが、そこのところがない部分が今回問題になっている点だと思うのですが、これで見ていて、協力していただけないのお互いの人間関係ということもあるのでしょうけれども、全体で見たときに、そういったことを30年、50年の計画が今あるわけではないです。そして、ここの部分の購入する金額ないと、実際には購入するのにはどれだけの予算が必要であるかということは調査なさったのでしょうか。伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長　具体的な金額の算出はしておりません。ただ、この２項道路の法の趣旨というのは、お互いにこういった昔からある、狭い道路を少しずつ拡張していこうと、それはお互いの利便性を高めるという意味であります。ですから、その家がいろいろ大改良したり建て替えたりするときに、皆さんに少しずつ協力をしていただいて、それでみんなで利便性を高めていこうというのが基本的な趣旨でありますので、そのような判断であります。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、私が知っている範囲では、東京都のあるところでは、ちゃんとまちづくり計画の都市計画の中に災害計画といって、この次のところには、こういうところでは家を建て直すときは、ここまでセットバックしなくてはいけないというふうな計画があるのです。それが嵐山町にはないような気がするのですけれども、その点については多分いろんなところに町にきっと、多分千手堂もそうだし、至るところにそういうものがあると思うのです。

　だけれども、そういったものを行政としてそこのところを怠っているという、このままで２項道路というのを検索してみましたら、防災面でも２項道路をどういうふうにしてやっていくかというのは、計画をつくっていくところで良好な環境づくりに役立つというふうになっているのですが、それについての意見書をどうのこうのというのあったのですけれども、どういう意見書出されるのかわかりませんし、２項道路の両側の場合には必ず４メートル道路がつくられていくという前提があってのことか、そうではないところで、ここのどういう意見書が出されるのか、ちょっと今わからないのですけれども、判例等も見てあるようなので、さっと調べてみたのですが。

　そういうふうなところでの、私はあそこは２項道路で、それで植木が埋まっているということで、家を建て替える必要もないような場所なので、そこのところのちゃんとしたセットバックのまちづくりの基準というものがある程度あったら、こんなに大きな問題になっていかなかったのかなと思うのですけれども、そこの点についてはどんな意見書を出されて、そして買わないということを前提に嵐山町では予算額も調べなかったわけです、歳出の。どのぐらいかかるのだろうなと、１平米5,000円として、５～６万、10坪、そんなにはないかなというふうには思っているのですけれども、そこのところの、こういうふうな状況になった場合にはやっぱりある程度のものを嵐山

町が示唆していかないと、次に発展していきます、裁判という民事訴訟とか。そこには町はかかわらないと思うのですけれども、その点も踏まえてのこういった審議であったのかどうか伺いたいと思うのです。

とにかく町が行政計画として、そういったものが２項道路に関してつくっていかなくてはいけないということがあってのことで話しているので、その点で伺います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長　町のほうにそういった整備が不明確あるいは不完全でこういった今回の問題が起こるという認識は基本的にはなかったと思います。それ以上にお互いの感情のもつれというか、その辺のところが大きな問題であろうという中で、このような判断をいたしました。

それから、あとは意見書に関しても、そういったお互いがもう一度お互いの立場を尊重していただくというような趣旨のものをお出しするような形で。例えばこれを法的に詰めていく、そのことでこの問題がどんどん、どんどん解決するのであれば、そういった方向性で議論は進んだかもしれません。しかし、皆さんの委員の感情としては、やはりこれはお互いの感情が非常に大きなもの。ましてや片方の地主さんは、もうこういう形であればいつでも協力しますよというようなところまで来ているという状況、判断の中で、最終的にこのような裁定をいたしました。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いろいろ努力はされているというのは、町がされているというのは報告があって、そうなのかというふうに思ったのですけれども、ただ今裁判の話があったけれども、裁判までやっぱり持っていくと、もっとお互いに感情悪くなると思うのです。その前の解決ということを町はやっぱり努力していかないといけないなと思うのです。

相対でどうのと言いましたけれども、相対で決着つかないからこっちに来たのだと思うのです。こういうのがいっぱいあるから、しようがないのだという言い方ですけれども、それでは、では嵐山町は安心、安全な町を目指していないのかと。救急車はやっと入れるけれども、消防車は入らないから別に問題ないなんていうことになってくると、やっぱりまずいわけです。安心、安全なまちづくりをどう進めていくかということを考えて、これ法が不備であれば、それは意見書を出して法の改善を求めていくべきだと思うのです。

ぜひ、今回はこれでしようがないと思うのですけれども、総務経済委員会としては残る期間の中で、これぜひ特定事件に上げて調べていっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長　今のお話の中に、例えば進展していないのでというような話がありますけれども、進展していないのではなくて、もう少しで結論が出そうなところまで来ているということ。これは、この報告書の中にも皆さんに報告させていただきましたけれども、もう延べ回数にして30回を超えるような形、そしてまた企業支援課、まちづくり整備課、そして県のほうの職員にも加わっていただいて、そして時間をかけて丁寧に進めているのです。そういう中でここまで来たということでありますので、逆に何か問題があるということではなくて、十二分に町としてやれることはやっていただいているな、そしてまたその結果もしっかりと出ているなという判断であろうかと思います。

○大野敏行議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それだと、結局相対になってしまうわけです。もうそれでは解決しないです。安心、安全なまちづくりには、行政はかかわっていかないということになってしまうわけです。議会だってかかわらないと、もうこういうのも放っておくのだということになってしまうわけです。それではまずいわけで、どういうものが桎梏となってこれができないのか。もう私は相対では解決なんてしないと思いますので、やはり法の権限というのが必要ではないかなと思うのです。そういう法になっていないのであれば、そういう法の制定を求める意見書を上げていく必要があると思うのです。

これ何度も言うようですけれども、安心、安全な町を我々はつくっていかなければならない、責任ある立場ですよ、皆さんも。そういう立場に立てば、今の桎梏となっているのが法であれば、その改善を求めていくということをするしかないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長　こちらの忠夫氏です、地主さんのほうです。こちらの方はもう既にセットバックしていただいているのです。今塀があるところは、もう十分な空間があるところです。そこのところにたまたま植木ですとか、ハンデ棒が置

いてあったので、それを撤去してくださいということで、もう既に忠夫さんのところではセットバックの条件に従って、それでセットバックしていただいております。

それから、あとは法に関しては、やはり先ほども申し上げましたけれども、では果たして法がなったのだから、あなたのところはすぐ下げてください、これこそ乱暴な論理になる可能性があると思うのです。これはやっぱりいろんな時間をかけながら、お互いさまという形の中で、時間をかけてみんなの理解を得ながら進めていきましょうという形ですので、私はこの委員会の中ではそこまでの必要性はないだろうという認識であったと思います。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

これより委員長報告につきまして、採決いたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、陳情第１号は委員長報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

◎議員派遣の件について

○大野敏行議長　日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○大野敏行議長　日程第12、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○大野敏行議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第１号　嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについての件、発議第２号　嵐山町ゴミ資源循環調査特別委員会を設置することについての件、発議第３号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件、発議第４号　政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書の提出についての件、発議第５号　最低賃金の時給1,000円への引き上げに関する意見書の提出についての件、発議第６号　公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出についての件、発議第７号　軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制度」の廃止を求める意見書の提出についての件、発議第８号　テロ等準備罪＝共謀罪の法案提出に反対する意見書の提出についての件及び発議第９号　稲田朋美防衛大臣の解職または辞任を求める決議についての件につきましては、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第13、発議第１号　嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについて提案理由を説明します。

今、若い人が嵐山町からいなくなる、嵐山町にいる若い人の転出を防ぐということが言われていますが、実際に嵐山町において、行政の中には若い人の位置づけがありません。ほとんど審議会なんかも若い人というものの立場がないので、若い人の意見ということがないわけです。

特に今さまざまな場所、地域で若者というのが意見公表する場所をつくっています。現在若者がどのように意見公表できているか、全国的な事例を調査し、嵐山町での意見公表、政策への進言の推進などを調査して、嵐山町で若者会議をどのように進めていくか準備するために本特別委員会の設置を提案するものです。

それで、名称としては若者会議設置準備特別委員会です。ごめんなさい、裏に入ります。そして１が名称として、若者会議設置準備特別委員会。

２、設置目的ですけれども、若者の政治参加の場を議会に位置づけ、若者の町政参加方法を調査し、若者が発言する場、政策提案することができる場の設定を推進するということで、委員の定数は７人です。

調査期間は、３月24日から平成29年９月30日です。これは調査期限というのはこういうふうになっていますけれども、特別委員会の設置というのは、必要性があれば、また次の議会のときに２年交代でやっていきますので、その部分で名称を変えて、その必要性の目的を変えたりして、これを続けるということができるものです。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対」と言う人あり〕

○大野敏行議長　反対。

第３番、佐久間孝光議員。

〔３番　佐久間孝光議員登壇〕

○３番（佐久間孝光議員）　嵐山町若者会議設置準備特別委員会設置について、反対の立場で討論をいたします。

昨年の第３回定例会、第４回定例会において、若者の意識調査を実施するための特別委員会設置の提案に対し、若者の関心事、考え方等を知ることは今後の町政を考えていく上で大変重要であるとの認識から、私は賛成をしてまいりました。

残念ながら議会としては可決されませんでしたけれども、我々の会派である政友会では、会派のうち２人が２度にわたり賛成したことを重く受けとめ、長島会長から若者の意見を聞くことは大切であるという点においては共通しているので、どうにか接点を見出すことはできないだろうかという問題提起があり、再度大変厳しい議論をいたしました。

その中で、特別委員会を設置しなくても広報広聴特別委員会で対応できるのではとの意見が出ました。私は、扱うことはできるかもしれませんが、重要と考える度合いが違うのではないでしょうか。広報広聴特別委員会として、やるべきことも数多くある中で、結果として実施されない可能性も高いことを心配していますと意見をいたしました。そのとき青柳広報広聴特別委員長から、最重要課題の一つとしてしっかり取り組んでいるとの力強い意思表明があり、それならばぜひお願いしたいとの結論に至りました。

その後、本定例会初日の３月１日の議員全員協議会において、広報広聴特別委員会でこの件を取り扱っていくとの意思表示を青柳委員長からしたにもかかわらず、再度このような発議が渋谷議員から出されました。今回の発議は、若者の意向調査ではなく若者会議設置準備というもので、さらに一歩踏み込んだ内容であります。一歩手前の意向調査が通らない、しかも２度にわたって否決されているにもかかわらず、さらにハードルが高い内容を出してくるということは、

みんな自分のやり方で、自分が思っているとおりのことが実現できるのであれば誰も苦労はいたしません。

しかし、一人一人全員が多くの制約を受ける中で議論をし、説得をし、時には歩み寄る中で、一歩でも半歩でも前に進むために精いっぱい努力しているわけであります。

そのことをお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

続いて、反対討論。

第２番、森一人議員。

〔２番　森　一人議員登壇〕

○２番（森　一人議員）　嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについて反対討論を行います。

私も２回にわたり若者会議特別委員会設置について賛成をいたしてまいりました。理由としては、議会としても、嵐山町にとっても、未来を担う若者の意見や考えを聞く必要があると思ったからであります。今でもその考えは変わっておりません。

簡潔に反対討論いたしますが、議員全員協議会の場で広報広聴特別委員会の青柳委員長より、若者の意見聴取を広報広聴で進めていければという話がありました。今後の議会として必ずや開かれた議会に向けてのワンステップになると思います。まず一歩を踏み出すことが必要です。こういった経緯から改めて委員会を設置せずとも、広聴特別委員会において委員全員で真摯に取り組んでいけるものと思っております。

このような理由から、今回この意見書には反対いたします。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第１号　嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第14、発議第２号　嵐山町ゴミ資源循環調査特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　嵐山町ゴミ資源循環調査特別委員会を設置することを提案します。

現在ごみ処理についてはさまざまな方法が開発されています。嵐山町は中山間地・里山として、生ごみや剪定枝等を焼却せず資源循環させることが可能な地域です。焼却処理をするのが妥当か現状のごみ処理状況、中山間地としてどのような方法が適当か調査し、町に提言する特別委員会の設置を提案するものです。

名称ですけれども、ゴミ資源循環調査特別委員会です。設置目的、嵐山町のごみ処理の現状把握とごみ処理、特に生ごみ、剪定枝などの最新の処理方法を調査研究し、中山間地である嵐山町の資源循環型のごみ処理について調査するためのものです。委員の定数は７人です。調査期間は29年３月24日から29年９月30日としていますが、これは特別委員会というのは、ずっと、その都度委員会が半期で一応常任委員会が決まっていますので、その後また別の形で委員を選定しやっていくこともできますし、全ての委員が、同じ方が委員をすることもできますし、そういうふうに特別委員会というものは形成されているもので、これについて提案します。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第２号　嵐山町ゴミ資源循環調査特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第15、発議第３号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議につい

ての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についてです。これは３度目ですけれども、これはずっと今後もこの決議というのは出し続けることになります。なぜかというと、この問題が大き過ぎるからです。

では、提案理由ですけれども、広域組合では、脱退決議の２年後には、その組合から離脱できます。埼玉中部資源循環組合はその設立が不透明です。人口減少が進み、消滅可能性自治体の一つとされている嵐山町では、遠距離で、今後負担金・収集運搬費の概算もわからない状況のごみ処理の組合に継続して加入していくのは町民に対して無責任であり、本組合の脱退を決議するものです。

決議文を読みます。

嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として焼却処理施設をつくる計画で、平成34年稼動予定であるが、吉見町大串は、嵐山町から距離があり過ぎる。

現在では、５万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。

近距離の民間焼却施設もある。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用も考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設並びに附属施設の建設・運営を行うには、将来的な負担が大き過ぎる。二酸化炭素の排出の大きいガソリン車を日常的に運行するのは、地球環境への影響も大き過ぎる。嵐山町が本組合を脱退することで、比企地域のごみ処理計画は、広域処理から地域での処理を検討することができる。また、嵐山町においては、環境面においても人口減少による今後の財政改革も踏まえたまちづくりを進めることが可能になる。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。平成29年３月24日、嵐山町議会となります。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第３号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第16、発議第４号　政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　では、提案理由を説明しますが、今国会で成立するであろうと言われていますが、今国会の流れが非常に不透明なので、やっぱり提出したいと思います。

提案理由。国は性暴力に対しての刑法改正の閣議決定を行いました。実に110年ぶりの改正になります。政治に女性参画が進んでいる先進国では1970年代、1980年代に行われたことが我が国ではようやく性犯罪の刑法の改正となります。

政治分野への女性の参画は、男女平等社会を実現するために不可欠で本意見書を提出します。

政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書です。

本年2017年、女性参政権行使から71年となります。しかし、我が国の女性議員は衆議院で9.5％、参議院ではさきの選挙で増加したが20.7％である。参議院の女性議員比率は世界平均22％に近づいているが、衆議院の9.5％は、下院あるいは一院制をとる列国議会同盟193カ国中157位と最低の水準である。地方議会においても女性議員比

率は12.1％と１割強にすぎず、女性議員が一人もいない女性ゼロ議会は、全国の20.1％にも上る。少子化、超高齢社会の諸問題、食糧や環境など生活の諸課題が重要な政治課題となっている今日、また社会のあらゆる場で女性の活躍推進が図られている中で、政策を議論し決定する政治の場への女性の参画は不可欠である。2015年末に閣議決定した第４次男女共同参画基本計画においては、衆議院及び参議院の候補者に占める女性の割合を2020年までに30％とする目標を、政府が政党に働きかけする際に示す努力目標として掲げている。しかし、さきの参議院選挙では、立候補者に占める女性の割合は全体で24.7％であった。2020年までに30％という目標を達成するためには、これまで以上の政策が必要である。国会においてもこれまでの経緯を踏まえ、法制度において女性議員を増加させるための施策を定めることが、国、自治体のいずれの議会においても女性議員の増加を実現する確かな方策となり得るとして、議員立法が提案されている。よって、本町議会は、国会及び政府に対し、女性議員の増加を促し、男女がともに政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進」のための法律制定が実現されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣府です。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　これも２回目ぐらいでしたかね。

〔「３回目です」と言う人あり〕

○５番（青柳賢治議員）　３回目でしたか、そうですか、そんなに出してましたっけ。

それで、これも今冒頭に渋谷議員おっしゃったように、国会で与党と野党が歩み寄って成立するらしいという状況であると。そして、そういう状況の中で、そしてさらには嵐山町議会のように先端行っているような、男女共同参画社会の、ような感じも受けられますよ。そういう中で、この出す意味です、出す意味、それをちょっとお尋ねしたいのですよ。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　出す意味って皆さんの……

〔「今、出す意味」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　出す意味ですか。これは政治を女性参画を進めるために、

嵐山町議会どういうふうな考え方をしているかということを示すために出すのです。それだけです。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そうすると、この意見書というのは、今国会で一応通ろうとしているということと同義ということでよろしいのでしょう。そういう解釈でよろしいのでしょう。

〔「ちょっと意味がわからない」と言う人あり〕

○５番（青柳賢治議員）　同義的な、要するに同じ意味のものであるかということを確認したいのです。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　とりあえずこれはそういうふうなことになると思いますが、今後のもっと細かなことに関しては、お互いに政党同士で話し合って、どういうふうな形のことを進めていくかというのは、また別の次の段階に発展すると思いますが。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

では、賛成討論。第２番、森一人議員。

〔２番　森　一人議員登壇〕

○２番（森　一人議員）　政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書に賛成討論いたします。

今さらではありますが、男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会です。

今回の意見書においては政治分野ということですが、あらゆる分野においても女性も意欲に応じて活躍できる社会を構築することはとても重要なことであると思います。女性の政策、方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、政治面、経済面での創造性が格段に増していくものと考えます。

また、仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、

男女がともに子育てや教育に参加しやすくなるものと考えます。

重ねて超党派で一本化された法案が衆院内閣委員長提案とされ、発議される見込みであり、この意見書を提出することで少しでも後押しになればと思っております。

以上のことから、この意見書に対して賛成いたします。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第４号　政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第17、発議第５号　最低賃金の時給1,000円への引き上げに関する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、最低賃金の時給1,000円への引き上げに関する意見書の提出について提案理由を説明します。

各都道府県の最低賃金は、時間給が低く、正規雇用の人との国際労働機関が求める同一労働同一賃金に近づくことができません。現在の女性・若者のワーキングプアの厳しい実態から回復するためには、最低賃金の引き上げが必要です。最低賃金の引き上げは経済活性化につながっていきます。最低賃金制度は社会保障の一つでもあり、本意見書を提出します。

最低賃金の時給1,000円への引き上げに関する意見書です。

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障する制度である。都道府県ごとに定められた地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申し出に関する手続を経て、都道

府県労働局長により決定されており、働く貧困層と言われるワーキングプアの解消のためのセーフティーネットの一つとして最も重要なものである。最低賃金については、平成21年に内閣総理大臣の主導のもとで労働界・産業界をはじめ各界のリーダーや有識者が参加し設置された雇用戦略対話において、平成32年までの目標として、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すことが合意された。最低賃金の引き上げは、所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、デフレからの脱却を図るとともに、経済の好循環を実現させていくためには必要不可欠である。よって、嵐山町議会は、国会及び政府に対して、中小企業支援策と一体的に最低賃金を早急に時給1,000円に引き上げるための施策を講ずるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣です。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　文章の下から２段目のところに、「中小企業支援策と一体的に」とあるのですけれども、この一体的にということは、嵐山町の非正規職員の方もこれは最低賃金1,000円にしたほうがいいと思っていらっしゃるのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　最低賃金1,000円は当然なことであると思います。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今埼玉県の最低賃金845円だったと記憶しておるのですけれども、そうしましたら嵐山町の職員、非正規職員に対しても、最低賃金1,000円で財政的にはどうなのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　財政的な問題というのはまた別の問題、そこのところは今最低賃金1,000円にしたところで、嵐山町の臨時職員賃金がどれだけ必要になってくるかというのは、私はちょっと計算していませんけれども、これはそれがないからといって、今のこの人件費を削減していく、そして低い中で、ブラックな嵐山町をやっていかない、そういうことが必要で、最低賃金で少なくとも非正規労働者の社会保障

というのですか、生活を保障していくという態度が嵐山町で必要だと思いますが。

計算しろというのだったら、これから計算しなくてはいけないのですけれども、そういうふうな時間給でどのぐらいの人が何人働いているというのは、今の段階では計算していないですから。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第５号　最低賃金の時給1,000円への引き上げに関する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第18、発議第６号　公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について提案理由を説明します。

日本国憲法26条においては「義務教育は全てこれを無償とする」と定められているにもかかわらず、義務教育保護者は、教科書・教師給与のほか、さまざまな負担を公教育の実施者から求められています。年々世帯の格差が広がり、表面的には格差は見えにくいものですが、広がっています。

保護者においては、本来ご自分の家庭で伝えたい文化・教養があります。そこにお

いては保護者の責任において進めるものですが、憲法が国に求めていることは、国が公教育の全てを保障することです。したがって、本意見書を提出し、憲法の定めのとおり、義務教育の無償化を法で定めていくことを求めるよう提案します。

では、公教育無償化を実現する法制度を求める意見書についてになります。

厚生労働省がＯＥＣＤ基準によって調査している子どもの相対的貧困率は2012年16.3％となり、６人に１人の子どもが貧困状態であることが公表された。その対応として、子どもの貧困対策法が制定された。

日本国憲法26条においては「義務教育は全てこれを無償とする」と定めている。昭和22年制定・平成18年改訂の教育基本法５条において国公立学校では授業料を徴収しないことが定められました。昭和38年制定の「義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律」が制定され、教科書に関する無償が定められた。しかしながら、憲法26条の教育の無償化は、具体的な法律を定めていない。そのため、地方自治体は学校予算として、教材・教具を購入し、教育に必要な物品をそろえている。しかし、多くの学校では、ワーク・ドリルなどの教材費を学級費、学年費などの形で保護者から徴収している。また、修学旅行費、体操着、制服、部活動経費などについても別途保護者負担となる。

一方、和歌山県大地町ではノートや辞書類については町が全額負担し、宮城県知事は小学校入学時の教材費一部助成の考えを示している。学校給食費については、学校給食法11条より食材費等を保護者から徴収することができる規定があり、保護者の負担としている。しかし、学校給食の無償化に取り組む自治体は、埼玉県滑川町のほか71の自治体で、一部補助は坂戸市など184自治体に及んでいる。給食費及び全ての教材費を徴収しない自治体は山梨県早川町など７自治体あります。

公教育として体系的・組織的に行われる義務教育及び高校教育については、経済的な機会均等及び格差縮小を目指し、その経費全てを公費で負担する無償化の法制度化が必要である。そのため、以下を求める。

記

１、学校教育に必要な全ての教材を無償給与する法制度を確立すること

２、学校給食の無償化を進めるため学校給食法を改正すること

地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、厚生労働大臣

です。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　この文章の真ん中あたりに、「多くの学校では、ワーク・ドリルなどの副教材費を学級費、学年費などの形で保護者から徴収している」ということが書いてありまして、今回、記の中に１、２と項目があるわけですけれども、１の中に「学校教育に必要な全ての教材を無償給与する」とあるのですが、ここの教材というのは学用品という考え方でよろしいのか、確認したいと思います。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　さまざまな問題があると思いますが、遠足代とか修学旅行のお金、それからＰＴＡ会費というのもあります。ＰＴＡ会費は本来徴収しなくてもいいものなのですが、そういうふうにやっていますが、込み込みでいきますと、交通費、それから制服、文房具、裁縫用具といったものも入ってきます。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ですので、ここの書いてある副教材とか修学旅行費、体操着、制服、ここに書いてあるもの全てが教材費と見込んでよろしいということだと思うのですが、私も今憲法の26条調べてみました、どういうことが書いてあるのかと、今さらながらですけれども調べてみましたところに、第26条には第１項、第２項と２つありました。第１項は、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」、第２項は「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」。

しかしながら、逐条解説というものが、解説書がついております。本条は、国民に教育を受ける権利を保障しています。全ての国民は、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負います。これは勤労の義務、納税の義務と並ぶ国民の３大義務のうちの１つです。２項では、義務教育は、これを無償とするとしています。ここで無償とされる範囲が問題となります。学説上、授業料無償説、一切無償説などがありますが、判例は26条２項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であるとし、授業料無償説を採用しています。よって学用品などは無償の範囲に含まれていませんと書いてあります。

ですので、今学校問題は、耐震化がもう嵐山町の学校におきましてはもう100％済んでおります。次やるべきことは、トイレの洋式化、トイレをきれいにしなくてはいけないかなというところに次は来るのかなと思います。やはり子供の安心、安全を第一に考えて今、町は執行してくださっていると思うのですけれども、こういうふうにうたってある中で、財政が厳しい中でもこれを求めるということでよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、それは畠山さんが読んでいらっしゃる逐条解説が、どのものに基づいて読んでいるかわからないのですけれども、一応私も憲法は学習しておりまして、申しわけないのですが。ちょっとそれで、町村に求めるものではなく、国へ法制定を定めてほしいという意見書なのですが、勘違いなさっているのではないでしょうか。よくわからないのです、その質問の意図がわかりません。

○大野敏行議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ですので、一番今何を優先すべきかというところで、今耐震化は進んできました。次にやはり、次はトイレとかそういうところに来るのかなと思いますので、どうなのかなというところです。国にこれ要望しているのはわかっております。しかしながら、今財政も厳しい中で、これはどうなのかなということを申し上げました。

○13番（渋谷登美子議員）　どういうふうに答えていいかわからないのですけれども……

○大野敏行議長　答弁。

○13番（渋谷登美子議員）　国は義務教育を無償化するという義務があるのです。その義務を果たしていないので、義務教育で安全性を求める、公共施設の安全性を国に求めるのは、当然のことでしょう。

それから、本当に市町村のやるべきことなのかどうかというのは、施設改修に関してまで市町村が学校教育は無償なので、それを市町村財政でやることが適当なのかどうかというのはわかりませんが、いいですか。いいですか……

○大野敏行議長　聞こえますから、そんな大きな声出さなくても聞こえますから。

○13番（渋谷登美子議員）　畠山さん、おかしいです、質問自体が。

○大野敏行議長　いや……

○13番（渋谷登美子議員）　ちょっとひど過ぎるわ、この質問。

〔「学用品が」と言う人あり〕

○大野敏行議長　いや、もういいです。

答弁終わりましたね。

○13番（渋谷登美子議員）　何これ、すごい何か……

○大野敏行議長　ほかにないですね。質疑、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　ほかにないのですか。まるで私がちゃんともうちょっとで……

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長　討論を行います。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　反対討論です。

○大野敏行議長　反対ですね、どうぞ。

〔４番　長島邦夫議員登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　討論いたします。公教育無償化を実現する法制度を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

今言葉が出たのと復唱になりますが、日本国憲法は第26条１項に「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあります。２項には、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。これを無償とする。」とあります。

現在小中学校の義務教育では、授業料及び教科書は無料となっており、学校施設の利用に含まれる、学校で使う、施設で使うものです、光熱費ですとか管理費も当然無料となっています。ですが、個人の持ち物となり、個人で使うさまざまな部分は、やはり個人で負担する部分とされており、親、親権者が理解すべきだというふうに思います。

給食費については、文科省は義務教育での公立学校の無償の範囲において、学校教育は保護者負担と明言しており、学校給食法では目的として学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発展に資するもの、学校における食育の推進を図ることとしています。大変重要な教育の一環ではないかなというふうに思います。

確かに学校給食費が無料が全国の学校にあるとは言われています。払えないのか、払わないのかはわかりませんが、報道によるとある自治体においては、給食者の未納者対策に苦慮した結果、弁当を持参してほしいとお願いしたところ、約８割の方が給食費を払いますよと、そのように回答されたそうです。払えるのに払わない、まさに自分の都合の考えと思われます。

国、自治体においては、経済的に恵まれない家庭には生活保護の教育扶助、国庫補助の対象で対応する場合及び市町村が援助する制度もあるわけであります。子供の安全は守られていると私は考えます。確かに今、貧困への対応、教育力アップなどの面から、国レベルの政党により幼児教育から高等教育に至るまで全ての教育を無償化する憲法改正案が発表され、話題となっていますが、無償化の範囲をどのようにするのか、財源確保をどのようにするのか難しい問題となっています。

私も財源確保は国民に理解されることが本当に一番重要だというふうに考えます。よって、払える人には払ってください。やはり個人で使うものは個人で負担する、親、親権者としての責任であるというふうに思います。

以上、討論といたします。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第６号　公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　賛成少数。

よって、本案は否決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

休　　憩　午後　２時３７分

再　　開　午後　２時５０分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第19、発議第７号　軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制

度」の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制度」の廃止を求める意見書を提出する提案理由をお話します。

安倍政権によって、武器輸出による利益追求が大きくなっています。2015年武器輸出３原則を廃止し、防衛装備移転３原則に変え、海外への武器の売り込みに躍起になっています。「軍学共同」は日本が戦争できる国へかえる根幹に位置するものです。日本の科学技術が再び人々を殺す武器開発を加担する可能性が広がっています。日本は、戦争はしないと誓っています。人類の将来、地球の将来を見据え、軍学共同はあってはならず、それを安全保障技術研究推進制度という補助金で推奨していくことに強く反対し、本意見書を提出するものです。

軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制度」の廃止を求める意見書（案）を読み上げます。

安倍内閣は、2017年度予算案の中で、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に110億円を計上した。この予算案では、教育・科学振興費は5.3兆円と据え置かれる一方、防衛費は５年連続増加し5.1兆円とし、大幅な軍備増強となる。とりわけ、「安全保障技術研究推進制度」の予算が、2016年度の６億円から大幅に増額され110億円とされている。今回の予算措置で提示されているのは「１件当たり数十億円で５年継続」という基礎研究を行っている研究者に好条件での研究費の供与である。少なくない研究者たちが「科学・技術の発展のため」という大義名分の軍事開発を進め、我が国が軍事国家への道に向かい「軍産学複合体」を形成することになる。日本国憲法の平和憲法の道から大きく外れていく。

我が国の予算は、子供に対しての投資が貧しく、教育予算が低額で憲法26条に保障されている義務教育の無償化もなされていない。

2016年度６億円、2017年度110億円の「安全保障技術推進費」は、今後軍事費として膨れ軍事大国への道を歩み、国民の教育研究費・格差是正のための予算の配分がますます縮小されていく。

我が国は72年前、戦争をしない決意をした国である。国際紛争解決は平和的相互理

解によって進めなければならない。よって安全保障技術研究推進制度を廃止し、武器輸出による経済利益の追求を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

提出先ですけれども、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長、防衛大臣、防衛装備庁です。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　この2016年度の６億円ですか、ここに日本の大学でも手を挙げた大学、公募した大学が相当あるように聞いております。どの程度の申し込みといいますか、公募というか、あったやに聞いてますか、ご存じでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、2015年度と2016年度では、2016年度のほうが減少しています。それはこういったことに対して日本学術会議が反対の意見書を出して、ちょっと今何件というのを出せないのですけれども、出して、そして非常に皆さん、軍事活動に研究をしないようにしていこうという学者たちの連携ができてきていますので、そういうふうな形で、今何件と言われると、どこにあったかなというのちょっと見ているのですが、出ていますが、ちょっと減っているということだけは確かです。ちょっと待って、どこに行ったかな。すみません、ちょっとすぐ出ないのですけれども、10件は出ていますけれども。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　その中で、例えば北海道大学の先生がやった研究があるのです。私も調べてみたのですけれども、その研究なんかはどういう内容のものだったかご存じでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　研究課題名、「マイクロバブルの乱流境界層中への混入による摩擦抵抗の低減」というものです。

○大野敏行議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　これなんかは民間でもうんと船の進み方、抵抗力を弱くしたり、燃料費を削るというようなところにもつながっていく研究なのです。そういうようなこともやっている研究なのですが、そういうことすらも軍学共同というような捉

え方でいらっしゃるのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　それは民間の研究費でもできることです。ほかの文部省の研究費が多くなれば、そういった形で民間の部分をできます。だから、軍学でやっていくと、そこの部分で軍事費となったときに、それが機密事項になって、どういうふうな形になっていくかわからない、実際に何が起こっているかわからない、公表されないという事態になっていくことが問題になっていて、ここで軍事費としてやっていかないで、ほかの形で研究費を提供していくことで、いろいろな研究が開発させられる。そのために、この安全保障技術推進制度というものをやめていこう、補助金を廃止していこうという提案です。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第５番、青柳賢治議員。反対。それでは、第５番、青柳賢治議員。

〔５番　青柳賢治議員登壇〕

○５番（青柳賢治議員）　軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制度」の廃止を求める意見書の提出について、反対の立場で討論させていただきます。

そもそもこの「安全保障技術研究推進制度」というものが、どこから出てきているか。これは日本の総理大臣である安倍首相が、積極的平和主義。これは自国のみならず、国際社会の平和と安全の実現のために、能動的、積極的に行動を起こすという価値がある考え方なのです。そして、これは今これに基づいて世界中を飛び回っているわけでございますが、民間のこの技術、これを活用するデュアルユースという考え方があります。この考え方は加速しているのです。なぜ加速しているかというこの背景は、やはり今日本に、各大学にです、アメリカ、イギリス、韓国、この軍を挙げて接触をしてきている、そういうまず事実があるのです、その事実というのは……そしてそれを受けてく学者の先生方、確かにさっき渋谷さんおっしゃったように、軍事研究というのは大学が判断していくのだというようなことで、日本学術会議の大西会長に至っては、自衛隊を国民が容認していると。その目的にかなった基礎的な研究開発を大学が研究者として進めるということは容認できるのではないかとまで言っておりま

す。

そして、そのいろいろな、日本が戦争を引き起こして、その後のことを学者の皆さんもうんと反省されてやってこられています。ですけれども、この研究というのは、学者の人が一番わかるのです。どういったものがこの研究の先にあるかということは。それは学者としての節操なのです。いいですか。そこに至りますと、これが民生部門で利用されて、役に立っていくということにもなります。

そして、自衛隊の合憲性、これを認めるか、認めないか、ここでも違ってくるのです、判断が。その判断が防衛技術研究が大事だということであれば、これは推進していくと。2016年の１月にも閣議決定されているのです。そして、安全保障そのものはリスクマネジメントでもあると。そういう中で、この安全保障技術研究制度の推進というのは、今日本の置かれている立場、この中から学者の皆さんが何とおっしゃっているか。

〔「安倍さんがやっていることだから」と言う人あり〕

○５番（青柳賢治議員）　違います。「理解の声」と声があるのですよ。理解の声。理解ですよ、理解するということです。防衛目的に倣い、成果の公開が可能であるわけです。そして今置かれている安全保障環境の厳しさ、ここにやはり今の日本の国はあるのです。そういった時代背景を認識すると、今の時点でこの意見書を出すということについては反対でございます。

以上をもって反対討論といたします。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第７号　軍学共同に反対し「安全保障技術研究推進制度」の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第20、発議第８号　テロ等準備罪＝共謀罪の法案提出に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　テロ等準備罪＝共謀罪の法案提出に反対する意見書の提出について提案理由をご説明いたします。

ここにさらっと書いておきましたが、簡単にもう少し詳しく述べたいと思います。私は、共謀罪の立法化に反対する意見書の提案理由の説明を行わせていただきます。

これまで自民党政権は、この共謀罪の立法化に向け３度国会に提出しましたが、人権侵害との厳しい批判を受け、廃案となってきました。安倍政権は今度は装いを変え、共謀罪の名称をテロ等準備罪とし、対象を組織的犯罪集団に限るとしました。しかし、以前から批判が集中していた対象犯罪については、絞ったとはいえ270にもなっています。

この共謀罪の問題の本質は、犯罪が行われなくても犯罪を共謀したというだけで処罰するというところにあります。近代の刑罰法では、思想信条を処罰の対象にしてはならないところにあります。そして、刑罰は犯罪行為が実行された場合のみを対象とする原則が確立しています。

対象についても問題が指摘されてきました。その結果、これまでの団体としてきたものを組織的犯罪集団に変更しました。しかし、２人以上で計画したグループが、組織的犯罪集団として対象となるわけですから内容が変わったわけではなく、どんな団体にしろ対象となり、また捜査機関の拡大解釈と乱用を危ぶむ意見や、一旦法律が制定されると対象範囲が拡大されるおそれも指摘されています。よって、この意見書は国に対して我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こし、国民の強い批判の中で廃案となってきた経緯から、こうした共謀罪の立法を行わないよう強く要望するものであります。

それでは、本意見書の朗読を行います。

共謀罪の構成要件を厳しくしたという「テロ等準備罪」が提案されようとしている。この「テロ等準備罪」は、犯罪が行われなくても「犯罪を共謀した」というだけで処罰をするものであり、かつての共謀罪と同じであります。単なる発言だけでは実行行為に至るかどうかは不明で、思想・信条を処罰する危険まであるので、刑罰は犯罪行為が実行された場合のみを対象とする原則が確立されているものである。

安倍政権は、対象犯罪について676から277に絞ったが、なおも一般市民が対象になるおそれは残っている。それは「準備行為」という要件を加えてあり、準備行為という定義は曖昧な上、「資金や物品の取得」、「その他」となっていて、集団のうちの１人が犯罪の準備をしたということで、これまでと同様、全く犯意のない人まで同意をしたとされ、捜査当局の恣意的判断で犯罪者とされてしまう懸念があるからだ。

対象についても、これまでの「団体」を「組織的犯罪集団」に変更した。しかし、「２人以上で計画した」グループが組織的犯罪集団として追及されるわけだから、内容が変わったのではなく、一般の市民団体、ＮＰＯ団体や労働組合などが、この法律の対象とされる危険はなくなっていない。

さらに一旦法律が制定された後、対象範囲が拡大されるおそれもある。このことは、戦前の治安維持法にその模範があり、このような人権侵害の本質は変わらないものである。

以上のことから「テロ等準備罪」と名称を変えても、共謀罪と同じものであり、共謀罪は過去３回法案提出されたが、国民の反対世論で葬られたものである。

よって嵐山町議会は、「テロ等準備罪」の法案提出に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出するものであります。

提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣であります。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第１番、吉本秀二議員、反対ですか。それ以外は。

それでは、第１番、吉本秀二議員。

〔１番　吉本秀二議員登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　テロ等準備罪＝共謀罪の法案提出に反対する意見書の提出に反対の立場から討論をさせていただきます。

テロ犯罪の最悪たるものは、2001年９月11日のアメリカ同時多発テロです。驚愕の惨事でした。2013年４月15日には、スポーツイベント、ボストンマラソン大会において無差別の爆弾テロ事件が敢行されております。中東では、自爆等によるテロは日常化し、フランス等欧州にも飛び火するなど頻繁にテロ事件が発生し、世界を不安に陥

れております。

日本では、1995年３月20日、宗教団体オウム真理教による化学兵器サリンを使った無差別テロにより死者13人、負傷者6,300人が被害者となる世界を震撼させるテロ事件が引き起こされております。

また、組織犯罪集団は、国を問わず国際規模で違法行為による収益を求めて暗躍をしております。2000年11月、国際組織犯罪防止条約、ＴＯＣ条約が国連総会で採択されました。テロや組織犯罪に対するためのものであります。条約を締結しますと、締結国間では犯罪共助や犯人の引き渡し条約を結んでいない国に対しても、捜査協力を依頼できるようになるものです。既に187カ国の国、地域が締結しています。日本は先進７カ国で唯一締結に至っておりません。この条約の批准には、テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正が条件となります。

３年後の2020年には、東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。世界各国のアスリート、要人、観光客を迎えることになります。イギリスの新聞、エコノミクス・インテリジェンス・ユニットが2015年度版の治安のよい国、都市ランキングを発表しています。それによれば、世界50主要都市で最も安全な都市に東京が選ばれております。世界主要50カ国で最も安全な都市と評価されていても、世界中から集まってくる大イベントとなると、どのような国からどのような犯罪組織がどのような目的でテロを企ててくるかわかりません。

国内の犯罪組織においてもしかりであります。最大級の危機感を持ち、最大級の警備体制で臨むことは、開催国として当然のことであります。そのためには、国際社会から求められている法の整備を図り、国際社会と連携し、情報の共有と捜査協力体制を構築していくことは必須のことであります。

さて、３月21日にテロ等準備罪法案が閣議決定されました。今国会に上程されるものと期待をしております。本法案は、平成15年の国会で共謀罪を設ける法案を提出しましたが、審議はされず、衆議院の解散により廃案になっております。２回目は、平成16年の通常国会に提出され、翌年の通常国会で審議されましたが、衆議院の解散により廃案になっております。３回目は、平成17年の特別国会に提出され、翌18年の通常国会で審議されましたが、処罰の対象が団体、犯罪に向けた合意、すなわち共謀があれば処罰できる、対象犯罪が４年以上の懲役に、または禁固の刑罰が対象で、676の犯罪に及ぶなどと指摘されました。それを受けて自民党と民主党で、組織的犯罪集団

に限定、処罰は合意に加えて一定の準備行為が必要等の修正案の協議に入りました。これが決裂し、平成21年の衆議院の解散により廃案になりました。

また、民主党政権時、今回と酷似した共謀罪の修正案、組織的犯罪集団に限定、処罰は合意に加えて一定の準備行為が必要、対象犯罪を306に絞るを国会に提出、菅直人代表代行もこれを高く評価していましたが、自民党が修正案を丸飲みにすることを提案すると、民主党は立場を一転させたという報道もあります。こうした経緯を経て、自民党は懸念されるところを修正し、今回テロ等準備罪が閣議決定されたものであります。

テロ等準備罪の法案提出に反対する意見書では、反対の理由に思想、信条を処罰する危険性があるので、処罰は犯罪行為が実施された場合のみを対象とする原則が確立されていることを挙げております。しかし、組織的テロ等においては、被害が甚大であるなど保護法益を考えるときに実行に至る前に阻止すべきであると考えます。現刑事法においても、刑法第２章に内乱に関する罪として内乱予備罪、内乱陰謀罪や刑法199条、殺人の罪を犯す目的で予備をする殺人予備もあるわけで、日本の刑事法のあり方も整合的であるとした見解について私も支持いたすところであります。

その他、準備行為が曖昧、捜査当局の恣意な判断で犯罪者にされる、団体を組織犯罪集団にされるおそれがある等々の指摘がありますが、初めから廃案ありきの議論ではなく、本法案を提出の上、国会でよく議論していただき、疑問な点は国会でただす修正案を出すなり、また代案を出していただくなり、議論をすることこそ国会のあり方だと思います。

本案への世論調査結果は、２月20日付の朝日新聞では、賛成44％、反対25％、その他答えないが31％とあります。時事通信社の２月19日の発表では、賛成66.8％、反対15.6％とありました。毎日新聞では賛成53％、反対30％であります。各社ばらつきはあるものの、本法案を必要と考えている国民の支持もある程度得られているわけです。

本意見書がテロ等準備罪の法案に反対するだけではなく、法案を提出するとさえ反対しているわけであります。到底理解できるものではありません。

以上、本意見書に反対し、テロ等準備罪の法案提出に賛成の討論とします。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

〔「まだおるって」と言う人あり〕

○大野敏行議長　賛成討論ですね。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。本案の意見書について賛成の立場から討論をいたします。

安部内閣は21日、国民の内心を処罰する共謀罪法案を閣議決定し、国会に提出しました。外遊中の安倍晋三首相の欠席のままで臨時代理採決で決定をしたものです。

今話がありましたように、共謀罪は過去３回廃案となりました。今回の共謀罪法案の国会提出の動きに対し、日弁連や刑法学者、憲法学者らを含む広範な国民の批判が強まっています。

安部内閣は４度目の国会提出を強行しました。共謀罪の対象範囲は277に上り、２人以上で犯罪の実行を計画するだけで処罰の対象となります。思っただけでは犯罪にならないという近代刑法の大原則の大転換です。法案は自首した者に刑の減刑、免除を求め、密告を奨励しています。

また、共謀の摘発のためには、盗聴などの捜査権限の拡大が不可避となります。日常的に国民監視が強まり、国民の内心の自由が侵される危険があります。共謀罪は、実際の犯行行為がなくても相談や計画をしただけで処罰するものであり、既遂処罰という刑法の大原則を転換するだけでなく、思想及び良心の自由を保障した憲法19条に背く違憲立法です。

さらに、一般の団体などが組織的犯罪集団であるかを判断するのは捜査機関です。共謀しているかどうかをつかむためには、多数の一般人を盗聴や監視の対象にすることになります。広い国民の思想、信条を侵すものであります。

よって、本意見書に対し賛成するものです。

○大野敏行議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第８号　テロ等準備罪＝共謀罪の法案提出に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第21、発議第９号　稲田朋美防衛大臣の解職または辞任を求める決議についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　稲田朋美防衛大臣の解職または辞任を求める決議についてであります。これ本来動議を上げて提案する予定でありましたが、こうして議題にのせていただき、関係者に感謝を申し上げます。

それでは、その提案理由でありますが、稲田朋美防衛大臣は、森友学園問題で国会での虚偽答弁をしたこと、また南スーダンのＰＫＯ活動では日報を廃棄し、存在しないとしたこと。さらに、南スーダンでの戦闘行為を衝突と言いかえ、真実を国民に明らかにしなかったことから、稲田防衛大臣の解職または辞任を求めるものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

稲田防衛大臣は、本年３月13日の参議院予算委員会で、森友学園の代理人弁護士を務めたことがあるか問われ、「籠池氏の事件の受任も裁判も行ったことはない」と断定して答えた。

ところが、大阪地裁の記録から稲田氏は代理人弁護士として出廷していた。このことがわかると一転して稲田防衛大臣は、「記憶に基づき答弁した」として訂正し、おわびした。これは自身の身を守るため、籠池氏との関係をことすらないようにしたとしか考えられない。そして、このような虚偽答弁が許されては、国権の最高機関としての名誉にもかかわるものであります。

また、稲田防衛大臣は、南スーダンでの日報が「破棄されていて存在しない」と隠蔽を図ったこともある。さらに、南スーダンでの「戦闘」を「衝突」と言いかえて答弁したが、これが「憲法上問題になるから戦闘とは言えない」という説明であった。まるで戦前の「戦争」を「事変」と言いかえたのと同じだ。武力紛争が起きていれば、当然自衛隊によるＰＫＯ活動の引き上げ指示をしなければならないが、自衛隊派兵を続けたいがために言葉を言いかえ、自衛隊員の命をもて遊んでいることは到底許すこ

とができない行為だ。以上のことから、稲田朋美防衛大臣は、閣僚としてふさわしくないことは明らかだ。

よって、嵐山町議会は、安倍晋三内閣総理大臣は速やかに稲田防衛大臣の解職をすること。稲田防衛大臣におかれては速やかに辞任することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、そして防衛大臣です。

○大野敏行議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結します。

討論を行います。

賛成ですか。

〔「賛成です」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ほかにないですね。

それでは、10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。稲田朋美防衛大臣の解任または解職を求める決議に賛成をいたします。

今テレビ、新聞で大きな問題になっている一つは森友問題です。稲田大臣は、国会の中で平然とうそを言ってきました。記憶違いだというふうに言ってきたわけですが、籠池氏との関係では、10年間お会いしたことも話をしたこともないと言い続けてきました。同時に、この民事事件の中でも、事件を受託した顧問弁護士だったことはないと言い続けました。しかし、決議書にもあるように、国会の中でも裁判に出廷したということが明らかになりました。

もう一つは、ＰＫＯの問題です。南スーダンに対しては防衛省の日報について存在そのものを隠し通してきました。同時に、日報公表後も戦闘という記載について法的な意味での戦闘行為ではないということで言い続けてきました。この内容は、憲法９条の問題になるからということであります。しかし、この森友問題、日報問題も明らかになるにつれて、稲田防衛大臣そのものが国会の中で訂正、謝罪を行いました。訂正、謝罪をすれば事が済むということではありません。

野党４党は、こうした中で、今国会中に行われるであろう辞職勧告決議案を上げる

動きをしています。ぜひこの辞職勧告決議案をバックアップするために、嵐山町議会がこの意見書上げていっていただきたというふうに思います。ぜひ皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより発議第９号　稲田朋美防衛大臣の解職または辞任を求める決議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

○大野敏行議長

○大野敏行議長

○13番（渋谷登美子議員）

○大野敏行議長

○13番（渋谷登美子議員）

○大野敏行議長

休　　憩　午後　３時３０分

再　　開　午後　４時２１分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○大野敏行議長

○３番（佐久間孝光議員）

◎町長挨拶

○大野敏行議長　これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、平成29年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し述べます。

今期定例会は、３月１日に開会をされ、３月24日の本日まで24日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成29年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。また、副町長並びに教育委員会教育長の任命につきましても、ご同意を賜りまして深く感謝申し上げる次第でございます。

私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える決意であります。なお、議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討をいたしまして対処する所存でございます。

先月、待ちに待った地方創生拠点整備交付金の満額裁決が決定をしました。いよいよ嵐山町人口ビジョン総合戦略の本格稼働であります。日本一の教育のまちづくり、駅周辺の活性化、稼ぐ力、若者の定住の取り組みなど、具体的かつ確実に事業を展開をしてまいります。

間もなく町制50周年という記念すべき新年度を迎えます。今この節目に笑顔あふれる将来を思い描き、愛するふるさと嵐山町を確かな未来を実現すべく、全身全霊を傾注をしてまいります。

議員におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後ともご健勝にてさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◎議長挨拶

○大野敏行議長　次に、本職から挨拶を申し上げます。

３月１日より24日間にわたり、平成29年度予算審議におきましては、議員の皆様一番大事な審議であるということを心得ており、真剣に取り組まれました。その思いに敬意を表します。

また、岩澤町長をはじめとする執行部の皆さんも、誠意を持って真摯に答弁されました。この点につきましても、敬意と感謝を申し上げます。

３月５日の第33回比企郡駅伝競走大会において、嵐山町Ａチームが12年ぶりの優勝を果たし、50周年に向けて弾みをつけていただきました。選手の皆さん、スタッフの皆さん、ありがとうございました。

そして、３月末日をもってご退任されます小久保教育長様、中嶋総務課長様におかれましては、大変ご苦労さまでした。今後のご活躍をお祈り申し上げます。

結びに、ご参会の皆様のますますのご活躍とご健康をお祈り申し上げ、私のお礼の言葉といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○大野敏行議長　これをもちまして平成29年第１回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時２８分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員